第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成26年第1回幕別町議会定例会 (平成26年3月4日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏

日程第2 会期の決定

(諸般の報告)

行政執行方針 (町長、教育委員長)

日程第3 議案第2号 平成26年度幕別町一般会計予算

日程第4 議案第3号 平成26年度幕別町国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成26年度幕別町介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成26年度幕別町簡易水道特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成26年度幕別町公共下水道特別会計予算

日程第9 議案第8号 平成26年度幕別町個別排水処理特別会計予算

日程第10 議案第9号 平成26年度幕別町農業集落排水特別会計予算

日程第11 議案第10号 平成26年度幕別町水道事業会計予算

日程第12 議案第11号 平成25年度幕別町一般会計補正予算(第7号)

日程第13 議案第12号 平成25年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第14 議案第13号 平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第15 議案第14号 平成25年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第16 議案第15号 平成25年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第3号)

日程第17 議案第16号 平成25年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第4号)

日程第18 議案第17号 平成25年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第3号)

日程第19 議案第18号 平成25年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

日程第20 議案第19号 平成25年度幕別町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第21 陳情第1号 「地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する

意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成26年第1回幕別町議会定例会

1 開催年月日 平成26年3月4日

2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂

3 開会・開議 3月4日 10時00分宣告

4 応集議員 全議員

5 出席議員 (20名)

議 長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至

5 小島智恵

6 岡本眞利子

7 藤原 孟

8 乾 邦廣 9 牧野茂敏

10 谷口和弥

11 芳滝 仁

12 田口廣之

13 前川雅志 14 成田年雄

15 中橋友子

16 野原恵子

17 増田武夫

18 斉藤喜志雄

6 地方自治法第121条の規定による説明員

長 岡田和夫 教 育 長 飯田晴義 代表監查委員 柏本和成 会 計 管 理 者 田井啓一 民 生 部 長 川瀬俊彦 建 設 部 長 佐藤和良 札 内 支 所 長 飛田 栄 企 画 室 参 事 細澤正典 地域振興課長 原田雅則 学校教育課長 川瀬康彦

副 町 長 高橋平明 教 育 委 員 長 沖田道子 農業委員会会長 杉坂達男 教 育 部 長 羽磨知成 経 済 部 長 田村修一 企 画 室 長 伊藤博明 忠類総合支所長 姉﨑二三男 総 務 課 長 菅野勇次 糠内出張所長 妹尾 真 生涯学習課長 澤部紀博 保 健 課 長 境谷美智子

7 職務のため出席した議会事務局職員

福 祉 課 長 坂野松四郎

局長 野坂正美

課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

8 議事目程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏

議事の経過

(平成26年3月4日 10:00 開会・開議)

「開会・開議宣告]

○議長(古川 稔) ただいまから、平成26年第1回幕別町議会定例会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、7番藤原議員、8番乾議員、9番牧野議員を指名いたします。

「会期の決定]

○議長(古川 稔) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月20日までの17日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長(古川 稔) 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」及び同法第199条第9項の規定による「定期監査結果報告書」が議長宛てに提出されていますので、お手元に配付してあります。

次に、2月21日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、平成26年度事業計画が決定いたしましたので、お手元に配付いたしました。後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、諸般の報告を終わらせていただきます。

[行政執行方針]

- ○議長(古川 稔) ここで、町長から行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 平成26年第1回町議会定例会が開催されるに当たり、町政執行についての所信を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんにご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年4月に町民の皆さんからの付託を受け、町長として町政執行の責任を担わせていただいてから、今年度は任期の締めくくりの年を迎えようといたしております。

平成 11 年に町長に就任して以来、私は常に町民が主役のまちづくりの推進を念頭に、活力ある経済、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、町民の皆さんの声に真摯に耳を傾け、町政を進めてまいりました。

我が国の経済は、大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略を基本方針に 推し進めてきた「アベノミクス」の効果から、緩やかに持ち直し始めてはいるものの、地方にあって は、今なお、景気の回復を十分に実感できる状況にあるとはいえず、加えて、消費税の引き上げに伴 う地域経済への影響も懸念されております。

一方で、他国に例を見ない急速な少子高齢化や公債費残高の累増により、社会保障給付費や国債償 還費が増加し、我が国の財政状況は極めて厳しい状況下に置かれております。

こうした中にある今こそ、将来にも持続可能で健全な行財政基盤を構築することを基本として、町 民と行政が知恵を出し合い、協働の精神でまちづくりを進めていかなければならないとの思いを強く いたしているところであります。

初めに、町政に臨む私の基本姿勢について申し上げます。

平成18年2月6日の新町誕生から9年目を迎えました。

「住民の融和、新町の一体感の醸成、並びに新町全体の均衡ある発展」という新町建設の理念の一層の実現に向け、次の四つを基本として町政を進めてまいります。

その第1は、「安心・安全」な地域社会の実現であります。

人口減少社会と言われる現在、本町においても急速なスピードで少子化と長寿化が進行いたしております。

国においては、農業を初め、食の安全・安心や医療、雇用など地域経済に大きな影響を及ぼすと考えられる TPP 交渉への取り組みや税と社会保障の一体改革など、地域の産業構造や雇用の根幹にかかわる大きな政策転換を進めようといたしています。

こうした中にある今、本町経済を牽引する農業の体質強化を図り、足腰の強い経済基盤の構築に努めるとともに、安心して子育てをできる環境整備や障がい者や高齢者の方が生きがいを持って暮らせる地域社会づくり、生活交通の確保など、安心・安全な地域づくりに取り組むことが肝要であると考えております。

第2は、「公正・公平」な行政運営の推進であります。

人々の価値観が多様化する中で、行政の各分野で町民ニーズをしっかりと把握し、限りある財源を 最も効果的に活用し、町の将来にとって何が有益なのかを常に意識し、持続的に発展できるよう町政 を進めてまいります。

そのためにも、町民の皆さんの思いに寄り添う姿勢を堅持し、皆さんから信頼いただける役場づくりに努めるとともに行政改革を進め、行政サービスの一層の向上に取り組んでまいります。

第3は、「一体感の醸成と均衡ある発展」の実現であります。

私たちは、平成18年2月6日、晴れ渡った合併の日の思いをこれからも胸に刻み、互いに思いやる 気持ちを決して忘れてはなりません。

一体感の醸成は、一朝一夕で達成できるものではなく、長い時間をかけて日々の暮らしの中で醸成されていくものであろうと感じておりますが、私は、常にこの「一体感の醸成」という大きな目標を忘れることなく、均衡ある発展の実現を目指し、町政運営を推進してまいります。

第4は、「協働のまちづくり」の推進であります。

「協働のまちづくり」の推進は、これまでも「公正で公平な行政」の実現とともに、私の変わらぬ 政治姿勢であり、これまでも多くの町民の方々にさまざまな形で積極的な参加をいただいてまいりま した。

さまざまな住民ニーズや地域の抱える課題に的確に応えていくため、町民の皆さんを初め、公区、企業、NPOなど多様な主体が積極的に参加できる環境づくりを進め、町民と職員とが課題解決に向け、協働のまちづくりを一層確かなものとするよう努めてまいります。

次に、地方財政対策について申し上げます。

国は、「平成26年度予算編成の基本方針」において、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の好循環を達成するために、社会保障を初めとする義務的経費等を含め、予算を聖域なく抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図るという方針を打ち出しました。

このような考えのもと、地方財政においては、国と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に

必要となる一般財源総額について、前年度の水準を確保することを基本として地方財政対策を講じる こととされたところであります。

こうした中で編成した本町の新年度予算の概要について申し上げます。

一般会計予算の総額は 134 億 8,522 万 1,000 円で、前年度当初予算と比較して 1 億 1,942 万 5,000 円、0.9%の増に、また、国民健康保険特別会計など 7 特別会計と水道事業会計を合わせた 8 会計では、総額 91 億 3,350 万 2,000 円で、前年度と比較して 3 億 9,853 万 1,000 円、4.6%の増となっております。

次に、一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費は、総額約12億4,000万円で、前年度と比較いたしますと、道営住宅関連整備事業が終了したことなどにより15.8%の減となっております。

また、非投資的経費は、人件費や公債費は減少しているものの、扶助費や物件費などの増加により、 総体では約3億5,000万円、3%の増となっております。

次に、歳入についてでありますが、町税はメガソーラー施設の賦課開始に伴う固定資産税の増や個人町民税の伸びを見込み、町税全体で 4.6%の増を、普通交付税については、国の地方財政対策などの状況を勘案し、前年度交付決定額に対して 2.2%の減で計上したところであります。

基金繰入金につきましては、財政調整基金から2億5,000万円、減債基金から約700万円、さらには、ふるさと寄附金の活用として、まちづくり基金から約400万円を計上いたしました。

また、町債につきましては、臨時財政対策債に5億4,500万円、普通建設事業債に約3億9,500万円、過疎債のソフト事業分に約7,600万円、総額約10億1,600万円を計上いたしましたが、後年次の財政運営に支障を来すことのないよう、起債借入額の抑制に努めたところであります。

なお、本年4月からの消費税率の引き上げに伴い、本町の財政、とりわけ歳出面への影響を受けるところでありますが、歳入の面では、極力、住民負担の増とならないよう配慮した結果、材料費の高騰などにより引き上げざるを得ない学校給食費と国、道に準拠し定めている道路占用料などを除き、使用料の値上げを見送ることといたしたところであります。

次に、今年度の主要施策の展開につきまして、第5期幕別町総合計画に掲げる五つの基本目標に沿って説明申し上げます。

基本目標の第1、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」についてであります。

都市化の進展や生活様式の変化などに伴い、地域社会の連帯意識の希薄化が危惧される中、近年の防災意識の高まりを背景に、地域に暮らす人々の間の結びつきを回復しようという動きが、見え始めてきたものと認識いたしております。

今年度におきましては、住民活動の拠点施設である札内福祉センターの改築基本計画の策定と町民会館の耐震改修に向けた実施設計を行うとともに、あかしや南近隣センターの改築などに取り組んでまいります。

次に、住民参加のまちづくりについて申し上げます。

協働のまちづくり支援事業につきましては、今年度から、公区案内板整備事業の限度額を引き上げるとともに、地域内排雪の申請書類の簡素化を図り、公区助け合い活動の支援に努めてまいります。

また、公区長会議につきましては、昨年実施いたしました公区長へのアンケート調査の結果を踏まえ、望ましい開催のあり方について検討をしてまいります。

次に、国内交流の推進について申し上げます。

神奈川県開成町とは、昨年5月に災害時相互応援に関する協定を締結いたしましたが、今年度は、公益財団法人笹川スポーツ財団が主催する町全体でスポーツをした住民の参加率を競い合う「チャレンジデー2014」において対戦することを初め、開成水辺スポーツ公園 20 周年記念事業やまくべつ産業まつりでの特産品販売などを通じて交流を深めてまいります。

また、同じく昨年、災害時相互応援に関する協定を締結いたしました埼玉県上尾市と高知県中土佐町とも産業イベントでの連携や児童生徒の交流事業など、さまざまな分野での交流に向け取り組んで

まいります。

放浪の歌人、若山牧水を縁として昭和 49 年 2 月に友好町の盟約を結び、青年交流から始まり交友関係を築いてきた宮崎県旧東郷町、現在の日向市とは、平成 6 年から隔年で小学生の相互交流を続けてまいりましたが、平成 17 年 11 月に友好町の盟約が解消され、さらにこのたび、交流を継続していくことについても困難との意向が示されましたことから、平成 25 年度をもって終了することといたしました。

次に、北海道工業大学との連携について申し上げます。

同大学とは、昨年6月に連携協定を締結いたしましたが、今年度におきましても町民対象のセミナー「コミュニティカレッジ」や青少年公開講座「サイテクアド」、小中学校での出前授業などを通じた連携を進めてまいります。

次に、わかりやすい行政の推進について申し上げます。

広報紙やホームページは、町に関する情報の発信と町民の皆さんとの情報共有の手段であり、よりわかりやすく、親しみやすい内容となるよう、さらなる改善に努めるとともに、提案型まちづくり見学会などを通じて、広報・広聴活動の充実に取り組んでまいります。

次に、行財政の運営について申し上げます。

町では、効率的な行政システムの確立を図る観点から、「第3次行政改革大綱推進計画」を基本とし、 各種事務事業の整理合理化に取り組んでまいりました。

今年度におきましては、効率的な文書管理による業務の迅速化を図り、住民サービスの向上に資するため、文書の発生から保管、保存、廃棄までを体系的にシステム化した「ファイリングシステム」の導入に着手してまいります。

また、昨年度、組織の活性化を目的に、管理職を対象に試行を実施いたしました人事評価制度につきましては、対象者を拡大して試行を行い、職員の意欲の喚起や資質の向上に努めてまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

管内 19 市町村で取り組んでおります十勝定住自立圏や北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区を初め、現在も協議を続けております消防広域化のほか、今後におきましても十勝圏における住民サービスの向上の観点などから、広域連携の可能性の検討に取り組んでまいります。

次に、定住対策について申し上げます。

平成 24 年度から幕別本町市街と忠類市街において実施いたしております定住促進住宅建設費補助金交付事業につきましては、これまでに 45 件の申請をいただき、そのうち 24 件、54 人の町外からの転入に結びついております。

今年度は、本事業の最終年として、引き続き町有分譲地の売り払いはもとより、空き家情報などの収集に努め、新たな活力を呼び込むことにより、地域の元気づくりに取り組んでまいります。

次に、基本目標の第2、「農業を核に競争力のある産業のまちづくり」についてであります。 初めに、農業の振興について申し上げます。

TPP、環太平洋経済連携協定において、交渉が難航している関税撤廃問題での日米間の隔たりが大きな状況にある中、国では、現在、食料自給率の目標設定などが焦点となっている「食料・農業・農村整備計画」の見直し作業を進めているほか、今年度からは「米の減反調整の段階的廃止」や「日本型直接支払制度の実施」などを予定いたしております。

このような状況の中、本町におきましては、さらなる安定的な施策の展開を図るべく、「農業振興地域整備計画」の見直しに着手するとともに、引き続き「ふるさと土づくり支援事業」などによる生産性の向上に向けた取り組みを支援してまいります。

次に、担い手の育成と農地の集積についてであります。

長期展望に立った持続可能で力強い幕別農業実現のために、「幕別町人・農地プラン」の適宜見直しを行うとともに、新たに都道府県ごとに設立される農地中間管理機構と連携し、効率的な農地集積を推進してまいります。

また、幕別町農業振興公社で実施いたしております、まくべつ農村アカデミーやグリーンパートナー事業、農地流動化対策事業等の各事業につきましても、農協など関係機関と一体となって取り組んでまいります。

次に、酪農・畜産振興についてでありますが、道営草地整備事業と粗飼料生産基盤向上対策事業により、粗飼料自給率向上の取り組みを支援するとともに、雌雄判別精液購入助成事業と優良和牛繁殖 雌牛保留対策事業などを実施し、より安定的な畜産経営の確立を図ってまいります

次に、土地改良事業についてでありますが、道営事業では畑総事業として継続の3地区に加え、新規着工の忠類地区と中央幕別西地区、新規計画樹立を行う西幕別第2地区の計6地区を、農道整備事業を1地区、草地整備事業を2地区、合わせて9地区において実施するとともに、団体営事業として、継続の農業基盤整備促進事業による暗渠整備を実施してまいります。

また、北海道が実施いたしております「食料供給基盤特別対策事業」、いわゆる「パワーアップ事業」 につきましても引き続き取り組み、受益者負担の軽減を図ってまいります。

なお、農地・水保全管理支払交付金事業につきましては、昨年同様に 14 活動組織が、約1万4,600 ヘクタールの農地の保全等に取り組んでいただく予定となっております。

次に、林業の振興についてであります。

町内森林の一体的な育成を図ることを目的とした森林経営計画に基づき、町有林の積極的な更新と間伐事業を進めるとともに、国や北海道、森林組合と連携を図りながら、民有林に対する公費造林推進事業や除間伐推進事業などを引き続き実施してまいります。

また、次代を担う子供たちに森林の持つ機能や効果を伝えるため、平成 19 年度から取り組んでまいりました「まくべつ元気の森」森林体験事業につきましても、引き続き実施いたしてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

国内経済は持ち直しの動きが続いているものの、原油・原材料価格の高騰、電気料金の値上げや4月からの消費税率引き上げなど、依然として厳しい状況が続くことが懸念されております。

このため、商工会と連携を図りながら経営改善普及事業を初め、各種の活性化事業に対し必要な支援を行いますとともに、空き店舗対策事業や住宅新築リフォーム奨励事業を引き続き実施し、商店街の活性化や商工業の振興に努めてまいります。

また、中小企業融資につきましては、融資対象を拡大いたしました小口資金や各種資金を金融機関や商工会と連携のもと活用促進を図り、商工業者の資金需要に応じた迅速な対応に努めるとともに、創業資金も含めた融資に係る保証料補給を引き続き実施いたしてまいります。

次に、企業誘致対策についてでありますが、企業の生産拠点の分散化の動きなどを捉え、本町の豊富な農産物などの地域資源を生かせる企業の誘致に努めるとともに、北海道や金融機関の協力を得ながら、優遇制度のPRに努めてまいります。

次に、雇用対策について申し上げます。

厳しい雇用情勢を踏まえ、企業誘致による雇用の創出に努めるとともに、ハローワークと連携した 雇用相談業務の強化、緊急雇用対策を推進してまいります。

雇用対策事業といたしましては、未就職の新卒者対策のほか、季節労働者の冬季の雇用対策として、 市街地歩道の除雪、公共施設の清掃、職員住宅の解体などを実施するとともに、近隣町村と連携して 季節労働者の通年雇用促進に向けた事業を実施してまいります。

また、雇用機会の創出と人材育成を複合し、地域に根差した事業の起業等に資する事業として、平成 25 年度に国の新たな緊急雇用事業として創設された「起業支援型地域雇用創造事業」を引き続き実施いたしてまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

今年度末には、高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の仮称「忠類インターチェンジ」の供用開始が 予定されており、温泉宿泊施設やスキー場などの観光施設、農産物や加工品などの「食」、「夏フェス タ」や「ナウマン全道そり大会」などのイベントのほか、農村景観を含めたさまざまな地域資源を生 かした観光ルートの PR 活動に取り組み、道央圏などからの交流人口の拡大に努めてまいります。

これら振興策を一層充実させるため、和歌山大学観光学部と連携して忠類地域の観光資源の掘り起こしのほか、観光需要の調査などに取り組んでまいります。

また、道内外の高等学校の農家民泊による農村生活、農作業体験を取り入れた修学旅行の受け入れ を行う「まくべつ稔りの里」の取り組みを引き続き支援してまいります。

次に、基本目標の第3、「笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり」についてであります。 初めに、子育て支援について申し上げます。

子ども・子育て支援に関する関連3法が、平成27年度から全面的に施行となりますことから、子育て支援施策を総合的に推進していくために「子ども・子育て支援事業計画」を今年度中に策定し、子供を産み・育てやすい環境づくりに取り組んでまいります。

近年、常設保育所においては、年度途中から待機児童が発生する状況にありますことから、子育て 支援センターの一時保育室をさかえ保育所の保育室として活用することにより、待機児童の解消に努 めてまいります。

また、へき地保育所の運営につきましては、農村地域における保育需要に対応するため、今年度から保育期間を延長し通年化するとともに、夏期においては保育時間を 30 分間ふやすなど、保育内容の充実を図ってまいります。

次に、高齢者福祉の推進について申し上げます。

「安心・安全・安定」を基本理念とした「幕別町高齢者保健福祉ビジョン 2012」に基づき、高齢者の方々が住みなれた地域で自立した生活ができるように、予防、介護、医療、生活支援、住まいの五つのサービスを一体化して提供していく地域包括ケアの充実に努めてまいります。

本ビジョンは、今年度をもって計画期間が終了いたしますことから、多様化する住民ニーズを的確に把握し、提供する介護サービス内容や事業量などを見込み、平成27年度を始期とする第6期3カ年計画の策定に取り組んでまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

「幕別町障がい者福祉計画」は、今年度をもって計画期間が終了いたしますことから、障がいのある方々のニーズを把握し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、確保すべきサービス量やそのための方策などを盛り込み、平成27年度を始期とする第4期3カ年計画の策定に取り組んでまいります。

また、今年度から障がい者職場体験事業の経験者などで一般就労に結びついていない方を町の臨時職員として一定期間雇用する「障がい者チャレンジ雇用事業」を実施し、就業支援に努めてまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

認知症などで判断能力が低下した高齢者などの財産管理や法律手続を代行する成年後見制度が、広く多くの方々に理解され、定着していくことが求められております。

このような中、本町では、この制度の一翼を地域住民が担うという市民後見人の養成講座を昨年、 北海道とともに開催し、10人の方々が修了されたところでありますが、今後、これらの方々が地域の 中で認知症の方などへの手助けにご活躍いただけるよう、側面的な支援に努めるとともに、さらなる 啓蒙活動に取り組んでまいります。

次に、保健医療体制の確立について申し上げます。

健康寿命を延ばし、健やかに生活することを目標に一人一人が主体的に健康づくりに取り組んでいただけるよう、ライフステージに合わせた健康づくりのポイントなどについて周知・啓蒙に努めるとともに、保健・医療・福祉の各関係機関・団体などとも連携を図りながら、健康増進に向けて各種事業に取り組んでまいります。

次に、帯広厚生病院の移転新築に対する財政支援についてであります。

地域医療を確保する上で重要な救急医療や災害医療などに係る十勝圏の医療連携体制の中で、帯広

厚生病院が中核的な役割を担っていることを踏まえ、十勝町村会として、一定の条件のもとで移転新 築に関して財政支援を行うという基本方針が確認されたところであります。

基本方針においては、不採算医療部門である救命救急センターに対して、特別交付税措置を活用して運営費補助を行うとしているところであり、この基本方針のもと十勝町村会の一員として、帯広市や JA 北海道厚生連との協議を進めてまいります。

迅速な消防サービスの提供や消防基盤の強化、財政健全化の観点から協議を進めております「消防の広域化」につきましては、今年度、消防救急デジタル無線の整備工事に着手するほか、新組合の規約作成等について協議を進め、平成28年4月の広域化に向け、引き続き19市町村の合意形成に向け取り組んでまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

「幕別町地域防災計画」の見直しにつきましては、本年3月上旬までに素案を取りまとめ、その後のパブリックコメントを経て、5月末までには策定することといたしております。

減災の考え方の導入、地震・津波対策の抜本的強化、法改正に伴う対応事項などを見直しの主な内容としておりますが、今年度におきましては、その概要と避難所の位置などを示した防災マップを全世帯に配布し、町民の皆さんへの防災意識の啓発や対処の仕方に関する知識の向上に取り組んでまいります。

次に、基本目標の第4、「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」についてであります。

これからの時代を切り開いていく子供たちの心身の成長と学力の向上を目指して、学校施設の整備を初め、健やかに成長できる教育環境の整備に取り組んでまいります。

昨年、発祥30周年の節目を迎えたパークゴルフにつきましては、記念事業を実施していく中で、「パークゴルフの発祥のまち」を改めて内外に発信し、パークゴルフの楽しさを伝えていかなければならないとの思いを強くいたしたところであります。

今年度は、これまでにパークゴルフの振興にといただいたふるさと寄附金を活用して、発祥のコースである「つつじコース」を案内する標識を設置するほか、家族大会の開催などに取り組んでまいります。

このほか、教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

次に、基本目標の第5、「自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり」についてであります。 初めに、道路・交通環境の整備について申し上げます。

今年度末には、高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の仮称「忠類インターチェンジ」を含む更別大 樹間 16.7 キロの供用開始が予定されており、道央圏と高速道路で直結されることによる物流の効率化 や市場圏の拡大による観光客の入れ込みなどの経済効果に大きな期待を寄せているところであります。

道道整備についてでありますが、幕別大樹線の幕別跨線橋から糠内方面に向かう軍岡地区 0.6 キロの歩道整備が昨年度から着手され、今年度も引き続き整備が予定されております。

次に、町道の整備についてであります。

今年度は、幕別地域で明野 6 線などを含む 12 路線、忠類地域で 1 路線の整備を計画いたしておりますが、引き続き、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら良好な道路環境の確保に努めてまいります。

次に、地域公共交通の確保について申し上げます。

昨年10月から本格運行を開始いたしましたコミュニティバス「まくバス」と「さつバス」につきましては、利用者は月を重ねるごとに増加傾向にありますが、今後におきましても、体験乗車会の開催やバス内での作品展示などを企画し、認知度の向上に努め、皆さんから愛されるコミバスとなるよう、さらなる利用者の拡大に努めてまいります。

また、昨年10月に開始いたしました南幕別地区の予約型乗り合いタクシーの試験運行につきましては、現時点で本格運行の適否を判断することが困難なことから本年9月末まで延長し、加えて、同様に西幕別地区においても本年7月から来年の3月までの期間、試験運行を実施することが地域公共交

通確保対策協議会において決定されましたことから、この方針に基づき進めてまいります。

今後の地域社会のあり方を考えたときに、みずから運転ができなくなる交通弱者の割合は着実に増加いたしますことから、スクールバスの住民利用も含めた効率的で持続可能な地域公共交通の構築に取り組んでまいります。

次に、住環境の整備について申し上げます。

町営住宅につきましては、全面的改善事業により平成21年度からバリアフリー化やユニバーサルデザインなどの整備を進めてまいりましたが、計画に基づいた全面改善工事が完了しましたことから、今年度は、住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画に基づき既設住宅の部分改修等を進め、快適な住環境の整備に努めてまいります。

次に、公園整備について申し上げます。

これまでも、公園施設長寿命化計画に基づき公園遊具等の計画的な改築更新を順次進めてまいりましたが、今年度は、新緑公園を含む8カ所の公園遊具等の改築更新工事のほか、糠内公園のあずまや 更新などを進めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

上水道整備につきましては、今年度、配水管の更新6路線と無水地区の西猿別地区・新生地区の配水管整備を進めるほか、耐震性貯水槽2カ所の実施設計を計画いたしておりますが、引き続き、安全で安心な水道水を安定的に供給するとともに、経営の健全化を図ってまいります。

また、簡易水道事業につきましては、明倫配水池の増設を完了させるとともに、美川地区の配水管の整備を継続するなど、各地区の水道供給の安定化に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

今年度は、下水道長寿命化計画に基づき、幕別町浄化センターの沈砂池設備の更新や札内中継ポンプ場のポンプ設備の更新を進めるほか、札内地区汚水枝線1路線の整備を計画いたしております。

次に、役場庁舎の建設について申し上げます。

現在、昨年9月の新庁舎建設基本設計に基づき、実施設計を進めておりますが、今年度は、建設工事に着手し、翌27年度中の新庁舎完成に向けて計画的に取り組んでまいります。

最後に、札内福祉センターの改築について申し上げます。

平成24年度に実施いたしました耐震診断において、大規模な地震が発生した場合の安全性が十分に確保されていないとの結果を受けて、札内福祉センターを改築する方向で検討を進めてまいりました。

施設利用者などを対象としたアンケート調査を実施し、改築に当たっての基本的な考え方である整備方針案を作成中でありますが、今年度は議員の皆さんとの協議を初め、整備方針案に対するパブリックコメントを実施し、改築基本計画の策定に向け取り組んでまいります。

以上、第1回町議会定例会の開会に当たりまして、町政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきました。

豊かな自然と素晴らしい環境に恵まれた「ふるさと」幕別町は、限りない可能性と魅力を秘めております。

町政を取り巻く環境は、これからも今まで以上に大きな変化を見せ、私たちは、機敏で柔軟な対応 を迫られるものと推測されます。

しかしながら、そうした変革の時代であるからこそ、町民の皆さんと手を携えて、潜在する魅力や 可能性を掘り起し、未来を展望して最良の選択をしていく姿勢が必要であるものと強く認識いたして おります。

常に創意工夫を重ねながら、問題を先送りせず、将来に対して道筋をつけるため、知恵と勇気を持ってまちづくりを進め、町民が安心して暮らせる町、幕別町の実現を目指し、残された任期を職員と一丸となって全力で町政運営に取り組んでまいります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんのより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行 方針といたします。 ○議長(古川 稔) ただいま町長から行政執行方針がありましたが、非常に長くなりましたので、この辺で10時55分まで休憩させていただきます。

10:45 休憩

10:55 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、教育委員長から教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。 沖田教育委員長。

○教育委員長(沖田道子) 平成 26 年第 1 回幕別町議会定例会の開会に当たり、平成 26 年度の幕別町 教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、グローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中にあって、我が国は世界に先んじて少子化・高齢化の急激な進行に直面し、生産年齢人口の減少や経済規模の縮小など社会活力の低下が懸念されているとともに、都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、価値観の多様化を背景として、地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下が指摘されているところであります。

こうしたさまざまな課題や危機は、人口減少、経済成長力の低下、雇用不安や格差拡大による社会の不安定化など負の連鎖の加速につながるものと言われております。

しかし、一方で「クール・ジャパン」と呼ばれる豊かで多様な文化・芸術や優れた感性、高い科学技術、物づくりの基盤技術など世界に誇れる強みが存在しております。

これら強みの基礎となっているのが、勤勉性や協調性、思いやりの心、さらには読み・書き・計算などの基礎的な知識技能であり、これらを育み、伸長することが社会の持続的発展を確保するものであり、今日の教育に求められているものであります。

このため、学校教育においては、普遍的な取り組みとして、「知・徳・体」のバランスのとれた子供の育成を学校、家庭、地域と連携して取り組んでまいります

特に、学力については、全ての子供が自立して生きていくための基礎として捉え、「確かな学力」を確実に身につけさせて、次のステップに送り出すことを改めて学校の第一の責務として位置づけてまいります。

また、生涯学習の面においては、幼年期から高齢期まで町民の多様なニーズやライフステージに対応した学習環境の整備と向上に努めてまいります。

以下、「第5期幕別町総合計画」の基本目標の第4、「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」の項目に従い、新年度の主な施策について申し上げます。

初めに、「生涯にわたる学習社会の形成」についてであります。

少子高齢化、高度情報化の進展や就業形態の複雑化などにより、町民の生活を取り巻く環境は大きく変化し、さまざまなライフスタイルや価値観が生まれてきています。

このため、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習社会の構築へ向けての環境づくりが求められています。

教育委員会といたしましては、住民ニーズを捉える中で、ふるさと館や百年記念ホール、忠類コミュニティセンターなどの生涯学習施設を拠点として、各種生涯学習講座や事業の充実に取り組んでまいります。

また、スポーツ施設の整備につきましては、札内北プールのトイレの水洗化、札内スポーツセンターのトレーニング機器の更新などのほか、札内東プールの整備について検討してまいります。

図書館につきましては、本年4月からの新システム稼働を機に、「本棚の力・ネットの力・人材の力」 を有機的につなげ、図書館が地域の情報編集センターとして機能するよう、さまざまな取り組みを進 めてまいります。 また、現在のバーコードから新たなコード体系に変えることで、蔵書点検に伴う休館をなくすとと もに、貸出・返却に要する時間の短縮を図ってまいります。

二つ目は、健やかな子どもを育てる学校教育の推進についてであります。

初めに、「幼児教育の充実」について申し上げます。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものでありますことから、幼児の健や かな成長に資するため、引き続き異年齢保育や預かり保育、3歳児保育の充実を図り、幼児期にふさ わしい発達を促す教育を推進いたします。

また、幼児期から児童期への子供の発達の連続性を意識し、遊びを通して学ぶ幼児期の教育から教科等の学習を中心とした小学校教育へ、子供の生活や学びが円滑に移行していくよう、幼稚園と保育所、小学校との連携を図ってまいります。

特別な支援を要する園児への適切な対応と私立幼稚園就園に対する支援につきましては、今後も引き続き実施してまいります。

次に、「小中学校教育の充実」について申し上げます。

新学習指導要領では、生きる力を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を伸ばし、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実や教育内容についての改善が図られております。

このことから、幕別町の子供たちが確かな学力を身につけることができるよう、さらに目的意識をもって楽しく学び、心身ともに健やかに成長できるよう、学校と家庭、地域、行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を育む教育活動の推進に努めてまいります。

以下、学校教育の主な施策について申し上げます。

初めに、「確かな学力の向上を図る学習指導の充実」であります。

確かな学力の育成には、基礎・基本的な学力、知識や技能の習得に加え、心豊かにたくましく生きる力を身につけ、人間として成長するための能力を育むことが必要であります。

このため、情操教育、道徳教育、人権教育などの充実を図りながら、あわせて全国学力・学習状況 調査の結果などを活用し、各学校における学力向上プランの着実な実施と検証や学習規律の確立を図 るなど、学校改善の取り組みを推進してまいります。

また、各学校における調和のとれた教育課程の編成・実施、指導計画の作成への支援や学力向上への取り組みなどの専門的事項を指導する学校指導推進員を継続して配置いたします。

さらに、一人一人の子供たちが確かな学力を身につけることができるよう、退職教員等の外部人材を活用する中で、少人数指導やチーム・ティーチング、習熟の程度に応じた指導など、個に応じたきめ細やかな指導に努めてまいります。

次に、「子どもの体力の向上と健康に関する指導の充実」であります。

体力については、健康の維持だけではなく、意欲や気力といった精神面の充実にも大きくかかわり、 あらゆる活動の基盤として極めて重要なものであります。

各学校において、家庭や地域等と連携を図りながら、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 分析の活用により課題を明確にし、子供の体力向上に向け、地域や学校の実態に応じた取り組みを推 進してまいります。

また、幕別町の子供たちは、ゲーム、テレビの時間が多く、家庭学習の時間が少ない傾向が見られています。子供たちの生活及び学習の状況を把握しながら、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の確立や授業と連動した家庭学習の励行など、学習習慣の確立に向けて、学校と家庭が一体となった取り組みを進めてまいります。

次に、「特別支援教育」についてであります。

近年、特別支援教育に対する世の中の理解が進んだことにより、特別支援学級への就学を希望する子供の数がふえ、さらに通常学級においても配慮を必要とする子供が年々ふえている傾向にあります。

特別支援学級に在籍し、日常生活介助が必要な児童生徒や通常学級に在籍している発達障がいなど 支援が必要な児童生徒の実態を的確に把握し、個々に応じたきめ細やかな支援を行うため、各小中学 校へ特別支援教育支援員を配置するとともに、教員資格を有しない一般の町民の方も参加できる研修 会を実施し、特別支援教育支援員の資質向上と特別支援教育へのさらなる理解を深めてまいります。

また、保護者、学校や幼稚園・保育所、各関係機関と連携し、町の発達支援センターの機能を生かしながら、幼稚園・保育所から高校まで学校間の円滑な接続を図るとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進してまいります。

次に、「いじめ、不登校問題」についてであります。

いじめや不登校、暴力行為など児童生徒の問題行動については、未然防止及び早期発見・早期対応が重要であり、特に、いじめの問題については、「いじめは人間として絶対に許さない」という、確固たる認識と毅然とした態度で取り組まなければなりません。

国においては、昨年の9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法の規定を受けまして町内の各小中学校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「いじめの防止等の対策のための組織」を設置し、地域・関係機関等と連携のもと、いじめ根絶に向けた取り組みを実践しているところであります。

こうした各学校における取り組みを全町的な取り組みとするため、本年度上半期を目途に「幕別町いじめ防止基本方針」の策定と「基本方針に基づくいじめの防止等の対策を実動的に行うための組織」の設置に努めてまいります。

「不登校」につきましては、さまざまな要因が考えられますことから、一人一人の子供に寄り添った支援をすることが大切であると考えております。

児童生徒の抱える悩みや不安を受けとめて相談にあたり、いじめや不登校等の児童生徒に対するきめ細かな対応や学習支援、学校生活への適応に関する援助と学校、保護者等との連携支援をさらに強化するため、引き続きスクールカウンセラー1名と子どもサポーター3名を配置いたします。

さらに、保護者や学校、関係者が連携を図る場として、「まっく・ざ・まっく」の活用を図るととも に、不登校児童生徒の学校復帰のための居場所や気軽に相談できる場としての周知に努めてまいりま す。

次に、「学校給食」についてであります。

学校給食は、これまでの「食生活の改善」という目的から、「食育の推進」に移行し、給食の教育的要素がさらに強くなりましたことから、その専門職員としての栄養教諭の位置づけが重要視されております。

このようなことから、平成25年度から新たに配置しました栄養教諭により、忠類地域と南幕別地域の小中学校における食育の一層の推進に努めるとともに、幕別・札内市街地の小学校においては、昨年度に引き続き農協青年部の部員の皆さんを講師に食育授業を実施いたします。

また、学校給食は、給食材料費相当を保護者の負担により運営しているところでありますが、近年、給食材料費の高騰が続き、収支の均衡を保つことが極めて厳しい状況となっております。

さらに、本年4月1日から消費税率が3%引き上げられることとなり、なお一層厳しい状況となります。

このようなことから、幕別町学校給食センター運営委員会からの答申に基づき、今年度から給食費を改定することといたしました。

今後も栄養バランスのとれたおいしい給食を安定的に供給できるよう努めてまいります。

次に、「教育環境の整備」について申し上げます。

児童生徒の安全で快適な教育環境を守るため、学校施設の整備・充実や安全性の確保、並びに学習 環境の整備に努めてまいります。

より一層、児童生徒の立場に立ち、よりよい教育環境づくりのため、施設の老朽化対策について大規模改修工事を計画的に実施するとともに、各学校の教育的効用を維持するための修繕等を進めてま

いります。

なお、糠内中学校屋内運動場の改築工事完成をもちまして、本町の全ての学校施設における耐震化 は完了いたしましたが、今後は、非構造部材の耐震化対策に加えて、バスケットゴール、照明器具等 の学校施設における天井等落下防止対策を進めてまいります。

今年度の学校施設に係る改修等工事としては、忠類小学校屋内運動場床改修工事、札内北小学校屋 内運動場屋根吹きかえ工事、教員住宅のリフォーム工事等を実施してまいります。

一方、人的な対応として引き続き、スクールガードを配置するとともに、子ども 110 番の取り組み や地域住民ボランティアによる見守りなどにより、各学校校下や通学路等における児童生徒の安心・安全を確保するとともに、事件・事故発生の抑止に努めてまいります。

次に、「高等学校教育の充実」について申し上げます。

本年2月末現在の出願状況によりますと、幕別高等学校が定員80人に対して出願数が72人、江陵高校が定員117人に対して出願数が240人、また、中札内高等養護学校幕別分校につきましては、定員16人に対して13人が入学予定となっており、いずれの学校も昨年度よりも志願者が増加している状況であります。

また、幕別高校並びに江陵高校では、特色ある学校教育活動や3年連続で就職率100%を達成した卒業生の進路対策など、学校への評価が着実に高まってきているものと受けとめております。

しかしながら、幕別高校や中札内高等養護学校幕別分校が定員数を割っている状況にありますので、 今後の少子化時代に向け、配置計画など今後の動向を注視しながら、江陵高校を含めました三つの高 等学校に求められる学校の姿や役割等を、検討していく必要があるものと考えております。

引き続き、間口の確保に向けまして、保護者、高校、地域の方々や関係機関と連携して、支援を継続してまいります。

次に、「信頼される学校づくりの推進」について申し上げます。

子供たちが、豊かな人間性を育み、社会性のある人間として成長するには、保護者や地域の方々と協力・連携した開かれた学校づくりが必要であり、まくべつ教育の日を中心に、地域住民が学校に足を運び、関心を寄せていただくよう、さらには、学校運営協議会初め、保護者、地域に積極的に学校から情報を発信するなど、地域に開かれた学校づくりに努めてまいります。

一方、教員の役割は極めて重要であることは言うまでもなく、教員は教育者としての使命感、責任 感、確かな力量を持ち、子供たちや保護者、地域から信頼されることが求められております。

教員には、児童生徒の教育に携わるという職務の性質上、特に社会の目が厳しく、高い職業倫理観が求められているところから、不祥事の根絶に向け、常に危機感を持って、服務規律の保持、法令の遵守などを徹底するとともに、各種研修等により指導力の向上を図るなど、教職員の資質向上に努めてまいります。

三つ目は、「青少年の健全育成の推進」についてであります。

青少年が心身ともに健康で、将来の自分を見据えて意欲的に学業やスポーツに取り組む環境づくりが求められています。

次代を担う青少年が、自他ともにかけがえのない存在であることを認識し、また社会の一員であることを自覚し、みずから進んで社会参加できるよう、家庭・学校・地域が連携して青少年の健全育成を支援していく必要があります。

地域の青少年育成団体であります PTA や子ども会やスポーツ少年団などの活動を支援するとともに、 豊かな未来に希望をもつことができる環境づくりに努めてまいります。

また、「幕別町児童生徒健全育成推進協議会」による「安全マップ」等の作成など、児童生徒の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

さらに、学校支援地域本部事業の実施や地域子ども会との連携を図り、地域で子供を守り育てる体制づくりを行ってまいります。

四つ目は、「すぐれた芸術・文化活動の推進」についてであります。

芸術・文化活動は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものです。また、豊かな人間性を涵養し、人間の感性を育てるほか、他者に共感する心を通じて他人を尊重し、人々とともに生きる資質を育むものであります。

幕別町の芸術・文化活動の拠点施設であります百年記念ホールは、平成8年9月に供用開始してからすでに17年が経過しており、施設の老朽化も進んでおりますことから計画的な改修を進めてまいります。

今年度につきましては、安全性や緊急性の観点から、園路の補修、陶芸室の換気設備の設置、正面玄関屋根の塗装などを行ってまいります。

五つ目は、「歴史的文化の継承」についてであります。

歴史的な資料や文化財は、先人の暮らしや文化を知る歴史的・民族的な価値があることはもちろんのことですが、郷土への誇りや愛着を育てるための重要な資源でもあります。

これらの資源は、ふるさと館や蝦夷文化考古館、ナウマン象記念館などの歴史や文化を継承する拠点施設に保存していますが、歴史的、文化的史実等を形として残し後世に伝えるために指定している「歴史の散歩道」を含めて、さまざまな場面での活用が求められています。

今後は、本町の歴史への理解をより深めてもらうとともに、効果的に学ぶことができるよう、三つの施設の関連づけや収蔵物の展示のあり方を工夫するなどにより、単体としてではなく、関連性のある事業展開を進めてまいります。

また、伝統芸能である糠内獅子舞保存会やナウマン太鼓保存会に対する活動支援を継続するなど伝統文化の継承に努めます。

六つ目は、「健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進」についてであります。

幕別町のスポーツ施設には、農業者トレーニングセンターや札内スポーツセンターなどの屋内施設を初め、屋外施設としては野球場、サッカー場、パークゴルフ場などが整備され、年間利用者数は55万人を超えており、多くの方々の体力づくりや健康維持のために利用いただいております。

昨年度は、パークゴルフが考案されて30周年の節目を迎えましたことから、日本パークゴルフ協会や幕別町パークゴルフ協会のご協力をいただく中で、「家族大会」を開催しましたが、これを機に、コミュニティスポーツとしてのパークゴルフの原点に立ち返り、パークゴルフ愛好者の新たな掘り起こしを行うため、引き続き「家族大会」を開催してまいります。

また、体育連盟や総合型地域スポーツクラブ等との連携のもと、スポーツ団体等の育成や指導者の 養成を図るとともに、健康づくりに励む町民が利用しやすい環境整備に努めてまいります。

以上、平成26年度の教育行政執行に当たっての基本方針を申し述べさせていただきました。

教育委員会といたしましては、本町から生まれ巣立つ子供たちが個性を伸ばし、みずからの力で未来を切り開いていくことができるよう、「すべては子どもたちのために」を合言葉に学校、家庭、地域と行政がこれまで以上に連携を図りながら、着実に取り組みを進めるとともに、生涯学習の一層の充実により、将来のまちづくりにつながる人づくりを前進させてまいりたいと思います。

議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針 といたします。

○議長(古川 稔) これで、行政執行方針は終わりました。

[一括議題]

○議長(古川 稔) 日程第3、議案第2号、平成26年度幕別町一般会計予算から日程第11、議案第10号、平成26年度幕別町水道事業会計予算までの9議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第2号から議案第10号までの9議件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配付のとおり、委員会条例第5条及び第7条第2項の規定により、議長を除く全議員をもって構成する平成26年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思い

ます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第10号までの9議件については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する平成26年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

日程第12、議案第11号から日程第20、議案第19号までの9議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、日程第12、議案第11号から日程第20、議案第19号までの9議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第12、議案第11号、平成25年度幕別町一般会計補正予算(第7号)を議題 といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

〇副町長(高橋平明) 議案第11号、平成25年度幕別町一般会計補正予算(第7号)につきましてご 説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,985 万 5,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 146 億 79 万 5,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから5ページに記載をしております「第1表 歳 入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

追加でありますが、2款総務費、1項総務管理費、庁舎等駐車場改修工事1,000万円を繰り越しするものであります。

このたびの平成25年度国の補正予算による補助事業の拡大を受け、町民会館南側の駐車場改修事業を 平成25年度に前倒しをして、実施しようとするものでありますが、年度内に事業が完了できませんこ とから、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

次に、古舞地区共聴施設整備事業 2,257 万7,000 円を繰り越しするものであります。

地上デジタル放送難視地区の解消を図るため、古舞地区に共同受信アンテナ等を整備するものでありますが、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

次に、全国瞬時警報システム整備工事 999 万円を繰り越しするものであります。

国の補正予算による補助事業の拡大を受け、既設の全国瞬時警報システムと連動して緊急情報をメール配信できる自動起動装置を設置するものでありますが、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、障害者福祉システム改修委託料93万9,000円を繰り越しする

ものであります。

障害者自立支援法の改正に伴い、既存の障害者福祉システムを改修するものでありますが、年度内に 事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

次に、2項児童福祉費、住基システム改修委託料432万円を繰り越しするものであります。

「子ども・子育て支援新制度」に対応した電子システムを構築するため、システムを改修するものでありますが、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

6 款農林業費、1項農業費、忠類地区道営草地整備事業負担金2,875万6,000円及び幕別地区道営 畜産担い手育成総合整備事業負担金909万円を繰り越しするものであります。

いずれの事業につきましても、北海道の事業調整により、事業の一部に対して北海道が繰越事業にて事業を実施することとなったため、これらに係る町の負担金について翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、明新道営畑総事業負担金 332 万円、東宝道営農地整備事業負担金 40 万 5,000 円、中里道営畑総事業負担金 1,690 万円、駒畠道営畑総事業負担金 2,670 万円、忠類道営畑総事業負担金 460 万円及び中央幕別西道営畑総事業負担金 400 万円を繰り越しするものであります。

道営事業として実施しております各地区の畑総事業でありますが、北海道において、国の補正予算をもって繰越事業にて事業を実施することとなりましたことから、これらの事業に係る町の負担金について翌年度へ繰り越しするものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費、橋梁長寿命化修繕事業980万円を繰り越しするものであります。

国の補正予算による補助事業の拡大を受け、町の橋梁長寿命化計画に基づく修繕事業を実施するものでありますが、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しを行うものであります。 次に、十勝中央大橋管理費負担金1,004万円を繰り越しするものであります。

音更町が事業主体として共同管理を実施しております十勝中央大橋の修繕事業に係る負担金でありますが、国の補正予算による補助事業の拡大を受け、音更町が繰越事業にて事業を実施することとなりましたことから、この事業に係る幕別町の負担金について翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、9 款消防費、1 項消防費、東十勝消防事務組合分担金2億4,785万1,000円を繰り越しする ものであります。

帯広市ほか十勝管内5消防事務組合で実施する「消防救急無線デジタル化共同整備事業」に係る幕 別町からの分担金でありますが、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをして 事情を行おうとするものであります。

7ページになります。

「第3表 債務負担行為補正」でございます。

28件の債務負担行為を追加するものであります。

初めに、畜産経営改善緊急支援資金に係る利子補給でありますが、平成 26 年度から平成 45 年度までの期間において、限度額 325 万 6,000 円の債務負担行為を行うものであります。

本債務負担行為につきましては、配合飼料の高どまりや畜産物価格の低迷などにより、負債の償還に支障を来す家畜・養豚経営が生じている状況から、償還が困難な負債を借りかえるための長期・低利の資金について北海道が 0.12%、町が 0.06%の利子補給を実施しようとするものであります。

次に、コミュニティセンター管理業務委託料から、9ページになりますが、図書館清掃業務委託料までの23件の債務負担行為につきましては、平成24年度に議決をいただきました長期継続契約に係るものでございますが、国におきまして、本年2月から公共工事設計労務単価を引き上げるとされたこと及び4月から消費税率が引き上げられることから、長期継続契約に係る平成26年度以降の委託料を再積算し、当初設定した限度額では不足すると見込まれる業務において、限度額の増加する部分に係る新たな債務負担行為を行うものであります。

次に、「アルコ・236 及び道の駅・忠類」指定管理者業務指定管理料、百年記念ホール指定管理者業

務指定管理料及び例規集管理システム保守委託料につきましては、4月から消費税率が引き上げられることから、当該業務において限度額の増加する部分に係る新たな債務負担行為を行うものであります。

次に、家屋評価システム借上料につきましては、平成26年度から平成30年度までの期間において、 限度額431万円の債務負担行為を行うものであります。

現システムにつきましては、本年度で5年間の賃貸借期間が終了することから、新システムの賃貸 借契約を結ぶに当たり、新たな債務負担行為を行うものであります。

10ページになります。

「第4表 地方債補正」でございます。

追加でありますが、「在宅福祉サービス推進事業」ほか7事業、限度額2,550万円であります。

「在宅福祉サービス推進事業」から「各種がん検診費用助成事業」までにつきましては、過疎対策 事業に係るソフト事業の貸付限度額の拡大が見込まれますことから、追加するものであります。

「忠類道営畑総事業」から「十勝中央大橋長寿命化修繕事業」までにつきましては、繰越明許費でもご説明したところでありますが、国の補正予算により、事業を追加するものであります。

次に廃止でありますが、「食料供給基盤強化特別対策事業」につきましては、北海道の事業調整により、暗渠整備から町営牧場の草地整備へ振りかえられたことによる廃止であります。

次に、変更でありますが、上当寿の家建設事業ほか28事業につきましては、事業費確定及び補助金等の増減に伴う起債の借入額について変更を行うものであります。

補正前と比較いたしますと、3,033 万 1,000 円を減額し、地方債全体では平成 25 年度起債発行予定額を 16 億 8,216 万 9,000 円とするものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

25ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目議会費114万4,000円の減額でございます。

議会中継システムの設計内容の変更に伴う執行残であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費308万5,000円の減額でございます。

4節及び7節につきましては、臨時職員の共済費及び賃金の執行残を減額するものであります。

次に、5目一般財産管理費1,000万円の追加でございます。

町民会館前の駐車場の舗装改修工事を追加するものであります。

本事業につきましては、平成26年度当初予算において、国の合併推進体制整備費補助事業を活用して事業の実施を予定しておりましたが、国に対する当該補助金の要望が多く見込まれているなど、平成26年度の補助採択が不確実な状況であり、加えて、国の補正予算により25年度の事業枠が拡大され、国からの事業前倒しの検討依頼がございましたことから、本年度、25年度において事業の追加を要望させていただいた次第であります。

このたび、平成25年度の補助事業の内示を受けましたことから、本年度に事業を前倒しをして、追加しようとするものであります。

なお、国の補助事業が正式に決定した後に、平成 26 年度予算の減額補正を提案をいたしたいと考えているところであります。

次に、6目近隣センター管理費 116万7,000円の減額でございます。

13 節、15 節いずれも、上当寿の家建設工事及び外構工事の入札等に係る執行残でございます。 26 ページになります。

9目町有林管理費 122 万 4,000 円の減額、10目町有林造成費 188 万円の減額でございます。 いずれも事業費確定に伴う執行残であります。

11 目企画費 628 万 7,000 円の減額でございます。

デマンドタクシーの試験運行及びコミュニティバスの運行に係る補助金でありますが、運休日の変 更等、事業費確定に伴う執行残であります。 次に、16目諸費918万4,000円の追加でございます。

27 ページにかけまして、1節から13節までにつきましては、町民栄誉賞の選考等に係る費用を追加するものであります。

15 節につきましては、繰越明許費補正でご説明させていただいたところでありますが、全国瞬時警報システムの整備工事を追加するものであり、国の10分の10の交付金をもって整備するものであります。

19 節につきましては、地方バスの利用者数の増加に伴う町補助分の減額であります。

次に、17目基金管理費 5,348 万 9,000 円の追加でございます。

25 節の細節 1 から細節 3 につきましては、利子収入の増及び寄付金の増に伴う積立金の追加であります。

細節4につきましては、庁舎の建てかえに備えるため、庁舎建設基金に積み立てをしようとするものであります。

28 節につきましては、利子収入の増に伴う繰出金の追加であります。

28ページになります。

19 目協働のまちづくり支援費 58 万円の追加でございます。

主に、公区内地域サイン整備事業の増加による交付金の追加でございます。

次に、21目新庁舎建設事業費359万7,000円の減額でございます。

事業費確定に伴う執行残であります。

2項徴税費、2目賦課徴収費45万3,000円の減額でございます。

執行残であります。

29ページになります。

4項選挙費、2目参議院議員選挙費147万円の減額でございます。

参議院議員選挙の執行経費に係る執行残であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億5,077万4,000円の追加でございます。

国民健康保険特別会計への繰出金でありますが、財源の不足分などに対し、繰出金を追加しようと するものでございます。

30ページになります。

3 目障害者福祉費 1,004 万 4,000 円の追加でございます。

8節につきましては、職場体験参加者数の減、13節の細節8につきましては、利用者数の減に伴う 委託料の減、細節12につきましては、法改正に伴うシステム改修費用の追加、20節につきましては、 サービス利用者の増加などに伴う追加であります。

31ページになります。

5目福祉医療費1,210万円の減額でございます。

12 節及び20 節につきましては、件数及び医療費の減少に伴う執行残であります。

32ページになります。

6目老人福祉費1,594万1,000円の減額でございます。

8節及び12節につきましては、執行残、13節につきましては、高齢者食の自立支援サービスに係る食数の減、14節につきましては、緊急通報装置の設置数の減少に伴う執行残、28節につきましては、介護保険特別会計への繰出金であります。

次に、7目後期高齢者医療費2,016万4,000円の減額でございます。

19 節につきましては、前年度の療養給付費負担金の確定に伴う減額、28 節につきましては、高齢者 医療特別会計への繰出金であります。

次に、12 目老人福祉センター管理費 79 万 2,000 円の追加でございます。

11 節の細節 21 につきましては、使用量の増に伴う追加、細節 40 につきましては、給水ポンプの更新、床暖房切りかえ電磁弁の更新などに伴う修繕料の追加であります。

次に、13目ふれあいセンター福寿管理費115万円の追加でございます。

11 節の細節 11 につきましては、燃料単価の高騰及び使用量の増に伴う追加、細節 40 につきましては、デイサービス事業における浴室の換気扇の更新などに伴う修繕料の追加であります。

33ページになります。

13節につきましては、執行残であります。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費2,656万5,000円の減額でございます。

13 節につきましては、「子ども・子育て支援新制度」に対応したシステム改修費用の追加、20 節扶助費につきましては、支給対象児童数の減に伴う児童手当の減額であります。

34ページになります。

2目児童医療費1,180万円の減額でございます。

件数及び医療費の減少に伴う執行残であります。

35ページになります。

3 目常設保育所費 346 万 5,000 円の減額でございます。

4節及び7節につきましては、軽度発達障がい児等の対応のため、常勤の臨時保育士を配置する予定でおりましたが、保育士の応募が少なく、臨時保育士の不足分を代替保育士で対応したことにより、賃金及び共済費を減額するものであります。

19 節につきましては、札内南保育園を運営する社会福祉法人における保育士等の処遇改善の取り組みに対する国 10 分の 10 の交付金であります。

次に、4目へき地保育所費277万1,000円の減額でございます。

4節及び7節につきましては、執行残、13節の細節5につきましては、児童数の減少に伴う委託料の減、細節10につきましては、執行残であります。

次に、6目児童館費 138 万 3,000 円の減額でございます。

4節及び7節につきましては、執行残であります。

次に、7目子育て支援センター費150万円の減額でございます。

一時保育事業の1回当たりの利用時間が減少していることに伴う保育士賃金の執行残であります。 36ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費67万5,000円の減額でございます。

13 節につきましては、受診者数と受診回数の減に伴う執行残、19 節につきましては、負担金の確定に伴う追加であります。

次に、2目予防費307万円の減額でございます。

11 節につきましては、子宮頸がんワクチン等医薬材料に係る執行残、19 節につきましては、対象者数の減に伴う執行残であります。

次に、3目保健特別対策費57万5,000円の追加でございます。

平成24年度分のがん検診推進事業の確定に伴う精算還付金であります。

次に、5目環境衛生費79万1,000円の減額でございます。

13 節及び19 節につきましては、執行残、28 節につきましては、個別排水処理特別会計への繰出金であります。

37ページになります。

6目水道費1,389万1,000円の減額でございます。

簡易水道特別会計への繰出金であります。

2項清掃費、1目清掃総務費747万2,000円の減額でございます。

13 節につきましては、執行残、19 節につきましては、いずれも負担金の確定に伴う減額であります。

5款労働費、1項労働諸費、2目雇用対策費290万円の減額でございます。

4節、7節、いずれも、応募少数による執行残であります。

38ページになります。

6 款農林業費、1項農業費、2 目農業振興費 6,342 万1,000 円の減額でございます。

11 節につきましては、農地保有合理化事業の処理件数の増加に伴う事務費の追加、19 節の細節 24 につきましては、北海道の補助採択により、実施団体であります「ゆとりみらい 21 推進協議会」へ直接交付されることとなりましたことから減額するものであります。

細節 29 につきましては、農地連担化に係る農地の貸し手の減、細節 31 につきましては、補助要件が見直しとなり、要望数が大きく減少したことに伴う減額であります。

次に、5目畜産業費226万3,000円の減額でございます。

19節の細節13につきましては、利用者数の減少に伴う減額、細節15につきましては、北海道における事業費調整等により、事業費が変更になりましたことから、減額するものであります。

細節 19 につきましては、要望数の減少に伴う減額、細節 23 につきましては、債務負担行為補正でご説明させていただいたところでありますが、本年度 3 件の借り入れに対する利子補給金を追加するものであります。

39ページになります。

6目町営牧場費136万9,000円の減額でございます。

4節、7節いずれも、作業量の減少などに伴う執行残であります。

次に、7目農地費3,332万7,000円の減額でございます。

13 節及び 15 節の細節 4 につきましては、平成 24 年度の国の補正予算により、事業枠が拡大され、 繰越事業にて暗渠排水等の整備が行われたところでありますが、本年度においては、農林水産省の事 業要望に対し、国の予算措置がなされなかったことから、所要の減額を行うものであります。

細節3につきましては、事業費確定に伴う執行残であります。

40ページになります。

19 節につきましては、事業費等の確定に伴う執行残、28 節につきましては、農業集落排水特別会計への繰出金であります。

次に、8目土地改良事業費4,878万7,000円の追加でございます。

19節の細節5から細節9までにつきましては、北海道における事業費調整により事業費が変更になりましたことから、それら所要額について補正するものであります。

細節 10 及び細節 11 につきましては、事業費の確定に伴う執行残、細節 12 及び細節 13 につきましては、北海道が国の補正予算をもって事業を実施することとしたことから、それら所要額について追加するものであります。

42ページになります。

2項林業費、1目林業総務費 471 万 2,000 円の減額でございます。

事業量の減に伴う減額でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費320万円の減額でございます。

空き店舗対策事業に対する新規事業者がなかったことによる執行残でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費1,003万1,000円の減額でございます。

16 節につきましては、執行残、18 節につきましては、入札等に伴う執行残でございます。

43ページになります。

2目地籍調査費520万円の減額でございます。

事業費確定に伴う執行残でございます。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費2,100万3,000円の減額でございます。

44ページにかけてでありますが、13節以下、事業費確定等に伴う執行残であります。

4目橋梁維持費1,984万円の追加でございます。

繰越明許費に説明させていだいたところでございますが、国の補正予算による補助事業の拡大を受け、橋梁長寿命化修繕事業を追加するものであります。

45ページになります。

3項都市計画費、1目都市計画総務費900万5,000円の減額でございます。

公共下水道特別会計への繰出金であります。

次に、2目都市環境管理費1,497万3,000円の減額でございます。

執行残であります。

次に、3目都市施設整備費1,027万円の減額でございます。

事業費確定等に伴う執行残であります。

46ページになります。

4項住宅費、3目公営住宅建設事業費1,056万5,000円の減額でございます。

事業費確定に伴う執行残であります。

次に、4目道営住宅関連整備事業費514万8,000円の減額でございます。

15 節、22 節、いずれも、事業費確定等に伴う執行残であります。

47ページになります。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費 2,446 万3,000 円の減額でございます。

東十勝消防事務組合に対する分担金の減額でありますが、「消防救急無線デジタル化共同整備事業」 の実施設計の完了により、設計額が確定したことに伴う減額が主なものであります。

次に、2目非常備消防費201万7,000円の減額でございます。

消防団員の費用弁償等の減額が主なものであります。

48ページになります。

10 款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費46万8,000円の追加でございます。

11 節につきましては、小中学校の暖房機器や給配水設備等の修繕に係る費用の追加、13 節につきましては、執行残、15 節につきましては、札内南小学校の児童数の増加に伴い、教室を確保するための改修工事であります。

次に、4目スクールバス管理費156万9,000円の追加でございます。

貸与車両の経年劣化に伴う故障のため、修繕に要する費用を追加するものであります。

次に、6目学校給食センター管理費291万4,000円の減額でございます。

4節及び7節につきましては、嘱託職員の退職に伴う減額、15節につきましては、事業費確定に伴う執行残であります。

49ページになります。

2項小学校費、1目学校管理費178万円の減額でございます。

7節につきましては、北海道の事務職員が配置されたことに伴う減額、14節につきましては、執行 残であります。

3項中学校費、1目学校管理費146万1,000円の追加でございます。

11 節につきましては、学校開放の増加など使用量の増加に伴う燃料費の追加であります。

14節につきましては、執行残であります。

2目教育振興費60万円の追加でございます。

全道、全国の文化・スポーツ大会への出場者の増加に伴う追加であります

次に、3目糠内中学校屋体改築事業費299万2,000円の減額でございます。

事業費確定に伴う執行残であります。

50ページになります。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費13万5,000円の追加でございます。

年度途中の入園児や預かり保育の児童数の増加に対応するため、代替保育士賃金を追加するものであります。

次に、2目教育振興費83万9,000円の減額であります。

19節につきましては、対象者の増加による追加、20節につきましては、扶助額の減による執行残であります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費67万4,000円の減額でございます。

研修事業への参加者数の減少に伴う減額であります。

次に、3目保健体育費5万2,000円の追加でございます。

11 節の細節 12 につきましては、燃料単価の高騰に伴う燃料費の追加、細節 40 につきましては、運動公園内設備等の修繕に係る費用の追加、15 節以下につきましては、執行残であります。

51ページになります。

7目スポーツセンター管理費40万8,000円の追加でございます。

11 節につきましては、農業者トレーニングセンター武道場設備や札内スポーツセンターボイラー等の修繕に要する費用を追加するものであります

15節につきましては、執行残であります。

次に、10 目百年記念ホール管理費7万5,000円の減額でございます。

13 節につきましては、百年記念ホール予約システムでありますが、ウインドウズ XP のサポート終了に係る新システムへの移行費用の追加、15 節につきましては、事業費確定に伴う執行残、18 節につきましては、システムの移行に伴いサーバー機を更新するものであります。

11 款公債費、1項公債費、1目元金1億3,124万7,000円の追加でございます。

銀行縁故債の繰上償還を実施するための起債償還元金の追加が主なものであります。

なお、繰上償還を実施する町債につきましては、利率 2.1%の1本であります。実施いたしますと約1,030万円の利子の軽減となるものであります。

次に、2目利子1,627万円の減額でございます。

当初予算時におきまして、平成24年度債借入利息を2.1%程度と予定していたところでありますが、 実効金利において0.4%から1%程度となりましたことから、それら軽減利息としての1,740万7,000 円の執行残と、このたびの繰上償還に伴う経過利息としての113万7,000円増の差額を補正するもの であります。

3目公債諸費 6,000 円の追加でございます。

繰上償還に伴う手数料であります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

13ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 2,327 万 2,000 円の追加、2 目法人 1,743 万 1,000 円の追加でございます。

いずれも、現年課税分及び滞納繰越分の追加であります。

2項1目固定資産税1,694万円の追加でございます。

現年課税分の追加及び滞納繰越分の減額であります。

3項1目軽自動車税310万7,000円の追加でございます。

14ページにかけてでありますが、現年課税分及び滞納繰越分の追加であります。

4項1目町たばこ税1,967万9,000円の追加でございます。

売り渡し本数の増に伴う追加であります。

5項1目入湯税198万4,000円の追加でございます。

主に宿泊者数の増加に伴う追加であります。

2款地方譲与税、3項1目地方道路譲与税1,000円の追加でございます。

旧法によります地方道路譲与税課税分に係る追加であります。

15ページになります。

10 款 1 項 1 目地方特例交付金 762 万 2,000 円の減額でございます。

確定に伴う減額であります。

11 款 1 項 1 目地方交付税 749 万 9,000 円の追加でございます。

普通交付税の追加であります。

13 款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金 683 万 4,000 円の減額でございます。 細節 4 の農業体質強化基盤整備促進事業分担金につきましては、事業費の減、その他の分担金につきましては、道営事業の事業費調整等に伴う補正であります。

16ページになります。

2項負担金、1目民生費負担金362万9,000円の追加でございます。

常設保育所保育料の追加であります。

14 款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料 108 万 5,000 円の追加でございます。 利用件数等の増加による追加であります。

次に、4目農林業使用料216万8,000円の減額でございます。

預託頭数の減少による入牧料の減額であります。

2項手数料、3目衛生手数料 291 万 4,000 円の減額でございます。

ごみ処理手数料の減額であります。

17ページになります。

15 款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金1,690万2,000円の減額でございます。

1節の細節1につきましては、国民健康保険基盤安定費負担金の追加、細節2以下につきましては、 それぞれ事業量の増加に伴う国負担分の追加であります。

2節につきましては、児童手当に係る国負担分の補正であります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金1,162万円の追加でございます。

1節の細節 4 地域の元気臨時交付金につきましては、平成 24 年度の国の補正予算において創設された交付金でありますが、昨年 12 月に総額で 2億3,336万6,000円の交付決定を受けたところであります。

町の予算におきましては、平成 24 年度に 1 億 3,000 万円、25 年度、本年度に 1 億円を計上し、対象事業に充当しているところでありますが、このたび残額分の 336 万 6,000 円を追加するものであります。

細節5につきましては、町民会館前駐車場改修工事に係る補助金であります。

次に、2目民生費補助金168万3,000円の減額でございます。

1節の細節1につきましては、事業費の減に伴う減額、細節3につきましては、国の補正予算において創設された臨時福祉給付金給付事業の事務費に対する補助金であります。

細節4につきましては、障害者福祉システムの改修費用に係る補助金であります。

2節につきましては、民設民営における札内南保育園の保育士等処遇改善の取り組みに対する交付金であります。

次に、3目衛生費補助金15万5,000円の減額でございます。

ペレットストーブ導入補助件数の減による減額であります。

次に、4目農林業費補助金2,250万円の減額でございます。

事業費の皆減による減額であります。

18ページになります。

5 目土木費補助金 1,396 万 9,000 円の減額でございます。

1節の細節1及び細節2につきましては、事業費確定等に伴う減額、細節4につきましては、国の補正予算において拡充された橋梁長寿命化修繕事業に係る交付金の追加、2節及び3節につきましては、事業費確定等に伴う補正であります。

6目教育費補助金1,022万8,000円の減額でございます。

2節につきましては、忠類中学校体育館の床改修事業に係る交付金を減額するものであります。

3節につきましては、事業費確定等に伴う減額であります。

16 款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金361万4,000円の追加でございます。

1節につきましては、いずれも事業量の増加に伴う追加、2節につきましては、19ページにかけてでありますが、児童手当に係る道負担分の補正であります。

次に、3目土木費負担金407万1,000円の減額でございます。

事業費確定等に伴う減額であります。

2項道補助金、1目民生費補助金243万4,000円の減額でございます。

1節につきましては、事業量の減少に伴う減額、2節につきましては、子ども・子育て支援新制度のシステム構築のためのシステム改修費用に係る補助金であります。

次に、4目農林業費補助金5,001万円の減額でございます

1節につきましては、事業費確定等に伴う減額、2節の細節3につきましては、草地整備に係るパワーアップ事業でありますが、北海道の事業費調整等に係る減額、細節6につきましては、畜産経営改善緊急支援資金の借り入れに係る利子補給金の追加、3節の細節3につきましては、対象事業費の増に伴う追加、細節4につきましては、畑総整備に係るパワーアップ事業でありますが、北海道の事業費調整等に係る追加であります。

4節の細節1から細節3につきましては、事業費の確定等に伴う減額、細節5につきましては、農 畜産物等の有害鳥獣被害対策経費のうち、エゾシカの捕獲分に対する交付金の追加であります。

次に、6目土木費補助金60万円の減額であります。

1節及び20ページの2節につきましては、事業費確定に伴う減額であります。

次に、8目教育費補助金10万円の減額でございます。

事業費確定に伴う減額であります。

次に、9目総務費補助金989万円の追加でございます。

1節の細節1につきましては、事業費確定に伴う減額、細節2につきましては、全国瞬時警報システムの整備に係る交付金の追加であります。

3項道委託金、1目総務費委託金833万円の減額でございます。

参議院議員選挙に係る委託金でありますが、国において執行経費の算定基準が見直されたことによる減額であります。

次に、5目土木費委託金79万5,000円の追加でございます。

都市計画法に基づく開発行為等に係る委託金であります。

次に、6目教育費委託金73万9,000円の減額でございます。

中札内高等養護学校幕別分校の生徒数の減少に係る委託金の減額であります。

17 款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金85万5,000円の追加でございます。

各種基金の運用収入であり、21ページにかけてでありますが、利子につきましては各基金に積み立てるものであります

2項財産売払収入、1目不動産売払収入 753 万 9,000 円の追加でございます。

1節につきましは、除間伐材及び皆伐材の売払収入の追加、2節につきましては、宅地分譲等に係る町有地売払収入の追加であります。

18 款寄付金、1項寄付金、2目総務費寄付金 180 万円の追加でございます。

寄付金収入の追加であります。

22ページになります。

19 款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金1億3,080万円の追加でございます。

歳出でもご説明いたしましたが、銀行縁故債の繰上償還の財源といたしまして、減債基金からの繰り入れを行うものであります。

2目財政調整基金繰入金5,000万円の減額でございます。

現計予算におきまして、取り崩し予定しておりました基金からの繰入金の一部を繰り戻すものであります。

21 款諸収入、5項雑入、1目滞納処分費45万3,000円の減額でございます。

処分費確定に伴う減額であります。

次に、4目雑入404万2,000円の減額でございます。

4節の細節3から細節45までにつきましては、各種事業費の確定等に伴う補正、細節47につきましては、北海道障害者スポーツ大会に係る北海道振興協会からの助成金の追加、5節につきましては、

- 一般会計における予防費用等に係る国民健康保険特別会計からの負担金の追加、6節につきましては、
- 一般会計における広報費用に係る後期高齢者医療特別会計からの負担金を追加するものであります。 23ページになります。

22 款 1 項町債、1 目総務債 700 万円の減額、2 目民生債 1,390 万円の追加、3 目農林業債 110 万円の追加、4 目商工債 10 万円の減額、24 ページになりますが、5 目土木債 670 万円の減額、6 目消防債 2,360 万円の減額、7 目教育債 690 万円の追加、8 目臨時財政対策債 806 万 9,000 円の追加、9 目衛生債 150 万 9,000 円の追加であります。

地方債補正でもご説明させていただきましたが、地方債対象事業費の確定等に伴う補正であります。 また、8目臨時財政対策債につきましては、普通交付税の振替債でありますが、発行額確定に伴う 追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。 (なしの声あり)
- ○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、13時まで休憩いたします。

12:05 休憩

12:05 斉藤議員退場

13:00 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

「一括議題〕

○議長(古川 稔) 日程第13、議案第12号、平成25年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)から日程第20、議案第19号、平成25年度幕別町水道事業会計補正予算(第2号)までの8議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第12号、平成25年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に つきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,268 万 6,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 35 億 7,808 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳 出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

- 1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費180万円の追加でございます。
- 11 節及び12 節につきましては、70 歳から74 歳までの受給者の医療費負担の制度改正に伴い、受給者証の更新等に係る費用を追加するものであります。
- 13 節の細節 9 につきましては、本年 4 月からの制度改正に係るシステム改修費用、細節 10 につきましては、ウインドウズ XP のサポート終了に伴うシステムのバージョンアップ費用を追加するものであります。
 - 8款2項保健事業費、1目保健衛生普及費186万9,000円の追加でございます。
 - 一般会計におけるインフルエンザ予防接種事業に対する負担金であります。

7ページになります。

10 款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金3,247万2,000円の追加でございます。

平成 24 年度の療養給付費等負担金、特定健康診査等負担金などの確定に伴う国庫支出金及び道支出金の精算還付金であります。

12 款 1 項 1 目繰上充用金 1,345 万 5,000 円の減額でございます。

平成24年度会計への繰上充用金の執行残であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

- 4ページまでお戻りをいただきたいと思います。
- 2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金4,500万円の減額でございます。
- 普通調整交付金の交付額変更に伴う減額であります。
- 2目高齢者医療制度円滑運営事業補助金26万9,000円の追加でございます。
- 受給者の医療費負担の制度改正に伴う受給者証の更新費用等に対する補助金であります。
- 4款1項1目前期高齢者交付金5,300万円の減額でございます。

交付金の確定に伴う減額であります。

- 5款道支出金、2項道補助金、1目都道府県財政調整交付金1,995万1,000円の追加でございます。 保険財政共同安定事業の実質負担割合が100分の3を超える分が措置されるものであります。 5ページになります。
- 6 款 1 項共同事業交付金、2 目保険財政共同安定化事業交付金 5,030 万 8,000 円の減額でございます。

交付金の確定に伴う減額であります。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1億5,077万4,000円の追加でございます。 1節から5節までにつきましては、負担区分に応じた繰入金であります。

6 節につきましては、当初予算で計上しておりました財源を確保することが難しくなりましたことから、一般会計からの繰り入れを行うこととしたものであります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。

議案第13号、平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万 8,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,423 万 5,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、9ページ、10ページに記載しております「第1表 歳入歳 出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

13ページになります。

- 1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費 12万円の追加でございます。
- 一般会計における広報費用に対する負担金であります。
- 2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金8万8,000円の追加でございます。

19節の細節3につきましては、前年度事務費の確定に伴う減額、細節4につきましては、主に被保険者や新規資格取得者の増加に伴う納付金の追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

- 11ページまでお戻りをいただきたいと思います。
- 1款1項1目後期高齢者医療保険料20万9,000円の追加でございます。
- 1節につきましては、被保険者や新規資格取得者の増加に伴う現年度分の追加、2節につきましては、滞納繰越分の収入確定に伴う減額であります。
 - 3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金140万8,000円の減額でございます。
- 1節につきましては、広域連合における共通経費の前年度分の精算に伴う減額、2節につきましては、保険料軽減分の額の確定に伴う追加であります。
 - 4款1項1目繰越金128万7,000円の追加でございます。
 - 12ページになります。
 - 6款1項広域連合支出金、1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金12万円の追加でございます。 医療制度の広報費用に係る広域連合からの交付金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

次に、14ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号、平成25年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,875 万 3,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 22 億 1,512 万 9,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、15ページ、16ページに記載しております「第1表 歳入歳 出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

20ページになります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費 42 万円の追加でございます。

本年4月からの消費税率の引き上げに係る介護報酬の改定に伴うシステム改修費用の追加であります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2目地域密着型介護サービス等給付費1億円の減額で ございます。

グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所の利用者数の減に伴う減額であります。

21ページになります。

4目居宅介護サービス計画給付費10万円の追加でございます。

介護プランの作成件数の増に伴う追加であります。

22ページになります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費840万円の追加でございます。

19節の細節3につきましては、介護予防通所介護、介護予防特定施設入居者生活介護などの介護予防サービスの利用者数の増に伴う追加、細節4につきましては、介護予防福祉用具の購入件数の増に伴う追加、細節5につきましては、介護予防住宅改修の改修件数の増に伴う追加であります。

3目介護予防サービス計画給付費100万円の追加でございます。

介護予防プランの作成件数の増に伴う追加であります。

23ページになります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料15万円の追加でございます。

審査件数の増に伴う追加であります。

24ページになります。

6項1目市町村特別給付費10万円の追加でございます。

バスマットなどの入浴補助用具の購入件数の増に伴う追加であります。

7項1目特定入所者介護サービス等費400万円の追加でございます。

低所得者が介護保険適用となる短期入所を利用した場合や施設に入所した場合における食費及び居住費の負担額の差額であり、利用者数の増に伴う追加であります。

25ページになります。

3款1項1目基金積立金1,695万8,000円の追加でございます。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1号被保険者保険料還付金 11 万 9,000 円の追加 でございます。

介護保険料の還付件数の増加に伴う追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

17ページまでお戻りいただきたいと思います。

1 款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料 1,791 万 4,000 円の減額でございます。 現年度分の減額及び滞納繰越分の追加であります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金 32 万 5,000 円の減額でございます。 事務経費の減に伴う負担金の減額であります。

4 款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金 1,518 万 1,000 円の減額でございます。

給付費の減に伴う国負担金の減額であります。

18ページになります。

2項国庫補助金、1目調整交付金431万8,000円の減額でございます。

給付費の減に伴う調整交付金の減額であります。

次に、3目介護保険事業費国庫補助金21万円の追加でございます。

介護報酬改定に伴うシステム改修費用に対する補助金であります。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金2,504万1,000円の減額でございます。 給付費の減に伴う支払基金交付金の減額であります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金 1,288 万 4,000 円の減額でございます。 給付費の減に伴う道負担金の減額であります。

19 ページになりますが、8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1,077 万 6,000 円の減額でございます。

1節につきましては、給付費の減に伴う繰入金の減額、4節につきましては、事務費等その他経費 分の追加であります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金1,999万円の減額でございます。

9款1項1目繰越金3,746万6,000円の追加でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。

次に、26ページをお開きいただきたいと思います。

議案第15号、平成25年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,577 万 8,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 4 億 3,166 万 4,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、27ページ、28ページに記載しております「第1表 歳入歳 出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

29ページになりますが、第2表 地方債補正でございます。

変更でありますが、幕別簡水整備事業ほか3事業につきましては、事業費確定等に伴う起債の借入額について合計で630万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

32ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費1,577万8,000円の減額でございます。

13 節の細節 12 につきましては、糠内地区の配水管路の減圧を目的に調査設計を予定しておりましたが、美川地区の配水管布設調査設計業務の結果、糠内地区の管路の水圧等に変化が生じることが想定されることから、美川地区の配水管布設整備後に実施すべく、未執行としたものであります。

細節 13 及び 15 節、16 節につきましては、事業費確定に伴う執行残、23 節につきましては、新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

30ページになります。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金171万3,000円の減額でございます。

事業費の確定に伴う減額であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料 176万3,000円の減額でございます

各簡易水道における使用量の減に伴う減額であります。

2項1目手数料31万3,000円の追加でございます。

給水申請に伴う設計手数料の追加であります。

31ページになります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,389万1,000円の減額でございます。

事業費の減及び繰越金の増に伴う一般会計繰入金の減額であります。

4款1項1目繰越金757万6,000円の追加でございます。

6款1項町債、1目水道事業債630万円の減額でございます。

事業費確定に伴う減額であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

次に、33ページをお開きいただきたいと思います。

議案第16号、平成25年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 909 万 9,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 10 億 7,164 万 5,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、34ページ、35ページに記載しております「第1表 歳入歳 出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

36ページになります。

「第2表 繰越明許費」でございます。

2款事業費、1項下水道施設費流域下水道建設事業負担金 305 万 7,000 円を繰り越しするものであります。

北海道による十勝川浄化センター乾燥機更新工事において、資材や機器の調達に日数を要するため、 繰越事業にて事業を実施することとしたことから、これに係る町の負担金について翌年度へ繰り越し するものであります。

次に、「第3表 債務負担行為」でございます。

3件の債務負担行為につきましては、いずれも、平成24年度に債務負担行為の議決をいただきました長期継続契約に係る業務でございますが、公共工事設計労務単価及び消費税率の引き上げに伴い、当初設定した限度額では不足が見込まれることから、限度額の増加する部分に係る新たな債務負担行為を行うものであります。

次に「第4表 地方債補正」でございます。

変更でありますが、公共下水道建設事業ほか3事業の事業費確定等に伴う起債の借入額について、 合計で320万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

39ページになります。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費322万7,000円の減額でございます。

13節以下、事業費確定等に伴う減額であります。

3款1項公債費、2目利子587万2,000円の減額でございます。

新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

38ページになります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費補助金 42 万 2,000 円の減額でございます。 事業費確定に伴う減額であります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 900 万 5,000 円の減額でございます。

事業費の減及び繰越金の増に伴う一般会計繰入金の減額であります。

5款1項1目繰越金352万8,000円の追加でございます

7款1項町債、1目都市計画事業債340万円の減額でございます。

事業費確定に伴う減額であります。

2目資本費平準化債20万円の追加でございます。

発行額確定に伴う追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。

次に、40ページをお開きいただきたいと思います。

議案第17号、平成25年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 459 万 5,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 1 億 6,740 万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、41ページ、42ページに記載しております「第1表 歳入歳 出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

43ページになります。

「第2表 繰越明許費」でございます。

2款事業費、1項排水処理施設費排水処理施設整備工事 126 万円を繰り越しするものであります。 高規格道路の整備に伴い、町が所有する合併浄化槽が支障となることから撤去工事を行うものであ りますが、浄化槽の使用者の移転が4月以降となりますことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行 おうとするものであります。

「第3表 地方債補正」でございます。

変更でありますが、個別排水処理施設整備事業の事業費確定に伴う起債の借入額について、600 万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

46ページになります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費36万円の減額でございます。

件数の確定に伴う執行残であります。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費300万円の減額でございます。

申し込み件数の減に伴う工事費の減額であります。

47ページになります。

2項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費84万4,000円の減額でございます。

事業費確定に伴う執行残であります。

3款1項公債費、2目利子39万1,000円の減額でございます。

新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

44ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金 45 万 9,000 円の減額でございます。

浄化槽の規模及び申請件数の減少に伴う減額であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金33万6,000円の追加でございます。

4款1項1目繰越金26万8,000円の追加でございます。

5款諸収入、3項1目雑入126万円の追加でございます。

高規格道路整備に係る合併浄化槽の移転補償金であります。

45ページになります。

6款1項町債、1目排水処理施設整備事業債600万円の減額でございます。

事業費確定に伴う減額であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

次に、48ページをお開きいただきたいと思います。

議案第18号、平成25年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申 し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 28 万 8,000 円を減額し、予算の 総額をそれぞれ 5,810 万 3,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、49ページ、50ページに記載しております「第1表 歳入歳 出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

51ページになります。

「第2表 債務負担行為」でございます。

処理場管理業務委託料につきましては、平成24年度に債務負担行為の議決をいただきました長期継続契約に係る業務でございますが、公共工事設計労務単価及び消費税率の引き上げに伴い、当初設定した限度額では不足が見込まれることから、限度額の増加する部分に係る新たな債務負担行為を行うものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

53ページになります。

2 款事業費、1項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費 28 万 8,000 円の減額でございます。 各事業に係る執行残であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

52ページになります。

2 款国庫支出金、1項国庫補助金、1目排水処理施設管理費補助金8万9,000円の減額でございます。

事業費確定に伴う減額であります。

4款繰入金、2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 120万1,000円の減額でございます。

5款1項1目繰越金100万2,000円の追加でございます。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

次に、54ページをお開きいただきたいと思います。

議案第19号、平成25年度幕別町水道事業会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

補正予算第2条につきましては、収益的事業会計であります第3条予算に対する補正で、収益的支 出のみの補正でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額5億7,716万円に、補正予定額53万8,000円を追加し、5億7,769万8,000円と定めるものでございます。

次に、補正予算第3条につきましては、資本的事業会計であります第4条予算に対する補正でございます。

収入でありますが、第1款資本的収入、既決予定額9,773万円から補正予定額8,900万円を減額し、873万円と定めるものでございます。

支出でありますが、第1款資本的支出、既決予定額2億9,453万4,000円から、補正予定額713万9,000円を減額し、2億8,739万5,000円と定めるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、当年度分損益勘定留保資金をもって補填するものでありますが、本補正によりその額を2億7,866万5,000円に改めるものであります。

次に、補正予算第4条につきましては、第5条予算の企業債の規定を削除し、第6条以下の条文を 1条ずつ繰り上げるものであります。

企業債の廃止につきましては、配水管布設整備事業について将来の利息負担の軽減を図るため、全額損益勘定留保資金をもって補填することとしたものであります。

55ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出からご説明を申し上げます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費 53 万 8,000 円の追加でございます。 使用量の増加に伴い、受水費に不足が見込まれますことから、追加するものであります。 次に、57 ページになりますが、資本的支出についてご説明申し上げます。

1 款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費 417 万 5,000 円の減額でございます。 入札に伴う執行残であります。

次に、2目営業設備費296万4,000円の減額でございます。

26 節、80 節、いずれも、事業費の確定に伴う減額であります。

次に、資本的収入をご説明申し上げます。

56ページになります。

1款資本的収入、1項1目企業債8,900万円の減額でございます。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申 し上げます

- ○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、8議件について一括して質疑を許します。 中橋議員。
- ○15番(中橋友子) 20ページ、これは介護保険会計の保険給付費の19負担金補助及び交付金の3地域密着型介護サービス等給付費1億円の減額で、ご説明では利用者の減ということでありました。総事業費7億円ちょっとのところで1億円の減額ですから、かなりの減数というふうに思うのですけれども、もう少し減数利用が減ったということに対する説明、できれば施設ごとといいますか、事業ごとに示していただきたいと思います。
- ○議長(古川 稔) 保健課長。
- ○保健課長(境谷美智子) 地域密着型の1億円の関係でございますが、まず、大きく減額しておりますのが、グループホームです。2ユニットを1単位とした事業所が幾つかの事業所が2ユニットのうちの1ユニットしか今期中開設していないという現状の中、大きく人数を減らしています。グループホームについては計画上、当町は135 床持っておりますが、そのうちの110 床を計画いたしましたが、今年度平均85名の入所となっております。

もう一因が、小規模多機能施設として当町においては2施設を持っておりますが、新しく開設したほうの施設が25年の5月開設ということで、計画は開設当初から定数を予算しておりますが、徐々に伸びてはおりますが、予定床数のうちの約半数で推移しているということで、この人数減が大きいな要因となっております。

以上です。

- ○議長(古川 稔) 中橋議員。
- ○15番(中橋友子) まず、今これだけ高齢化社会で介護が必要とする人が多い中で利用が少なくなる というのが、なかなか理解しづらいものですからお尋ねしたのですけれども、1点目のグループホー

ムが2ユニットのところが1ユニットの開設にとどまっていると。110 の計画が85名の入所で終わっている。本来は135ですね。これは施設の都合で、このようになっているのでしょうか。

待機者というのは、つまり利用したくてもそういう施設の都合でできないのだと、待っていらっしゃる方というのはどのぐらいいるのでしょうか。

同じ観点で、②の小規模多機能のほうも、これは徐々にふえているということではありますが、しかし、半分というのは余りにも見込みより少ないですよね。待機者がいらっしゃるのだと思うのですけれども、その利用者と施設、施設の都合でこうなっているのか、待っている利用者はいずれ入所させてもらえる状況が見込めるのかどうか、伺います。

- ○議長(古川 稔) 保健課長。
- ○保健課長(境谷美智子) まず、グループホームのほうですが、基本的には施設側の理由ということになるかと思うのですが、グループホームの場合、1施設ごとに従業者数が決められておりますが、一気に9人入れば運営が成り立つということですが、2人、3人の応募の中で開設をしていくのが大変であるという事業者側の意見を聞いています。このグループホームについては幕別町135床持っておりますけれども、110で計画しているのは、かなり床数が多いということで、他町村からも契約の中で入っていただいておりますので、あいているということではないのです。ただ、幕別町の人が待機しているかというところでは待機はほとんどありません。グループホームは、グループホームを希望した方は、どこかのグループホームに必ず入れるような状況で今運営がなっております。

小規模多機能のほうですが、こちらも小規模多機能はご承知のとおり、小さな地域において泊まりも通いも訪問もという中で実施しておりますことから、1事業所においては定員数9名という中で限られた地域の中で非常に小規模多機能らしい運営がいってる一つについてはほとんど満床で動いておりますが、新規開設したほうにつきましては、ちょっと広域で人を対象にもできる機動力があるということでしておりますが、利用料もやや他の通所サービス等に比べると高いものですから、ほかの通所サービスや訪問サービスを組み合わせて利用するということが可能になっているために、この小規模多機能を利用するというところに至っていない方もいます。ですから、使いたいので使えていないとり方は、今のところはいないと考えております。

- ○議長(古川 稔) 中橋議員。
- ○15番(中橋友子) せっかく幕別町が特養も含めていろいろ待機者がたくさんいらして、全十勝的にはこの施設だけでかなうものではありませんけれども、解消されている状況にはありませんよね。そういう中で、せっかく施設ができても、グループホームの場合には町村をまたいでいるので待っている人はいないのだということでありますが、しかしそれでも予定の135床の開設に至らないというようなことであれば、施設はつくられても結局は空き室のまま推移しているということですよね。ですから、この辺が計画的な施設の設置ですよね、一つは。それと、利用料との兼ね合い、この辺が利用者の希望とマッチしていないのではないかというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

もっと言えば、その2番目の小規模多機能のほうの施設については、これは場合によってはかなり高額になるということも私たちも聞いています。これも去年待たれて開設されたわけですけれども、希望者で待っている人はいないといっても、結局それだけ高いお金だと払うことができないので、希望しないと、希望できないという状況もあるのではないでしょうか。この辺はスタートしたばかりの施設ですから、やはり利用者の方たちが自分の収入で入所できる可能の範囲、そういうようなことも十分押さえられて、これから有効な活用につながるような努力を町としてはしていく必要があると思うのですけれども、どうでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 保健課長。
- ○保健課長(境谷美智子) まず一つ目のグループホームですが、グループホームに関しては、平成 18年の法改正以降、町の計画の中での建設ということになっておりますが、その前までに当町においては 110 床の開設があるのです、自由に建てられる時期に建ったものも。その中では、だから、いいというわけではないのですけれども、ただ現状 2 ユニットのところを 1 ユニットしかあけていないとこ

ろについては、いろいろご相談をさせていただきながら、他町との調整等も含めて対応させていただいておりますし、その他、このあけているグループホーム以外については、ほとんどあきなく町民の方が大半入っているという形で推移させていただいているので、ここのところは町民の方が大変な形でというふうには今のところ考えてはいないのですけれども、もちろん今後の計画の中でグループホームとかも含めた需要に応じた建設計画というのは、十分対応していきたいとは思っています。

それと、小規模多機能ですが、これは小規模多機能の本来の目的として、自分の通いなれた場所で通いも訪問も泊まりもというのをなじみの顔でいつも通所に行っている人のところで泊まれるみたいなところをコンセプトにしたなのですけれども、今の段階で、例えば在宅生活の中では、通所を中心に使いたい人は通所の事業所と契約をしているとか、訪問を中心には訪問でできるという事業所も幸い幕別町の場合には多くの複数の事業所があって、その中でその小規模多機能がいいという人たちが小規模多機能を活用できるという形では今動いていると思うのです。そこにしたいけれども、お金が高額だから、確かに一つの事業所で全部あったほうがいいけれども、でも、そのほかの選択肢として、通所をA事業所、訪問B事業所でも十分在宅を支えていくことができるというところでは、すごくお金が高いからそこを使えないから、すごく困っているというところでは今はないようには感じています。ただ、もちろん知名度があたっていて、建った地域もご承知のとおり、非常に高齢者の多い地域ですので、今後一つの信頼する通いなれたところで全てのことが賄えるようにというところでは進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長(古川 稔) ほかに。ほかにありませんか。ほかに質疑ありませんか。 (なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第12号、平成25年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第13号、平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第14号、平成25年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第15号、平成25年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第16号、平成25年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第17号、平成25年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第18号、平成25年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第19号、平成25年度幕別町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情付託]

〇議長(古川 稔) 日程第 21、陳情第 1 号、「地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定 のための法改正に関する意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号、「地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書」の提出を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議事の都合により、明3月5日から3月10日までの6日間は休会いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、3月5日から3月10日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、3月11日午前10時からであります。

13:44 散会

-	37	-
-		-

第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成26年第1回幕別町議会定例会 (平成26年3月11日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条) 議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

10 谷口和弥 11 芳滝 仁 12 田口廣之

(諸般の報告)

行政報告

日程第2 陳情第3号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る陳情書

日程第3 一般質問(6人)

会議録

平成26年第1回幕別町議会定例会

1 開催年月日 平成26年3月11日

2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂

3 開会・開議 3月11日 10時00分宣告

4 応集議員 全議員

5 出席議員 (18名)

議 長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵

6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥

11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 15 中橋友子 16 野原恵子

副

企

町 長 高橋平明

教 育 委 員 長 沖田道子

農業委員会会長 杉坂達男

教 育 部 長 羽磨知成

経 済 部 長 田村修一

画 室 長 伊藤博明

忠類総合支所長 姉崎二三男

総 務 課 長 菅野勇次

糠内出張所長 妹尾 真

商工観光課長森広幸

経済部参事須田明彦

生涯学習課長 澤部紀博

保 健 課 長 境谷美智子

17 増田武夫

6 欠席議員

14 成田年雄 18 斉藤喜志雄

7 地方自治法第121条の規定による説明員

 町
 長
 岡田和夫

 教
 育
 長
 飯田晴義

代表監查委員 柏本和成総務部長 古川耕一

会計管理者田井啓一

民 生 部 長 川瀬俊彦

建 設 部 長 佐藤和良

札 内 支 所 長 飛田 栄

企 画 室 参 事 細澤正典

地域振興課長 原田雅則図 書館長長谷繁

学校教育課長 川瀬康彦

保健福祉課長稲田和博

8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

10 谷口和弥 11 芳滝 仁 12 田口廣之

議事の経過

(平成26年3月11日 10:00 開会・開議)

[黙禱]

○議長(古川 稔) 開会前に、議場内におられる皆様にお願いをいたします。

平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災から、本日で3年が経過いたします。この震災により犠牲となられました全ての方々に対し、哀悼の意を表したく、黙禱をささげ、ご冥福をお祈りしたいと思います。

- ○議会事務局長(野坂正美) 議場内の皆様は、ご起立をお願いいたします。 (起立)
- ○議会事務局長(野坂正美) 黙禱。

(黙禱)

黙禱を終わります。

ご着席願います。

(着席)

「開会・開議宣告]

○議長(古川 稔) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

「会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、10番谷口議員、11番芳滝議員、12番田口議員を指名いたします。

「諸般の報告]

- ○議長(古川 稔) 次に、事務局から諸般の報告をさせます。
- ○議会事務局長(野坂正美) 本日、14番成田議員、18番斉藤議員より欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。
- ○議長(古川 稔) これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- ○議長(古川 稔) ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) お許しをいただきましたので、町民栄誉賞の選考についてご報告をさせていただきます。

去る2月7日からロシアのソチで開催された2014オリンピック冬季競技大会に出場されました高 木菜奈さんに町民栄誉賞を贈呈することを3月4日に選考委員会を開催し、決定に至りました。

高木さんは、スピードスケート女子 1500 メートルと女子団体追い抜きに出場し、テレビや新聞など 多くの報道機関に取り上げられ、幕別町の名を全国に広めるとともに、全国各地の多くの方々からの 激励や応援が寄せられるなど、町民に誇りと活力を与えていただきました。

百年記念ホールで行われたパブリックビューイングでは、夜間にもかかわらず3日間、多くの町民の皆さんが駆けつけられ、うちわや旗による熱のこもった応援と精いっぱいの声援が送られました。

成績は1500メートルで32位、団体追い抜きでは3位決定戦で開催国のロシアに敗れ、惜しくもメダル獲得はならず4位となりましたが、小柄ながら力強く引っ張る高木さんの姿は、各種スポーツ競技に励む町内の子供たちに大きな夢と希望を与えてくれたものと思っております。

高木さん本人はもとより、ご家族を初め、関係各位に心から感謝と御礼を申し上げますとともに、 今後なお一層のご活躍を期待するものであります。また、このたびの高木さんのオリンピック出場を きっかけに、幕別町からさらなる新たなアスリートが生まれてくることを念願し、行政報告とさせて いただきます。

○議長(古川 稔) これで、行政報告は終わりました。

[陳情付託]

○議長(古川 稔) 日程第2、陳情第3号、TPP 交渉等国際貿易交渉に係る陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております、陳情第3号、TPP 交渉等国際貿易交渉に係る陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[一般質問]

- ○議長(古川 稔) 日程第3、これより一般質問を行います。
 - 一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○6番(岡本眞利子) おはようございます。では、通告に従いまして、地域商店街の活性化について 質問させていただきます。

商店街は地域経済の活力の強化となり、そして生活の向上にとって重要な役割を果たしていると思われます。しかし、近年は、少子化や高齢化が進むなど構造の変化を迎えております。こうした中、地域経済や商店街の活力が低下している背景には、消費税の引き上げ等を踏まえ、今後、商店街の活力を維持していくために地域住民の需要に応じた商店街の形成を図り、地域商店街の活性化に取り組むべきと考えます。

そこで、以下の点についてお伺いします。

- 1、地域商店街の現状についてであります。
- ①21年から現時点までの事業の実態。
- ②空き店舗対策事業の効果と今後の課題。
- ③既存店の支援と強化対策。
- ④後継者対策の支援。
- 2、地域おこし協力隊の公募の考えは。
- 3、本町地域商店街の将来構想について。
- ①中心市街地に集客力をどのように高めるのか。
- ②新たな支援事業の取り組みの考えについて。
- ③今後の商工会との連携の図り方について。
- 以上であります。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「地域商店街の活性化について」であります。

本町の商店街は、後継者問題や売り上げの伸び悩みなどにより空き店舗化が進み、町民の消費行動は価格や品ぞろえが優位であり、広告などを積極的に展開するスーパーなどの大規模小売店に集中している状況にあります。また、消費者ニーズの多様化や車社会の進展により、十勝の中核都市である帯広市や商業施設が集積している音更町木野地区への消費の流出があるとともに、インターネットによる通信販売や道東自動車道開通に伴う札幌圏の大型商業施設への消費流出も懸念されているところであり、地元商店街の活性化は重要な課題であると認識いたしております。

ご質問の1点目、「地域商店街の現状について」であります。

初めに、「21年から現時点までの事業の実態」についてであります。

平成21年度から実施いたしております幕別町商店街活性化店舗開店等支援事業、いわゆる「空き店舗対策事業」につきましては、中心商店街の空洞化を抑制し、にぎわいのある商店街づくりを目的として、幕別、札内、忠類の3地区にそれぞれ指定区域を定め、その区域内の空き店舗等を賃借し、新規出店した方に対して建物の改修や賃借料に係る経費の一部を補助するものであり、平成22年度には幕別地区と札内地区において指定区域を拡大してまいりました。

本事業は当初、幕別町商工会や幕別町本町地区商店街振興会などのご協力を得ながら、幕別地区 22 件、札内地区 8 件、忠類地区 4 件の合計 34 件の空き店舗等と見込まれる物件について現地調査や聞き取りによる意向調査を実施した結果、幕別地区 5 件、札内地区 2 件の合計 7 件について貸店舗情報として情報提供可能な旨の回答をいただき、スタートいたしました。この間、新たな空き店舗情報を収集しながらこれまで幕別地区 6 件、札内地区 3 件の合計 9 件の新規開店に対して補助を行い、平成 25 年 12 月末日現在の補助額は合計 962 万 5,600 円となっております。

9件の業種につきましては、飲食業が5件、小売、学習塾、整体院、美容室が各1件となっておりますが、このうち5件の方々については、経営上の理由や貸し主側の理由などにより、現在、残念ながら事業の継続には至っておりません。

次に、「空き店舗対策事業の効果と今後の課題」についてであります。

本事業をスタートする際には、新規出店希望者があらわれないのではないかとの懸念がありましたが、9件の新規開店につながったことは厳しい経済状況の中、空き店舗を活用した新規出店の後押しを一定程度達成できたものと考えております。

今後の課題といたしましては、新たな出展者の掘り起こしに加えて、出展者の経営の安定的な継続に関する支援が必要であると認識いたしており、金融機関等から新規出店希望者の情報を収集するとともに、商工会などと連携を図りながら、出店者への経営改善指導などに努めてまいりたいと考えております。

次に、「既存店の支援と強化対策」についてであります。

町では、現在、中小企業融資事業や住宅新築リフォーム奨励金事業を初め、商工会が取り組む事業への支援などを実施して、既存の商店を含めた商工業事業者の支援に取り組んでおります。中小企業融資制度につきましては、商工会や町内金融機関と連携いたしまして、商工業者の必要な資金需要に対して迅速に対応するなど、より活用しやすい運用に努めてまいります。住宅新築リフォーム奨励金制度につきましては、平成25年度からリフォームに係る奨励金対象工事金額を50万円以上の工事に引き下げたため利用件数が増加しており、町内の住宅関連産業の受注の後押しとして活用いただくとともに、交付する商工会共通商品券により町内における消費の拡大につながっているものと考えております。

商工会におきましては、地域の小規模事業者への経営指導に係る経営改善事業を初め、地域の活性 化や豊かな地域づくりに係る地域振興事業などに取り組まれており、地域商工業の推進母体として地 域商店等へ果たす役割は非常に大きいものと認識いたしておりますことから、今後とも連携を深め、 地域商店の支援に努めてまいりたいと考えております。 次に、「後継者対策の支援」についてであります。

町内の若い商工業経営者や商工業の後継者の方々の多くは、商工会青年部に加入され、経営に関する研修のほか、ご当地レシピ開発や町内の各種イベントなどを通じて地域の活性化に積極的に取り組まれており、町といたしましては商工会青年部の活動に対しまして、商工会を通じて支援いたしているところであります。

また、一昨年11月に設立された異業種交流若者の集いでは、商工会の青年部長が会長となり、商工業や農業のほか、町職員なども含めて業種の壁を越えて研修や情報交換を行いながら、横のつながりを広げる活動に取り組まれております。

町といたしましては、この活動につきましても事務局を担うことにより側面から支援いたしており、 将来の町の商工業を支える優秀な経営者となられることを期待いたしているところであります。

ご質問の2点目、「地域おこし協力隊の公募の考えについて」であります。

近年、限界集落という言葉をよく耳にするようになってまいりましたが、人口減少や高齢化により 過疎化の進行が著しい地域においては、地域力の維持と向上を図っていくために、その担い手となる 人材の確保が何よりも重要な課題となっております。

一方で、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、都市で生活している住民の中には、生活の質の 豊かさへの志向の変化を背景として、豊かな自然環境に恵まれた地方で生活する、いわゆる「田舎暮 らし」への憧れや地域社会へ貢献することについての意識の高まりを見せ始めております。

国は、このような状況を踏まえ、地方自治体が都市住民を受け入れ、おおむね1年から最長3年までの期間、地域おこし協力隊員として委嘱し、農林業の応援や水源保全、監視活動、住民の生活支援などの地域協力活動に従事していただき、あわせてその定住、定着を図り、地域を活性化することを目的として地域おこし協力隊の制度を平成21年度に創設いたしました。

21 年度当初は、地方自治体がこの事業に取り組む場合に、隊員1人につき報酬を200万円と住居や活動用車両の借り上げ料など、その他の経費として150万円の合計350万円を上限に、特別交付税で財政支援するとしておりました。受け入れ対象となる地域は当初、過疎や山村、離島、半島の条件不利地域のみとしておりましたが、23年度から条件が一部緩和され、基本的には3大都市圏以外の全ての市町村で受け入れが可能となりました。また、24年度からはその他の経費が隊員1人につき200万円引き上げられ、財政支援の額が隊員1人につき400万円を上限に、加えて隊員の募集等に要する経費として1団体当たり200万円を上限に支援されるように拡充されてまいりました。

地域おこし協力隊は、平成 21 年度は全国 31 自治体に 89 人の隊員数でありましたが、25 年度の実績では全国 4 府県と 314 市町村の 318 の自治体で 978 人まで増加し、道内においては 58 市町村で 168 人が、管内においては新得町の 9 人を初め、 9 町村で 27 人が活動されております。

総務省の調査によりますと、平成25年3月までに任期を終えた隊員366人のうち、派遣先や近隣市町村に定住されている方は204人、56%に及んでおります。

集落の過疎化が進み、集落対策が喫緊の課題となっていた後志管内の喜茂別町においては、平成20年8月に総務省が創設した集落支援員制度をモデル的に実施し、平成22年から23年の2年間で10人の隊員を町の非常勤職員として委嘱されました。月額16万5,000円の報酬(年額198万円)と自家用車の燃料費などとして月額1万5,000円を支給し、町が用意した住居で生活しながら葬儀の手伝いや敬老会などへの支援を初め、高齢者の買い物代行などの生活支援活動のほか、農家の手伝いや特産品の販売支援、都市との交流事業の企画・運営などの地域おこし活動に従事されたと伺っております。

地域おこし協力隊の導入に当たっては、導入しようとする地域の課題を踏まえ、どのような活動を 担っていただくのかを明確にした上で、住居や通勤手段を確保し、隊員のサポート体制を整えること が重要であります。加えて、任期終了後の定住や就業に向けた支援を行うことが必要と認識いたして おり、本町での必要性や可能性を検討するとともに、先進地の事例等を調査してまいりたいと考えて おります。

ご質問の3点目、「本町地域商店の将来構想について」であります。

初めに、「中心市街地に集客力をどのように高めるのか」についてであります。

幕別町は帯広市に近い距離にあるため、市内などへの消費の流出があると考えられますが、とりわけ幕別本町地区におきましては、札内地区のスーパーへの消費流出もあると推測されます。こうした中、本町地区中心市街地の集客力をどのように高め、消費の流出を防いでいくかにつきましては、本町地区の地域振興における課題でもあると認識いたしており、魅力ある商店街の形成に加えて、定住人口や交流人口の増加による消費者の増加を図ることが重要であると認識いたしております。

本町地区は帯広市に近い距離にありながら、自然が豊かで広々とした住環境に加え、スポーツ施設や小中学校、高校、図書館などの文教施設が整備されており、生活しやすい地域でありますことから、現在進めております本町地区への定住対策などにより、人口の維持を図る必要があるものと考えております。

また、本町生まれのパークゴルフの発祥コースである「つつじコース」は「パークゴルフの聖地」として全国から多くの愛好家が訪れており、今後、他の観光資源を含め、さらに町の魅力を発信し、交流人口の増加に努めなければならないものと認識いたしております。

こうした立地上の優位性を発揮して、地域内外の方々の心を捉え、多くの方に商店を利用してもらうためには、個々の商店が連携・協力して消費者ニーズにきめ細やかに対応し、大型店に劣らない魅力ある商店街を形成することや消費者の購買意欲を高めるための各種イベントやポイント事業の展開が有効であると考えております。加えて、妊娠中の方や小学生までの子供連れの方が協賛店で買い物をする際に特典が受けられる、「どさんこ・子育て特典制度」や買い物等の家事援助を行う軽度生活援助事業などを活用し、地域の商店街だからこそ実現できる、ふれあいを大切にした店づくりを図ることが重要であると考えております。

次に、「新たな支援事業の取り組みの考え」についてであります。

町ではこれまでもパークプラザの建設への支援を初め、商店街の車歩道や街路灯の整備などに取り組んでまいりました。また、昨年10月からはコミュニティバスを運行開始し、交通弱者の方々の移動手段の確保を図ったところでありますが、今年度からは千代田通りの再整備に着手し、訪れる方が気持ちよく来店できるよう環境整備に努めてまいります。

魅力ある商店街の形成のためには、個々の事業者の方々や事業者同士の連携による事業展開等が重要でありますことから、他町村で実施されている商店街の振興イベントなども研究し、商工会を通じまして商店街事業者の方々と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

最後に、「今後の商工会との連携の図り方」についてであります。

現在、町職員1名が幕別町商工会の員外理事として選任されており、商工会の各種事業における企画や立案、実施などのさまざまな段階において協力させていただいております。またこれまで、町が商工業振興策に取り組む際には、商工会と協議を重ねて各事業者のご意見などを参考に実施してまいりました。

今後におきましても、引き続き商工会との連携を一層強め、魅力ある商店街や活力ある地域経済の 創造に努めてまいりたいと考えるところであります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(古川 稔) 岡本議員。
- ○6番(岡本眞利子) では、再質問させていただきます。

この幕別町は、本町、札内、そして忠類地域と3極化しており、札内地域ではある程度商店街が確保されておりますので、本町とそして忠類地域に視点を絞りまして質問させていただきます。

地域商店街の現状でございますが、消費者の購買は町外へと流出し、さらに通信販売やインターネットでの商品購入が容易になっております。したがって、商店街を取り巻く環境はますます厳しくなっているかと思われます。

そこで、現在この幕別駅から国道までの千代田通に営業されている店舗は13件、シャッターがおりているところが6件、そして大樹線15号から幕別大通までの営業しているお店は9件、シャッターが

閉まっているところは7件、幕別大通から国道までの幕別本町十字街では10件が営業しており、8件がシャッターが閉まっております。

そこで、この現状を見まして、どのように感じられるかをお伺いいたします。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 先ほどご答弁で申し上げましたように、非常に厳しい経済状況の中にあって、地元の商店街を守るということは我々としても大きな課題だろうというふうに思っております。しかしながら、先ほどもお話申し上げましたように、車社会ですとか、あるいは大型店に流れる今の消費者の意向、そういったことをなかなか引きとめて地元で買っていただく、地元の商店街に活性化をもたらす、現状はなかなか厳しいものがあるのではなかろうかというふうに思っております。

私どもも、先ほどから繰り返しになりますけれども、やはり商工業者の皆さんとあるいは地域住民の皆さんとともに考え、ともに行動しながら、商店街の活性化に向けた取り組みをこれからも進めていかなければならないのだろうというふうに思っておりますし、空き店舗対策についても、さらに一層我々努力をしていかなければならないというふうに思っているところであります。

- ○議長(古川 稔) 岡本議員。
- ○6番(岡本眞利子) この本当に私もちょっとこれ歩いてみて、一軒一軒数えてみて、本当にどこまでが商店街でどこまでが住宅街なのか、またどこが営業されているのか、また引っ越していないのかということも、本当にわかりづらい町だなということで、ちょっと調査をさせていただいたのですけれども、商店街というのはコミュニティ機能を持ちまして、暮らしやすさを支える機能でもあります。現在の本町や忠類地域では、このように思える住民の方はほとんどいないのではないかなと思います。そこで、本町の活発的な商業活動といえば、この状態では住民不安な地域と捉えてもよいのではないかと思いますので、過疎化や高齢化が進むことはどこの町でも同じですので、早急に対策を練るべきではないかと思います。

では、続きまして、空き店舗対策の事業の効果と今後の課題についてでありますが、空き店舗対策は中心市街地の商店街の空洞化を抑制し、商店街づくりを目的とした事業であります。では、空き店舗を利用したいという方には、どのように物件情報を提供しているのかを伺います。

- ○議長(古川 稔) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(森 広幸) 空き店舗対策でございますけれども、基本的には借りたい方が私どものほうにいらして、どういうところがあいているかという形で情報を聞きに来ます。それにつきましては、うちのほうであいているところについての情報をお伝えしたり、電話でも問い合わせが来ている場合につきましては、それにつきましても今言ったような形で情報の提供というのですか、をやっているところでございます。

以上です。

- ○議長(古川 稔) 岡本議員。
- ○6番(岡本眞利子) はい。今もうインターネットの時代ですので、ネットや何かでも幕別町ということで見ますけれども、幕別町のホームページには3件、そして商工会議所のホームページには1件が掲載されております。また JA のホームページを見ましても、空き店舗というのがちょっとわかりづらいようなホームページだったのですけれども、先ほど答弁の中でも34件の空き店舗を見込まれる物件について、調査や何かをしたということだったのですけれども、そして現在では幕別地区5件、札内地区7件について貸店舗情報として情報を出しているということなのですけれども、これは持ち主などに許可をいただいてホームページなんかに載せるという許可をいただいたのかをお聞きいたします。
- ○議長(古川 稔) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(森 広幸) 先ほど申しましたとおり、四十何件の情報提供を一応空き店舗を確認しまして、そのうち幕別町地区5件と札内地区2件が情報を載せてもよいという許可を得まして、それで載せていることでございます。

以上です。

- ○議長(古川 稔) 岡本議員。
- ○6番(岡本眞利子) 許可をいただいて、幕別地区では5件、札内地区では7件ということですけれども、ホームページにはこれ載っていないですよね。私が調べたところでは、もちろん区域ということでホームページでこのように出ていますけれども、空き店舗は幕別地域錦町で事務所として1店舗、また札内地域では2店舗ということでこれ出ていますけれども、そのような許可をいただいて町としてもお知らせができるようなところでしたら、このようにホームページにもしっかりと載せていくことにより、空き店舗を借りたいという方も出てくるのではないかと思いますが、その点についてはいかがですか。
- ○議長(古川 稔) 経済部長。
- ○経済部長(田村修一) 先ほど町長が答弁いたしました、幕別地区5件、札内地区2件というのは、この事業がスタートしたときの件数のことを答弁させていただいたもので、現在は岡本議員言われるとおり3件ホームページに載せているということで、それにつきましても当然のことながら持ち主の方に同意をいただいて、ホームページに掲載させていただいているということでございます。以上です。
- ○議長(古川 稔) 岡本議員。
- ○6番(岡本眞利子) このホームページの更新はいつされたのですか、お伺いいたします。
- ○議長(古川 稔) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(森 広幸) ことしの4月というか、昨年度の4月でございます。ですから、ことしの4月になりましたら、その辺のやつを精査しながら、もう一度ホームページの更新をしたいと思っております。
- ○議長(古川 稔) 岡本議員。
- ○6番(岡本眞利子) 1年間のうちにそんなにふえるわけではないと思うのですけれども、随時新しい情報を更新してまいりますということで出ているのですけれども、やはり今、本当にネット時代ですから、どこの町からでも本当にネットで探すということが多いと思うのですよね。それで行政としましても、空き店舗の実態把握をして、より新しい情報を開示することが重要ではないかと思います。したがいまして、この空き店舗の持ち主の方に、一軒一軒尋ねてお聞きしたことはあるのでしょうか、お伺いいたします。
- ○議長(古川 稔) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(森 広幸) いろいろ店舗状況を幕別地区の場合、ご相談に来られる方がいまして、その方については一応、私どもではホームページの更新はしていませんけれども、私のほうで把握している空き店舗の方にお伺いして、どうでしょうかというお話は、確認した結果をご相談者の方にご報告させて相談に乗っております。

以上です。

- ○議長(古川 稔) 岡本議員。
- ○6番(岡本眞利子) やはり本当に新しい情報と少しでも空き店舗が埋まってくるような努力をしていかなければいけないと思います。もちろん不動産会社ではないので、全部が全部載せるというわけはいかないと思うのですけれども、民間の不動産に掲載してもらうと、やっぱりそれだけの費用もかかります。もちろん、町だから費用がかからないという面ではなくて、少しでも空き店舗を活用してもらうという面からも、新しい情報を開示することが必要かと思います。待っているだけではなくて、積極的なテナントリージング活動を行うことも大切ではないかなと思いますので、その点についてお伺いいたします。
- ○議長(古川 稔) 経済部長。
- ○経済部長(田村修一) ただいま議員言われましたとおり、もう少し、今1年に1回空き店舗と思われるところをそれぞれ持ち主の方に当たって、こういうような情報を提供しているところでございま

すけれども、さらにその期間をもう少し短くとって、きめ細やかにそういう情報をつかまえて皆さん にご提供するということに努めてまいりたいというふうに考えます。

- ○議長(古川 稔) 岡本議員。
- ○6番(岡本眞利子) では、これからはもうきめ細やかに情報を提供していただくということで、では、この空き店舗対策事業なのですけれども、25年からの制度でございます。25年は2店舗、22年は2店舗、23年度が4店舗、24年度が1店舗。25年度はなかったということだと思うのですけれども、この店舗、営業されているということなのですけれども、この制度は4年間施行されましたが、4年間の実績として、本当に不景気の中このように営業ができるということで、ある程度の効果があったのではないかということのご答弁をいただきましたが、補助金を活用して新規開業者を出店させても、開業後の支援が不足していることも長続きしない原因の要素ではないかなと思います。その点についてはいかがでしょうか、お伺いいたします。
- ○議長(古川 稔) 経済部長。
- ○経済部長(田村修一) 先ほど町長の答弁で申し上げましたとおり、開店後の支援と。この制度の中では開店後も賃料を補助するという制度はあるのですけれども、ソフト面でもう少し支援していくというようなことが課題ではないかと思っているところでございますので、先ほど町長、答弁で申し上げましたとおり、今後、商工会などと連携いたしまして、経営指導と、そういうような面でもう少し支援していければなというふうに考えております。
- ○議長(古川 稔) 岡本議員。
- ○6番(岡本眞利子) もちろん、店舗を開業したいということは意欲と能力をお持ちの方もたくさん いらっしゃるかと思いますので、開店希望者の選択はもちろんのことなのですけれども、営業が軌道 に乗るまでの支援体制ももちろん、商工会との連携のもとで町としても強化していっていただきたい と思います。

では、既存店の支援と強化体制についてでありますが、現在、営業している個々の店舗はさまざまな問題を抱えながら経営されていることと思います。もちろん、個店の営業努力も必要です。店づくりを初め、商品管理、そしてやる気、元気、気配りなどみずから工夫をしなければ存続していくことは大変かと思います。しかしながら、経営者が高齢化し、自分たちだけでは対応し切れないことも多々あるのではないかと思います。そのようなとき、行政として個店に寄り添った支援がされているのかをお伺いいたします。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 先ほども申し上げましたように、個店で皆さんがいろいろ頑張って努力されている現状にありますけれども、何回も言うようですけれども、いわゆる行政がその中で担う役割、あるいは個店が担う役割、そして商工会と協力しながら進めていく役割、いろいろあるのだろうというふうに思っておりますので、今まではどちらかというと一生懸命商店の経営等については商工会なり個人が頑張るようになった、行政はその周辺の見える環境整備等に努力をしてきた、そういう状況が続いていたわけですけれども、今はなかなかそれだけでは商店街の生き残りも厳しいような状況にありますから、これからも町として行政として、どんなことが商店街の活性化に向けて、あるいは個店が生き残っていくためにやれることがあるのかは、十分意見の交換をしながら頑張っていかなければならないのかなという思いではおります。
- ○議長(古川 稔) 岡本議員。
- ○6番(岡本眞利子) やはり商店街を継続していくためには、本当に個店だけの力ではなかなか厳し いものと思いますので、本当に商店街の住民に寄り添った支援をぜひ行政としてもしていただきたい と思います。

続きまして、後継者対策の支援についてですが、どんな企業でも、どこの町の商店街でも高齢化が進み、後継者不足に悩んでおります。地方の商店街においては、親の跡を継いで店を経営しているが、周りが次々と店を閉めていく高齢の店主が多い中で、果たしてどこまで商店が続けられるか不安を持

っている店主も少なくないとのことです。

そこで、そのような後継者、青年がいるようなところはまあまあそれで青年部に加入したりということで人材育成にもなっているところでありますが、高齢者で経営をしているような商店街に属しているところでは、町として支援をされているのか、お伺いいたします。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 少子化の影響もありますし、高齢化で高齢者の方お二人でお店をやってらっしゃる方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、町の立場として、高齢者がやっているお店だからこういうことをやるとか、後継者がいるのだからそこはやらないとか、そういうことにはまずはならないわけですから、あくまでもそのお店個々の状況の中で、我々行政としての指導なり、あるいはやれるものは一緒になってやっていくと、これからもそういう姿勢で行きたいというふうには思います。
- ○議長(古川 稔) 岡本議員。
- ○6番(岡本眞利子) 支援に対して町長の前向きな答弁がいただけましたので、それ以上は言いませんけれども。

では、地域おこし協力隊の公募についてお伺いいたします。

地域おこし協力隊は、ご答弁にもありましたけれども、地方自治体が公募を行い、その地域の興味のある都市部の住民を受け入れ、地域おこし協力隊に委託をし、地域おこし活動の支援に従事をしてもらう、あわせてそこに定住、そして定着を図るという、2009年に総務省が制度化したものです。

先ほど答弁にもありましたけれども、現在、まちおこし協力隊は 25 年度では 979 名、318 自治体で活躍しているということです。

管内では、まちおこし協力隊の設置は上士幌で5名、鹿追で3名、新得で9名、清水で1名、浦幌で2名、そして大樹で1名、中札内で1名、更別で3名、そして陸別で2名ということで合計27名の方を受け入れているそうです。まちおこし協力隊は地域に合った協力をしてもらうことができますので、この幕別町としても町外の若い人の力をかりて、新しい視点からのまちづくりをつくるために協力隊の設置を考えてはいかがかなと思うところであります。人口減少やそして少子化などはストップすることができないので、管内でもこれだけの設置をしていることから、本町でも設置を早いうちに考えるべきと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、今、管内あるいは全道的にもそうですけれども、この地域おこし協力隊の力をかりながら、まちおこしということを進められているところが多いようですけれども、ただこの場合、私どもの町にこれを当てはめた場合に、それではどんなことをどんな形でやってもらうかということになってくると、なかなかそう簡単ではないのかなと。

先ほどの喜茂別の例を申し上げましたように、ほんの小さいことで高齢者をお店に案内するとか、あるいは敬老会や葬式の手伝いをするというのが、本当にまちおこし協力隊の本来のあるべきなのかというようなことも踏まえながら、私どももこれだけの町、特に面積的にも広いわけでありますし、どちらかというと、今は、先ほども言いましたように、限界集落とか言われるような小さな集落を中心的にやっていらっしゃるのと、町全体をどう活性化させていくかという、いわゆる企画的なもの、それを担う役割、そんなものがあるのだろうと思いますけれども、本町の場合はそれらを含めながら、あるいは幕別、札内、忠類、そんな中で地域的なことも含めながら考えていく必要があるのだろうというふうに思っておりますけれども、しばしば検討や研究を重ねていきたいというふうには思います。

- ○議長(古川 稔) 岡本議員。
- ○6番(岡本眞利子) かつては大変ににぎわっていたこの町、この本町地域の商店街も大変衰退化しつつある状況です。これを目の当たりにしまして、この現状を放置していくわけにはいかず、今、まちおこし隊を設置したからどうのこうのという問題ではないのですけれども、まず長い目、先を見まして町に協力してくれる方を若い力を入れて、そしてそこにまた定住も考えていただくというようなこともありますので、町に合った活動をしていただけるので、少しそういうことも考慮してもいいの

ではないかと思いますので、ほかの町の情報などを交換いたしまして、調査をぜひ進めていただきたいと思います。

では、本町地域商店街の将来構造なのですけれども、中心市街地に集客力をどのように集めて高めるのかということですけれども、地域住民が商店街にどのような店舗を希望しているのか、住民のニーズ調査などをされたのかをお伺いいたします。

- ○議長(古川 稔) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(森 広幸) ニーズ調査はしておりません。
- ○議長(古川 稔) 岡本議員。
- ○6番(岡本眞利子) なぜ、ニーズ調査をされないのでしょうか。
- ○議長(古川 稔) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋平明) ちょっと過去に、20年以上前ですけれども、本町地区あるいは札内商店街地区等、ニーズ調査といいますか、それぞれの商店街に関する振興計画を立てたことがございます。その中で、小さな町の商店街にどういったことを期待するかというのは、やはり品ぞろえの豊富さ、あるいは接客をする際の親しみやすさといいますか、そういったことが求められているということはその当時の調査の結果では出たことがございます。

ただ、最近になりましてから、大型店がそれこそ市街地の近郊のほうに出店するような時代になりまして、消費者のニーズがかなり変わっているというのは、これは商工会も私どもも理解をしているところでありますので、なかなか今現状でこの幕別本町市街地に、どのような商店が求められるかという調査が果たして必要かどうかという問題がございます。

ある程度の全国統計みたいなものがございまして、そういった中で、こういう小さな商店街に何が求められるのかということは、ある程度の予測が立ちますので、それをもとに商工会とも長い期間話し合ってはきていますけれども、なかなかこれはやはり商店を経営される方の熱意ですとか、それからそれらの方々の思い切った商売に関する政策、方向転換ですね、そういったことが可能かどうかも含めて、なかなか難しい面があろうかと思っておりました。ただ、行政といたしましてはその中で、では営業に関してなかなか行政側から口を出すわけにいきませんけれども、環境をどうやって整えたらお客さんが集まりやすい町になるだろうか、そういった面も含めて計画は過去にはございましたので、そういった計画をまたもう一度見直して、今後に生かしていければというふうに考えているところであります。

- ○議長(古川 稔) 岡本議員。
- ○6番(岡本眞利子) 小さな町だからこそ、小さな商店街だからこそ、生かしていかなければいけないのではないかなと思います。やはり高齢化が進んでおりますので、この幕別町ももちろん三極化しておりますので、札内まで出ましたらどんな物でも大体のものは買うことができます。それで物足りないものは帯広市まで行けば買うことができます。

でも、この本町地域に住んでいる方にとっては、やっぱり地元で本当に、本町から札内まで出るのに約10キロあります。その10キロをかけて行くよりは、コミバスを使って本当に商店街を回遊できるようなお店があると、住民の方にも大変喜ばれ、また活気づくというか、商店街を回遊される町民の方が見られるようになるのではないかなと思います。

最近の傾向としましては、100 円ショップなどは誰もが知っており、一番入りやすい、ついつい買い物をしてしまう店舗であります。どの地方でもニーズの多い店舗の一つだそうです。もちろん幕別町も札内に出ますと、お買い物ができ、どんなものでも買えるのですけれども、この本町地区商店街に、住民のニーズに合った店舗が、決してそんなに大きなものではなくてもある程度そろっていると、そこから消費者がシャワー方式で買い物が始まるのではないかと思いますが、その点についての見解をお伺いいたします。

- ○議長(古川 稔) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋平明) 先ほども言いましたように、商店街を形成していく上には、やはりある程度の

それぞれの営業品目が違う商店がたくさん必要であるというふうには理解しております。昨年の札中の生徒の町に対する提案の中で、町の中に欲しいものはやはり第一番目はコンビニだということがございました。コンビニ化された店舗がたくさんあれば、確かに通いやすいでしょうし、ただ、それを営業される方は、あくまでも個人店主の方でございますので、その辺の判断をされるのは、まず商工会が計画性を持って指導していくものなのかなというふうに考えております。

ただ、町は、先ほども言いましたように、行政としてやれる、コミバスの運行もそうですし、そういった道路整備も含めて、買い物をしやすい環境を整えるようなことをこれからも進めていかなければならないものだというふうに考えているところでございます。

- ○議長(古川 稔) 岡本議員。
- ○6番(岡本眞利子) もちろん、今のご答弁の意味はわかるのですけれども、やはり小さな商店街を 衰退化させないためには、やっぱり町民のニーズに合ったものをということで考えられるわけであり ますけれども、店舗ばかりではないと思うのです。店舗をするということは、もちろん赤字になりな がらというわけもいかないと思うので、店舗だけではなくて高齢者の集える場所、そんなに大きなも のではなくて、この本町地域住民が百年ホールや図書館まで行かなくても、買い物ついでで寄れるぐ らいの趣味を生かした写真展や陶芸などのアート作品を展示するギャラリーとか、飲食店で食べ歩き をして回遊ができるようなイベントやワンコインで食べられるランチなど、単に空き店舗を埋めると いう発想ではなくて、商店街の売り上げにも寄与するような企画も考えるべきではないかなと思いま す。

とにかく、地域住民が商店街に足を運んでもらうということを前提に考えるべきではないかなと私 は思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋平明) 確かに、どうやったら人が町の中に出てきてくれるのか。

長野県の小布施町、私ども視察させてもらったことあるのですけれども、小布施町はまちづくりの中で、美術館を核として人が歩けるような町になっています。その上に小布施町独自の産品を各お店屋さんがそれぞれの得意分野のところで商品化をされて売っている、大変すばらしい町だなというふうに私は見させてもらいました。

そういった形を今おっしゃったように、町の中にそういった、例えば小さな美術館でも喫茶店でも回れるようなところがあれば、人がまず町の中に出てきてくれるだろうという考え方がございます。そういった考え方には私どもも賛同できますので、そういったことをまちづくりとしてではなくて、まちづくりそのものなのですけれども、まちづくりを含めた商工会との話し合いの中でも進めていければなというふうに考えておりますので、今後もいろいろなご提案をそれぞれの分野で本当に真剣に検討していかなければ、岡本議員おっしゃるように、町が廃れていく一方だというふうに考えておりますので、その辺は町としても協力をしながら進めていきたいというふうに思っております。

- ○議長(古川 稔) 岡本議員。
- ○6番(岡本眞利子) 前向きな答弁ありがとうございます。

今後、新庁舎も完成した暁には、全国からの視察も多いことと予測されます。したがいまして、商 店街の景観整備も考慮しながら観光物産協会とも協力し、商店街で特産品を販売し、商店街の経済効 果にもつなげるような支援をぜひ考えていただきたいと思います。

最後に、今、この本町地域の商店街をシャッター街と呼ぶより、ゴーストタウンに近いのではないかという住民もいるそうです。この自分の町の商店街を誰しもが寂れさせたくはないはず、自分の町が一番好きで離れたくないと言えるまちづくりを担うのが行政の役割であり、活気ある商店街にするため、住民、そして商店街の経営者、商工会など町を挙げて取り組んでぜひいただきたいと思います。このことを申し上げて、私の質問を終わりにいたします。

○議長(古川 稔) 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。 この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

11:00 休憩

11:09 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○13番(前川雅志) 通告のとおり質問いたします。

初めに、帯広厚生病院に対する財政支援についてであります。

帯広厚生病院は、町民の命を守る上で大変重要な役割を持った病院だと理解しています。さらに、 救命救急センターや小児科、周産期医療が不採算と言われながらも、全体で毎年 10 億円以上の黒字決 算となる優良企業であることも理解しています。しかし、新築移転を急ぐ理由や市町村や農協が多額 な負担をする理由が理解できません。また、毎年 10 億円以上の黒字であるにもかかわらず、95%を借 入れで建てかえる事業計画は全く理解できるものではありません。

報道によると、4月下旬に国とのヒアリングの前に、市と町村会の見解をまとめたいということですので、以下についてお伺いいたします。

- ①これまでの報道によると、十勝町村会と帯広市と帯広厚生病院では、それぞれ見解が違うようですが、どのような協議がなされたのか、お伺いいたします。
- ②特別交付税で運営費を負担する場合の負担額と、いつからいつまでの負担になるのか、お伺いします。
- ③特別交付税で全額賄うようですが、十勝に配分される特別交付税の総額は増額される見通しはあるのか、お伺いいたします。

次に、幕別町に大学設置を、についてお伺いいたします。

少子高齢化と言われ久しいが、幕別町に生まれた子供の数は平成25年は185人で、小学1年生から中学3年生は平成25年12月末で2,456人在籍しています。この子供たちが将来この町に住み続けてくれれば、極端な少子高齢化とはならないはずです。住むことのできない要因の一つに教育問題が挙げられます。

町内でそれぞれの小中学校は、教科も部活動も頑張り成果を上げています。今後も日本と言わず世界で活躍することができるような人材づくりに力を注いでいただきたいと思います。しかし、中にはこの町で暮らしたいと思っている子供も少なくありません。そのためには高等教育のあり方を考えなくてはなりません。

十勝管内には帯広畜産大学、帯広大谷短期大学、各種専門学校等がありますが、多くの子供が管外もしくは道外に進学しています。もう一つ大学があれば、幕別町の生徒の教育と同時に他の地域からの生徒を迎え入れることができると思います。十勝大学設置促進期成会では、帯広市が基金を積み、議論はされているようですが、なかなか前に進んでいません。どのような要因で議論が進まないのか、お伺いいたします。

議論が全く進んでいないようなので、一つ提案をさせていただきます。

昭和54年に琉球大学医学部最後に、医科の新設はありません。震災以降、東北に医科大学を新設する動きがあり、閉ざされた扉が開かれようとしています。東北6県には、既に医科を持つ大学がそれぞれの県に1校、全部で6大学あります。北海道には道央を中心に3大学しかありません。

平成22年の厚生労働省の調べるによると、人口10万人当たりの医師数は全国平均219人に対し、十勝160.9人、釧路160.1人、北網146.8人、根室94.3人であり、医師の確保が課題となっています。 道東に医科大学があれば解消できる問題ではないでしょうか。

そこで、東北の新設と合わせて道東に誘致する動きを十勝町村会、十勝活性化期成会、十勝大学設置促進期成会等に投げかけながら、幕別町を中心に頑張ってみてはいかがでしょうか。

最後に、幕別町の高校教育をどう考えるかについてお伺いいたします。

幕別高校は、昨年ついに一間口になりました。新年度の入学者数は確定していませんが、何とか二間口を確保できればと願っています。サテライトの開催、進路決定 100%等、幕別高校の頑張りは高く評価しますが、今後の児童生徒の推移を見ると厳しさは変わりません。とりわけ中学生の進路動向調査によれば、次年度以降は卒業生の減少も伴って激減いたします。

幕別高校の今年の卒業生は12人が幕別町内に就職を決め、江陵高校は10人程度が幕別町内に就職を予定しています。町内企業と同窓会の理解と協力、両校の指導に敬意を表します。

このように、幕別町の人材育成や定住に大きく貢献しているのが幕別高校と江陵高校であり、この町になくてはならない高校です。ちなみに平成22年度から平成25年度までの4年間で、帯広柏葉高校は1人、帯広三条高校は2人、帯広緑陽高校は1人が幕別町内に就職をしています。

教育行政執行方針で、「高等学校に求められる学校の姿や役割等を検討していく必要があるものと考えております」と教育委員長が述べられました。そこで今後、幕別町内にある二つの高校がどうあるべきと考えているのか、お伺いをいたします。

以上です。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 前川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からはご質問の1点目と2点目につきまして答弁させていただきます。

初めに、「帯広厚生病院に対する財政支援について」であります。

昭和20年に開設された帯広厚生病院は、昭和55年には地方センター病院の指定を受け、さらに平成11年には圏域における救命救急センターの指定とともに、災害拠点病院としての機能もあわせ持つこととなり、全国でも公的医療機関としては数少ない大規模病床を持つ病院であり、十勝圏域の完結型医療を担われております。

帯広厚生病院は地域住民から高い信頼を受け、最先端の医療を提供するとともに十勝圏の救命救急 医療を担われていることを踏まえて、これまでの町村会の一員として帯広市や北海道厚生連と移転新 築に対する財政支援につきまして協議を重ねてまいりました。

ご質問の1点目「これまでの協議経過について」であります。

昨年の5月に北海道厚生連から帯広厚生病院の移転新築整備計画案についての説明があり、管内市町村に対して総事業費278億円のうち現施設の解体撤去費や医療機器整備費を除いた病院本体の建設費210億円の30%相当に当たる63億円の財政支援の要請がありました。しかしながら、要請の際の説明では、負担率の根拠は明確ではなく、道内の厚生病院のうち札幌と旭川以外の建設時には20%相当額を当該市町村に要請してきた経緯がありますが、帯広厚生病院の施設規模が、これら施設の2倍の面積であることから30%をお願いしたいとするものでありました。

町村会といたしましては、十勝圏においては、これまで帯広厚生病院が果たしてきた役割は評価するものの、町村外の医療機関の建設へ多額の費用負担をすることに対する財政上の明確な根拠がないことなどから、慎重に検討を進めてまいりました。

10月には、町村会として北海道厚生連に対する10項目の質問、要望事項並びに意見等を取りまとめましたが、その中で支援の方法については、建設費補助ではなく特別交付税措置のある運営費補助という提案を盛り込んだところであります。

その後、10月下旬に開催されました意見交換の場において、北海道厚生連に対して質問、要望事項並びに意見等について検討を要望し、11月15日に北海道厚生連から質問、要望事項への回答書が示され、運営費による支援を受け入れたい旨の回答がありました。

この回答を受けて、町村会といたしましては、基本方針として特別交付税措置を活用した運営費補助を行うということで大筋の合意を見たところでありますが、今後は、帯広市や北海道厚生連と具体的な協議を重ねていくことになるものと認識いたしております。

ご質問の2点目、「特別交付税で運営費を負担する場合の負担額と負担期間について」であります。 負担額につきましては、町村会の基本方針として、十勝圏において帯広厚生病院が唯一担っている 救命救急センターの収支不足額を補助対象とし、毎年度の補助金額は実際の収支不足額と救命救急センターに係る特別交付税措置の上限額のいずれか少ない額とするものであります。

また、補助の期間につきましては、移転新築に係る支援要請に基づくものでありますことから、新病院が事業開始となる平成30年度を始期としようとするものであります。

ご質問の3点目、「十勝に配分される特別交付税の増額見通しについて」であります。

公的病院等への助成に関する特別交付税措置につきましては、対象病院が有する救命救急センターや周産期医療など 10 項目の医療機能に係る施設数や病床数に応じて基準が設けられており、項目ごとに特別交付税措置の上限額が算定されます。

平成 24 年度においては、救命救急センターに関して 1 施設、約 1 億 3,700 万円の上限額が定められておりますが、帯広厚生病院に対する実際の助成は管内 19 市町村で 1,290 万円、うち本町で 53 万円の運営費助成をいたしており、全額特別交付税による措置がなされているところであります。

移転新築の補助に係る町村会の基本方針では、救命救急センターの収支状況を勘案し、収支不足額と特別交付税措置の上限額のいずれか少ない額を支援額とすることとしておりますが、現在の額よりも相当程度増額になることが想定されております。

公的病院等への助成に関する特別交付税措置につきましては、地域に本来必要な医療が公立病院だけでは提供し切れていない実情に鑑み、その役割を担っている公的病院に対して支援を行うことが可能なものとして制度設計がなされたものであり、総務省令の規定に基づき算定されておりますことから、省令に基づき上限額までは措置はなされるものと考えております。

また、特別交付税の今後の見込みについてでありますが、特別交付税自体が災害の発生状況などの特別な財政需要に左右される面があることと、現行、交付税総額における特別交付税の割合である6%が平成28年度以降引き下げられることが予定されていることなどから、十勝に配分される特別交付税の総額につきましては、極めて不透明な状況となっております。

次に、「幕別町に大学設置を」についてであります。

高度経済成長を背景に人口の都市集中に伴う農山漁村の過疎化が進行する中、昭和 52 年 11 月に閣議決定された第三次全国総合開発計画(三全総)においては、開発のコンセプトとして「定住圏構想」が提起され、その実現への一方策として「大学等高等教育機関については大都市圏での新増設を抑制し、周辺地域への移転や大学整備を積極的に推進する必要がある」と打ち出しました。

地方に大学が進出することによって研究機能を活用した生産誘発効果を初め、教職員を採用することによる雇用創出効果、また学生が生活することによる需要創出効果が生まれるほか、地域文化の向上や地元子弟の進学機会の拡大などが期待され、多くの自治体において大学設置を求める運動が繰り広げられることになりました。

しかしながら、我が国の 18 歳人口は平成 4 年度の約 205 万人を頂点として減少期に入り、平成 21 年度に約 121 万人まで減少し、その後、平成 32 年度まで約 120 万人前後で推移することが予測されております。

大学と短期大学の定員は平成 19 年度には志望者数のほぼ 100%に達し、量的側面での需要はほぼ充足されてきており、今後は一層の少子化の影響により在籍者数が大幅に減少し、経営が困難となる大学が生ずることが予想されております。

ご質問の1点目、「十勝大学設置促進期成会での議論について」であります。

管内における大学の誘致につきましては、今から半世紀前の昭和38年を始期とする帯広市の新総合計画に位置づけられたのを発端に、三全総の基本的な方針を追い風に誘致活動が進められ、平成に入ってからは十勝全体の問題として捉え、帯広市が中心となり、その実現に向けた運動が展開されてまいりました。

平成3年には帯広商工会議所に大学設置推進協議会が設置され、帯広市に対し公立大学の設置を要

望するとともに、十勝管内の町村長を初め、各関係機関や団体に対してその協力要請がなされ、その後、平成6年3月に帯広市大学設置促進期成会が設置され、新たな大学の早期設置に向けた運動が展開されてまいりました。

平成8年度には十勝大学設置促進期成会へ改組され、十勝・帯広における新しい大学の基本構想を 策定し、十勝全体の取り組みに拡大されたところであります。

同期成会は、帯広市を初め、十勝町村会、帯広商工会議所、帯広青年会議所、十勝地区農業協同組合長会、北海道高等学校長協会十勝支部、帯広市校長会などの関係団体の代表者や有識者などで構成され、調査や情報収集のほか、大学や関係機関への訪問活動が行われてまいりました。

平成12年度からは、地方自治体が設置費用や用地を提供し、学校法人が運営する公私協力方式に優位性があるとして、主に首都圏を中心に私立の学校法人を訪問し、誘致活動を進めてまいりましたが、18歳以上人口の減少や大学間競争の激化など、大学を取り巻く環境は大変厳しさを増す中、大学誘致の実現はかなわず、現在に至っております。

平成24年5月には、早期の大学設置は困難との判断から、食・農業・環境などの地域特性や十勝の優位性と地域資源を生かし、地域とともに発展できる大学や大学院の設置を目指すこととし、具体的には管内唯一の4年制大学である帯広畜産大学と連携した高等教育機関の整備や帯広畜産大学の機能強化・拡充を図ることとし、組織の名称についても「十勝港等教育機関の整備推進に関するまちづくりの会議」と改称されたところであります。

ご質問の2点目「医科大学の新設による医師の確保について」であります。

平成 22 年末の管内の医師数は 561 人で、10 年前の平成 12 年末 503 人に比べ 58 人増加し、また人口 10 万人当たりの医師数についても、平成 12 年の 140.6 人から 160.9 人に増加しておりますことから、十勝圏域は全道的に見ると医師数は増加している地域に当たり、10 万人当たりの医師数は 22 年末で道内 21 圏域中 9 番目に位置しております。

診療科別では、救急勤務医や産科医、小児科医の不足は全国的な傾向でありますが、管内におきましては、外科系医師や産科・婦人科、小児科の医師の確保が課題となっており、国においては処遇改善の支援や女性医師が職場復帰しやすいよう勤務環境整備に対する補助が進められております。

平成 16 年度には、本道の地域医療の充実と確保に向けて北海道が中心となり、医科大学や市町村、その他関係機関が協力して医師の養成、確保や医師派遣などの諸課題への対応を推進するために北海道医療対策協議会が設置され、実効性のある医師派遣システムの確立や地域医療を担う医師の養成、自治体病院の広域化などについて協議、検討がなされてまいりました。

また、国においては医師不足の解消策として、平成20年度から入学定員の増員を進めてきており、本年1月に公表された26年度の計画では、全国79の国公私立大学の入学定員総数を9,069人とし、平成19年度(7,625人)に比べ1,444人の増加が図られ、そのうち道内の三つの医科大学では、既に19年度の300人に対し44人が増員され、現在は344人の入学定員とされております。

ご質問の3点目「医科大学の誘致について」であります。

ご質問にありますように、文部科学省においては、昭和57年と平成9年の閣議決定に基づき、医学部の新設を約40年間抑制してきており、昭和54年に琉球大学医学部が設置されたのを最後に、認可が認められてはおりませんでした。

平成25年12月に復興庁、文部科学省と厚生労働省の3省庁において、東日本大震災からの復興に加え、東北地方の医師不足や原子力事故からの再生といった要請を踏まえ、特例として東北地方において1校に限り医学部新設について認可を行うとする「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針」が定められました。基本方針においては、東北地方以外での医学部新設については、これまでの定員増の効果の検証や今後の医師需給と社会保障制度改革の状況等を踏まえ、今後、検討するとされたところであります。

しかしながら、十勝圏域の医師需給の現状に加え、医学部を設置する場合には、文部科学省の大学 設置基準に附属病院の設置や必要専任教員数などが定められており、その建設と運営には多額の費用 と人材が必要でありますことから、誘致に向けてのハードルは高く、現時点で管内に医科大学の誘致 を進めていくことは困難であると認識いたしておりますが、引き続き十勝圏活性化推進期成会の中で 議論してまいりたいと考えております。

以上で、前川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 前川議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町の高校教育をどう考えるか」についてであります。

町内には幕別高校と江陵高校の二つの普通高校があり、おのおのの学校が特色のあるきめ細かな高校教育を実践しているところであります。

幕別高校につきましては、時代に応じ、地域と連携した取り組みによるキャリア教育の充実や規範 意識を高めるための日常のきめ細かな指導等により、ここ3年間、3学年全員が進路を決めるといっ た教育的効果を生み出しております。

同校では進路のミスマッチを最小限にして早期離職の防止につなげるとともに、生徒一人一人が将来を見詰めながら職業観を高めることができるよう、町内企業等の協力により5日間の職業体験、インターンシップを3年生全員に実施しており、さらに本年度から2日間の介護実習体験を2年生の授業に取り入れるなど、個々に対応した教育の充実を図っているところであります。

その結果といたしまして、本年度は訪問先事業所での生徒の対応が高く評価され、就職希望者 30 人のうち 12 人が町内の働き手として、また、まちづくりの担い手として町内企業等への内定を得ているところであります。

さらに、同校の校舎内に開設された中札内高等養護学校幕別分校の生徒との交流により、幕別高校の生徒が身近に共生教育を経験できるといった独自の教育が生まれており、幕別高校の教育理念に対する一般的な評価が徐々に高まりつつあると受けとめているところであります。

一方、江陵高校につきましては、福祉科のみならず普通科においても福祉教育の充実に力を入れる一方、心の教育や身体鍛錬、知識から知恵を学び取るといった教育の実践により、昨年度及び本年度の進路につきましては、進学、就職ともに 100%を達成したとお聞きをしているところであります。

また同校は、吹奏楽部の全道大会への出場やバドミントン部が北北海道大会の男子団体の部で優勝するなど、部活動でも優秀な成績を上げているほか、交通安全の呼びかけや募金活動、除雪ボランティアなど、全校生徒で社会奉仕活動に取り組むといった貢献活動や地域と密着した教育を実践しており、町内の福祉事業所や一般企業等で活躍する優秀な人材を輩出していることも相まって、町内外の中学生や保護者、教育関係者からの同校への評価が年々高まっており、これに伴いここ数年、志願者も増加している状況にあります。

これら2校への出願、入学者の状況についてでありますが、幕別高校につきましては、高校配置計画に基づき、平成18年度に1間口減の2間口になり、さらに平成25年度は入学者が24人となったため、現在の1年生は学級減となっておりますが、平成26年度は入学者定員2二間口で募集することができ、その結果、2月末現在の志願者は定員80人のところ72人となっております。

一方、江陵高校につきましては、昨年度は定員 117 人に対し 115 人の入学者数でありましたが、平成 26 年度は推薦を含めまして志願者は定員の 2 倍を超える 250 人となっております。

北海道教育委員会によりますと、町内並びに管内の中学校卒業生は徐々に減少していくと推計されるところであり、間口減や高校の再編については、地域から地元を支える人材の枯渇など地域への悪影響が危惧され、同時に生徒への遠距離通学や部活動などの教育条件の悪化、さらに高校独自の特色ある教育理念が消滅することなどが懸念されるところであります。

今後、二つの高校がどうあるべきかということについてでありますが、まずは二つの高校それぞれが地域の理解と協力を得ながら、地域活性化のための高校づくり、ボランティアでの地域貢献、部活動の推進、人間力を高める教育、特別支援学校との共生教育の実践など、これまでに取り組んできたことをさらに充実させることによって、中学生にとって進学したい高校としての信頼を得ることが大

切であろうと考えるところであります。

このため両校へは、引き続き財政面を含めたできる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、道教委が公表しております中学校卒業生の推移を見ますと、6年後の平成32年3月の卒業者数は、十勝管内でことしより474人の減、幕別町内で105人の減となる見込みでありますことから、こういった事態に対応した高校教育のあり方につきまして、オール幕別町で検討してまいりたいと考えております。

以上で、前川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(古川 稔) 前川議員。
- ○13番(前川雅志) 再質問させていただきたいと思います。

初めに、帯広厚生病院についてであります。

幾つか確認をさせていただきたいのですが、帯広厚生病院にはそもそも内部留保がないのかどうか、 お伺いしたいと思います。

それと、平成30年からの負担というお話でありましたが、平成30年からいつまでの負担とされるのか、帯広厚生病院があるまで負担をし続けるのか、そこについてもお伺いしたいと思います。

それと、1億3,700万円の上限とするということでありましたが、上限まで行ったとするとこの町の負担が一体幾らになるのかということと、それにプラスこれまで負担してきた53万円が上乗せされるのか、以上についてお伺いしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) まず、厚生病院の内部留保資金、具体的に帯広厚生病院に内部資金があるのかど うかというようなことは、決算上私どもにはわかっておりません。というのは、北海道厚生連が一括 収支決算をやるわけです。聞きますと、帯広、札幌、旭川厚生病院のほかに道内で倶知安とか遠軽と かいろんなところに15ぐらい、そうした厚生連の病院があって、それらを含めて決算をされると。そ うすると帯広で何ぼか黒字になった分は、全体的になっていくとその分はいわゆる赤字病院のカバー になっていくというような状況にあるように聞いております。

それから、期限につきましては、始まりは先ほど言いましたように平成30年ですけれども、後ろについては特に定めてはおりません。ただ、特別交付税の措置がなくなったときには、その時点で補助は終わります。それが今回、回答文の中に入れた条項であります。

さらに、上限、これ今言われているのは、うちの場合 50 万円ですけれども、全体で 1,200 万円ぐらいですけれども、恐らく 10 倍ぐらいに膨れ上がるのだろうと。それが大体 1 億 3,000 万円ぐらいになって、うちが 500 万円ぐらいになるのかなというような、これはあくまでも推計ですけれども、そのような数値が今考えられるところであります。

- ○議長(古川 稔) 前川議員。
- ○13 番(前川雅志) ただいまの答弁によりますと、帯広厚生病院は毎年 10 億円以上の黒字決算となっている企業でありますから、10 年で 100 億円ぐらいたまることが単純計算でなるわけであります。そういったことも他の赤字の病院に使っていて、あるかないかわからない状況ということは、十勝の診察にかかっている方だとか、運営費の補助ですとか、そういったところを他の圏域に持っていっているように感じるのですが、そういったことが住民の理解を得ることができるのかなというふうに思うのですが。

先ほども医療については厚生病院としては、特別圏域の完結型医療になっているというお話でありましたので、財政面についても十勝の中で完結的にやっていただければ、これほどの負担が必要ないというふうに思うのですが、考え方は間違っていますでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 当然、町村会の中でも議論がありました。ただ、例えば農協なんかも同じように 厚生連へ出資をしていると、これは全道一斉に同じことをやっているのだろうと思いますし、札幌、

旭川、あるいは小さな町の病院に対しても、それぞれの市町村に助成をお願いして今日まで来ているという現状。特にうちの場合は、救急救命センター、平成11年度から既に助成をしているという現実的なこともあって、確かにおっしゃられるようなことは一面あるのだろうというふうに思いますし、そのことが本当に住民の皆さんの理解につながるかという面も、我々も一抹のものはありますけれども、最終的にはそれらを越えて厚生病院に助成をしようということで決定になったというのが現状であります。

- ○議長(古川 稔) 前川議員。
- ○13 番(前川雅志) 特別交付税で全額負担するというお話でありましたが、答弁にありましたように、 特別交付税の性格上、総額が増減されない限り災害が起こったところやら財政力が弱かったなどとそ ういった理由から、数字的には運営費が全て出ているように見えるかもしれませんが、実際に町に入 ってくるお金が減れば、間接的には他の予算が削られて町の直接的な負担になると、そういった心配 はありませんか。
- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 先ほど、特交措置が、この後だと先行き不透明な部分があるということでありましたけれども、特交自体は間違いなく今の6%から4%ぐらいまで減っていくと思いますから、総額が減ることは間違いないと思います。ただ、特交を算定する中では、いろいろなルールがあるわけですけれども、この救急救命センターあるいは小児医療とかいわゆる病院に係る算定に当たっては、一応ルールで定められた計算式があります。ぽんとつかみでことしはこれだけ、来年はこれだけというようなものではなくて、あくまでもルールですので、既にもう12月の特交の第1弾の段階でそんなようなものが出てきていますし、これは厚生病院のみならず、町立病院を持ってらっしゃるところの赤字対策もこの財源でありますから、そういったことから行きまして、一応私ども先行きについては北海道に間違いないのかと、このまま特交措置が続くのかというようなことの確認はさせていただいたところでありますけれども、絶対ということはもちろんあり得ないとは思いますけれども、一応の確認はして、これからも特交措置はあるものという思いでおります。
- ○議長(古川 稔) 前川議員。
- ○13 番(前川雅志) ところで、この件につきまして、町村会はどのくらい協議をされてきたのかなというふうに思います。一昨年の予算委員会、昨年の一般質問、今回で3回目の質問になりますから、我ながらしつこいかなというふうに思うのですが、一昨年は「町村会の中で十分検討させていただき、意見を出しながら対応してまいりたい」と答弁されていまして、昨年は「町村会、帯広市並びに関係機関と連携を密に図りながら協議を進めてまいりたい」と答弁をされております。

最近の報道によりますと、帯広市とその他市町村、それと帯広厚生病院で、この三者が三者三様の発言をされております。こういったところが、帯広市と町村会との連携の悪さというものが浮き彫りになったのかなというふうに思うのですが、これも岡田町長一人が悪いというわけではないのですが、これからの協議の中では帯広市と町村がしっかりと協議をして、これで厚生病院と交渉していこうということにならなければ、別々の話をしながら協議をするということは難しいのかなと思いますので、帯広市と町村会が同じ認識に立つことが必要かというふうに思います。

これまで2年近く相当の時間があったわけですが、そういった合意を今まで得られて共通の認識に立っていないわけでありますが、これから2カ月弱の間の中で、帯広市と負担金について共通の認識を持って帯広厚生病院と合意していくことができるのかどうか、お伺いしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 厚生連からの説明を受けて、町村会が2年余りいろいろ協議を続けてまいりました。ただ、残念ながら、そこで帯広市も一緒になって説明を受け、一緒になって協議をすればよかった部分もあるでしょうけれども、どうしても町村会は町村会である程度の方向を決めて、さあ帯広市と今度は何対何で負担割合を決めようかと、そこまで話が来て、昨年末でしたでしょうか、町村会の三役が帯広市長、副市長と会って詰めを行ったわけですけれども、そこで救急救命センターについて

は2対1という割合が出ていましたので、これは問題ないと思いますけれども、問題は始まりの時期。 町村会は先ほど言いましたように、救急救命センターが新しくなったときから、新たな負担をしよう と。今は、うちで言えば50万円の救急救命センターの助成を続けていこうと。帯広市はそうではなく て、来年度から、26年度からその負担をしていこうと。

そして、町村会は小児科とか周産期医療に係る部分は町村会としてはやらないと。ここをやるところがあれば、それはもちろん拒むものではない。その拒むものではないということで、ほかの町村はやらないですけれども、帯広市は単独でもそれをやると。ですから、帯広市は、これも同じように特交措置のある3億円余りを使って続けていく。うちはあくまでも先ほどから言っておりますように、救急救命センターに係る部分をやると、助成していこうと。

だからもう、これ以上は額の面においては変わることはないのかなと。問題は、今言う時期の問題が、厚生連を含めて帯広市と町村会で最終的な方向に固まっていくのだろうというふうに思っております。

- ○議長(古川 稔) 前川議員。
- ○13 番(前川雅志) 以前にも申し上げましたが、この帯広市、町村会、帯広厚生病院と合意ができたときには、幕別町だけ反対するということにもなかなかなりにくいと思いますので、今後、短い期間でありますが、また議論を重ねていっていただけることを期待させていただきたいと思います。

次に、大学の誘致の問題についてでありますが、町長が夢のような話というふうに受け取ったかも しれませんが、これも大学促進期成会では高校問題と同じで、生徒の減少などによって新しく大学を つくるということはすごく厳しいということで議論が頓挫しているということだと思います。

そういったことでは、期成会で議論が進まない理由となっておりますことをクリアするものが医学部ではないかなというふうに考えているわけであります。複数の有名私立大学が医学部の新設を希望している、医学部に進みたい生徒も大勢いる、そして医者を必要する地域もたくさんあると、そういったことでは出口もあるわけでありますから、医学部が開設されることはこの地域にとって期待できるものと思います。

帯広商工会議所は、医療系大学の設置ということで軽減をしていますが、できれば医科を新設していただきたいということだったと思いますが、はなから新設は難しいということで看護科だったというふうに理解をしております。

地域に必要な人材は地域で育て上げることが求められている今でありますから、町長は昨年の町政 執行方針で「町民各層の声に真摯に耳を傾け、みずからの発想で特色を持った地域づくりに取り組み、 未来への道筋をしっかり切り開いていかねばならないとの思いを強くいたしているところでありま す」と発言されております。ここで言う「みずから」というのは、町長みずからなのか幕別町みずか らなのかわかりませんが、ことしは「町民と行政が知恵を出し合い、協働の精神でまちづくりを進め ていかなければならない」というのが町長の行政執行方針でありました。

そういったことから、十勝に、できれば幕別町に、医科大学開校の道を知恵を出し合って切り開いていってみてはいかがと思うのですが、再度答弁を求めます。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 十勝に大学をというのは、先ほども言いましたけれども、半世紀ぐらい前から当時はたしか私が企画にいるころ、研究学園都市構想というようなものがあって、いろんな誘致活動が進んだのですけれども、医科大学の名前が出てきたのは最近になってきてからでありますけれども、先ほど説明したような状況で、なかなか進まない。

十勝圏活性化推進期成会も、今、国に要望しているのは、帯広畜産大学の整備、拡充です。全道の町村会も昨年の総会でまとめたのは、あくまでも医育大学の入学定員及び地域枠の拡大ですとか、道内の大学に医学部の新設をですとか、そういった段階でとまっている。新たな大学を北海道十勝に誘致するというのはかなり難しい問題だ。例えば、東京のある大学、A大学が何か医学部をつくりそうだと言ったら、急いで担当者が飛んでいったという話もありますけども、そこへ行ってもなかなか、

前段の国が通らなければなかなかできないわけでありますし、先ほど言いましたように、国はもうある程度、医師の数は確保されているのだという言い方でありますし、大学入る子供たちの数も充足されていると。こういった状態ですから、なかなか私どもの思いはあっても、それを口に出して行動にすることが、今の段階では難しいのかなというふうに思っております。

ただ。毎年これ活性化期成会なんかでは出る問題でありますから、先ほどもちょっと触れましたように、これからも私も機会あるごとに、ぜひ参加させていただけるような、発言させていただけるような場にしていきたいなと、そういう思いではおります。

- ○議長(古川 稔) 前川議員。
- ○13番(前川雅志) 東北の今、議論されている新設に向けては、県が中心となって議論をされているようであります。はこだて未来大学は函館市が中心となって誘致を進めていたわけでありますが、市長が変わった瞬間に話はなくなったようであります。なので、町としてもどうなのか、十勝町村会なのかわかりませんけれども、単独でやることも可能かなというふうに思います。

それと、大学設置における効果のお話が町長の答弁の中にありました。ますます大学が一つあると効果が高いということを改めて感じるわけでありますので、期待をさせていただきたいと思いますし、 先ほど機会があるごとに発言をさせていただきたいという前向きな答弁がいただけましたので、今後とも頑張っていただきたいと思います。

次に、幕別町の高校教育についてお伺いをさせていただきたいと思います。

まちづくりの基本というものは、人づくりであると思います。先ほども申し上げましたが、必要な人材は地域でつくり上げるということが、これから求められているのだと思います。その基本となる 礎は、幼小中高における教育の充実なくして、決してまちづくりというものがうまくいかないのでは ないかというふうに思います。

そのためには保護者のニーズ、地域住民のニーズ、高校そのもので確かで豊かな志を育む自校化、 教育目標、重点方針を地域、保護者、教職員が共有し高校像を示すことが求められているのだと感じ ます。その温度を、どこが誰がどのように発信し、それを組織化していくかということが課題かと思 われます。

答弁でありましたオール幕別町で検討されていくというお話でありました。どのようなお考えで検 討されていくのか、お伺いをしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) まず、子供たちにとって高校というのは必要であると、欠くべからず学校であるという観点から、まずは教育委員会が主となって高校のあり方については検討してまいりたい。 ただ、これは教育という観点ともう一つまちづくり、町に対する人材の供給、まちづくりに大きく 影響してまいりますので、そこらあたりは町の企画部局との連携をとりながら、町内各界各層、教育 関係者などのご意見をいただきながら検討を進めるべきかというふうに思っております。
- ○議長(古川 稔) 前川議員。
- ○13番(前川雅志) 初めの質問では、幕別町に何人就職をしたですとかそういったお話で、この幕別 高校が必要な高校なのであると、江陵高校が大切なのであるというお話をさせていただきましたが、こういった話は、大人の都合なのかなというふうに思っております。児童生徒がどのように考えてこの高校に行きたいか、そういった高校づくりというものが必要なのではないかというふうに思います。 昨年の決算において、教育長は「幕別高校存続のために、町、高校一体となって頑張っていきたい」と答弁をされておりました。すごく必要なことなのだろうとは思いますが、生徒が魅力を感じないような高校があったとしたら、そういった高校は地域のエゴだけでは残してはならないというふうに思っております。そうならないためには、道教委に存続を求めるなどという無策な議論をするのではなくて、教育行政執行方針でも教育委員長が述べた、「全ては子供たちのために」を合い言葉にという観点から、必要とされる高校像や他の高校に負けない魅力のある高校づくりとなるよう議論を進めていただきたいというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) おっしゃるとおりだというふうに思っております。そのためには、今、小学校 高学年から上の段階で、子供たちがどういったことを学びたいのか、どういった高校に通いたいのか といったニーズというものを十分把握する必要もあるというふうに思っております。これは教育委員 会段階になるか、考える会になるかは別としましても、そういったニーズをつかんだ上で、あるべき 高校の姿というものは生み出していかなければならないというふうに思っております。
- ○議長(古川 稔) 前川議員。
- ○13番(前川雅志) 終わります。
- ○議長(古川 稔) 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:00 休憩

13:00 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番(小島智恵) 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目、定住・移住促進。空き地、空き家対策に関連づけて質問させていただきます。

我が町では、札内市街地における北栄町、桂町、桜町、暁町の宅地造成、住宅建設が進み、幸いにも人口は増加の推移をたどっております。平成25年1月末の人口27,651人であり、平成22年11月から前年同月比27カ月連続で増加しております。

その一方で、平成22年度の国勢調査によりますと高齢化率25.9%ということで、急速に高齢化が進んでおりまして、幕別市街地と忠類では人口減少に歯どめがかからず、定住対策として新築または中古住宅の購入に対する定住促進住宅建設費補助金の事業が創設され、平成27年3月末までの3年間実施されてきております。

こうした中にあって、札内市街地を含めて空き地、空き家が今もなお顕在化していることに変わり はありません。情報の収集、発信に努め、空き地、空き家を利活用し、定住及び町外からの移住促進 につなげていくべきと考え、以下お伺いします。

- ①空き地、空き家が発生する理由、件数。
- ②情報の収集、発信の課題は。
- ③定住促進住宅建設費補助金の効果。件数、年齢と金額についてお伺いします。
- ④定住、移住促進に向けた今後の空き地、空き家対策。
- 2点目でありますが、プレミアム商品券補助金の打ち切りについてであります。

本年4月から消費税が5%から8%へ増税される予定ですが、現在は増税前の駆け込み需要により、 消費経済はやや持ち直している傾向にあるものの、地方への波及は時間を要するようであり、依然と して厳しい状況が続いております。

また、昨年9月には原発停止によって電気料金が値上げされたばかりですが、本年2月には再値上げを検討していると北電の発表があったばかりであります。このように、負担が増している状況であります。そして、消費増税後には消費が落ち込み、さらなる景気経済の低迷が懸念されております。

当然のことながら、地元商工業への影響も大いに心配されておりますが、町の総合計画において、プレミアム商品券発行事業補助金は平成25年度で打ち切りのようであり、商店街活性化のため正念場のこの時期にはむしろ必要な施策ではないかと思っております。そして、これまでも町民の方々からは好評で大変喜ばれている事業でもございます。以下、お伺いします。

①消費増税後の影響について町の見解は。

②プレミアム商品券発行事業補助金を打ち切る理由と今後の施策について。 以上でございます。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 小島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「定住・移住促進について」であります。

全国的に空き地、空き家が増加しており、防犯上の問題を初め、火災や落雷、倒壊などの防災上の問題、さらには景観上の問題などが発生し、その管理と利活用について新たな課題となってきていると言われております。

ご質問の1点目「空き地、空き家が発生する理由と件数について」であります。

国土交通省政策研究所の調査報告によりますと、少子高齢化の進展で空き地、空き家が増加しており、高齢化率の高い都道府県は空き家率も高くなっている状況であります。

空き家につきましては、住宅の所有者が高齢化により、高齢者用の施設や住宅に入居してしまい、 それまで居住していた住宅が放置される場合や、高齢者が死亡し、居住していた住宅を都市圏など他 地域に居住している相続人がみずから利用せず、賃貸も売却もせずに放置される場合などがあり、こ れら空き家が老朽化したため取り壊しを行った結果、空き地になるケースが多いとしております。

また、1世帯当たりの世帯人員数も関係しており、大家族の場合には空き家になることが少なく、核家族化も要因の一つであると推測されております。これまで、本町における空き家、空き地の実態を全町規模で調査したことはありませんが、国が5年ごとに実施しております、「住宅・土地統計調査」で、現在、公表されております最新の平成20年の調査結果によりますと、悉皆調査ではないため推計値となりますが、本町におきましては、空き家は480件と推計されており、住宅総数に占める空き家の割合は空き家率は4.2%と報告されております。なお、全国で空き家率が最も高いのは和歌山県で9.1%、次いで島根県で9.0%、北海道は4.0%という状況でありました。

ご質問の2点目、「情報の収集、発信の課題について」であります。

町では、本町地区に不動産業者がないため、町民や移住希望者に対する住居の確保と定住人口の増加による商店街活性化を目的として、平成16年に「空き地及び空き家に関する情報提供サービス事業実施要綱」を定め、空き地・空き家の所有者から、直接、町に情報の提供をいただき、希望者への情報提供の「場」を町のホームページに設けております。

本事業で取り扱う物件につきましては、不動産業者に仲介等を行っていない物件や不動産業者へ依頼できないでいる所有者などの物件の掘り起こしを図ることとしており、不動産業者が仲介・あっせんを行っている物件を除くこととしているところであります。

一般的に、不動産の取引においては、トラブルの発生やリスクへの懸念のほか、契約の専門性など から、空き地や空き家の取引を希望する場合、その多くは不動産業者に仲介を依頼するケースが多い と推察されます。

現在はこうした事例を除外していることから、結果的にその情報収集には限りがあり、平成 26 年 3 月 1 日現在、登録物件はない状況であります。

このため、情報の収集と発信の両面で、空き地や空き家物件の情報を取り扱っている不動産業者との連携が課題であると考えており、まずは、不動産業者と連携して空き地・空き家情報を提供している市町村の事例の調査、検討を進めているところであります。

ご質問の3点目、「定住促進住宅建設費補助金の効果について」であります。

ご質問にもありますように、町の住民基本台帳人口は、平成 22 年 11 月から 25 年 3 月まで 29 カ月連続で、対前年同月比プラスとなりましたが、平成 22 年 10 月に実施された国勢調査においては、幕別町の人口は5 年前に比べ、321 人、1.2%の減少となりました。

宅地の整備により人口増の続く札内地域以外の幕別地域と忠類地域において、これ以上の人口流出を食いとめるための定住促進策は、喫緊の課題であると認識し、平成24年度からの3年間の事業として、定住促進住宅建設費補助事業に取り組んでまいりました。

平成24年度においては、幕別市街地では新築住宅の建設が9件、中古住宅の購入が5件で合計14件、忠類市街地では中古住宅の購入が2件で、総体では16件3,585万5,000円を補助いたしました。

今年度は、これまでに29件の申請があり、幕別市街地では新築住宅の建設が9件、中古住宅の購入が11件で合計20件、忠類市街地では新築住宅の建設が9件で、総体では、一部完成月日の関係で支出が来年度になるものも合わせますと、補助金額は5,571万7,000円となる見込みであります。

これまでの2年間の合計では、幕別市街地では新築住宅の建設が18件、中古住宅の購入が16件で合計34件、忠類市街地では新築住宅の建設が9件、中古住宅の購入が2件で合計11件、全体では件数が45件、補助金額は9,157万2,000円となる見込みであります。

申請者の住所地別では、幕別町内の異動が 21 件 72 人、町外からの転入が 24 件 54 人であり、24 件 の転入は、十勝管内からは 20 件 42 人が、十勝管外からは 4 件 12 人の方が転入されると見込んでおります。

年齢構成別に申し上げますと、45 件の対象世帯員数の合計は126 人の予定でありますが、申請者の年齢区分別では20 代が1世帯3人、30 代が22 世帯66 人、40 代が10 世帯31 人、50 代が3世帯9人であり、60 歳未満の世帯主の世帯が36 世帯で全体の8割を占め、60 代が7世帯14 人、70 代が2世帯3人となっております。

平成24年度においては、町と土地開発公社の分譲地の売買価格を固定資産税の評価額をもとに実勢価格に見直しを行ったところでありますが、24年度以降の町有地の売買実績は17件、4,399万1,000円に達するとともに町内の建設事業者による新築工事は11件を数え、工事費総額は2億2,900万円に及んでおります。

ご質問の4点目、「定住・移住促進に向けた今後の空き地・空き家対策について」であります。

人口減少社会においても地域の活力を維持しようと、移住・定住に向けたさまざまな取り組みが広がりを見せ、その一つの方策として空き地・空き家の物件情報を地方公共団体のホームページ上で提供する「空き家・空き地バンク」があります。

現在、町のホームページには、定住・移住の情報ページの中に、町と土地開発公社が分譲中の「宅地情報」が掲載しておりますが、先ほど申し上げましたように空き地・空き家情報は、現在、登録情報がない状態であります。

管内では、音更町、清水町、新得町、中札内村など13町村で空き地・空き家情報を提供しておりますが、中でも音更町は、昨年3月に空き地・空き家バンクをホームページに掲載し、4月からは物件の登録を行い、当初、空き地情報が10件、空き家情報が4件でありましたが、その後半年間、新規の登録がない状態が続いておりました。

これは、物件を売りたい人や貸したい人と不動産業者との間の委任手続の煩雑さが要因であったことから、一部手続の簡素化を行い、現在までのところ空き地情報が27件登録され、うち5件が、空き家情報は14件登録され、うち5件が成約されたと伺っております。

多くの物件情報を登録し、提供内容の正確さを担保するためには、不動産業者の協力と連携が不可欠でありますことから、先ほども申し上げましたが、先進事例の調査を行い、定住・移住を望む方がホームページを閲覧したときに、適切な情報を得られることができるような整備に向け、進めてまいりたいと考えております。

次に、「プレミアム商品券補助金の打ち切りについて」であります。

ご質問の1点目、「消費税増税後の影響について」であります。

本年4月16日に開催された日銀支店長会議において、日銀総裁は、今後の景気の先行きについて「消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響を受けつつも、基調的には緩やかな回復を続けていく」と述べ、消費税増税に伴う景気の腰折れは避けられるとの見通しを示しました。

しかしながら、各種民間経済研究機関の多くは、少なくとも4月から6月期においては、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動を受け、民間需要が大きく落ち込む可能性が高く、その後も「賃金増加」や「物価上昇」「海外経済の改善を受けた輸出増加」という三つの条件が整わないと、今年度の

国内総生産(GDP)の伸びは厳しいという見通しを立てております。

本町を含め道内においては、これまでも景気の回復を実感できる状況ではなく、4月の消費税率引き上げ後の消費の落ち込みについても懸念しているところであり、政府・日銀による金融緩和と財政 出動等の経済対策の継続的な強化を期待しているところであります。

町では、昨年10月、商工観光課内に町内の中小企業の方々を対象とした消費税に関する相談窓口を 設置したところであり、商工会と連携いたしまして、事業者の消費税に関する相談にきめ細かに対応 してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「プレミアム商品券発行事業補助金を打ち切る理由と今後の施策について」であります。

プレミアム商品券発行事業につきましては、地域消費購買力の向上を図るとともに他市町村への消費の流出を防止することにより、地域経済の活性化を図ることを目的として、プレミアム分である2割に相当する金額を町が補助し、平成21年度から幕別町商工会が実施してまいりました。

本事業は、町内商工業者の業務展開を支援するとともに、町内での消費を定着させる経費とするため、期間を5年間と限定して実施したものであり、この間、1億1,700万円のプレミアム商品券が発行されたところであります。

町といたしましては、本事業の新年度以降の継続につきまして、これまで商工会と協議させていただいており、商工会といたしましても、本事業の経済効果等に関する検証を行うとともに、新たな事業展開について検討を進めてきたところであります。

商工会の検証では、全体としては住民の方々の消費喚起と流出する購買力を地域内にとどめ、循環させることで効果があったとしており、各事業所が個別に広告宣伝や営業を展開し、新規顧客の獲得に積極的に活用された事例があるほか、通常の商工会共通商品券のPRに役立ち、公区や老人会、職場の親睦団体などでイベントの商品として活用されるなどの効果も生まれたとしております。

一方で、プレミアム商品券取扱事業者が、会員事業者の38%程度にとどまっていることと、5年間の使用実績額においても家電小売業者と石油販売事業者の二つの業種で5割以上を占めているという 状況でありました。

また、取扱事業者へのアンケート調査では、33%の事業者が売り上げ増につながった一方、67%の 事業者が変化がないという結果が報告されております。

加えて、取扱事業者にとって換金手数料2%分の負担が厳しいなどの意見もあり、プレミアム商品 券事業の継続展開につきましては、意見の一致を見るに至らなかったとお聞きしております。

新たな事業展開を含め、今後、地域経済の活性策につきまして、商工会と協議を進めてまいりたい と考えております。

さきの岡本議員のご質問にもお答えいたしましたが、現在、取り組んでおります「中小企業融資制度などの支援策」を引き続き推進するとともに、「住宅新築リフォーム奨励金事業」や本年実施いたしました「福祉灯油扶助」などの他の施策において、商工会商品券を活用して地域循環型の経済支援につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(古川 稔) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 再質問させていただきますが、答弁の中で、まず1点目の理由のところの空き地・空き家が発生する理由でありますけれども、持ち家の所有者が高齢化によって施設等に入居されたり、死亡してしまって、相続人といいますか、お子さんが遠方に住んでいるという状況で管理ができず、空き家になっていくと。

そして、そういった空き家の老朽化が激しくなると、取り壊されて空き地になる、そういった理由が挙げられていたわけなのですけれども、我が町の空き家、推計ではありますけれども 480 件と、かなり多い数字が出てきました。空き家率 4.2%ということで、全国で3番目に高い北海道は 4.0%ということで、道内平均よりも我が町は高いのだなということを確認できたところなのですけれども、今

後の空き家物件の推計、今後についてはどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長 (岡田和夫) 先ほどもご答弁で申し上げましたように今の数値はあくまでも推計による数値でありまして、実態調査というようなことまでは現実にはやられていないというようなことでありますので、つい先日も芽室町で不動産会社と提携をして、そういった制度を新年度に協会をつくって空き家・空き地対策を行うというようなことの新聞報道がありました。

私どももこれからは、不動産業者あるいは地域の皆さんとの協力をいただく中で、まずの実態把握と、さらにそれらを周知する方法を検討していかなければならない状況にあるのかなという思いでおりますので、しばし調査・研究等、そして実態調査に向けてのお時間をいただければというふうに思っております。

- ○議長(古川 稔) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) まだ実態調査していないということでありますけれども、町の住生活基本計画の中の平成22年度国勢調査でありますけれども、単身の高齢者、65歳以上、持ち家の割合というのが72.1%、これもまた非常に高い割合なのですけれども、この方々が高齢化して施設等に入居、死亡、そういった形になっていくと思いますので、大体、将来的には空き家が明らかにどんどんふえていくのではないかというふうなことが予測できるかと思います。

また、その推計 480 件のうち地域別での答弁なかったのですけれども、今、札内についても空き家があるということで、札内のような帯広に近い利便性の高い場所で、そういった空き家が発生するのは、本当もったいないというか、活用できる物件はできるだけ活用していくような方向性にといいますか、対策、それが急がれているのではないかというふうに思っております。

2点目の情報の収集・発信のところで、調査・研究していきたいというお話、今ありましたけれども、町のホームページを見ましたけれども、ご答弁のとおり空き地・空き家情報ともに、もう現在登録されていませんと書かれておりまして、何か形だけのホームページというか、一見やる気がないと受け取られかねないような状況でありまして、今現在、不動産業者が仲介・あっせんしている物件は除くということで決めてやっておられるので、かえってそれが裏目に出てというか、登録物件が進まない状況が出ているのかなというふうに思っております。何とか工夫したホームページ、仕組みづくりができないのかなというところで努力していただきたいと思います。

それで、空き地・空き家バンク制度ですけれども、設けている自治体が多く出てきているということで、十勝管内 13 町村取り組んでいて、先ほど芽室町の話ありましたけれども、町のほうで 24 万円を宅建事業者ほか協力されている協会に対しての助成を出して、本腰を入れてやるみたいということでありますけれども、答弁にありましたように音更町のホームページ、それを私も見ましたけれども、何かとても私も注目していたわけなのですけれども、ホームページを見ますと、登録物件の一覧表が出てきて、所在地だけではなくて、外見の写真だとか詳細な情報が載っていてわかりやすくなっているのですけれども、正直、不動産業者とか宅建事業者の協力も得ることができるのだということも、これまで知らなかったのですけれども、こういうこともできるのだと。

また、今、個人情報なんかもいろいろうるさいところもあるのですけれども、そういった情報も載せられるのだなというところがわかったのですけれども、こういった音更の前例を参考にしつつ、町長言われましたけれども、調査・研究して、学ぶべきところは学んで、我が町に合った手法で考えていただきたいなと思います。

また、空き家バンクについては、余りコストをかけなくてもできるのではないかというところで、まずは広報で周知していくとか、そういったところも初めからもう始めていいのかなとは思うのですけれども、今現在どの辺まで内部でどういった形でやるのかというところは詰められているのか、お伺いしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 企画室長。
- ○企画室長(伊藤博明) 私たちも平成24年からこの定住対策の補助金を実施するに当たっては、やは

り町内にある、町内と言いましても当時は幕別市街と忠類市街ですけれども、そういう物件の情報をいかに正確に伝えていくのかというのは大きな課題だという認識でおりましたので、その時点でも先進的に行われている空き家バンクの情報を勉強させていただきました。

その中で課題として出てくるのが、やはり不動産業者の方の協力を得られるかどうか、連携ができるかどうか、これが大変大きいです。私たちも、例えばアパートですとかを探すとした場合には、今は例えば検索エンジンで「幕別町中古住宅」とすれば、だーっと情報は出てきますよね。だけれども、その情報が今の情報だという担保が実はないのです。ですから、不動産会社の情報にしても電話をしても、それはきのうもう実は成約してしまいましたというようなことも、不動産会社の情報ですらあるのです。ですから、町が責任を持ってどこまでできるのだろうかというのが一番の課題でありまして、実は音更町の試みを非常に見守ってきたというところであります。

昨年始めたときには、答弁の中でも申し上げましたけれども、手続がちょっと煩雑だったことからなかなか広がりがなかった。ところが、その手続を簡略化することによって今はふえてきたということから、今は音更町の事例を研究して、音更町の場合には賃貸物件まで入っているのですけれども、どこまでするのかというのを、今、内部で詰めているところであります。

- ○議長(古川 稔) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 早急に取り組んでいただきたいと思うのですけれども、3点目、定住促進住宅建設費補助金の効果ということでありますけれども、この制度、目玉の制度でせっかく設けられているということで、情報のところの発信と、この補助金の制度のところがうまくスムーズにつながっていくことができるような形が望ましいと思いますので、早急に空き家バンクの制度というのを整えていただきたいというふうに思っております。

これまで2年間の合計 45 件ということで、9,157 万 2,000 円の見込みということで、町外 24 件、町内 21 件、大体半々ということで、年齢別では意外であったのが 30 代の 22 世帯 66 人と比較的若い人に住んでもらっているというのが、本当にありがたいことだなというふうに思っておりまして、それなりに一定の効果が出ているのかなという感じはいたします。

やはり今、少子化ですから、できる限り若い人というか、子育て世代の方に我が町に末長く定住していただけるような方向性の施策といいますか、そういった考え方が大事だと思いまして、それにつきましては、ちょっと4点目の対策のところでお話ししたいと思います。

それで、4点目にもう移ってまいりますけれども、対策と言いますが、ちょっとそもそもの話になりますけれども、札内におきましても古いアパートがそのままに放置されて、長く放置されているのを見かけることがあるのですけれども、答弁の冒頭にありましたけれども、景観上、美観上、悪いのは当然でして、火をつけたり住みついたり不法投棄したりとか、そういう防災上、防犯上、いろいろな面で危険が伴ってくると思うのですけれども、そもそもそういった物件への行政の指導、これどのように行われているのか、ちゃんと適正に行われているのか、お伺いします。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 防災上、例えばよく言われるように住宅の周りの空き地に草なんかぼうぼう生えていて見苦しいとか、そういったことの我々指導はしていますけれども、空き家になった住宅をどうしろこうしろというようなことの指導というのは、別にはないのが現状であります。

ただ、一昨年ぐらいから例えば岩見沢でしたでしょうか、雪が大雪で危ない建物が出てきている、そういったところについては、市、行政がみずから指導をしているというようなことでありますけれども、今のところ私どもの町では、そういった危険な空き家があって何とかしろというようなことはありませんけれども、やはり先ほど来、申し上げておりますように、まず実態把握が何よりも大切なことなのだろうなというふうに思っております。

それとは、なかなかまだ民間まではいかないですけれども、この間も新聞あたりで十勝川温泉の雨 宮館が今度は補助をもらって解体ができて整備ができるというような問題もあります。こういったこ となども含めて、国も含めながら空き家対策あるいは防災あるいは景観、いろんな理由で今後進めら れていくのだろうというふうに思っていますし、そうした情報を把握しながら町としての対応に当たっていきたいというふうに思います。

- ○議長(古川 稔) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 危険な物件はないというお答えでしたけれども、実際ちょっと出歩いてみても、 そういう危ないような物件が見受けられるので、実際に出歩いてみて、きちんとやっぱり把握してい ただきたいなと。そして、そういう危険性の伴う物件については、ちゃんと所有者に厳正に指導をし ていただきたいというふうに思います。

また、そういった物件の対策といいますか、空き家対策としてちょっと申し上げたいのが、先日の定例会におきまして、高齢者が入られる町内のグループホーム、小規模多機能ホームにつきましては、待機者がおらず、あきがあるというふうな説明を受けたばかりなのですけれども、中・長期的展望に立って申し上げますけれども、今現在は、そうあきがあるのでしょうけれども、急速な高齢化によって将来埋まっていく可能性、不足する可能性なんかも考えられるのではないかというふうに思います。平成22年度では高齢化率25.9%ですけれども、第5期高齢者福祉計画の人口推計では、平成26年度、今ですけれども28.1%と推計されて、もう30%近くに上昇するというふうに推計されております。そういったところで、今はあきがあるのですけれども、今後、将来という中・長期的な考えのもとで申し上げますけれども、リフォームのところの助成の拡充を行って、古いアパート、空き家物件を高齢者向けのケアハウスや託老所、サービス付高齢者向け住宅等々にリフォームして、高齢者に喜ばれ

る、安心して町内に住んでいただけるようなそういった空き家の活用、同時に雇用も生まれてくるわ

けなのですけれども、これについてちょっとお伺いしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 企画室長。
- ○企画室長(伊藤博明) 将来的には、当然、空き家の活用をどうしていくかというのがあります。現在いろんな先進自治体の中で、そういったリフォームに対しても、例えば20代から40代に限って、子育て世代に限って助成をしているというような事例も聞いておりますので、そういった点は、今後も検討していかなければならない問題であるというふうに認識いたしております。
- ○議長(古川 稔) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) それでは、高齢者に対しては、考えていらっしゃらないということですか。
- ○議長(古川 稔) 民生部長。
- ○民生部長(川瀬俊彦) 高齢者に対するいわゆる介護保険施設等の整備につきましては、これ法人が 通常行うことになっておりますので、そういう活用の整備の仕方というのも選択肢の一つだとは思い ます。

町としてできることにつきましては、これは介護保険事業計画の中で、サービスの内容及び事業量については3年間の計画として規定しておりますので、それを踏まえた上でいろいろな事業者が何をやりたいのか、そういう内容について丁寧に相談に応じる、そういうようなことで町としては取り組みたいと、そういうようには思います。

- ○議長(古川 稔) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 先ほど、子育て世代への助成という自治体もあるという話もありましたけれども、 最近、子育て世代と言っても、低所得の方の子育て世代がふえてきておりまして、経済的な問題で、 どうしても手狭なところに余儀なく住んでいらっしゃったり、民間賃貸住宅だと高家賃の負担が重く のしかかったり、音の問題で子供が元気にはしゃいだりすると隣接している方に迷惑かけるのではな いかと不安を抱えていたりと、子育てを伸び伸びとできる住環境ではない、そういった子育て世代の 方もいらっしゃると思うのですが、少子化も進んでおりますし、そういった子育て世代の方にスポットをもう少し当てていくのが大事ではないかというふうに思います。

ただ、空き家といいましても、そのまま入るには古い家があったりということで、言葉は悪いのですけれども、寒い、汚い、使い勝手が悪いということで、そのままでは住む人があらわれない、残ってしまうという古い物件も恐らくあると思うのですけれども、子育て世代を対象として、そういった

リフォームの助成の拡充、それをして、子育てしやすい住環境の提供ということで、そういった方向 性で何か政策を考えられないのか、リフォームの拡充を考えられないのか、お伺いしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 企画室長。
- ○企画室長(伊藤博明) 先ほど私が答弁させていただいたのは、あくまでも日本全国の自治体の中で、 そのような政策を打って出られている市町村がありますので、そういったのも研究をした上で、子育 て世代に対する総合的な施策をどう組み立てていくのかというのは、大きな課題であると認識してお りますので、引き続き研究・検討してまいりたいと考えております。
- ○議長(古川 稔) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 検討していただけるということですけれども、今後、空き家の物件、今も推計では多いですけれども、今後もどんどんふえていくような状況であろうと推定されますので、早急に具体的な施策というのも考えていただいて、取り組んでいただきたいということでご期待を申し上げたいと思います。

次に、プレミアム商品券補助金の打ち切りについてでありますが、答弁では本町を含め、道内においても景気回復は実感できず、4月の消費増税により消費の落ち込みが町の見解としても懸念されていると明言されました。

また、昨年10月には商工観光課内に相談窓口設置し、大変危機感を持っておられる状況だということもわかったわけなのですけれども、そうやって懸念されているときちっと明言されておきながら、なぜ、どうしてこの消費増税の時期に打ち切りをされるのか、やはり納得いかないわけで、これまでちゃんと完売で券が余ることもなく町民からも喜ばれており、商工会の検証では業種によって偏りはあるのですけれども、効果は生まれたという一定の見解出ております。

今後についてですが、町としては、新たな施策については、今のところ全く示されていない状況でありまして、今後は現在取り組んでいる制度、事業の中で取り組んでいくということなのですけれども、一体このままで本当に乗り切れるのか、そうお思いなのか、お伺いします。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) プレミアム商品券は、打ち切ってやめたということではなくて、最初から5年間 の施行ということで進めてきたものが、たまたま任期が来たと。さらに、そこで今後どうしますかと いうことを十分商工会ともご相談をさせていただいた中で、こういう結果が出たということですから、 私どもが行政の立場で一方的にもうやめますから、だめですからと言ったわけではないので、その辺 ちょっと誤解のないようにお願いしたいと思いますし、それにかわる施策が何もないから消費税の増税を乗り切れないのかどうかと言われますけれども、これもなかなか一口には解決できる問題ではないのだろうというふうに思います。それでは、消費税が増税されるから、町として商工業者の皆さん にどんなことが具体的にできるのか、そんなことを含めながら今までも商工会とは協議を進めてきましたし、これからも継続的に協議をして、新たな施策が見つかれば、ぜひそれらも実現できるように お互いが連携を密にしながら取り組んでいくということが、私は大事なことなのだろうというふうに 思っております。
- ○議長(古川 稔) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 商工会と連携を図るというお話ありましたけれども、先ほどの答弁の中でもプレミアム商品券事業の継続について、商工会の中で意見の一致を見るに至らなかったとお聞きしているということをおっしゃられていましたけれども、商工観光の担当者にもちょっとお聞きしましたけれども、町のほうから5年になるので、ちょっとこの制度は終了になるのですという話は商工会のほうに行って、商工会のほうで会議が持たれて、結論としては継続の意向に至らなかったみたいな話は商工観光の担当者からは聞いたわけなのですけれども、その場にいなかったので推定でお話ししますけれども、ただ、さすがに町から5年なのだというような話が出たときに、町のほうから言われたら、お上から言われたら、もういたし方がないというか、商工会の立場を考えるとそういうことだと思うのですけれども、ちゃんと商工会の立場に立ってお考えになられているのか、ちょっとお伺いします。

- ○議長(古川 稔) 経済部長。
- ○経済部長(田村修一) ただいま5年ということでやったので、もう打ち切りますよというようなことを町は言ったから、商工会はやむなくというお話でございますけれども、それは小島議員言われたように表面的な問題、やりとりだけの話と思っております。私も当然その話し合いの中に入っておりまして、当初は5年ということを言っていましたので、平成25年度をもってこの事業は打ち切りになります。ただし、今後どういう形で、この事業を継続する形でもいいですから、例えばプレミアム商品券が発行と同時に抽選会をやるだとか、全町一斉にセールをやるだとか、そういうような何かイベント的なものも組み込んだ形で続けられないでしょうかと、逆にこちらから何らかの形で続けられないだろうかということを、これまで約1年半提案してきたところでございます。

ところが、先ほど町長が答弁したとおり、商工会の中で意見がまとまらなかったというようなことで、結果的には打ち切りという格好になったものでございますので、町が一方的にこれは打ち切りますよと言ったものではないので、これはご理解願いたいと思い、誤解がないようにお願いしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) ただ、今一方的ではないという話ありましたけれども、今後、消費増税によって、 どれだけ打撃が強く出てくるのかというところで、もしかしたらですが、商工会なんかからプレミア ム商品券が必要ではないかという声が上がってくるかもしれません。そういったときにどうされます か。
- ○議長(古川 稔) 経済部長。
- ○経済部長(田村修一) 町長、答弁したとおり、今後また商工会と協議して、いい形であれば当然続けていきたいというふうに考えております。どういう形になるかは、まずは協議してみなければと思っております。
- ○議長(古川 稔) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) そうしたら、声が上がってきたら継続するということも考えられるということを、 今、確認できたかと思います。

JA コープまくべつ店ですけれども、3月に撤退されるということで耳に入ったのですけれども、そのように1件がなくなるということで、配達もしていただけたところなので、買い物弱者の方には大変助かっておりましたし、また地域の公区活動でもたくさん活用して、配達していただき助かっていたわけなのですけれども、なくなってしまうと、これからどうするのかというところで影響出てくるわけで、その1件の廃業なのですけれども、それがもう地域住民の生活に直接影響が出てくる、そういった1件なくなるけれども大変なことなのだというところを、きちんと心にとめていただきたいというふうに思います。

このプレミアム商品券ですけれども、抜本的な商工会の活性策にはなっていないのかもしれないのですけれども、そのように少しでも廃業を食いとめる、そして地元商店街の消費を促すという面では、大変役に立っておると私は思っておりますので、私の意見としては継続、商工会の中でも意見は分かれているようでありますけれども、こういった消費増税の影響を考えますと、必要な施策だということを私は申し上げて終わりにしたいと思います。

○議長(古川 稔) 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、13時55分まで休憩いたします。

13:45 休憩

13:45 小川議員退場

13:55 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。 芳滝仁議員。

〇11番(芳滝 仁) 通告に従いまして、幕別町生涯学習計画について質問をさせていだきます。 教育委員会は平成21年3月、「町民ニーズの変化や課題に対応した学習環境の整備と向上を目的」 に平成25年度までの5年間を計画期間とする第4次幕別町生涯学習中期計画を策定いたしました。

この計画は、学校教育と社会教育を統括した総合教育計画であり、我が町の教育の進むべき方向を明確にし、生涯学習社会の実現のための指針であるとあります。

計画期間が5年であり、今年度で計画が終了いたします。現在、次期計画策定に向けて取り組まれているとお聞きしております。

そこで、幾つかのご質問をさせていただきたいと思います。

- 1、計画全体の目標に対する達成状況と、それをどう評価しているのか。
- 2、個別計画(方策)の中で、次の点についてお伺いをいたします。
- (1) 道徳教育において、「家庭・地域の道徳的教育力の積極活用」とありますが、具体的にはどのような取り組みが行われたのでしょうか。
- (2) 高等学校教育において、「学校の教育力を地域への開放」とありますが、具体的にどのような 取り組みが行われましたか。
- (3) 少年教育において、「地域子ども会活動への援助」とありますが、地域子ども会の設置状況と活動内容、援助の内容についてお伺いいたします。
- (4) 青年教育において、「青年のニーズに応えた学習機会の充実」とありますが、具体的にどのような取り組みが行われたでしょうか。
- (5)郷土文化において、地域文化財の保護・保存とありますが、過去にも「ふるさと館」と「蝦夷文化考古館」の整備について議論を交わさせていただいたことがありますが、その後の検討結果はお伺いしたいと思います。
- (6)図書館において、「北の本箱事業の継続と充実」とありますが、これまで寄せられた本の総数と保管状況、展示活用されている状況、本の所有権はどこにあるのかについてお伺いをいたします。
- 3、総体的な教育を取り巻く環境として現計画では、「家庭や地域の教育力の低下」「個人が明確な目標を持つことができない」「意欲的に取り組みことが難しい」また、「個人主義の広がり」「地域や家庭のあり方」「学ぶ意欲の低下」など課題を指摘しています。

この5年間で、どう社会・家庭等が変化し、新たな課題をどう捉え、新しい計画に反映させようと しているのか、お伺いをいたします。

以上です。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町生涯学習計画について」であります。

幕別町生涯学習計画は、「総合的な教育計画として、幕別町の教育として進むべき方向を明確にし、 生涯学習社会の実現」のための指針となるものであります。

現計画は平成21年3月に策定し、平成25年度をもって5年間の計画期間を終えますことから、現在、平成26年度からの5年間を期間とする「第5次幕別町生涯学習中期計画」の策定作業を進めているところであります。

計画の策定に当たりましては、幕別町社会教育委員 15 名に策定審議会委員を委嘱し、計画(案)の 策定について諮問をさせていただきました。

審議会におきましては、町民アンケートや第4次計画の評価をもとに計画(案)を策定し、関係機関からの意見を求めた上で、最終的な計画(案)がまとめられ、近々答申がなされるものとお聞きいたしているところであります。

ご質問の1点目、「計画全体の目標に対する達成状況と評価について」であります。

第4次の計画は、基本構想と基本計画の2部構成になっており、基本計画においては、それぞれの ライフステージに応じて、「方策」を定めております。

目標に対する達成状況につきましては、先ほど申し上げました審議会の中で、第4次計画の評価がなされており、110項目の方策に対して、未実施となった項目はありませんが、青年教育における「各種青年活動への支援」と「高校生の地域活動への援助」、成人教育における「男女共同参画社会に関する情報提供」、高齢者教育における「世代間交流事業の促進」につきましては、取り組みが十分とは言えない評価もありましたことから、現在策定中の計画において継続して取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「個別計画の取り組みについて」であります。

初めに、「家庭・地域の道徳的教育力の積極活用について」でありますが、道徳的価値観は、学校だけではなく、家庭・地域を含めた日常生活のさまざまな体験を通して養われるものであります。

地域のご協力をいただく中で実施している事業といたしましては、一つ目には農協青年部による小 学校での食育授業があります。

食を通じて地域を理解するとともに、食文化を知り、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することにより、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができたものと考えております。 二つ目には、昭和63年から開校している「ふるさと館のジュニアスクール」であります。

小学校5、6年生を対象に、町の自然や文化に触れる、歴史を学ぶ、あるいは宿泊研修を行うなどの活動をしておりますが、事業実施に当たっては、ふるさと館の事業委員の方にご協力をいただいており、事業を実施していく中で、集団活動としての規律指導もあわせて行っていただいているところであります。

三つ目には、小学校高学年を対象に行っている「学び隊」であります。

学び隊は、夏休みや冬休みに子供たちの居場所づくりとして、自主学習の支援や工場見学などを行っているものでありますが、実施に当たっては、元教員の方々のご協力をいただき、時間厳守や朝の 挨拶、団体行動での協調性、けじめなどについても指導をいただいているところであります。

次に、「高等学校の教育力の地域への開放について」でありますが、幕別高校におきましては、一般 町民を対象にした古典や英文を読む「学校開放講座」の開催や、中学生の体験授業が行われておりま す。

江陵高校におきましては、生徒が講師となって、町内の小学校で書道体験授業を行ったり、学校開放をしてバドミントン部の部員が小学生の指導をしたり、さらには教員による中学生向けの介護に関する出前講座を行ったりしております。

次に、「地域子ども会活動への援助について」でありますが、子ども会は、保護者や育成者による子供たちの健全育成を目的とする年齢の異なる子供たちの集合体とされております。

本町では、「幕別町子ども会育成連絡協議会」が組織されており、幕別、札内、忠類の3支部において、それぞれ3歳から小学校6年生までを対象にさまざまな事業が行われております。

具体的には、協議会本部の事業といたしましては、国際パークゴルフ大会への参加や百年記念ホールでの「子ども会まつり」の開催、十勝東部4町の交流会への参加などが実施されております。

支部の事業といたしましては、幕別支部がリーダー研修会や地域の主要ポイントを徒歩で回り地域の理解を深める「大冒険 in まくべつ」の開催、札内支部では宿泊研修や「フットベースボール&ドッジボール大会」、リーダー研修の開催、忠類支部では、埼玉県上尾市との小学生交流や宿泊研修、クリスマスフェスタなどの事業が行われているところであります。

これら子ども会への援助は、活動費に対する助成をしているほか、他の自治体の子ども会活動に関する情報提供や活動に関する相談や関係機関への事務手続等、必要に応じて行っているところであります。

次に、「青年のニーズに応えた学習機会への充実について」でありますが、青年団活動につきましては、かつては幕別町青年団体連絡協議会や忠類村青年会が組織され、地域のイベントなどの中心的な

役割を担っていただいておりましたが、会員数の減少により、これらの組織は消滅し、その後は町を 網羅する活動組織はなくなっております。

しかしながら、まちづくりや経済の活性化には将来を担う若い人材の存在が不可欠でありますことから、平成24年11月に商工会青年部や農協青年部に働きかけを行い、その結果、「異業種交流若者の集い」が設立されたところであります。

今後におきましては、この集いと連携しながら学習機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、「地域文化財の保護・保存について」でありますが、幕別町ふるさと館は昭和 45 年 11 月に、当時ボーリング場として建設され、その後、町が取得し、昭和 54 年にふるさと館としてオープンしておりますが、既に築後 43 年が経過しております。

一方、蝦夷文化考古館は、昭和34年12月に建設され、築後54年が経過しているところであります。 これらの施設は、郷土の歴史や文化を理解する上で貴重な資料が保存されており、保存・伝承されることにより、将来の文化発展の基礎となるものであります。

また、観光資源としての要素もありますことから、早い時期の整備が必要であると考えているところであります。

これまでの検討結果につきましては、一昨年6月に開催された幕別町文化財審議委員会において、 ふるさと館と蝦夷文化考古館に保存されている図書類や遺跡出土品の保存活用について議論をいただ き、これらの施設の老朽化が進んでいる現状に鑑み、建てかえ等の早急の対応が必要とのことであり ました。

教育委員会といたしましては、文化財審議委員会の意見を踏まえ、この二つの施設を蝦夷文化考古館のある千住地区に複合施設として建設することができないかを、今現在、検討しているところであり、今後、関係者のご意見を伺いながら施設の基本構想の策定に着手してまいりたいと考えております。

次に、「北の本箱事業の継続と充実について」でありますが、「北の本箱」は、平成9年に発行された週刊朝日別冊「現代日本における人生相談」に評論家や作家が本の置き場に悩んでいることが掲載され、町長名で幕別町がお引き受けをしますと手紙を出したことから始まったものであります。

平成9年からこれまでに作家の森村誠一さん、資生堂名誉会長の福原義春さん、劇作家の平田オリザさん、同時通訳の草分け・國弘正雄さんを初め、18名の方から3万600冊をお寄せいただき、その全てを幕別町図書館蔵書として登録、保管しております。

それぞれの分野で著名な方々の蔵書でありますことから、お送りいただいた本の中には、図書館ではなかなかそろえ切れないものも多く、蔵書構成に厚みと広がりを持つことができたところであります。

全体の約30%に当たる8,500冊につきましては、現在、本館と札内分館において開架図書として閲覧や貸し出しに供しており、残る2万2,100冊は閉架書庫において保管しておりますが、閲覧や貸し出しに常時お応えしておりますほか、開架分と随時入れかえることで、より多くの利用を図るよう努めているところであります。

なお、本の所有権につきましては、幕別町にあります。

ご質問の3点目、「新たな課題を新計画に反映させることについて」であります。

初めに、計画策定に当たって行った町民アンケートの結果についてご説明をさせていただきます。 アンケートは「9歳から 17歳」と「18歳以上」の2階層に分け、5年前との比較をするため前回 とほぼ同様の内容で行っております。

調査結果といたしましては、9歳から17歳までは、テレビやビデオを見る時間が減った反面、インターネットに触れる時間がふえ、自由時間の過ごし方としては、友達と遊ぶ時間が減り、家の中での生活時間がふえております。

生涯学習に関する意見といたしましては、仕事や職業に関することを学びたいと思っている生徒が

多く、学校や家庭で困っていることとしては、「勉強が難しい」「学校設備を改善してほしい」「友達と 仲よくできない」といった回答が寄せられております。

また、やってみたいボランティア活動としては、ごみ拾いなど清掃に関する活動が半数を占め、ほかには高齢者との交流や介護活動、募金活動などをしたいとの回答があったところであります。

18歳以上につきましては、自由時間に読書やスポーツをするのではなく、のんびり休養したいと考えている人がふえており、自由時間に生涯学習に取り組むとした場合の「妨げ」になっていることとしては、「時間がとれない」「経費がかかる」といったことのほか、回答者の4割近くの方が「活動に踏み切るきっかけがない」との回答があったところであります。

生涯学習に関する意見といたしましては、ガーデニングや野菜、漬物のつくり方などの日常生活に役立つ講座や健康、スポーツ、子育てに関する講座などを希望されている方が多く、ふだん困っていることとしては、「子供の教育費や通学費の負担」「家族の介護や近所づき合いがない」ことなどの回答が寄せられております。

また、やってみたいボランティア活動としては、ごみ拾いなどの清掃に関することや子育て支援に 関することが多く、ほかにはパソコン講座や通訳などをやってみたいと思っている方もおりました。

いずれにいたしましても、このたび行ったアンケートは、町民の生涯学習に関するニーズであり、 今後の講座の開設に反映させていくことはもちろんですが、生涯学習に取り組むきっかけがない、情 報提供が不足しているといった点についても、今後取り組んでまいりたいと考えているところであり ます。

ご質問のありました課題についてでありますが、「家庭や地域の教育力の低下」や「個人が意欲的に取り組むことの難しさ」「個人主義の広がり」など、5年前と比べて、これらの課題が変化したかどうかにつきましては、その課題が解決したという状況にはなく、むしろ学校におけるいじめや不登校の問題、青少年による凶悪な犯罪の続発、家庭における児童虐待などのさまざまな問題がこれまでの課題に加えて大きな問題になってきている状況にあります。

これらの課題は、それぞれが別の課題として存在するのではなく、世の中が便利な社会になり、人とのつながりがなくても自分で生きていけるといった時代背景はあるものの、平成20年の中央教育審議会答申において、「家庭や地域の教育力の低下」については、学校、家庭、地域が連携するための仕組みづくりが必要であると指摘されておりますように、人と人との「つながり」が、これらの課題解決に当たって最も重要なことではないかと思うところであります。

幕別町教育委員会では、平成17年から毎月19日を「まくべつ教育の日」とし、家庭、地域、学校の三者で教育に対する町民意識を高め、教育の充実と発展を目指しているところでありますが、今後におきましては、先ほど答弁させていただきました農協青年部による食育事業やふるさと館のジュニアスクール、夏休み・冬休み学び隊の開催のほか、高等学校における学校職員による町民向けの講座開催、生徒による小学生を対象にした書道体験授業やバドミントンの指導などの地域の教育力の活用を継続してまいります。

また、「コミュニティづくり」につながる事業として、町全体でスポーツを行った住民の参加率を競う「チャレンジデー」の開催や若い世代を含め、幅広い世代が参加できるようなパークゴルフの家族大会を開催するなどのほか、生涯学習講座や異業種交流などを通じて、人と人との「つながり」に発展するような事業を展開してまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(古川 稔) 芳滝議員。
- ○11番(芳滝 仁) 生涯学習計画、これは答弁にありましたように総合的な教育計画として、幕別町の教育として進むべき方向性を明確にし、生涯学習社会の実現のための指針となるものでありますということで、その中身は学校教育、そして社会教育という形で立てられてあります。その大枠としましては、基本構想と基本計画、その基本計画の中に年齢に応じた形での取り組み、方策というというのが示されてあったところであります。

ちょうど5年終了するところで、新たな計画をされていらっしゃるというこの機会に、これまでの5年間の総括、検証と今後に向けた生涯学習の計画につきまして、ご利用させていただければと思い、今、質問をさせていただいたところであります。

2番目の個別の分につきましては、計画にありますところの方策でありまして、多分難しかったのだろうなと思うところを書かせていただいて、今後のいわゆる計画の組み立てにどういうふうな形がいいのかということも含めて議論をさせていただきたいと思いまして、110 あったのでありますけれども、そのところで読ませていただきまして質問させていただいたところであります。

初めの第1間のところのいわゆる総括であります。どのような目標に対する達成状況と、それをどう評価しているのか、一応総括的なことの質問をさせていただいたことでありました。

ご答弁は、私は、もう少し長くご答弁があるのかなと思って期待をしておったのでありますが、概要をかいつまんで答弁をされたのであろうなと思うのでありますが、一応 110 項目の方策に対しまして未実施となった項目はなかったということで、それぞれ何かの形で取り組んでいらっしゃるのだろうということだと思います。

あと、難しかったところ、課題として残っておるところにつきましては、青年教育における活動への支援だとか高校生の地域活動だとか男女共同参画社会に対する情報の提供だとか、ご答弁いただいた世代間の交流促進というふうなことが課題として残っているということでありました。

大まかに現計画、次の計画もそうだと思うのでありますが、基本構想と基本計画というふうな形で 組み立てられていかれると思うのでありますが、中身につきまして、少しだけ概要をお聞きしておき たいと思います。

まず、基本構想のところでありますけれども、やっぱり最初で、教育の基本と申しますのは、生命と人権の尊重ということだと、これが先ほど前川議員の質問にもありましたが、地域づくりは人づくりだと。人をつくっていくのだというところの基本には、生命と人権の尊重ということが一番求められて、一番大切なところだろうというところで、最初のほうに示されてあるのだろうと、こう思うところでありました。

「家庭や学校で、善悪を判断する力や自らを律する心、個性を認め合い、他人を思いやる心を育てる教育を進めるとともに、家庭・学校・地域社会が一体となった取り組みが必要です」ということで、私は個性を認め合い、他人を思いやる心を育てる教育、いわゆる生命と人権の尊重ということが、教育の根底になければならないということを踏まえさせていただいているところでありますが、そのところで幕別町におきましては、「幕別町子どもの権利に関する条例」というのが平成22年7月1日から施行されています。

私は、これは幕別町としましても、非常に立派なものであって、中身は余り子供が読みましてもわかりにくい大人の言葉で、まだまだ改良していかなければならないとは思うのでありますけれども、いわゆる保護者がどうすべきだとか、地域住民がどうあるべきだとかというふうな施設のことや町としてどう取り組むのだろうかというふうなことが、子供の生命、そして人権を尊重していくというところで、非常に地域を巻き込んだ、社会を巻き込んだ形でこれが利用されていけば、私は大切な一つの方向になるのではないかというふうに思っておったところでありまして、学校におきましても、多少このことにつきましては利用されていらっしゃると聞いておりましたけれども、その辺のいわゆる基本的なところの取り組みについて感想がありましたら、お答えいただきたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) おっしゃられております生命と人権の尊重、これは非常に大切なことでありまして、これがイコール道徳的価値観なのかなというふうに私も認識をいたしておりまして、これはもう教科を学ぶよりも、人として、まず一番初めに身につけなければならないものだというふうな認識を持っております。このことは、学校教育だけでは無理な話でありまして、まず家庭教育でしっかりしつけをしていただく。学校の道徳時間を含めた各教科の中でそういった価値観を見つけていただく。さらには、生涯学習でということ。それと、地域も一緒になってそういった協力をしていくというこ

とが大事でありまして、今言ったことは、完璧とは言えないまでも、おおむねそれぞれの分野において、それぞれの地域においてやられているのかなという感想を持っているところであります。

- ○議長(古川 稔) 芳滝議員。
- ○11番(芳滝 仁) 学校の中でもわかりやすい言葉で利用をしていただいて、また特に PTA ですよね。 保護者の方にはこういう条例があって、こういう取り組みができるのだと、していくのだというふう な形で教育委員会としても啓蒙を、今後、次の計画ではそういうふうなことも念頭に入れながら進め ていただければなと思うことであります。

基本計画の中では、学校教育と社会教育、これ学校教育につきましては、随分と力を入れられていらっしゃる。子供サポーターの設置だとか、学校教育推進委員の設置だとかの形で、本当にきめ細やかな形で進めていらっしゃることが評価をさせていただくところであります。

また、社会教育のほうでは、百年記念館における講座が物すごくふえた。これは、それこそ指定管理になった効果なのか、取り組みを強化されたのか、大変町民に喜ばれる評価をされているのでありますが、その辺のところでいわゆる学校教育、社会教育のところで5年間、主に力を入れられた、思いを持ってされた、そういうことがありましたら、感想でいいですからお話しいただければなと思うことであります。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 非常に難しい質問ばかりで答弁に窮するわけでありますけれども、今、芳滝議員おっしゃっていただいたように、大分この5年間というのは、かなり学校教育の面では力を入れさせていただいたなという思いを持っております。今、例に挙げていただきました特別支援教育支援の拡充、最もこれは対象者がふえているということもありますけれども、それにどれだけきめ細かく応えていけるかという、そういう観点のもとで数的には本当に管内でトップクラスの支援員を配置させていただいておりますし、あるいは不登校対策なんかについても、まっくで3人のサポーターの先生方によって、これも本当にきめ細かな対応をさせていただいているなというふうに思っております。それと、今、百年記念ホールのお話も出ましたけれども、これも指定管理2年目ということになり

ますけれども、前回の指定管理の際には、かなりやっぱり開催できる講座がどういう講座があるのか、どういう町民のニーズに応えた講座が開講できるのかといった観点も見させていただいた上で、指定管理も決めさせていただいているという経過があります。そういう意味で、学校教育に力を入れつつも、全体の教育のバランスというものも考えてきたのではなかろうかというような思いをしているところであります。

- ○議長(古川 稔) 芳滝議員。
- ○11番(芳滝 仁) 次の計画を立てられる中で、私は自分の思いでありますけれども、学校教育については、引き続き本当に高く評価をしたいと思うのでありますが、社会教育につきまして、やはりもう少し具体的な形で事業を計画されながら、事業がないとうまくいかないものでありますから、事業をされながら、ひとつ力を入れていただきたいなというふうな思いがあることであります。参考にしていただければなと思います。

2の個別のところに入らせていただきますが、難しかっただろうなというふうなところを挙げさせていただいておりました。

特に道徳教育、今、ご答弁ありましたように、学校だけでは無理でありまして、地域、保護者、全てかかって確認をしていかなければならないところでありますが、学校における道徳教育は、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的に私生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な国家及び社会の発展に努め、進んで国際社会に貢献できる主体性のある日本人を育成するために、その基盤としての道徳性を養うことを目標としていると、これが道徳教育に関する幕別町の計画の中の指針として述べられてあります文章であります。人間の尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的に生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な国家及び社会の発展に努めと、非常に道徳教育につきまして明確な方向を出されているわけであります。そのところを踏まえながら、いわゆる地

域力のところで、ご答弁にありましたさまざまな形で取り組んでいらっしゃることでありますが、学習指導要領を見ましたときに、例えば小学校低学年ではしつけなどの基本的な生活習慣、中学年では日常の社会規範を守る態度、高学年では道徳を守り、公共に尽くそうとする態度、中学校においては、人間としての生き方の自覚などに留意して重点化を図るなど、総合的教育的な指導が行われるような改善を図ると。年齢に応じて、道徳教育の一つの形ということが指導要領の中に示されてあるところであります。

当てはまるところもあるわけでありますが、今後の計画の中で、こういう基本的な形のところをとられながら進めていただく授業というものを、広く地域との協力を得ながら進めていく必要があろうかと思うのでありますが、ここに書かれておるほかに、何かこれからしていかないとならないだろうというふうなものがありましたら、お答えいただきたいなと思います。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 道徳教育につきましては、道徳の時間そのものは、もう年間 35 時間程度しかないと極めて少ないわけでありまして、これは道徳の時間だけで道徳的な価値観が身につくわけではありません。これは、先ほど申し上げましたように家庭でもありますし、学校のその他の教科の中でも常に道徳的価値観を身につけさせることを意識しながら指導をやっていくことが大切だというふうに思います。

それで、国のほうで、新しい「こころのノート」というのを今これ発刊しましたので、これらも主に活用しながら、道徳的価値観の醸成というものに努めてまいりたいというふうに思います。

- ○議長(古川 稔) 芳滝議員。
- ○11 番(芳滝 仁) 基本的な考え方を踏まえながら、年齢に合った形でいろんな副読本ということも 要領に出されておりますので、利用されながら進めていただきたいなと思うことであります。

高等学校の教育力の地域への開放ということで、これは結構取り組まれていらっしゃるのだろうと評価をさせていただいております。総務文教委員会で、幕別高校、江陵高校をお伺いいたしまして、その辺のことにつきましてもお話を聞かせていただいた機会がございました。結構、江陵高校のほうでは、いろんな形でボランティアを含め活動をしていらっしゃることが、そのことがいわゆる高校、または高校生自体の大変評価につながっているということがあろうかと思います。そういう意味で、地域で協力をされるということが非常に大切なことなのだろうと思うことであります。

幕別高校も頑張っていらっしゃるのですけれども、幕別高校もやはりことしは大分人数がふえまして、定員近くになっているのでありますが、ぜひそういうことも力を入れていただくような形で、いわゆる次の計画の中でひとつ話題としていただければなと思うことでありますが、今後につきまして少しお伺いしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 今お話ありましたように、二つの高校においては、それぞれ独自に地域貢献といいますか、地域に積極的に入っていって貢献活動をしているところであります。

これは、本当に頭の下がるぐらい本当に一生懸命やっているなという印象を持っておりまして、今後はそういう意欲というのは、どんどんあるのだと思います。ですから、どういう場でそういう貢献活動というものを発揮できるのかというところの情報提供をして、さらに一生懸命やっていただくような情報提供をしたいなというふうに思っております。

- ○議長(古川 稔) 芳滝議員。
- ○11番(芳滝 仁) やっぱりボランティアという世代間交流を含めて力を入れていただくような方向で頑張っていただければ、非常に高校もそうだし、子供たちの評価も上がるのだろうと思うことであります。

少年教育で、地域子ども会への活動の援助についてお伺いをいたしました。ご答弁にありましたように、連絡協議会でありますか、幕別町子ども会育成連絡協議会ですね、組織されておって、それを 通して私もフットベースボールだ、ドッジボール大会だとかと札内でよく若いお母さん方が子供さん を連れてまいりまして、その行っていらっしゃる姿を拝見させていただいております。

ひとつ少年のことについて、生涯学習の範疇に入るのか入らないのかと思うのでありますが、公区の中での子ども会というのが、私どもの公区の中にもありまして、これはコミュニティの世界なのですけれども、非常にだんだんとそういう公区における子ども会の活動がなくなってきているのですね。その辺は、生涯学習と申しますのは、教育委員会が主でありますけれども、町長部局もかかわる広い話だと思うのですね。それは全部にかかわってくるのだと思うのでありますが、その辺のことに対する方策。教育委員会でやるのか、町長部局でやるのか、それは後で申し上げますけれども、ネットワーク化をしていただいて進めていかなければならない世界があると思うのでありますが、私どもの公区でも盆踊りもやっておりますし、子ども会、ちょうど札内神社がありましたから子供のみこしもずっとやっておりましたが、みこしもなくなりました。あと、子供盆踊りをやっているのですけれども、ずっと教えていました子供太鼓もなくなりました。そういうことがありまして、やっぱりコミュニティの中で公区における私的な子ども会活動というのを育成していく必要があるのだろうと。それが本当に地域の力になっていくのだろうと思うのでありますが、その辺の公区における活動が、どのような状況にあるのかにつきまして、踏まえていらっしゃる方がいらっしゃったら、お願いしたいと思します。

- ○議長(古川 稔) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(澤部紀博) 公区の中にはお話のように子ども会があります。公区の中の全てに子ども会があるという状況にはなく、これは子供さんが少なければ子ども会活動が行われていないというところが多いわけですけれども、以前に確認したところでは、公区の中に 65 ほどの子ども会があるということを確認いたしております。どうしてもやっぱり郡部になりますと子供が少ないということで、市街地はあるのですが、郡部になってくると子ども会がないという状況が見られます。

それからあと、一つの公区では人数が少ないので、二つ、三つの公区で合わせて子ども会を運営しているというふうな状況もございます。活動している内容といたしましては、先ほどありました盆踊りだとかもありますけれども、ごみ拾いだとか資源回収だとか、あとは昔からよくあるのはラジオ体操、このようなことをやっておりまして、特殊といいますか、余り数は少ないのですけれども、老人会との交流をやっていたり、子供農園をやっていたり、あとは子供相撲なんていうのもやっているところがございます。

以上でございます。

- ○議長(古川 稔) 芳滝議員。
- ○11 番 (芳滝 仁) 結構たくさん子ども会があって、一生懸命活動していらっしゃる。個人的でありますが、私のところでお泊まり会をしたりというふうなこともありました。朝の夏休みの体操、これも指導してずっと続けておったことがありました。こういうふうなことも、それぞれで公区で頑張っている子ども会の活動につきまして、掘り起こして何かそれを援助していくというふうなそういうことが今後必要になってくるのではないかと、それがやっぱり地域というものを、地域力をつくり上げていく大きなものになっていくのではないかと。

桂町3公区が新しく公区になりまして若い世代がいました。新年会に行きましたら、物すごく子供たちが集まって、餅つき大会をして集まっていたことがありました。やはり地域が、大人が、親たちが一緒に物事をコミュニティの中で何かをしていくということで子供が集まってくると。そのところで子ども会が育っていくというふうなことが基本的な形なのだろうと思うのでありますが、そのところにやはり地域の人方の子ども会に向けての思いだとか、そういうことについて町として何かの形で情報提供もしたり、補助をしていったりというそういうことが大事だと思うのでありますが、どうでしょう。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) おっしゃるとおり私たちが子供のころというのは、外で泥だらけになりながら パッチをしたりビー玉をしたり、あるいはソフトボールをしたりということで、その中でコミュニケ

ーション能力も養い、あるいはけんかをしながら人の痛みを知りといったことで、非常にそのことで 道徳心であったり体力が増進につながっていったわけでありますけれども、最近を見ますと非常にこれ寂しいことに、学校から帰って家の中でテレビゲームをやっていたりということで、余り外で遊ぶ機会がなかなかない。それがために人の痛みもわからない、コミュニケーション、どうやって接したらいいかわからないというようなそういうような状況にもなっているところでありまして、今おっしゃられたことは、非常にやっぱり子供たちがしっかり子供たち横の連絡をとりながら遊んでいくというか、何か一つのことに打ち込んでいくということは、非常に大切だというふうに思っておりますので、その辺はなかなか切り札というものはないかとは思いますけども、子ども会の役員さんを初め、いろんな方のご意見を聞きながら、子供たちがしっかり元気に遊べるというか、連携をしながら一つのことに取り組んでいけるという、そんな形になれるように努めてまいりたいとは思っております。

○議長(古川 稔) 芳滝議員。

○11番(芳滝 仁) 今、子ども会活動で注目していますのは、防災体験なのですね。1泊で、電気が来ない、水が来ないだとかという形で泊まり込んで防災の体験をすると。そのときに何が必要なのかと、ラジオってこんな役に立ったのかというふうなことだとか、常に何を備えておかないとならないのかというふうな形のものが非常に震災以降、子ども会の活動の中に取り込まれて、全国的に今ふえてきておる状況があることであります。そういうことも一つの切り口と申しますか、一つの大きな材料になるのではないのかと思いますので、その辺のことも特にPTAの方々とも協議していただきながら何かの形で子供たちが集まってコミュニティをつくれるような形に育っていただきたい形で、ぜひお願いしたいと思うことであります。

青年教育につきましては、画期的な異業種の交流がありまして、以前も質問の中で、どんどん町として協力をしていただきたいということが申し上げたことであります。これは、もう本当に大事にきちんとなることでありますが、商工会の方も農業青年部も大変忙しい方々ばかりでありまして、大変難しいのだろうと思いますけれども、そこにはやはり町からのいわゆるサポートというのが必要になってくるのだろうと思います。そういうことで取り組まれるということでありますから、その方向で頑張っていただきたいなと思うのでありますが、答弁の最後に家族のパークゴルフだとかとありましたけれども、いろんな若者の例えば朝野球の会だとか卓球だとかバレーだとか、さまざまな形で若い方々が活動していらっしゃるそういうスポーツの団体と申しますか、サークルと申しますか、結構あります。そういうところを何とか交流できるような方策がないのか。私のところにも野球チームが一つあるのでありますが、そのところで、これは幕別町出身の若い方々ばかりなのですけれども、やはりその中で何回か結婚式に招かれて、そして幕別で暮らしていらっしゃるというふうなことがあります。

いわゆるいろんな若い方々が町の中で、それがあるために集まっているのですね。それがなかったら集まることができないのですね。そういう会のいわゆる連絡協議会のような形で、例えばパークゴルフ大会をやってみるだとかというふうな形で、若い方々の集いというものを持っていく方向性というのが私は今の時代、そういうことも考えていかないとならないのだろうというふうに思うことであります。

郷土文化におけることにつきまして、ふるさと館と蝦夷文化考古館を千住のところに施設を新しくして複合施設という形で一応計画があると。いろんな方々のご意見で、その場所がいいのだろうということで、一応その方向になっておるのだろうと思うのでありますが、大分昔になりますけれども、百年記念館のところに持ってきたらどうかというふうな話がありました。今、それはふるさと館と蝦夷文化考古館とまた違うのでありますが、万城目正のこれはもう今、本当に力を入れていらっしゃる方々が大勢いらしゃいまして、今、百年記念館に展示されていますけれども、そういうようなことも含めて、やっぱり人が集まるところ、わかりやすいところに駐車場も必要でありますから場所的に考えていく必要がないのかどうか。千住のところが悪いとは言わないのでありますけれども、ある程度複合施設ということで考えているのだというところまで進まれたものですから、今後その辺も慎重に

議論をしていっていただきたいと思いますし、方向性としては、できるだけ早く進めていっていただ きたいなと思うことであります。

図書館のことにつきましては、北の本箱の事業につきましては、大変幕別町独特の、これはもう本当に町長さんがおっしゃっていただいて、そしてたくさんの本が届けられたという高く評価をさせていただくところであります。余りそのことを町民の方もご存じないのかと、その辺の情報提供につきましては、まだまだ私はきちっとここにありました森村誠一さんとか資生堂の会長さんだとかというふうな非常にすばらしい方々が寄贈されているということにつきましても、どんどんやっぱり宣伝をしていただいて、どんな本があるのかということも含めてやるにつきまして、この間、報道がありましたカメレオンコード活用新システム、これは見てびっくりしまして、なかなか一つの図書館でできる事業としては、恵庭の図書館なんかは視察に行かせていただきましたが、すばらしい、これはもう日本でも恐らく、各学校に司書を置いているわけですから、そのぐらいの力を入れていらっしゃるのでありますが、図書館としては、非常に画期的な取り組みだなと評価をするのでありますが、余り内容が具体的に難しくてよくわからないのと、北の本箱のほうの事業なんかが、これをきちっと活用できるような形になるのかどうか、ひとつその辺をお伺いしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 図書館長。
- ○図書館長(長谷 繁) 北の本箱なのですが、よその図書館の方と会うと、必ずうらやましがられます。どうしてそれだけのコレクションが持てたのか、それは先ほどの答弁でお答えしたとおりです。 それともう一つ、よそからうらやましがられることはもう一つあります。人と予算が、この時代に減ってこなかった、減っていないということです。社会教育、そして図書館も幕別町の中では、決しておろそかにされてこなかったということを、よそからもそういった目で見られていると思います。

先ほどのカメレオンコードを含めまして、4月からの新システムなのです。そこで、現在は北の本 箱、幕別から札内分館と置いているのですが、置き方が寄贈者別、それと十進分類別、コード順に分 かれています。今度の新システム、特にカメレオンコードの効果なのですが、十進分類にとらわれな い本棚編集、本の並べ方というのができるようになります。それで、私ども働いている者の管理が混 乱しないということです。自在性が出てくるということです。

そこで、北の本箱も含めて、もともと図書館が持っている本、これから新たに入れる本、そういったものを含めて、本と本のつながりを大事にして、利用される皆さんの興味とか好みに呼応していくようなそういう本棚につくり変えていこうという計画を持っています。

北の本箱に本をお寄せいただいた方皆さんそうなのですが、やはり大事にされてきた本をいただいているわけです。きっと皆さん、ご自身が寄贈された本の行く末というのはとても気にされていると思います。今まで、私ども大事にしてきました。それをさらに生かすということで考えていきたいと思っております。

- ○議長(古川 稔) 芳滝議員。
- ○11 番(芳滝 仁) 時間がなくなってきましたので、最後の今後に向けてでありますが、生涯学習推進体制の整備、今はまだ策定委員会ですけれども、生涯学習推進委員会の設置というようなことがされているところがあります。恐らく横断的にそういう委員会の設置がされているところがあります。そういうことも情報として申し上げておきたいなと思います。

あと、いわゆる文化講座、数をお伺いしたかったのですけれども、時間がないですので置きますけれども、そういういわゆるネットワーク化と情報の提供、これがやっぱり足らないのだろうと。その辺のところの、いろんなところでダブっているところもあろうかと思うのです。それで、きちっとそういう講座につきまして、活動につきまして、ネットワーク化をして情報をきちっと提供していくと。

あと、それにつきまして、いわゆる学習施設のネットワーク化をしていくと、そういうことも私は今後必要なのだろうと。だから、そういう推進委員会だとか情報の提供、ネットワークづくり、施設のネットワークづくり、地域のネットワークづくり、最後に人と人のつながりで締めていらっしゃいますので、そのとおりそういう形で具体的な方法をもってやっていただければなと思うことでありま

す。

子供が松本におりましたときに行きましたら、向こうからおはやしが聞こえてくる、向こうから太 鼓が聞こえてくる、向こうから合唱が聞こえてくる。歩きましたら、いろんな形で地域の方々がいろ んな文化に取り組んでいらっしゃるのが、もう歩くところで肌身に感じたのですね、非常にいいなと。 私は、そういういわゆる幕別町の文化が香る幕別町に向けて、次の計画を取り組んでいただきたいな ということを申し上げまして、終わらせていただきます。

○議長(古川 稔) 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、15時10分まで休憩いたします。

14:55 休憩

15:10 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

○4番(藤谷謹至) 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

学校施設の維持管理と学校敷地内の安全対策についてであります。

幕別町の小中学校は14校あり、施設の耐震化は早くから計画的に進められ、糠内中体育館の改修工事をもって学校施設の耐震工事は終了する状況にある。

学校体育館は、地域の防災避難所としての役割もあり、こうした耐震工事のほか、天井などの非構造部材や照明器具等の耐震対策も重要である。

また、雨漏り、すが漏り等の施設の屋根が大規模であるがゆえ、補修箇所の特定まで至らず、根本的な対策ができないという体育館もある。

それは、学校校舎内においても同様である。

特に冬期間は屋根に積もった雪によるすが漏りが発生し、天井、床などの腐食の原因となり得る。 最悪の場合、積雪によって天井の崩壊につながる可能性もある。さらに、落雪によって非常口の使用 が危険な施設もあることから、点検や適切な維持管理を行うとともに、計画的な補修・改築をする必 要があるのではないか。

学校敷地内の安全確保は、子供たちにとって最も重要なことである。しかし、登下校する子供たちのすぐ脇を教員、保護者、スクールバスが行き来する現状がある。いかに注意をしていても起こるのが交通事故であり、決して起こしてはならないことである。

14 校ある学校において、駐車場と生徒玄関が隣接している学校も数カ所あり、マニュアルづくり等、対策が必要ではないか。

また、卒業記念樹等の樹木の維持管理、安全対策はどのように行われているのか。したがって、以下について伺う。

- 1、非構造部材の耐震化工事の進捗状況について。
- 2、雨漏り等の修繕しなければならない施設の現状と非常口の確保について。
- 3、教職員、保護者の敷地内駐車場利用の現状と保護者の送迎時の安全確保について。
- 4、学校敷地内の記念樹等の維持管理と安全対策について。
- 2、学校スケートリンク造成について。

幕別町 14 小中学校のうち学校スケートリンクを造成しているのは 9 校で、PTA、少年団、地域で連携し、造成・維持管理を行っている。

スケートリンク整備交付金は32万5,000円から41万5,000円と大きさや形状によって異なるが、水まきトラック、除雪用の排土板や作業車両の老朽化等で予期できない修理代がかかる場合も想定される。

また、大雪の場合、排土板での排雪には限界があり、その場合は農家、建設業者等の保護者が個人 所有する大型機械に頼るのが現状である。 したがって、以下について伺う。

- 1、スケートリンク整備交付金の内訳と算定方法について。
- 2、車両の現状と修繕費の対応について。
- 3、大雪の場合のスケートリンク除雪について。

以上であります。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「学校施設の維持管理と学校敷地内の安全対策について」であります。

町内の各小中学校は、そのほとんどが昭和 50 年代に建設され 30 年以上が経過しており、さらに長年にわたる雨、風、雪や紫外線等の影響により、屋根や外壁などの劣化が進んでいる状況にあります。

このため、教育委員会では、毎年5月に全小中学校を訪問し、各学校の校舎、屋体、グラウンド等の現況確認・点検の上、修繕等の対策を講じるとともに、児童生徒の安心・安全の確保に支障を来すような状況が生じた場合には、直ちに補修・改修を実施しているところであります。

また、学校によっては多額の事業費を要するような大がかりな改修工事を必要とする場合もありますことから、国の補助事業を利用しながら対応しているところであります。

既に大規模改造事業により改修工事を終えた学校もありますが、今後、大規模改修を必要とする学校が控えておりますことから、総合計画3カ年実施計画に位置づけをし、計画的に整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の1点目、「非構造部材の耐震化工事の進捗状況について」でありますが、本町の学校施設の耐震化につきましては、本年2月末に工期を終えました糠内中学校の体育館の改築工事をもって、耐震化率は100%となりました。

また、非構造部材の耐震化につきましては、平成24年度から平成26年度の3カ年計画で、地震等で転倒のおそれがある本棚、玄関げた箱、テレビ台等について、転倒防止、固定化など706カ所の工事を実施しているところであります。

昨年度と本年度の2カ年で、普通教室、特別教室、職員室、保健室の506カ所については終了しており、最終年度である平成26年度は、校長室、廊下、トイレなど未対策であった200カ所について耐震化を進めてまいります。

一方、文部科学省では、国土交通省が昨年8月に建築基準法施行令等の改正により制定した「吊り 天井に関する技術基準」を踏まえ、同月に「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」を 作成いたしました。

さらに、同省は学校設置者に対しまして、この手引を参考としながら構造体の耐震化が図られている施設であっても、全ての学校で天井等落下防止対策を行う必要があるとして、屋内運動場等のつり 天井、照明器具、バスケットゴール等の落下物について総点検を行い、落下防止対策を講じるよう推進しております。

本町では、このことを受けとめまして、平成26年度の早い時期に全校において目視により点検を行い、対策が必要と思われる学校については、詳細点検を実施の上、順次落下防止対策を講じてまいります。

ご質問の2点目、「修繕が必要な施設の現状と非常口の確保について」でありますが、教育委員会では、毎年5月に行っております学校施設の点検調査のほかに、降雨時や雪解け時に専門業者とともに学校を訪問し、屋根や天井の雨漏り等の状況について現場確認を行うなど、実態の把握に努めております。

先ほど申し上げましたように、ほとんどの小中学校が築後30年を経過しておりますことから、どの学校も大小を問わず、雨漏りやすが漏りは生じており、特に市街地の大規模校においては、屋内運動場の屋根材自体が経年劣化しているため、抜本的な対策を講じなければならないケースが生じつつあります。

このため、こういった大規模な修繕工事につきましては、3カ年実施計画に位置づけをし、年次計画をもって実施するとともに、対処的な修繕で解消が可能なものにつきましては、その都度対応するなどして、学校運営に支障を来すことのないよう努めてまいりたいと考えております。

一方、非常口の確保についてでありますが、各学校では、常時、利用可能な状態にあるよう日々の 管理点検を行っているところであります。

しかしながら、学校によりましては、冬期間での大雪による積雪や屋根からの落雪により、一部の 非常口がふさがるケースが生じており、このような場合には、代替の避難口を確保し、児童生徒が安 全で速やかに避難できる状態を常時整えるようにしているところであります。

さらに、児童生徒に対しましては、冬期間における避難訓練などを実施し、通常の場合とは異なる 避難経路についても十分に把握するよう指導をしているところであります。

ご質問の3点目、「敷地内駐車場利用の現状と送迎時の安全確保について」であります。

町内の小中学校におきましては、通常時は教職員並びに来客用の駐車場スペースは確保できている ものと認識いたしております。

しかしながら、参観日など学校行事日には、保護者の車が多数駐車することになりますことから、 学校では、その日は当該教職員の車は近隣の公共施設駐車場にとめ、学校内の駐車場は保護者に提供 する、さらに運動会など全学年が一斉に参集する場合は、保護者の車は、徒歩または乗り合わせなど の対応をお願いしているところであります。

また、悪天候時における保護者による送迎時については、学校は、児童生徒には車に十分注意するよう指導し、さらに保護者には安全運転と迷惑駐車・停車をしないよう協力を求めているところであります。

ご質問の、新たな安全マニュアルの作成についてでありますが、危険回避はとっさの判断によるものでありますことから、児童生徒に日常的に繰り返し指導を行い、安全確認の方法を身につけさせることが学校敷地内のみならず、一般道路においても非常に有効であり、大切なことであると考えております。

なお、スクールバスの送迎時の安全確保については、運転手並びに児童生徒への安全指導を徹底し 万全を期しているところであります。

ご質問の4点目、「記念樹等の維持管理と安全対策について」であります。

学校記念樹につきましては、各学校の開校時や卒業時などに植樹され、歴代の児童生徒がシンボル ツリーとして親しんできたり、木陰で休息をしたりするなどの歴史を重ねながら、そのほとんどが大 木に成長している状況にあります。

学校敷地内には、こういった記念樹を含め多数の樹木が植生しておりますが、樹木の維持管理につきましては、毎年、学校と教育委員会で状況調査を行いながら、必要に応じて伐採や枝打ち処理をいたしております。

さらに、学校側から根腐れや強風・降雪等の影響で倒木の危険性がある樹木の伐採要請があった場合は、速やかに伐採などの処理をしているところであり、記念樹を含め、安全の確保を第一に樹木の管理を行っているところであります。

次に、「学校スケートリンク造成について」であります。

現在、町内で自校リンクを造成する学校は、小学校で7校、中学校で2校の合計9校となっております。

来年度は、小学校のリンク数に変更はありませんが、中学校では、糠内中学校がリンクを造成しない方針でありますことから、ホッケーリンクを造成する幕別中学校1校のみとなる予定であります。

町内の学校スケートリンクの造成・管理につきましては、各学校でその方法に違いはありますが、 従来から PTA や少年団、学校の先生などに対応いただいており、極寒の中での作業等、大変ご苦労を いただき、心より深く感謝を申し上げるところであります。

ご質問の1点目、「スケートリンク整備交付金の内訳と算定方法について」であります。

この交付金につきましては、燃料費、人件費など総体的な経費を勘案しながら算出しているところであり、平成26年度の算出基準といたしましては、トラックリンクを造成している場合、大規模校、中規模校、小規模校ともに定額として1校当たり24万円、これに外周が250メートル未満のリンクの場合、大規模校で12万円、中規模校で10万円、小規模校で8万円を、外周が250メートル以上のリンクの場合、大規模校で20万円、中規模校で15万円、小規模校で10万円を加算しており、さらに、中リンクを造成している場合は2万円を加算しております。

例えば市街地のある大規模小学校が、中リンクつきの外周 250 メートルのトラックリンクを造成している場合は、定額金 24 万円に外周規模 20 万円、中リンク 2 万円を加算して、合計で 46 万円の交付金となります。

一方、農村地区の小規模小学校が中リンクつきの外周 200 メートルのトラックリンクを造成している場合は、定額金 24 万円に外周規模 8 万円、中リンク 2 万円を加算し、合計で 34 万円となるものであります。

ご質問の2点目、「車両の現状と修繕費の対応について」であります。

各学校では、さまざまな使用形態で車両を所有しており、夏場のグラウンド整備を兼ねているものやリンク専用としているもの、また車両に排土板を装着して学校敷地内の除雪にも使用しているものなどがあります。

これらの車両の修繕費につきましては、基本的には、スケートリンク整備交付金で賄っておりますが、シーズン前の車両点検や簡単な修繕については、PTA などで機械に詳しい方のご厚意により作業をしていただいたことにより、部品代だけの支出にとどまっているケースもあります。

また、多くの学校では、リンクの造成や除雪などの際に、児童生徒の保護者で農業や建設業に従事 している方が、ホイールローダーやトラクター等の重機を出動していただいており、まことにありが たく思っております。

これら出動いただいた車両に係る修繕費、謝礼や燃料代などにつきましても、各学校に配分されました交付金の中から支出されております。

ご質問の3点目、「大雪の場合のスケートリンク除雪について」であります。

現在、リンク整備をしております各学校に対しましては、降雪時の対応を含めたリンク整備を依頼 しております。

大雪の場合のスケートリンクの除雪につきましては、各学校で所有する車両での対応では難しいことから、さきに申し上げましたように、児童生徒の保護者で農業・建設業関係に従事されている方などは、ご厚意により除雪用重機などを出動させ、対応していただいているところであります。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます

- ○議長(古川 稔) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) 再質問をさせていただきます。

十勝毎日新聞に糠内中の新体育館完成ということで、これ学校耐震化 100%という記事が大きく載っておりました。幕中の生徒たちが喜ぶ写真が載っておりますけれども、これでもう本町の学校耐震化は終了したと。早くから取り組んでいた結果だろうと。前金子教育長も、言ったら手腕というか、計画的にやられた結果だろうと思っております。これからは、新たな飯田教育長の手腕にかかるわけなのですけれども、教育長の所信表明のときに、今まではレールの上をわたってきたと。これからはということで、教育長の意気込みが感じられたわけなのですけれども、今回、私、忠類で地元の小中学校しかわからなかったものですから、何校か校長先生にお電話して、ちょっとお茶飲みながら学校の現状というものをちょっと聞いてまいりました。

全校 14 校は回れなかったのですけれども、9 校ばかり、暇だと言われればそれまでなのですけれども、いろんな学校というのは要望というのが上がってきて、これ大変なのだなと。それが毎年上がってきて、全て、これ、かなえられるわけではないと。必要な部分から教育委員会がこれはできる、できないという部分で振り分けてやっていくわけなのでしょうけれども、耐震化が終わって、これから

非構造部材の耐震化工事ということで、答弁にございましたとおり計画的に進められているというふ うに思っております。

平成23年6月の第2回定例会で、斉藤議員が、この非構造部材の耐震化工事のことについて質問されておりましたけれども、その中でも、元金子教育長も年に1回は定期点検をするように。その中では、目視だけではなく打診とか、あと触診とか、また図面で確認しながらのことも必要だろうというふうに答弁されているわけなのですけれども、今回の答弁の中では、平成26年度の早い時期に全校において目視により点検をしていくというふうに答弁されてございます。これは、目視だけの点検によるもので、これ足りるのかどうか、お伺いいたします。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) ちょっと言葉足らずだったかなというふうに思いますけれども、学校教育課の 担当と建築技師とチームを組みまして、目視はもちろん、たたいたりとかそういう建築技師の持って いる知識の範囲内で、まずは点検をさせていただくというふうにしております。
- ○議長(古川 稔) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) わかりました。

この耐震化工事が終了したことによって、校舎建物自体の耐用年数というか、それはどのように変化するものなのか、平成19年の一般質問の中で、金子教育長はおよそ10年ぐらいは延びるだろうというような趣旨の答弁をされていたのですけれども、教育長はどのようにお考えですか。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 耐用年数と一口に申しましても、「減価償却資産の耐用年数に関する省例」という大蔵省令がありまして、その中ではかなり長めの年数がとられておりまして、現実にはそこまでもつかどうかと言ったら、もたないケースもあるのだろうなというふうに思います。

そういう意味では、恐らく前教育長は、省令どおりに、ほぼもつような形になるのではないかと、 結果的に 10 年程度延びるのではないかということだと思います。私もそういうような傾向になるのか なというふうな思いを持っております。

- ○議長(古川 稔) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) わかりました。

14 校の校舎のうち30 年以上経過している校舎がおよそ10 校ぐらいあると、この教育委員会の活動状況に関する点検報告書の中には書かれてあります。

また、耐震工事が終わったということは、裏を返せばしばらく新築は考えないということだと思うのですけれども、そういう考えでよろしいのでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 新築といいますと、かなり経費的にもかかります。ですので、できることならば、大規模改修をやって使えるのであれば、長く使ったほうがいいなという考え方を持っております。 そういう中で、既にもう実施済みのところもありますし、今後もそういうような形で耐用年数が延びるのであれば、そういう大規模改修で対応してまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(古川 稔) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) 実は、札内南小学校ですね、校長先生にちょっとお話を聞いたのですけれども、 教室がもう限界だと。今年度特別支援学級をプレイルームにつくる予定になっているというふうに聞いたのですけれども、そうなると今度子供たちの息抜く空間がなくなると。新築ということに関しては、子供の出生率とか長期的な児童数の増減によって、これは考えなければいけないと思うのですけれども、果たして札内南小学校において、ただの大規模改修で、例えば来年度は生徒がふえた、教室、これどうするとなったときに、プレハブで勉強させるわけにもいかないと。だけれども耐震工事は終わったと。だけれども、もう30年以上経過しているときに、いつかはこれ考えないといけない問題だと思うのですけれども、その辺については、教育長、どうですか。
- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。

○教育長(飯田晴義) 札内南小学校につきましては、通学区域内の団地造成、宅地造成によって、非常に子供たちがふえている状況にあります。とりあえずは、まず来年4月、新学期においては、1年生1学級増というようなことになりますので、そこは今プレイルームを普通教室に転用して対応、対処しようと思っています。

ただ、その後、非常に人数がはっきり増築が必要な人数というふうにはなっておりませんで、そこは通常学級か特別支援学級かの入り繰りによって、1学級増築にならないケースもあるものですから、そこはなるべくぎりぎりまで待って、もし再来年も必要であると、要するに2クラス必要だということになれば、それは増築であるとか、今プレハブというお話出ましたけれども、プレハブも決して作業現場にあるようなプレハブではなくて、しっかりとしたプレハブもありますので、そういった方法、いずれはまた減っていくことも想定されますので、学校運営に支障のない範囲で、一番経済的な方法というものを考えてまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(古川 稔) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) あと、答弁の中でグラウンドについてあったのですけれども、各学校のグラウンドというのは一時避難所に指定されているわけですね。その中で、一時避難所になると、どういうことでなるかということを想定してみますと、地震だとか雨だとか、そういうことが考えられるわけなのですけれども、グラウンドによっては非常に水はけが悪いと。特に、学校を回って言われたところは、札内中学校ですね。札内中学校のグラウンドの水はけが非常に悪いと。あとは、忠類小学校のグラウンドの水はけも悪い。その辺についての改修、暗渠をつくるとか、その辺も大規模工事になってくると思うのですけれども、その辺のグラウンド関係について、一時避難所としての位置づけも踏まえた中での教育長の考え方をお願いします。
- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) ちょっと今、一時避難所というお話し出ましたけれども、これ雨なんかでいうと一時避難所でグラウンドを活用するというのは多分ないのだろうと。恐らく屋体とかというふうになるので、ちょっと一時避難所の話はちょっと置いておきまして、グラウンドの水はけの改修をどうするのだということで、そういう観点でお話をさせていただきたいわけなのですけれども、これ通常暗渠をやるとなれば、一つのグラウンド、恐らく2,000万円を超えるような金額がかかってくるのだろうというふうに思います。それで、今ちょっと考えておりますのが、実は農家の畑に縦穴暗渠というのをやっているわけなのです。それだと3メーターぐらいを掘るわけなのですが、直径45センチぐらいで3メーターぐらい掘ると。その後にビリ砂利を入れていくと。そのことによって排水性を改善していくという方法があるわけでして、これをちょっと試してみたいなと。これは非常に安い金額でできますので、この辺の実効性をまずは試してみて、それがもしほかにも適用できるものであれば、そういった方法で対応させていただければなというふうにも思っております。
- ○議長(古川 稔) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) わかりました。やはり金額がかかるものばかりですので、計画的に進めていただきたいと思います。

続いて、雨漏り等の修繕しなければならない施設の現状、非常口の確保についてでございますけれども、これ雨漏りは、実際にしている時点で、これ点検というか原因を調べる必要があるわけなのですけれども、それはやっぱりちょっとタイムリーにできないというか、困難な部分もあることはわかります。

また、特に風によって壁に当たって雨漏りするとか、原因特定まではなかなかこれできないところが現状だというふうにお聞きしております。

しかし、雨漏りがひどいと当然、天井の上にしみができたり、部材が腐食なんか進むわけですから、 そのたびに部分的補修をすると、これはやっぱり根本的な解決にはならないわけで、教育長の答弁の 中には、必要とあれば大規模改修も踏まえて行うという答弁をいただいております。

現在、雨漏り等で大規模改修を行う必要がある学校というのは、どのように把握されているか、お

伺いします。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 大規模改修というのは、我々が大規模改修と言っておりますのは、国の補助を受けて、本当に大規模に床でありますとか、壁、天井を改修する工事で、事業費の上限が2億円、下限が7,000万円といった事業でありまして、ここまでかけて雨漏り対策をするというところは、実はありません。ですから、屋根の構造体そのものを抜本的に変えるといった場合で、大体2,000万円クラス、2,000万円から3,000万円クラスかなというふうに思っていますけれども、これで対応しなければならないのは何カ所かありまして、早速、来年度においては、札内北小の屋体を対応させていただきたいというふうに思っていますし、先ほど申し上げたように30年を経過するような学校施設が多いわけでありますので、何でこんなに雨漏りがするのだろうなというぐらい、やっぱり学校からお話が来るわけで、ともかく対処的には、その日連絡があったらやらせていただきますし、もう構造体自体が、もうだめだなという場合については、今、申し上げたような2,000万円程度かけてやっていかなければならないなというふうに思っております。
- ○議長(古川 稔) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) 教育長が言ったように、やはり札内北小学校が非常に大変だと。体育館の雨漏りがひどくて、40カ所以上に及ぶというふうに聞いたのですけれども、体育館入って前半分だそうなのです。公区などで避難訓練をする機会もあるということで、公区長からも要請は多分教育委員会に入っていると思うのですけれども、やはり先ほど教育長言っていたように、避難所としての学校体育館が指定されている以上、やはり雨天のとき雨漏りしているようでは、これ避難所としてはどうかなということが現状であります。

あと、雨漏りのひどいところは、忠類中学校。これ雨漏りひどくて、音をたてて漏れるというのです。結構、何回か委員会には言っているのですけれども、なかなかこれ改善されないと。

あとは、白人小学校では、雨漏りを確認したのは、降雨時6回程度だと。この3カ所があれなのかなと。

札内北小学校では、校舎の2階中央のすが漏りがひどいと。実際、連れていかれて見たのですけれども、やはり天井のしみ、そしてこれはやはり雪が落雪しないために氷になってすが漏りするというようなことでありました。

いずれにしましても、2,000 万円という工事金額だそうですけれども、避難所に指定されている以上、やはり早急な改善が求められると思いますけれども、北小学校のほかの雨漏りの事例というのは、どういうふうに把握されているか、お伺いします。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 札内北小の話しかしませんでしたけれども、すべからく押さえているつもりでありまして、これもう何かありましたら、すぐ学校から連絡来ますので、すぐ現場を確認するということで、忠類中学校は、ちょっと極端かなと思うのですが、それよりも優先順位の高いところでは白人小の校舎屋体であったり、幕別小学校の屋体であったりというところも押さえているところであります。
- ○議長(古川 稔) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) わかりました。

先ほど、幕別町教育委員会の活動状況に関する点検報告書の中でございますけれども、平成22年度から24年度までの中で、学校施設の工事請負の実績ということで、やはり耐震化を進めてきて、だんだん経費が下がってきていると。平成22年度は3億7,900万円あったものが、平成24年度で1億2,500万円と。しかし、学校施設の修繕費の実績というのは、平成22年度で722万円だったものが、平成24年で1,200万円と、だんだんふえてきていると、逆の現象になっているわけですよね。これからも30年経過した施設の中で補修費はふえていくと。それを踏まえて、幕別町では、橋梁長寿命化計画、公営住宅の長寿命化計画、それに公園における長寿命化計画と3本ほかにあるかどうかちょっと承知

しておらないのですけれども、教育施設においても長寿命化計画というのを作成してはどうかと考えるのですけれども、いかがですか。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 確かに補助メニューというのは、学校教育のほうでもあることはあるのですが、 計画というよりも、実際の対応として、もうどこの雨漏りがするとか、どこの配管が傷んでいるとか、 そういうことがもう把握しておりますので、優先順位は、もう私ども決めているところであります。 そういう中で、あとは私ども教育委員会とすれば、当然、教育施設ばかりやってほしいわけなのでありますけれども、なかなかそうもいかないわけで、全体の調整の中でということはどうしてもなって きますので、ただやっぱり子供たちに危険が及ばないように安心して学校生活を送るということが第 一でありますので、そこを第一に考えて対応してまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(古川 稔) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) わかりました。

次に、教職員・保護者の敷地内駐車場の利用の現状と保護者の送迎時の安全確保なのですけれども、 以前、私は交通安全対策について質問させていただいたのですけれども、学校の敷地内については、 質問していなかったものですから、これ敷地内に車が入ってくるというのは、北海道とか田舎だけだ と思うのです。都会では、多分教員の車通勤自体が、まずないのかなと。教育の現場に車が入ってく るというのが、北海道では自然な反面、本来は、これはどうなのかなという疑問がありまして、ちょ っと一般質問させていただいたのですけれども、2012年7月に福島郡山の小学校の敷地内で、2年生 の男の子が別の児童の保護者が運転するワゴン車にひかれたという事故がありました。

これは男の子は車の下敷きになって、間もなく亡くなったわけなのですけれども、これがちょうど事故が起きたのは、通学時間帯の7時45分ごろ。校門を入って、すぐに集団登校していたみたいなのですけれども、靴のひもがほどけてしゃがんだと。列から出たところに、保護者の運転するワゴン車が、わからなく見えずに突っ込んできたという事故があります。特に、これ小学生低学年だと体も小さくて車の死角になるというおそれがあると思うのです。また、近年はファミリーカーとして大型のワンボックスカーも多くて、特に視界がさらに悪くなってきて危険性が高くなると。

各学校そうだと思うのですけれども、天候不順の場合は保護者が送迎すると。小規模校でしたら、 そんなに車の量というのは多いわけではないのですけれども、生徒がこれ 580 人もいる、また札内中 学校 450 人ぐらいいると、そのときの父兄の送迎がどんなものかというふうに、校長先生に聞いたら、 まずみずほ通これ交通渋滞になってしまうという。ちょっと大げさかもわからないのですけれども、 それぐらい多い数の車が行き来するという現状だと思います。

まず、問題なのが、児童生徒の正面玄関まで横づけされるというのがちょっと危険ではないのかと。 そうなると、児童生徒の歩くスペースというのが、どこを歩いていいのか区別がつかないのが現状だ と思うのですけれども、その辺を教育長いかがですか。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 恐らく札内南小のことをおっしゃっているのかなというふうに思います。あそこ南小については、本当に600人弱の子供がいて、登校時はそんなに混雑しないのですが、問題は悪天候時の下校時ですね。下校は一斉になりますので、保護者も一斉に迎えに来るというような状況で、そういう中で、南小学校の北側の町道に両側にとまっていて、両側にとまっていると車が行き来するのも非常に支障を来すような状況だということは、実は把握もしております。そういう中で、学校とお話しした中では、両側だと、やはり非常に車の陰から子供が出てきたりということもありますので、片側通行にして、みずほ通から西側に向かって一方通行にするようなことでPTAのほうの理解を得られないかということで、今は進めております。

学校敷地内は、通常車は入ってきませんので、学校敷地内まで入って迎えに来る、あるいは送って、 そこでおろすということはありませんので、そこはほとんど心配する必要はないのですが、町道上に 車が縦列駐車していて、そこに子供が飛び出したりすると危険性があるという状況もありますので、 今、申し上げましたように PTA のほうの協力が得られないのかということで、まずは進めていきたいなと思っております。

- ○議長(古川 稔) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) 生徒数が多いと教員も多いわけです。朝夕、札内南小学校だと 40 名近くの教員がほとんどこれ車に乗ってきているわけですね。行ったときに、ちょっと台数は数えなかったのですけれども、やはりかなりのボリュームでぎちぎちで詰めながらも車がとめてあります。一番いいのは、白人小学校みたいに生徒と交わるところのないところで本来は駐車場あれば一番いいのですけれども、あと忠類小学校のように学校敷地内の奥に教員住宅があると。そこは車、必ず通るわけです。敷地内では、これは道路交通法ではないと思うのですけれども、そこにまた行事だと保護者の車がとまると、そこにさらにスクールバスが来ると、そういう現状があるわけです。これは、やっぱりちょっと、これを改善するにはちょっと大分大規模な改修というのが必要になるかもわからないのですけれども、やはり教育長言ったように常に教員、子供たちにやはり交通安全というのに気をつけていただいてやるのが今のところ対策かなと思いますけれども、これ、スクールバスがうまくロータリーのように回ってできるような方策も、これ考えていかなければいけないのかなというふうに思っているのですけれども、いかがですか。
- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 忠類小学校については、校舎前の通路というかグラウンドとの間の空間にスクールバスも入ってくる。そして、グラウンド側には教職員の車も駐車するということで、スクールバスは、必ず町道から敷地内に入ってきて、U ターンをして、切り返して出ていくという形になって、恐らく U ターンするときが一番危ないというふうに私も認識しております。

ところが、今言ったようにロータリーといっても、あの敷地内でロータリーをとるところは、私はないなというふうに思いますし、そうかといって奥の教員住宅あるいは今、普通財産になっています職員住宅、これ、そこから敷地外に抜ける道路もこれつくることができないというふうになったら、現実的な対応としては、やはり現状の中でスクールバスが入ってきたら、校舎と自転車置き場の間でバックしてUターンをする。そこが一番子供たちが行かない場所でもありますので、その際には十分運転手も、そして子供たちも十分注意しながらやっていくしかないのかなということで、さらに注意するようには指導してまいりたいというふうには思っております。

- ○議長(古川 稔) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) やはり難しいというふうにも私も思うのですけれども、特に冬場は、ことしは雪が少なかったのですけれども、例年に除雪しますと、さらに狭くなるわけですから、その辺、除雪を担当する課と連携しながら、子供、生徒児童の安全に努めていただきたいと思います。

4番目の記念樹の関係なのですけれども、これは札内中学校のシラカバが危険だというところがありまして、それも多分委員会には言っていると思うのですけれども、記念樹の取り扱いというのですか、危険になれば、ただ伐採するだけで果たしていいのか、その辺の教育長の考えをお願いします。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 今、札内中学校のお話し出ましたけれども、実は中学校のほうでも、はっきりこの木とこの木とこの木だというのを押さえられているかというと把握されていない現状であります。どうしても、そういう記念樹と思われる木が根腐れ起こしてきたりして、伐採せざるを得ない状況になった際には、十分に過去の方のお話、過去の PTA ですとか、当時を知っている方のお話を聞く中で、なるだけ失礼のないような形で進めているというのが現状であります。
- ○議長(古川 稔) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) 本当は、ちゃんと何年卒というふうに確認できれば一番いいわけなのですけれども、私もこれ多分小学校卒業してから40年以上で、あのとき木植えたかなというのも、もう覚えていないわけでして、これから例えば、最近、多分記念植樹というのはなくなってきたと思うのですけれども、そういうやはり記念に残るものというのは、ある程度何か記録に残しておいていただきたいと

思います。

時間がないので、次の質問の学校スケートリンク造成なのですけれども、交付金の内訳と算定方法につきまして、答弁の中では、大規模校、中規模校、小規模校とも定額として1校当たり24万円、これが定額と。これに外周が250メートル未満の場合は、大規模校で12万円、中規模校で10万円、小規模校で8万円と、この大規模校で12万円、中規模校で10万円、小規模校で8万円という金額の根拠はこれ何なのか、お知らせください。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) これはかかる経費からして、こうこうこういう項目で幾らかかるから何万円だという詳細なものは実はありません。これ過去からの歴史の中で現実的な対応として、交付金、この額であれば足りるのだろうなということの中で決めさせていただいているということが現状であります。
- ○議長(古川 稔) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) これ、一様にしてしまったらまずいわけですかね。例えば、スケートリンクをつくるということで、PTA とか少年団とか学校の先生、地域、皆さん協力してつくるわけなのですけれども、特にこれ図面とかはないわけですよね。スケートリンクができました。そのとき教育委員会が行って検定するわけでもないわけですね。それでありながら、規定はあるというところにちょっと納得がいかないというか、大規模校、中規模校、小規模校だからこれ金額が違いますよというのは、これはちょっと違うのではないかと考えるのですけれども、その辺どうですか。
- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) この大規模校、中規模校、小規模校、これは1学年1クラスを中規模として、 それを超えるもの、複式のものということで大中小というふうに区分しておりますけれども、それは やはり子供たちの数が違えば、当然リンクの傷みぐあいも違うわけでありますので、同じリンクに水 まきをするにしても、まずは1回埋めておいて、それから水まきをするとか、あるいは1周で済むと ころを2周、3周とするとかということで、手間と経費がかかってくることでありますので、そうい うことを勘案して大中小というのは区分を設けたということであります。
- ○議長(古川 稔) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) 教育長も足寄でスケートをやっているからリンクに関してはこれ専門家だと思うのですけれども、スケートの使用によってリンクの傷みぐあいが違うから、これ金額が何万円違うのでしたか、違うのだと。これが一番上、34万円と46万円ですよね。一番小規模の場合の金額、大規模校で46万円と。これは、答弁の中では車両に係る修繕費や謝礼や燃料代だと。修理にかかる部分はこれは含まれていないのではないかなと思うのですけれども、これはリンクをつくる中で助成をする場合は、これは一律幾らだと言ったほうが、これはわかりやすいと思うのですよね。

それと、その中に、各学校で言っていたのは、修繕費、修繕費もこの中に入っていると。例えば排土板が壊れたといったときに、教育長の答弁の中では、優しい父兄がいて部品代だけでやってもらったと、協働のまちづくりという中で、これはわかるのですけれども、これだけに教育委員会が頼っていてこれいいのかと。これからだんだん少子化になってくる、少子化になると、これは父兄の数も減ると。そうなると、農家さん、建設業者が持っている車両に頼ることができなくなると、そういう部分で私も質問しているわけなのですけれども、実際つくっている現場からの、これ意見であります。

私もリンクつくった経験ありますけれども、ことしは特に大変だったと思います。年明けて、正月5日ぐらいにやっとオープンしたぐらいですから、その中で苦労しながらつくっている、教育長の答弁の中にもこの苦労をねぎらう言葉があったので、私も本当に大変な事業だと思うのですけれども、やはりこれ幕別町としては、オリンピック選手、スケート選手2名も輩出してるわけですし、それで十勝のスケート王国というのは、こういう陸(おか)リンクによって支えられていると思っても、これ過言ではないと思うのですね。これを業者に委託させるのではなくて、自分たちの子供たちは自分たちの地域でリンクをつくっていこうと。そうしたら、教育委員会30万円やります、40万円やりま

すということで、お願いできませんかという両者の合意のもとに、これ長年続けてきた歴史的文化といってもいいかなと思うのですけれども、これから厳しくなったときに、やはり大雪の場合の除雪や何かもこれ町で考えてあげる必要があると思うのです。

これ三つともまとめて再質問ですけれども、やはり大雪の場合は、排土板で回って、かたい雪をあれすると排土板が壊れると。だけれども、町で大型機械で除雪してもらったら、排土板の消耗費というのは、ある程度減らせるわけですよね。学校の敷地内の除雪を兼ねて、学校がスケート造成にかかわる保護者たちが1回町、ちょっとやってくれないかといったときに、町1回ぐらいここを回っても僕はいいのではないかと思うのです。その辺をどうですか。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) スケートリンクにつきましては、これは学校教育の授業の中で使っているということでありますので、本来から言うと授業で必要なものは、町が全て整備をするというものは建前だというふうに思います。ただ、これまで地域の方々、PTA の方々の理解、ご協力を得ながら、それこそ協働のまちづくりというお話ありましたけれども、まさしくその典型的な形の中で協力していただいてリンクをつくってきたという歴史があります。

それで、実は一律でというお話もありましたけれども、では小規模校が少ないからお金を持っていないかというか、つらい、収支がきついかといったら、実はそうでもなくて、積立金、それぞれどのぐらい持っているのかなというような調査も実はしてみました。というのは、これ積立金をためておいて、大きな故障が生じたときには、それを充てる。あるいは更新に使うというようなことで、各学校においては、そういった積立金も持っているわけでありまして、途別などは非常にたくさん持っているだとか、明倫持っているとか、そういう実態もあって、何とかやはりやりくりをしていただいているというのが現状であります。ですから、やりくりしていただける間は、今の形で継続していきたいなというふうに思っています。

一度、町の車両をというようなことも1回ぐらいいいのではないかというお話ありましたけれども、これも道路を除雪するのと違って、リンクの上を除雪するというのは、やっぱりかなり神経を使うものでありますし、またまずは生活道路をあけることが除雪の第一本分でありますので、そこを放っておいてリンクを除雪するのは果たしてどうなのかというようなこともありますので、まずは当面、今の形で協力をいただけないかというふうに思っております。

- ○議長(古川 稔) 藤谷さん、時間です。
- ○4番(藤谷謹至) わかりました。以上で終わらせていただきます。
- ○議長(古川 稔) 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、16時20分まで休憩いたします。

16:10 休憩 16:20 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日の議会は藤原孟議員の一般質問が終了するまで行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がないようでありますので、本日の会議は藤原孟議員の一般質問が終了する まで行います。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○7番(藤原 孟) 通告に従いまして、質問いたします。

1点目、「私をスキーに連れてって!」

スキー人口は、志賀高原を舞台にした主演原田知世、主題歌はユーミンが歌う映画に魅了され、スキーブームが巻き起こり、1993 年 1,860 万人となったが、バブル経済崩壊により 570 万人に減った。しかし、最近はかつてのスキー愛好家であった層が「家族でスキー」という楽しみ方に、またスキー場もファミリー層をターゲットとした戦略に転じつつある。

このような情勢の中で、町の両スキー場は、雪不足により延べ 20 万人の愛好家に迷惑をかけ、小中学校のスキー授業を延期や中止とさせた。

また、忠類地域の冬場の商業活動に多大な損失が出ており、被害の調査と対策を早急にすべき。 それに加えてファミリーゲレンデの特性を生かし、再びスキー愛好家を呼び込むための対策を伺い ます

- 1、雪国のスポーツを子供のころからなれ親しむ環境をさらによくするため、人工降雪設備を導入すべき。
 - 2、頂上まで防雪・防風対策をすべきですが。
- 3、スノーボード、モーグルに対応できるゲレンデをつくり、大都市の初級愛好家や家族と楽しむ層に折り込むこと、また留学生、障がい者スキー愛好家、外国観光客などに PR 活動の対象を広げるべきですが、町長に伺います。

2点目、特認校途別小をどう生かすか。

小規模校の活性化の方策として、特認校に指定された途別小に食の表現教育などの特色を有する途 別小を未来に「つなげたい、永久に残したい」という願いのもと、途別小を守る会が設立され、活動 されています。

その目的は、学校と地域住民が一体となり、入学児童を多く迎えたいとの思いであると考え、伺います。

- 1、特別転入学児童数の実績と新学期の予定数を。
- 2、学校周辺に住んで入学を望む方に旧学校跡地の販売を。
- 3、通学送迎費用に支援ができないか。
- 4、校舎壁など施設の劣化補修を積極的に進められないのか。
- 5、途別小を守る会の活動にさらなる支援ができないのか。

以上であります。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 藤原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からはご質問の1点目につきまして、ご 答弁をさせていただきます。

「白銀台スキー場の振興対策について」であります。

白銀台スキー場は、昭和6年に南十勝唯一のスキー場として開設され、昭和46年にリフトが設置されてからは、近隣のスキー愛好家や小中学校のスキー授業、各種スキー大会に利用され、忠類の冬の観光の中心となり、にぎわいを呈してまいりました。

スキーリフトの利用者数は、平成5年をピークに徐々に減少し始めましたことから、利用者の誘客に向け、ナウマン温泉アルコ236とのパック料金の設定やさまざまな情報発信などに取り組んでおりますが、近年の娯楽の多様化の中、スキー客離れを解消するまでには至っていないのが現状であります。

今シーズンは、記録的な雪不足のためオープンが大幅におくれ、スキー愛好家の方々を初め、小中学校の授業やスキー少年団の活動に大きな支障が生じ、期待に応えられなかったことは、まことに申しわけなく、加えて、地域経済にも影響を及ぼし、残念なシーズンでありました。

ご質問の1点目、「人工降雪設備の導入について」であります。

人工降雪設備につきましては、忠類村の時代から検討してきた経緯があり、人工降雪機のデモンストレーションを試み、設置の可能性を探ってまいりました。

人工降雪機を導入するには、水の確保が必要となりますが、水道水では料金が多額となり現実的に 困難であることから、冬期間、ゲレンデ付近において取水可能な豊富な自然水と水を冷却させる上で 貯水施設(ため池)の確保が必須の条件であります。

忠類神社脇に水が湧き流れておりますが、冬場には水が枯渇してしまう状況にありますことから、 新たに水を確保するためボーリングが必要となります。

加えて、人工降雪設備は、降雪機本体はもとより、給水ポンプ設備やゲレンデ配管設備、電気設備など初期投資額が多額に上るほか、ランニングコストにおいても取水するポンプの電気代や燃料費、 夜間に稼働させるための人の確保に伴う人件費なども多額になることが見込まれております。

このようなことから、比較的小規模な白銀台スキー場に人工降雪設備を導入することにつきましては、費用対効果の観点からも困難であると認識いたしておりますが、引き続き調査研究に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「防風対策について」であります。

白銀台スキー場は、北西側に面しているゲレンデであるため、通常は冬場に多い北側や西側から吹く風の影響を受けやすく、降雪があっても山裾から山頂に向かって吹く強い風により雪が張りつきにくい状態であります。

防風対策につきましては、以前からネットを張るなどの試行もしてきたところでありますが、ゲレンデの向きから多少の対策では効果が薄いという結論に達しているところであります。

ご質問の3点目、「PR活動の対象の拡大について」であります。

白銀台スキー場は、斜度 17 度から 20 度の初級・中級者コースを初め、上級者コースも備えていることに加え、そりも楽しめるファミリーゲレンデとして多くのスキーヤーに親しまれてまいりました。数年前からは、地元を中心としたスノーボード愛好者グループの申し出により、ジャンプ台を造成するとともに、高度な滑走をするための器具を設置することを許可しており、それを求めて中級以上のスノーボード愛好家の方々の利用もふえてまいりました。

また、スキーコースにあっては、一部圧雪を行わずにコブを残し、モーグル的な滑走も可能な斜面をつくるなど、限られた面積の中でも技量に応じて楽しめるバリエーション豊かなゲレンデづくりに取り組んでまいりました。

スキー客の誘致につきましては、これまで南十勝を初め、日高地方の教育委員会や振興局を訪問し、 学校や子ども会などへ利用促進の PR や外国人観光客に対しましては、十勝総合振興局が作成している 十勝外国語観光ホームページや観光パンフレットにより情報を提供してまいりました。

また、障がい者の方にもスキーを楽しんでいただくため、リフト使用料の減免も行っているところであります。

今後におきましても、ファミリーゲレンデとしての特色を生かしつつ、魅力あるゲレンデづくりを 進めるとともに、多くのスキー愛好者にご利用いただけるよう各種ゲレンデ情報に掲載するなど PR 活動に努めてまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「特認校途別小学校をどう生かすか」についてであります。

本町では、少人数での教育のよさを生かし、一人一人の児童に目の行き届いた教育、個に応じた指導、体験的活動を通して「生きる力〜確かな学力・豊かな心・健やかな体」を培いたいという保護者の希望があり、かつ教育的な効果が期待できる場合に、通学状況や生活指導面などに十分配慮した上で、途別小学校に限り転入学が認められる小規模校特別転入学制度を実施しており、平成16年度から受け入れを行っているところであります。

また、昨年6月に PTA、地域、保育所運営委員会などで組織する「途別小学校を守る会」が設置されたことは、学校経営の推進にとって非常に意義深いものであり、学校と地域の連携の理想となるものと考えております。

ご質問の1点目、「特別転入学児童数の実績と新学期の予定数について」でありますが、初めに、小規模特認校制度の実績につきましては、平成16年度の本制度スタート時は、全児童数17人のうち3人が在籍し、その後の在籍者数は6人から8人の間で推移し、平成21年度にピークを迎え、全児童数35人のうち9人が、また、平成22年度においても全児童数36人のうち9人が在籍いたしました。

以後、平成23年度は30人中7人が、平成24年度は23人中4人が、そして今年度は17人中3人が 本制度による在籍者となっております。

次に、新学期の予定者数についてでありますが、全児童数が 18 人で、うち本制度による在籍予定者は新規の5人を含めて8人となり、在籍比率は過去最高の44.4%となるものであります。

ご質問の2点目、「旧学校敷地の販売について」でありますが、教育財産の用途を廃止した土地につきましては、普通財産として管理しておりますが、このうち、将来にわたり利用見込みのない土地につきましては、幕別町行政改革大綱(第3次)推進計画に基づき、積極的に売却を行っているところであります。

途別小学校周辺におきましては、日新に旧学校跡地の普通財産が存在いたしますが、平成22年度にその一部を売却しており、残りの土地につきましても地域が管理するパークゴルフ場として利用されているほか、地域の方々からの要望によるパークゴルフ場利用者や神社への参拝者の駐車場として利用されていることから売却できる土地がないのが現状であります。

ご質問の3点目、「通学送迎費用の支援について」でありますが、小規模特認校制度利用者は、本来の通学区が町内の別なところにあり、居宅についても学校から遠方に位置している方が多く、児童は保護者の責任のもと自家用車を利用したり、夏季期間は、児童自身が自転車を利用して通学をしているところであります。

小規模特認校制度においては、通学に係る経費は保護者の負担とすることを前提としておりますことから、現段階では、通学送迎費用の支援については考えておりません。

ご質問の4点目、「施設の劣化補修について」でありますが、途別小学校校舎の劣化につきましては、 学校側からの報告や毎年5月に実施しております施設点検に伴う学校訪問時に現況把握をしていると ころであります。

しかしながら、先ほど藤谷議員のご質問にお答えいたしましたように、築後30年を経過した学校が多数を占める中にあって、学校運営に支障を来しかねない緊急性の高いものから順次改修に取り組んでおりますので、途別小学校の劣化補修につきましては、いま少しお時間をいただきたいと思います。

ご質問の5点目、「途別小学校を守る会に対する活動支援について」であります。

途別小学校を守る会は、「途別小学校が 112 年の歴史を持ち、十勝の稲作を唯一継承する特色ある教育活動や伝統を未来へつなぎたい、永久に残したい」という地域の熱い思いから結成されたとお聞きいたしておりますが、町内では、地域による学校への支援が具体的な形となってあらわれた初めてのケースでもありますことから、当面は、守る会の活動を見守ってまいりたいと考えているところであります。

以上で、藤原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(古川 稔) 藤原議員。
- ○7番(藤原 孟) それでは、再質問いたします。

ことしの忠類スキー場なのですけれども、この雪不足といういわゆる異常気象ですか、それから地球環境の変化ということで、まれに見ることが起きたのだとは思っておりますが、ただ忠類の地域の商工会の商業者の皆さんにとって、この雪不足というのは、動かないリフトをただ眺めているだけ、それでは何のためにもならない出来事だと私は思っております。

小さな町の小さな村の小さな商店街を守るということは、やはり我が幕別町にとっては大事なこと

なのだと、そう思っております。それを来年も再来年も雪が降れ降れ、天気頼みでスキー場を運営するということには私はならないと、そう思っております。

特に、平成24年、藤谷議員がスキー場の整備について質問しておりました。

また、ことしは忠類の住民会議でもスキー場の体制について提言されております。そういう中で、このスキー場をいかにこれから維持するかということ、それを考えれば、人工降雪機、十勝南部であるがゆえにどうしても必要な施設だと私は思いますが、再度町長の考えをお伺いします。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 私も白銀台スキー場が忠類の商工業あるいは経済あるいは地域の活性化に果たす 役割というのは極めて大きいものがあると、そのことは十分承知はしております。

ただ、降雪機の購入については、先ほども答弁申し上げましたように、地域にあって今まで十分検 討され、そして何回も現地へ、あるいは芽室ですとか現地へ行って見てきてまでも最終的には難しい かなということで現在に至っているというような状況であります。

特に、ことしなんかは、私、芽室の状況も聞きました。雪がないのとあわせて温暖化で降雪機具を使っても寒くならないから雪にならない、そんな状況で、芽室の嵐山にしろ、上士幌の糠平にしろ、スキーコースができたのは、ほんの一部だけというような状況であったというようなことを聞いております。したがいまして、私も忠類のことについては、十分これからもできることはやっていかなければならないと思いますけれども、今現在で水がない、あるいは設備をつけなければならない、さらにはコストの問題等を考えると、来年、再来年にすぐ降雪機を購入することが可能かどうかとなると、やはり難しい現実があるのかなという思いでおります。

- ○議長(古川 稔) 藤原議員。
- ○7番(藤原 孟) 確かに古いタイプのスキー人工降雪機はそういう現象だと。今は、新しい技術が随分進歩しております。私が調べたところによりますと、いわゆる断熱膨張型、これを使うと、圧縮した空気、そして水を勢いよく出すと、マイナス 40 度の環境ができるわけです。ということは、多少の温度でも噴射することによって雪はつくることができます。

また、少しの雪が降ったときに、そういう施設で雪をつくろうとすれば、これは1センチしか降らない雪も何センチ、何十倍の雪に変化することができるという、そういう時代に入っております。ぜひ、そのことを研究して、この人工降雪機、また人工雪をつくる設備、いろんなパターンやタイプがあります。移動式もあります。これらをやはり研究して、そして忠類に導入するということ、これをぜひ考えていただきたい、そう思っております。

なかなか技術の進歩というのが、先進地を見に行っても、古いものを見に行っても、もう今はだめなのだと思いますが、町長、その辺新しい施設、新しい設備を見に行くという考えはないでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) これは私のみならず地域の住民の方が何よりも望んでいることですから、先ほど 忠類住民会議のお話もありましたけれども、いろんな関係の方々と十分相談しながら、あるいは研究 しながら、今後対応していきたいというふうに思います。
- ○議長(古川 稔) 藤原議員。
- ○7番(藤原 孟) それでは、2点目の防風対策。

これは、忠類の白銀台では、確かになかなか効果は出ないのだと思います。ただ、類似物件として 明野ケ丘、この点だけちょっと質問したいと思います。

明野ケ丘は、今、現実にあそこも防雪柵、それからネットされております。でも、随分老朽化しております。

また、スキー場の頂上、いわゆるピラリの壁までも防雪柵は敷設されておりません。それゆえに頂上のことしの雪はほとんど飛んでいったと、スキーの学校長も言っておりました。ぜひ、明野ケ丘には、防雪対策、これを導入すべきではないかと、私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 今お話ありましたように、明野ケ丘は町のスキー学校をほぼ毎年開設しておりますから、ことしも関係の皆さん、大変努力されて、何とか開校したいということで頑張ってきた経緯はお聞きをしました。

ただ、雪が降ったら、即、風が吹いたと、そういうような状況がことしは続いたものですから、結局はオープンできないまま終わってしまったわけですけども、今の暴風関係、いわゆる防雪柵の設置等については、これは特に今学校、スキー協会のほうから申し入れは私のところは聞いていませんけれども、よりよい方向があれば当然協議しながら進めていかなければならない問題であろうというふうには思っております。

- ○議長(古川 稔) 藤原議員
- ○7番(藤原 孟) それでは、3番目のいわゆるスノーボードだとかモーグル、最近のスキーの愛好家もいろんなパターンが出てきております。ただ、私は、今回は障がい者スキー愛好家、これのことでちょっと触れていきたいと思います。

今現在、パラリンピックが盛大に開催されております。ただ、ああいう大規模といいますか、ああいう形の障がい者のスキー大会を忠類に開催するなんていう、そういう対象にはなりません。ただ、 忠類のいわゆる白銀台程度のスキー場にも誘致できるという扱い、大会を引っ張ってこれる、それが 障がい者の大会、これがデフリンピックという、そういう競技大会があります。

この大会は、非常に大規模ではありませんけれども、現在、冬季大会、全国大会も 17 回ほど開かれております。種目も五つの種目がありまして、いわゆるスラロームだとか、スノーボードだとか、それからアイスホッケーだとか、そういう 5 種目しかありませけれども、やはり白銀台程度のスキー場に引っ張ってくる競技大会としては、私は非常に魅力がある、そういう大会を障がい者の人たちに PRして、ぜひ引っ張ってきてほしい。まして、31 回もの全道というそり大会といえども、全道大会を開催している実績があります。そう思えば、障がい者デフリンピックを開催している人たちにも訴えるものがあるのではないかと思いますが、町長いかがでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 今お話ありましたデフリですか、デフリンピック。今、初めてお聞きしただけで、 当然中身はわかりませんけれども、どういったところが主催されていて、どういった方々が参加され ているのか、それらについては十分検討させていただきたいと思いますけれども、例えば北海道の他 の市町村のどこかのスキー場で、今まで開催された事例があるのか、あるいは先ほども言いましたよ うに主催者たる者がどういったところなのか、あるいはどの程度の参加者が見込んで、どの程度の設 備なり費用がかかるのか、もろもろこれから検討をというよりは、調査・研究をまずさせていただき たいというふうに思います。
- ○議長(古川 稔) 藤原議員。
- ○7番(藤原 孟) いわゆるデフですから難聴の方の。当然スキー場の施設も音ではなくて光で合図するとか、いわゆるバリアフリーもかなり変えていく必要はあるとは思います。ですけれども、いわゆる第1回目の大会は群馬県で行われまして、滑降だとか回転、16団体、110名程度で開催されたと聞いており、現在は17回ほど開催されておりまして、競技種目はアルペン、クロスカントリー、カーリング、アイスホッケー、スノーボード、こういう種目が冬季はやっていると聞いております。

カーリングも帯広にもありますし、そんなに負担のかかる競技大会ではないのではないかなと私は 思っております。

それで、ぜひデフリンピック、こういうものを導入することによって、また白銀台のスキー場も活性化するし、人工降雪機を導入しても費用対効果では、必ずいい結果が出るのではないかと私は思いまして、このデフリンピックの誘致ということを提言していきたいなと、そう思っております。

スキー場のことはこれぐらいにしまして、次の質問に入っていきたいと思います。

まず、途別小の小規模特認校のことで伺いたいと思います。

1点目の特別編入実績と新学期の予定数ということで聞きました。たしかこの何年間は新入生はな

かったのではないかなと思っておりますが、ことしは何人か入るということですが、まずその辺どういうことで、3年ぐらい入らなかったのが、入学者になったのかということを、もし教育長のほうで押さえているものがありましたらお知らせください。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 新入生については、過去2年間ゼロでありました。それが26年においては、1人新入学児童が予定されていると。そのほかに新3年生が1人増、新4年生が1人増、新5年生も1人増、新6年生も1人増ということで5人がふえるという内訳となっているところでありまして、これは学校ぐるみで校長を筆頭に学校を挙げて特認校制度のメリットをPRしている、あるいは、取り組んでいる田んぼの田植えから稲刈りから、そして餅つきからという、そういう独自の特色ある教育活動についてもPRして、そういう中から見学者が訪れて、そしてそういった体験授業みたいな形で参加をして、そしてここだったらいいねというようなことで、新たな5人の増加に結びついたというふうに聞いております。
- ○議長(古川 稔) 藤原議員。
- ○7番(藤原 孟) 2年間、入学者がなかったと、ことしふえたということなので、多分本当に学校 関係者が、校長さんだとか守る会、そういうことができたことによって、また新しく魅力ある特認校 になったのだなと認識しております。

そういう中で2点目なのですけれども、学校敷地の土地の販売ということで、たしかあの用地を見に行きますと、現在、建築中の建物、基礎をやっている建物があると思っています。その辺、どういう形でこれあの地区に分譲をしたのか、またそういう方は小学校に入れようと思って家を建てたのか、その辺もしわかるのでしたら、ちょっと説明願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 総務課長。
- 〇総務課長(菅野勇次) 教育長の答弁にもありましたように、旧学校敷地の販売につきましては、平成 22 年度にその一部を売却しております。

内容につきましては、前段に地域から要望がございまして、事前に地域と協議をして、地域の要望を取り入れた上で地域限定の公募入札により宅地として売却したということでございます。 以上です。

- ○議長(古川 稔) 藤原議員。
- ○7番(藤原 孟) その家族に特認校の入学という子供はいたのでしょうか。
- ○議長(古川 稔) 教育部長。
- ○教育部長(羽磨知成) お子さんが特認校に入学したいということで、当面は教員住宅あいていたものですから、そのほうに一時的に入居していただきまして、新たに土地を求めて、そこに住む予定であったというふうに聞いております。
- ○議長(古川 稔) 藤原議員。
- ○7番(藤原 孟) その分譲をしたところ、まだ残地がかなりあると、私はこの前、見てきて感じました。今後、やはり転入・編入生の希望、特に学校近辺で入りたいという保護者もいると聞いております。そういう方に対して、これから積極的に販売する予定はあるか、ないか、再度伺います。
- ○議長(古川 稔) 総務課長。
- ○総務課長(菅野勇次) 旧学校跡地の関係でございますけれども、普通財産として管理をしているところなのですけれども、総体で1万9,300平米ほどございます。そのうち山林の部分が1万600平米ほどございます。地域で利用しておりますパークゴルフ場が4,800平米ほど、地域で今のパークゴルフ場ですとか神社に行くときに使用している駐車場として活用している部分、これが1,500平米ほどございます。先ほどの売却したところが2,400平米ほどございまして、総体で1万9,300ほどになるのですけれども、そういった関係で、現在は地域のほうで活用されているということで、売却できる土地についてはないというのが現状でございます。
- ○議長(古川 稔) 藤原議員。

- ○7番(藤原 孟) 売却する、できる、この山林というのは完全に何か指定がかかっていて山林を解除して売るということをできるような土地ではないということなのですか。
- ○議長(古川 稔) 総務課長。
- ○総務課長(菅野勇次) 学校林ということで、実際に木も生えているようなところですので、住宅が 建つようなところではないというふうに認識しているかと思います。
- ○議長(古川 稔) 藤原議員。
- ○7番(藤原 孟) わかりました。

それでは、3点目の通学送迎費用の支援について。

これは、特認校を始めたときの、もうそのときからの課題ということで、遠距離通学に対し、いかにして支援ができるか。恐らく、その辺がネックになって、多分特認校に入ることができなくなるのではないかという当時の校長さんからも指摘を受けていることでした。開設して約10年近くたちますが、今回も支援策はないということですけれども、札内地区からスクールバスとか、いわゆる公営バス、そういったことの活用というのはできないのか伺います。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 帯広は、市内に3校ほど特認校がありまして、そのうちの愛国小学校などは、 市街地から対象地区にバスがもう必ず走ると。それを利用してスクールバスに乗れるといったことも あります。

ただ、私どもの町の場合、スクールバスが空で行って、ほかの郡部のほうに行ってというそういうルートにないものですから、もしスクールバスを使っていただくということになれば、あえて新設をしなければならない。あるいは、今、路線をさらに延長してということになれば、もっともっと早い時間から運行しなければならない、かえって今、利用されている方に迷惑がかかるといったこともありますので、スクールバスの利用というのは、ちょっと難しいなというふうに思っております。

コミバスについては、企画のほうから答えていただきたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 企画室長。
- ○企画室長(伊藤博明) 現状コミュニティバスにつきましては、幕別市街と札内市街の交通弱者の方々を対象としてエリアを設定しておって、これは十勝バス株式会社が運行をしておりますので、十勝バス株式会社が営業区域として、そこを設定しております。ですから、現状の中で、さらに、まさに途別小学校の特認校に通学される子供のためだけに延ばすということは、やはり公平性の問題もありますし、現実的にはやっぱり今5便回っているという時間的な問題からいっても、今のバスを拡張していってやるということは困難ではないかと考えております。
- ○議長(古川 稔) 藤原議員。
- ○7番(藤原 孟) コミバスのことは、余りこの質問で触れたくはないけれども、いわゆる利用度の 少ない時間帯というのもだんだん見えてきたのだと思います。そういうことも含めて、やはり特認校 という途別の小学校を守るというそういうことのためにも、何らかの施策といいますか、そういうも のは必要ではないかなと思いますけれども、全く支援もない、そういう通学に関してもできないとい うことであれば、また来年、再来年、入学者を迎えるということは厳しいのではないかなと思います が、教育長、その辺の将来の見込みについても、少し伺います。
- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 地域にとりましては、学校、途別小学校を守るということは非常に大切だということは十分認識をしているところであります。

ただ、私どもの立場から言わせていただきますと、基本的に通学区域が決まっておりまして、本来は、その住居があるところから指定された学校に通うというのが原則であります。それを子供あるいは保護者の理由から、非常に空気のいいところ、すばらしい環境のところ、あるいは特色のある教育活動をやっているところに通わせることによって、その子を伸ばしていきたいということで通学区域の特例を定めたものであります。ですから、そこはやはり保護者の方の責任を持って通っていただき

たいというふうに思っているところであります。

- ○議長(古川 稔) 藤原議員。
- ○7番(藤原 孟) それでは、4番目の施設の劣化補修につきまして。 先ほど教育長は、学校の劣化状況というのは、優先順位がついているのだということでした。途別 は何番目なのでしょうか。
- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 途別小学校は、実は昭和57年建築であります。同級生は、白人小学校などもこれは同じ57年ですし、それより古いということになれば、札内北小であるとか南小であるとか幕別小学校であるとか忠類小学校なんかもそうなのですが、かなりあります。ですから、かなり順番から言うと。

(「何番目ですか」の声あり)

- ○教育長(飯田晴義) 何番目というか、必ずしもこれ私どもは建築年次が古いから一番だというふう に機械的には考えておりません。建築年次を勘案しながら現況を見させていただいた中で、緊急性の 高いものからやらせていただいております。ですから、ここで順番づけ何番だということは明確にお話しすることはできませんけれども、かなり後年次かなというふうに考えております。
- ○議長(古川 稔) 藤原議員。
- ○7番(藤原 孟) 先ほど順番つけているという答弁があったので、ついているのだなと。ただ、それはあれにしましても、例えば百年記念、今回、町長は行政報告で約17年ぐらいたった建物だけれども老朽化しているので予算をつけて直すという、いわゆる老朽化というのは、確かに年数も関係なければ見た目とかそういうことだと私は思っております。そういうことで言うと、途別小学校のある場所というのは、いわゆる日新からあの坂をおりてきたところに、幕別の観光ホームページではフロンティア道路と、フロンティア街道という名前をつけられて、非常に今幕別町では観光明媚なところとして売りに出ているわけですね。そういう基点になるような場所の校舎が傷んで、やはり老朽化しているということになれば、私は町の観光資源の一つとしても、やはり損失だなと思います。ぜひ、優先順位に関係なく総合的な判断をして、途別小の老朽化、壁、そういったものの補修というのは早めるべきではないかと思いますが、教育長いかがですか。
- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 確かに立地している場所が非常に観光客も通る場所でありますし、人目につく、 道道にも面しているということで、重々承知をしております。私どもは、やはり一番第一に考えなければならないのは、児童生徒の安全だと思います。ここをしっかりまずは確保していかなければならないと。そういうことからすると、やはり見た目というのは、どうしても順位的には落ちてしまうということがあります。だからといって全くやらないというわけではありませんので、次々とやっぱり老朽化というのは進んできておりますので、児童生徒の安全性を確保しつつ、そういった見た目についても配慮しながらやっていきたいというふうには思いますが、はっきり早くほかを押しのけてやるということは申し上げられないというふうに思います。
- ○議長(古川 稔) 藤原議員。
- ○7番(藤原 孟) それでは、5番目の守る会の活動支援について。

この途別小を守る会、これはいわゆる学校応援団ということで位置づけられてやっていると思います。たしか2004年、特認になる前に町の予算として10万円はちょっと欠けるのですけれども、餅つき大会とか水田の設備をするとか、そういうときに町からの予算が出されていると聞いております。また、近年、一生懸命学校がやるということは、食の教育を高めるということになれば、当然費用もかかり予算化していかなければ、なかなかそういう事業の行事の継続というのもできないのではな

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 守る会に対する支援というのは、ちょっとどうかなというふうに思いますけれ

いかと思いますが、さらなる支援ということを考えていってもらえないか、伺います。

ども、ただ特色ある事業、学校づくりに関しましては、交付金を配分しておりますので、そういった 予算を活用して、学校独自の特色ある事業であったり、学校づくりというものをやっていただければ なというふうに思っております。

- ○議長(古川 稔) 藤原議員。
- ○7番(藤原 孟) これで終わります。
- ○議長(古川 稔) 以上で、藤原 孟議員の質問を終わります。

[散会]

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。 なお、明日の会議は、午前10時から開会いたします。

17:04 散会

第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成26年第1回幕別町議会定例会 (平成26年3月12日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

13 前川雅志 15 中橋友子 16 野原恵子

(諸般の報告)

日程第2 一般質問(5人)

会議録

平成26年第1回幕別町議会定例会

1 開催年月日 平成26年3月12日

2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂

3 開会・開議 3月12日 10時00分宣告

4 応集議員 全議員

5 出席議員 (19名)

議 長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵

6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥

11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 15 中橋友子 16 野原恵子

町 長 高橋平明

福 祉 課 長 坂野松四郎

17 増田武夫 18 斉藤喜志雄

6 欠席議員

14 成田年雄

7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫 副

教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子

代表監查委員 柏本和成 農業委員会会長 杉坂達男

総務部長古川耕一教育部長羽磨知成

会 計 管 理 者 田井啓一 経 済 部 長 田村修一

民 生 部 長 川瀬俊彦 企 画 室 長 伊藤博明

建 設 部 長 佐藤和良 忠類総合支所長 姉崎二三男

札 内 支 所 長 飛田 栄 総 務 課 長 菅野勇次

企 画 室 参 事 細澤正典 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真

地域振興課長 原田雅則 商工観光課長 森 広幸

町 民 課 長 横山義嗣 経済部 参事 須田明彦

都 市 施 設 課 長 笹原敏文 保 健 福 祉 課 長 稲田和博

生涯学習課長 澤部紀博 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

13 前川雅志 15 中橋友子 16 野原恵子

議事の経過

(平成26年3月12日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長(古川 稔) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

「会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、13番前川議員、15番中橋議員、16番野原議員を指名いたします。

[諸般の報告]

- ○議長(古川 稔) 次に、事務局から諸般の報告をさせます。
- ○議会事務局長(野坂正美) 本日、14番成田議員より欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。
- ○議長(古川 稔) これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

- ○議長(古川 稔) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
 - 一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小川純文議員の発言を許します。

小川純文議員。

○1番(小川純文) 通告に従いまして、質問させていただきます。

幕別町における今後の定住・移住促進対策について。

総務省が公表した 2013 年度「住民基本台帳人口移動報告」によると、幕別町は差し引き 129 人の転入超えとなりました。十勝管内最多、かつ道内順位でも6位の結果となりました。このことは札内北栄地区の宅地造成を初め、幕別市街・忠類地区を対象とした定住促進住宅建設費補助金制度や町村最多の特別支援教育支援員の配置等、ハード・ソフトの両面からの施策によるものと考えられます。

- 一方で、残念ながら少子高齢化社会の例に漏れず、町内の小学校児童数は減少傾向にあります。将来にわたる町の人口維持、ひいては町内産業活性化に期するには、町内外の子育て世帯を中心に選ばれるまちづくりの構想が不可欠であるとの認識に立ち、以下の3点についてお伺いいたします。
 - ①定住者及び移住者の受け皿となる宅地造成計画等について。
- ②全町的な視点での定住者・移住者に対する補助制度の検討について。特に、子育て世代に向けた固定資産税や保育料の補助等について。
 - ③スポーツ少年団やクラブ活動等に貢献するスポーツ指導員体制の整備充実について。 以上であります。
- ○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 小川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からはご質問の1点目と2点目につきまして、ご答弁させていただきます。

「幕別町における今後の定住・移住促進対策について」であります。

国立社会保障・人口問題研究所は、平成24年1月に半世紀後の2060年に日本の総人口が現在の3分の2の約8,700万人、高齢化率が40%になるという「日本の将来推計人口」を発表し、それに対応した地域の人口動向を求めて「日本の地域別将来推計人口」を翌25年3月に公表いたしました。

この推計は、2010年、平成22年の国勢調査をもとに2040年、平成52年までの30年間について男女5歳階級別に都道府県別と市町村別の人口を推計したものでありますが、2040年の総人口は全ての都道府県で2010年を下回り、95.2%の自治体が減少する中、約7割の自治体が2割以上減少すると推計されました。

この中では、2040年の北海道の人口は約419万人で、2010年の約551万人を100とすると76.1%まで減少となり、同様に、管内においては音更町が98.4%、芽室町が93.4%、幕別町が83.1%、帯広市が78.1%と推計されております。

国土の5割以上が過疎地域に指定され、歴史ある集落が「限界」に達しようとしている現状にあって、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくためには、ご質問にありますように、町内外の子育て世代に選ばれるまちづくりを進めていくことが大変重要なことであると認識いたしております。ご質問の1点目、「定住者や移住者の受け皿となる宅地造成計画について」であります。

生活する上で基盤となる宅地の造成につきましては、幕別地域においては、昭和36年に新生勤労者住宅団地を造成したのを皮切りに財団法人幕別町振興公社と幕別町土地開発公社により幕別地区9カ所、札内地区11カ所の計20カ所の住宅団地のほか、札内北地区土地区画整理事業などにより推進してまいりました。

加えて、近年では、千住ニュータウンやせせらぎタウンなど民間事業者による開発も活発に行われており、札内地区での人口増加に大きく寄与しているところであります。

また、忠類地域においては、昭和48年に忠類土地開発公社を設立し、しらかば団地やあけぼの団地などの4団地を造成してまいりました。

町では、平成24年度からは定住促進住宅建設費補助事業を実施いたしてまいりましたが、同時に町の分譲地の価格を実勢価額へ引き下げた効果もあり、この2年間で町の分譲地の販売実績は幕別地区で8件、忠類地区で9件に達しており、現在の分譲区画は、幕別地区12区画、札内地区5区画、忠類地区1区画を残すところとなっております。

ご質問の宅地造成計画についてでありますが、民間による開発がなかなか進まない忠類地域においては、新たな宅地の造成や分譲についての検討を進めるとともに、幕別地区、札内地区におきましては、空き地や消費増税後の住宅需要の状況を見定めてまいりたいと考えております。

また、持ち家の取得が困難な子育て世代にとっては、優良で低廉な公営住宅の提供も重要な施策でありますことから、公営住宅等長寿命化計画に基づき既設住宅の改修などを進め、快適な住環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「定住者や移住者に対する補助制度の検討について」であります。

人口の減少は、地域の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や財政にも大きな影響を及ぼし、 地域の存立基盤にかかわる深刻な問題と受けとめております。

このため、現在、幕別町に住んでいる人も「これからも幕別町に住み続けたい」、また、移住を希望する人からは「幕別町に住んでみたい」と言われるようなまちづくりを進め、人口の流出・減少を抑制しつつ、新たな活力を呼び込むことが重要であると認識いたしております。

前段申し上げました「日本の地域別将来推計人口」では、2010年、平成22年の国勢調査時の人口に占める14歳以下の人口割合、いわゆる年少人口比率は、芽室町の16.3%や音更町の16.0%に比べて幕別町は14.1%で、管内で6番目に位置しておりますが、30年後には9.7%まで減少すると推計さ

れております。

移住を検討されている方々から、定住の地として幕別町を選択してもらえるためにも、住宅環境を 初め、子育てや福祉、保健、産業振興・雇用対策、情報発信・地域間交流といったさまざまな分野で 総合的に施策を進め、魅力ある町を築いていかなくてはなりません。

本町では、平成23年10月からの小学生の医療費の無料化に着手し、子育て世代の経済的負担の軽減に取り組むとともに、乳幼児紙おむつ用ごみ袋の給付やコミバスの通学児童生徒の無料乗車、小中学校の特別支援教育支援員の充実などを進めてまいりました。

今年度においては、さかえ保育所の保育室の拡充により待機児童の解消に努めてまいりますが、これらのソフト事業を推進していくことによって、人口対策の基本的な考えである「住まい」「子育て」「働く場」、そして「魅力のあるまち」の四つの視点を踏まえた総合的な取り組みの充実が必要であると考えております。

ご質問にありますように、子育て世代を対象とした固定資産税や保育料の補助などの施策のあり方につきましては、他市町村で進めている事例を検討し、子育て世代から支持される総合的な取り組みを進めることにより、魅力あるまちの実現を推進していくことは重要であるものと認識いたしております。

こうした総合的な取り組みを進めることに加えて、町民の方々の思いに真摯に応対できる職員力の 向上にも努め、「子育てをするなら幕別町」と皆さんから認められるよう、取り組んでまいりたいと考 えております。

以上で、小川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 小川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の3点目、「スポーツ指導員体制の整備充実について」であります。

子供たちにとってスポーツは、「生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さと規律をたっとぶ態度や自制心を培うなど人間形成に重要な役割を果たすもの」であります。

子供たちのスポーツ環境といたしましては、次の四つの形態が考えられます。

一つ目には小学生を団員とする「スポーツ少年団」、二つ目には中学校の教育活動である「部活動」、 三つ目には地域や出身校を背景とした有志により運営される同好会組織の「クラブチーム」、そして、 四つ目には国の「スポーツ振興基本計画」に位置づけられている「総合型地域スポーツクラブ」でありま す

現状のスポーツ指導員体制でありますが、町内にはスポーツ少年団が 35 団体あり、団員数は 987 名で、指導者数は 185 名であります。

中学校の部活動は、町全体で30の部があり、部員数が756名で、指導者数は学校の教員のほか外部 指導者を含めて90名であります。

「スポーツクラブ」につきましては、数の把握はできておりませんが、帯広市を中心に相当数の選手、指導者がいるものと思われます。

「総合型地域スポーツクラブ」につきましては、町内に二つのスポーツクラブがありますが、その一つはサッカーのほか、タグラグビーやダンスなどの指導をしており、会員数が 402 名で、指導者数は 15 名であります。

もう一つのスポーツクラブは、トランポリンを指導しており、会員数が75名で、指導者は1名であります

近年は、少子化の影響から競技者数が減少しチーム編成ができない、あるいは新たな指導者が育たないなどといった状況も見られるようであります。

本町にはさきのソチオリンピックに出場した高木菜那選手を初めとする数多くのトップアスリートがおります。

教育委員会といたしましては、これらアスリートとの連携やアスリートを介して競技団体の協力を 得ることなどにより、指導者の育成を初め、1人でも多くの方にスポーツを楽しんでいただけるよう に努めてまいりたいと考えております。

以上で、小川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(古川 稔) 小川議員。
- ○1番(小川純文) 再質問させていただきます。

まず最初に、今後の本当に町内の人口の増減という中で、昨日もこれと類した定住の中で、25カ月を連続で人口がふえてきたという実績の中で、トータル昨年度においては129人の増が見込めて、これは道内でも有数の結果を見たと。本当にここ近年、町としてもとられてる定住対策、また忠類地域での民間の賃貸住宅の促進事業、また本当に先般解散されましたけれども、北栄地区の土地利用区画整理組合と、こういういろんな相乗効果の中で人口が張りついてきた。やっぱり町、行政にとっても住民、人口というものはいろんな観点の中で積算する中において、重要なポイントを示すものではないかなと考えるところであります。

大きな宅地開発は今後の今の現状の中では見込まれていないということでありますけれども、まだまだ札内地区にも結構優良な宅地候補になりそうなところもありますし、町内の中におきましても、答弁書の中にあります公営住宅等もありますけれども、公営住宅の中でも古い昭和の時代の早い時代に建設された公営住宅等については、ここでは長寿命化計画というものが示されておりますけれども、ある面で他町村におきましては、公営住宅を再開発して宅地として、また優良な宅地につくりかえるというような民間活力を用いた施策もとられているところもあるわけでありますけれども、一番幕別町に移住をしてくるという中におきまして、住宅を建設するなり、住宅を買い入れるなりというのが一番ありがたいことでありますけれども、特に子育て世代を中心とする勤労世帯の方においては、当初から資産を持つというのは非常に厳しい場面もあるのかなという中で、やっぱり優良な賃貸物件を数多く供給していくということも非常に大事なことではないかなというふうに思っております。

その中で、この1番の中で宅地開発よりも公営住宅の長寿命化ということもうたわれておりますけれども、現在、町内にもかなり古い公営住宅、道営住宅初め、かなりリフォーム等々されて一新してきているわけでありますけれども、今後そこら辺の古い公営住宅等の現時点の改修計画等についてはどのようなお考えをお持ちか、お聞かせ願いたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 都市施設課長。
- ○都市施設課長(笹原敏文) 古い公営住宅についての整備についてのお尋ねだというふうに思いますけれども、答弁にありましたとおり、公営住宅についての長寿命化計画を平成24年度に策定をしております。その策定に当たりまして、国の考え方といたしまして、まず既存にあります、まだ耐用年数の残っている公営住宅については、長く使っていく、長寿命化を図っていこうという考え方がまずひとつございました。あともう一つは、耐用年数が過ぎてしまっているものについては、少子高齢化時代に対応するような住宅としてつくりかえていこうという考え方がひとつございました。

長寿命化計画の中では、新たな子育て世代の対応住宅ということで、これは道営住宅ではございますけれども、子育て支援住宅を含んだ道営住宅、道営あおば団地のほうの建設を 22 戸していただいております。また、町の管理する町営住宅の部分につきましては、先ほど申し上げましたような国の考え方に基づきまして、耐用年数が過ぎているような住宅については、今後バリアフリー化を対応したような住宅に建てかえをするというのがひとつあります。あと、耐用年数がまだ残っている住宅につきましては、長寿命化を図るべく個別的な改善事業ということで、今後行っていくということで考えております。

長寿命化計画は25年度を初年度としまして、一応10年間の計画ということになっております。計画の中にも記されているのですけれども、5年を経過するときに見直しをするということで、これ過去にも公営住宅の整備計画については同様な考え方で計画期間を10年間とし、その中間年に見直しをするということになっております。ですから、今後においてもこの長寿命化計画が5年を経過する中

間年において見直しをするということが想定されますので、その時点においては町の住宅の、特に公営住宅についてのニーズの状況ですとか、また新たな政策の観点での必要性の可否などについては、 その時点でまた改めて検討することになるのかなというふうに考えております。

- ○議長(古川 稔) 小川議員。
- ○1番 (小川純文) 公営住宅の改修計画ということであろうかと思いますけれども、長寿命化の計画にそうやって5年、10年の中で改修をしていくということでありますけれども、非常に我が町もいろんな部分にいろんな政策をして、よく町民さんのほうからもご指摘される財政的にどうだこうだという指摘もされる中で、場面によっては今後の中においてはやっぱり民間の活力の導入というのもある面においては必要ではないかなと。全てのものを公営住宅を町でずっと管理をしていってリフォームをしていくというのも一つの方策ではあろうかとは思いますけれども、宅地と同じで公営住宅もある程度区画的に大きな建設年が古い耐用年数がもう過ぎてきているような団地については、もうリフォームよりもある面においては民間活力を入れた宅地の再開発というものの中で民間のアイデアを生かしてもらった年代別に対応するとか、そういうような再開発も必要ではないかなと思うわけなのですけれど、そこら辺についての今後の将来的な取り組みとお考えがありましたらお聞かせ願えればと思います。
- ○議長(古川 稔) 建設部長。
- ○建設部長(佐藤和良) 現在の公営住宅に関しましては、長寿命化計画の中で建てかえ計画、改善計画などを持って進めてまいります。今、課長が説明したとおりでございます。

今、議員おっしゃるように、民間活力の活用ということでございますけれども、PFIというひとつ民間の事業者に委ねるという制度はございます。ただ、過去にも検討した経過はございますけれども、なかなか民間事業の反応も薄かったという経過がありまして、それから公営住宅そのものが低所得者のための住宅ということになります。行政がやるほうが比較的低廉な住宅として、家賃の低い住宅として提供することが可能かなというふうに考えておりますので、そういったことについてはその都度事業の可能性でありますとか、あるいは民間事業者ということになりますと、事業者そのものがいるのかいったこともございます。帯広市なんかではかなり民間の借り上げ住宅などそういったことも採用しているケースございますので、そういったことの状況も見ながら、今後の計画の中で、また再度見直しなどをかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(古川 稔) 小川議員。
- ○1番(小川純文) そういう状況であるということでありますけれども、宅地造成につきましても、本当に区画整理組合等をつくるとなると、国の補助金、いろいろな制度がありますので、これは町も非常に大きく絡んでいかなければ進まない事業でありますので、また今後ともそういう動きには十分対応しながらやっぱり人口の張りつきが今後の町の発展にもつながると思いますので、今後とも検討を進めながら、時代に合った進め方をとっていただければなというふうに思います。

その中で、補助制度の関係に移っていきたいと、2番のほうに移っていきたいと思いますけれども、2010年の国勢調査をもとにした30年後の2040年においては、帯広市と同様に十勝管内では音更町、芽室町は結構現状維持という数字に近いわけでありますけれども、幕別町においては83%、要するに今の2万7,000人が2万2,000人ぐらいまで人口が減るのではないかというような推計が出ているわけでありますけれども、その中での人口比率が若年層が約10%、現在も高齢化率は幕別町は27%ぐらいいっているのかなというふうに認知しておりますけれども、30年後には約40%が高齢化という時代になったときに、本当に子供たちの数が少ないと。30年先ですから、これからでも25年先となるとしばらく先でありますけれども、高齢化率も予定よりちょっと上回ったような感じで今推移しているように聞いております。ここ近年の政策として、保育所の充実、学校の増設、いろんな社会資本の整備をかけてきているわけではありますけれども、もうそれすら人口と、特に子供たちが減ってしまいますと、せっかく設備した社会資本も遊休になってきてしまいますし、近年においてはそういう社会

資本の中も今年建設する札内南保育園にあっては、民設民営という形の中で取り組みをお願いしてい るという状況になってきますと、要するに、そういう子供が減ってくると、そういうものの運営も将 来的には厳しくなってくるのではないかなと。どこの町村においても本当に勤労、子育て世代の移住 というものをどこの町村においても大きなテーマに掲げて取り組んでおります。本当に、このままで いったら、本当に人口の、表現はよくないかもしれないですけれども、本当に争奪戦のような、やっ ぱり我が町へという町村もいろいろな思いの中で政策を取り組んでいるわけであると思いますけれど も、特に幕別町においては学校数が多い関係もあろうかと思いますけれども、小学校、中学校の段階 では特別支援員の配置ですとか、保育所は先ほども話したように、非常に札内地区を中心に今建てか えが進んでおりますし、やがて本町地区等々も整備をされていくように計画されているようにお聞き していますけれども、そういう面で本当に子供を育てるための施設、また小学生までの医療費の無料 化だとか、小さい世代には子育て支援世帯、ちょっと順番逆になりましたけれども、そういう中で、 年代別にいろんな政策をとっているのですけれども、これがやっぱり移住されている、幕別に住んで みたいなという関心を持った方にどれだけ外に伝わっているのかなと。中にいる町民にもそこら辺が どれだけ理解されているのかなと。やっぱり来る人だけでなくて、幕別町に住んでいる人も、いや、 やっぱり幕別、こうやってしてくれるから助かるのだよという町民から違う町の人方に発信されてい くことも非常に重要な PR の一つではないかなというふうに考えるわけであります。

その中で、こういう政策をとってきて、近年は3年間という限定措置でありますけれども、住宅建設補助金制度で本町地区と忠類地区、特に人口減少の厳しい地区に重点的な施策という形で今行っているわけでありますけれども、今後においては、これはもう全町的に移住促進の制度を拡充していかなければならないのではないかなと。そうなったときに、近年、いろいろ聞こえる話が、本町、忠類地区については補助金があっていいねと。札内のときには何もないのだよと。手厚くとはならないかもしれないですけれども、移住者に対する幕別町にまず来て住み出したときに、ずっと一緒ということに継続的なことにはならないかとは思いますけれども、移住者に対しての全町的な取り組みというものを現段階の中で考えていることがございましたら、お答えお知らせ願いたいなというふうに思います。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 幕別地区と忠類地区に限って行っております建設費に対する、住宅取得に対する補助金、一応3年ということですので、26年度の実績を見ながら、その後どうするかの検討はしなければならないというものは当然あります。加えて、札内地区までその範囲を広げるかどうかとなってきますと、これまたいろんな意見があるのだろうというふうに思っております。もちろん財政上の問題もありますから、数限りなく範囲を広げていくということは難しい問題もあろうかと思いますけれども、その辺も含めながら、いよいよ3年目以降、4年目に向かって内部での検討はこれから進めていかなければならないというふうに思っております。

さらに、全体的な問題は、医療費の問題ですとか、教育の問題ですとか、いろんな社会保障制度の問題は当然のことありますし、先ほど来、小川議員が言われるように、とにかく日本の人口は減るわけですから、総体で減るわけですから、どこかの町がふえればどこかは減っていくわけで、全部がふえるわけでもないわけですので、そういった中でやっぱり厳しい問題もあるのだろうと思いますけれども、そうした中でいかに定住を、移住を、さらには交流人口を伸ばしていくか、これは町にとって最大のこれからの課題になっていくのはどこの町も同じだというふうに思っておりますけれども、他に負けないように幕別の町としての施策の構築は十分これからも考えていかなければならない問題だというふうに思っております。

- ○議長(古川 稔) 小川議員。
- ○1番(小川純文) 今回とられているような大きな補助金というものは、これは全町的にやるとして も非常に無理が多々あろうかと思いますけれども、やはり幕別町に住んだときに、誰しもがやっぱり 何らかの移住をして生活が安定するまでの体制の中での支援というのは、やっぱり必要ではないかな

というふうに考えるわけで、ここにも若干例として書かせて、提案させていただきましたけれども、 やっぱり例えば資産を求めて移住なり定住をされたときには、固定資産税の補助だとか、幕別町にど こに住んでも当たる、今回の定住住宅建設費の関係は、本当に人口減少が著しいところの対策と町内 の商工企業の支援というものもあわせている関係上、事業費的にも大きくなっておりますけれども、 今後については広く幕別町の中での取り組みをできればお願いしたいと思いますし、その中でも特に 子育て世代については保育料の補助だとか、結構このごろ出てきているのは、2人目、3人目のお子 さんを出産されたときに、一時保育的な関係もこのごろ出てきていますので、保育所等がいろいろな 場面で今拡充されていますので、そこら辺も子育て支援センターの関係になろうかなと思いますけれ ども、そういう面での幅広い支援が定住の一助にもなるのではないか。なんせかんせ子供を持ってお られる方、要するに年配者がだめだというのではなくて、年代を問わず幕別町に住んではいただきた いのですけれども、その中でもやっぱり幕別町の社会資本、いろんなものを有効に使っていただいて、 将来にわたって住み続けていただくということの観点でいいますと、子育て世代を中心に移住を勧誘 していくような政策等が、これはすぐ答えの出る話ではないかと思いますけれども、これも今回の建 設費補助金制度の見直しとともに、今後に向けては検討していただきたいことでありますし、あとこ ういう補助制度の関係について、私も余り今の IT というのは得意なほうではないのですけれども、先 般、町のホームページも見させていただいたときに、いろいろわかりやすくホームページもできてい るわけなのですけれども、そこら辺で幕別の移住に対してのもう少し魅力発信、いろんな項目を開い ていくと、こういうこともやっているのだな、ああいうこともやっているのだなというのが見えるの ですけれども、それをもう少し一括的に、例えば幕別町に住むならとか、そういう面での移住に向け た PR の部分もとっていただければ、本当に若い世代の人はそういう部分が今得意でありますので、そ ういう PR もできれば重ねてやっていただければなというふうに思います。

そんな中で、次の今度、3番のスポーツクラブの関係についてお聞きしたいと思いますけれども、 先般このオリンピックでも高木菜那さんが活躍されて、先日の行政報告にもありましたように、本当 に夜分でありましたけれども、多くの町民が応援に駆けつけてくれたという中で、やっぱり自宅で見 るよりはあそこで皆さんと一緒に見ると、より一層一体感とともに感動を味わえたなという経験をさ せていただいたわけでありますけれども、スポーツ指導員の関係はここ3年間ぐらい国の事業の関係 でスポーツクラブを主体としたスポーツ指導員というのか、それの派遣事業が幕別町内を限定せず十 勝管内にスポーツ指導員を派遣するような事業が行われてきたわけでありますけれども、それが終了 して本年度から今度町独自で、この前、予算書の手引を見させていただいた中では学校中心としたスポーツ指導員体制というのが載っておられましたけれども、この3年間やられたスポーツ指導員体制 の補助事業と今後の学校中心としたスポーツ支援員体制の関係についてもう一歩取り組みについての ご説明をいただきたいというふうに思います。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 幕別札内スポーツクラブにおきましては、3年間文科省の補助をいただいて活動をしております。その活動の中で、小中学校の体育授業の指導もしていただいているところであります。

年度ごとに概要を申し上げますと、平成 23 年度におきましては、町内の二つの小学校に延べ 547 時間の指導をいただいております。平成 24 年度におきましては、町内は五つの小学校におきまして延べ 2,009 時間の指導をいただいています。また、本年度でありますけれども、見込みということになりますけれども、五つの小学校におきまして 2,143 時間の指導をいただいておりまして、非常に小学校の先生にとっては専門的な指導をしていただくとともに、自分、教員が体育の指導方法を学ぶということで、非常に有意義にやっていただいているところであります。

3年間で補助が切れるということで、来年度からは補助が見込めない中で、教育委員会といたしましては、今までの体育授業の質をやはり維持していく必要があろうかというふうに考えておりまして、そういう中で、これまで指導をいただいていた各学校の体育の時間の3割程度の時間を派遣いただい

て体育の授業の指導をしていただくという考え方でおります。

- ○議長(古川 稔) 小川議員。
- 専門的な指導員を派遣して、より内容の濃い授業を展開するということであろう ○1番(小川純文) かと思いますけれども、幕別町も本当にここ近年、非常にアスリートを輩出しているという中におき ましては、こういうスポーツ支援、指導員等の活動が充実していけば、もしかしたら 2020 年の東京オ リンピックに今の子供たちがうまくいったら間に合うのではないかなと。新しいまたアスリートを輩 出できる可能性もあるのではないかと。今までもそういう基盤があって、今まで福島さん、山本さん、 高木さん、彼らの個人的素質もあろうかとは思いますけれども、それを取り巻く環境がやっぱりこう いうアスリートを生んできたのではないかなと。だから、これからはやっぱりそういうものも町とし て支援をしていく中においては、行く行くは本当にオリンピック選手を今から育てるのだという、本 当にそういうところにも行き着けるのではないかなと。継続的に輩出できる町になっていくというこ とは、非常に輝かしいことでもありますし、これもある面では子育ての大きな一つではないかなと。 やっぱり小さいうちには心もそうでありますけれども、体と心の発育というものに対しては、スポー ツというものの体づくり、精神づくりが非常に重要ではないかなというふうに思いますので、今年度 から町単費で学校を中心に行うということでありますけれども、これもできれば、このごろ子供が少 なくなって少年団の運営が厳しいところも多いところもありますし、少なくて厳しいところもあろう かと思います。予算の範囲内ではありますけれども、そういう面での拡充も進めていっていただきた いと思いますし、そういうスポーツクラブを育成していくことが幕別町にもいろいろな体育施設が運 動競技場含め、陸上競技場含め、いろいろな物件を持っておりますので、やっぱりそれの活用も含め た中での総合的な取り組みと、今後の方向性というものについてはどのようなお考えがあるか、お聞 かせ願いたいと思います。
- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) スポーツクラブの育成ということでありますけれども、目指すところは非常にすばらしいことだと思うのですが、やはり具体的な手法ということになりますと、なかなかやっぱり難しいのかなと。特に、財源的に自立するということが非常に難しいのだろうというふうに思います。ですから、幕別札内スポーツクラブについても3年間は国の補助をいただいて財源的にはある程度豊かまではいかないまでも、円滑な運営ができたのかと思いますけれども、今後においてはやはりそういういかに自主財源を確保していくかということが大変だろうというふうに思います。

一つの手法としては、町内にはスポーツ施設がありますので、その指定管理ということもスポーツクラブにとっては収入を得る一つの糧というふうになるかと思いますけれども、ただ、町の立場としましては、やはり指定管理というのはサービスの向上が図られる、さらには維持管理コストの削減が図られるといったメリットがあって指定管理に移行するということも、そういう考え方で整理がされておりますことから、これを直ちに指定管理をしてスポーツクラブにやってもらうということが難しい状況にありますので、具体的な手法というと、補助金をぼんぼん出せばいいということにもなりませんので、今のところちょっと手詰まり感かなというふうなことで自主的な活動を何とかお願いするしかないのかなというふうには思っているところであります。

- ○議長(古川 稔) 小川議員。
- ○1番(小川純文) 現状としてはそういう状況かなというふうには理解しますけれども、これもすぐできる話ではございません。やっぱりスポーツクラブの育成といっても端的に道の補助金だけで済むものでもないと思いますし、ですけれども、この教育委員会もかかわる中で、小さなところから発信をして、それがやっぱり子供たちいろいろ学校教育の場面等々の中での存在位置、またそれから発展的に進んでいってもらうことが、後には、今、教育長が言われた形も展望できるかとは思いますけれども、これも時間を要する問題でありますけれども、そういう視点も置きながら、今後に向けて取り組んでいただきまして、本当に幕別に住んでよかったというようなまちづくりの一助にしていっていただければいいのではないかなというふうに考える次第であります。

今回はすぐできるような取り組みという話にはならない案件かもしれませんけれども、先ほど町長が言われたように、本当にどこの町も減少してる中での住民の人口の移住という中での勧誘になろうかと思いますけれども、これについては休むことなくやっぱり住民が一番スタートの基本ではないかなというふうに考えるわけなので、今後とも継続的な取り組みをお願いする中で、多くの町民から幕別町に住んでよかったと言われるような、これは行政サービスも全てのものがつながるのかなというふうに思いますけれども、そういうまちづくりを目指して進んでいっていただければ非常にありがたいと思いますし、管内で一番下がったということのないように、常に危機感を持って取り組んでいただければ非常にありがたいのではないかなというふうに思います。そんなことをお願いして、私の質問をこれで終わらせていただきたいと思います。

○議長(古川 稔) 以上で、小川純文議員の質問を終わります。

この際、11時05分まで休憩いたします。

10:49 休憩

11:05 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、成田年雄議員の一般質問の順番になりますが、諸般の報告にありましたとおり、本日、成田議員は欠席をしております。

したがいまして、会議規則第61条第4項の規定により、成田議員の通告は、効力を失います。

よって、通告順を繰り上げ、田口廣之議員の一般質問を行います。

なお、本日の一般質問は、野原議員までといたします。

次に、田口廣之議員の発言を許します。

田口廣之議員。

○12番(田口廣之) 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

新規就農希望者と労働力の確保についてです。

近年、酪農生産現場が深刻な人手不足に直面しています。酪農家はもとより、酪農ヘルパー等、いずれも希望者が集まらない上、採用してもすぐにやめてしまい安定雇用がままならない状態になっています。労働負担の軽減や規模拡大に支障を来しているのが現状です。そんな中、新規就農希望者を含め、外国人研修生等に労働力を求めることが酪農の発展に不可欠な要因になっています。

課題として、人手不足の解消と離農を考える酪農家と新規就農希望者を組み合わせる体制づくり、 情報提供による人材確保等により、新規参入者を少しでもふやす仕組みづくりが必要になります。

町としても何らかの対策を講じる必要があると考えますが、以下伺います。

- 1、新規就農希望者はどのぐらいの応募があり、その後どうなっているのか。
- 2、町内で新規就農するためには、どのような方法があるのか。
- 3、町として新規就農者に、どのような指導をしているのか。
- 4、町内の農業に従事するパート、社員、外国人研修生の人数と業種は。
- 5、本町にある単身者用に公営住宅を札内地区にも必要ではないか。
- 6、単身者のために公営住宅等を利用できるようにならないか。 以上です。
- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 田口議員のご質問にお答えいたします。

「新規就農希望者と労働力の確保について」であります。

平成22年の農林業センサスでは、全国の農業就業人口のうち65歳以上の割合は61.6%に達したと報告されており、加えて後継者の減少も生じていることから、今後は、担い手となる労働者不足が深刻となり、耕作放棄地が増加するなど、将来にわたって食料の安定供給と地域社会の維持に支障を来

すおそれがあると言われております。

同センサスによりますと、本町における農業就業人口に占める 65 歳以上の割合は、31.2%にとどまっておりますが、今後は、さらに高齢化する傾向にあると予測しているところであります。

本町では、農業後継者の育成や新規参入希望者への研修と受け入れを初め、経営規模の拡大や農作業効率の向上に対応した農地の集積などを図るための農地流動化対策、さらには気象情報や農地情報の提供などを一体的、総合的に行うため、平成14年に財団法人幕別町農業振興公社を設立し、生産性の向上と地域農業のさらなる発展に取り組んでおります。

ご質問の1点目、「新規就農希望者の応募状況とその後の状況について」であります。

本町における新規就農実績のうち、農家子弟の新規学校卒業者や U ターンを除く、新規参入希望者の実績につきましては、「まくべつ農村アカデミー」がスタートした平成7年度以降においては、同アカデミーのフロンティアコース入校生等を含め、幕別地域におきましては41人、忠類地域におきましては8人の合計49人であります。

これまでに、実際に新規就農を果たした方は、幕別地域におきましては7組8人、忠類地域におきましては4組8人の合計11組16人であり、営農類型ごとの内訳では、酪農専業が4、肉牛専業が2、畑作等が5という状況であります。

しかしながら、残念なことではありますが、新規参入いたしました 11 組のうち、3 組がやむなく農業経営の継続を断念されたところであります。

営農を断念した理由といたしましては、畑作・野菜経営で就農いたしましたが、病気により死亡し 農業経営を続けられなくなった方が1組2人、花卉栽培で就農いたしましたが、市場の需要に対応し た適期の出荷が行えず、計画どおりの販売額が確保できずに3年間の営農をもって断念した方が1人、 さらに、肉牛経営と削蹄師の兼業で就農いたしましたが、削蹄師の業務が主になり肉牛経営を廃業し た方が1人という状況であります。

ご質問の2点目、「町内で新規就農するための方法について」であります。

農業を新たに始めるためには、農地の確保や生産設備などの営農資産を取得しなければなりませんが、そのためには多額の資金が必要となります。

加えて、その資産を用いて営農するためには、生産技術の習得、労働力の確保、生産された農産物の販路の確保や営農資金の調達などに関する知識の習得が必要でありますが、短期間のうちに習得しなければならないものと考えております。

農業に新規参入する方法といたしましては、みずから農地や生産設備等を取得し農業経営を目指す方法、農業法人へ就職または構成員となる方法、農業生産法人に就農してから独立就農を目指す方法などが考えられます。

新規参入に必要な農地を確保するためには、北海道農業公社が事業主体として実施しております「農地保有合理化事業」や、酪農におきましては、離農農家等の農場、施設等を整備し、新規就農者に一定期間貸し付まけした後、譲渡する「公社営農場リース事業」のほか、施設の設置や機械の購入などの資金として、「就農施設等資金」を活用することが考えられるところであります。

町では、将来の農業の担い手を育成することを目的に、平成7年度に「まくべつ農村アカデミー」を開設し、関係農業協同組合とともに設立いたしました財団法人幕別町農業振興公社が、平成15年度からその事業を引き継ぎ、農業経営者や農業後継者等の育成を図ってまいりました。

新規参入希望者に対しましては、町内において農業を実際に体験して、1年間の短期農業研修を行った後、新規参入の意思確認とフロンティアコースへの移行の適否について、農業関係機関や北海道指導農業士による審査を行い、合格した場合にフロンティアコースに移行し、3年間を標準として農業経営者としての知識や経験、さらには地域との信頼関係を身につけてもらうことといたしております。

また、同公社におきましては、就農予定地域の関係農業協同組合を初め、北海道や公益財団法人北海道農業公社等農業関係機関と緊密に連携を図り、各種事業の活用を視野に入れて、新規参入者の育

成に努めているところであります。

ご質問の3点目、「新規就農者に対する指導について」であります。

昨今の農業を取り巻く状況は、円安による農業資材費や飼料費の高どまり、「日本型直接支払制度の 実施」や「米の減反調整の廃止」など農業政策の転換に加え、TPP や EPA 交渉などの国際事情が極め て不透明な状況に置かれております。

ただいまお答えいたしましたとおり、新規参入希望者等に対しましては、農村アカデミーにおける 各種研修によって、指導育成に取り組んでおります。

新規参入を果たした農業者にとっては不安要素を抱えての営農となりますことから、所属する農業協同組合や農業改良普及センターなどに協力をいただき、経営指導や技術指導を実施しているほか、周辺地域の農業者や研修受け入れ先となった農業者の支援・協力など、地域を挙げて安定的な農業経営を継続できるような環境づくりに努めております。

ご質問の4点目、「農業に従事するパートや社員、外国人研修生の人数と業種について」であります。 町内の農業従事者のうち、家族従事者を除いたパートタイマーや季節雇用などの従業員の実態につ きましては、正確な実人数については不明でありますが、平成24年3月に実施いたしました「幕別町 人・農地プラン」策定に係る意向調査におきましては、回収率が62.8%ではありますが、町内の農業 にかかわる従業員数は1,366人で、そのうち、酪農にかかわる従業員数は125人でありました。

また、外国人研修生につきましては、農業協同組合を通して確認いたしましたところ、幕別地区と 忠類地区を合わせまして、おおよそ 30 人程度の状況と伺っております。

ご質問の5点目、「単身者用の公営住宅の必要性について」であります。

本町では、民間賃貸住宅が少ない本町地区や忠類地区において、通常の公営住宅に加えて、中堅所得者層や多様な世帯が入居可能となる特定公共賃貸住宅を整備いたしております。

特定公共賃貸住宅につきましては、地元企業で働く若年労働者の確保を目的とした単身者向けの住宅と、忠類地区については定住促進を図る目的から一般世帯向けの住宅を建設しており、現在のところ本町地区には単身者用として3棟24戸を、忠類地区には単身者用3棟23戸と一般用3棟10戸を管理しております。

公営住宅や特定公共賃貸住宅といった公的賃貸住宅の整備に当たりましては、その時々の社会情勢や地域の居住者ニーズ等を勘案し、住生活基本法や地域住宅法に基づいた計画の策定が求められており、本町においては良好な住戸形成を目的とした「幕別町公営住宅等長寿命化計画」を平成24年度に策定したところであります。

札内地区における単身者用の公的賃貸住宅の整備につきましては、札内地区においては民間賃貸住宅が数多く建設され、一部では空き部屋も発生するなど供給過多の状況にあると言われております。

こうした状況にあって単身者用の公的賃貸住宅の建設をすることは民間市場との競合だけではなく 圧迫にもつながるおそれがあることから、長寿命化計画においては整備計画の位置づけをせずに策定 しましたことから、札内地区における単身者用の公的賃貸住宅については直ちに整備することは困難 であるものと考えております。

ご質問の6点目、「単身者の公営住宅等の利用について」であります。

公営住宅は、公営住宅法の定めに基づき、住民生活の安定と社会福祉の増進を目的に住宅に困窮する所得の低い方に対して、低額な家賃で賃貸する公的な住宅であります。

このため、入居を希望される場合にあっては、一つ目として「同居し、又は同居しようとする親族があること」、いわゆる同居親族要件を、二つ目として「所得が定められた基準の範囲内であること」、いわゆる入居収入基準を、三つ目として「住宅に困窮していることが明らかであること」、いわゆる住宅困窮要件を、入居者資格として定めており、特別な場合を除いてこれらの要件を満たしていることが必要であります。

また、単身での入居が可能となる特別な場合につきましては、60歳以上の方や一定以上の障がいを お持ちの方など、特定の要件に該当する方のみが単身での入居が可能とされております。 このようなことから、公営住宅での単身入居につきましては、特定の要件に該当する特別な場合を 除いて、入居者資格の要件の一つである同居親族要件が必要となりますことから、現状においては入 居することが困難な状況にあると考えております。

以上で、田口議員の質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(古川 稔) 田口議員。
- ○12番(田口廣之) 今、酪農現場は、TPP はまだグレーゾーンではっきりしたことは農業に関して何人かの国会議員とかそういう人たちは情報を共有しているようですけれども、何がどうなっているかということは全然現場には伝わっていないわけです。

そんな中で、特に酪農、今、状況としましては、乳価の価格が低いということ、それで経営が大変な状況になっております。

そんな中で、今、乳価交渉、ホクレンと乳業メーカーやっている中で、法人経営をしている酪農家、 勝毎とか報道にもありますけれども、直接乳業メーカーとの値段の折衝はしていませんけれども、話 し合いに出向いていると、今そういう状況になっています。

そんな中で、乳業メーカーもどうやったら牛乳を増産して集められるかという、値段だけでなくて、 その方策を今交渉に行っている法人の代表の方たちと話をしている状況が続いております。基本的に、 生産者が直接乳業メーカーとそういう話をするのは一元集荷というか、ホクレンに販売を任している 以上、乳価の交渉はしていませんけれども、どうやったら生産基盤の回復と維持ができるかということを、今、模索しているところです。

そんな中で、担い手の確保、やっぱり働く人がいなければ、家族経営で成り立つ方もおられると思うのですけれども、それだけではやはり日本の牛乳の生産は確保されないわけで、やはり経営者がいて、働く人がいる中で持ちつ持たれつの関係にあるのが酪農だと思っております。

そんな中で、新規就農者の応募状況とその後の状況という最初質問したのですけれども、昨年、毎年やっていると思うのですけれども、農業人フェア、札幌で公社のほうで出向いてやっていると、新規就農の方とかそういう人を募っていると思うのですけれども、その内訳、年齢だとか、職業だとか、新卒の大卒とか高卒の方もおられると思うのですけれども、農業人フェアの反応、ちょっとお聞かせしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 経済部参事。
- ○経済部参事(須田明彦) ただいまのご質問にお答えいたします。

幕別町農業振興公社では、毎年度、全国農業会議が主催します新・農業人フェアにブースを出展いたしまして、新規参入者を募っております。昨年度は東京会場とそれから札幌会場に出向いて新規参入者を募ってまいりました。その結果、東京会場において、当公社のブースに来所されました方につきましては、夫婦お一組を含めて11名でございました。それから、札幌会場におきましては、独身者ばかりでございましたが、11名の来訪者がございました。内訳といたしましては、おおむね20代後半から30代前半のほぼ男女については半々のような状況でございますが、このうち、夫婦、既婚者の来訪者は一組でございまして、ほかの来訪者については全て独身者でございました。

以上でございます。

- ○議長(古川 稔) 田口議員。
- ○12番(田口廣之) その中で、実際に例えばアカデミーだとかそういうところの希望者は何人ぐらい いたのでしょうか。
- ○議長(古川 稔) 経済部参事。
- ○経済部参事(須田明彦) 昨年の来訪者のうち、札幌会場が終わりました後に、幕別町の新規参入の 募集の要件に合致する全体で22名来訪されておりますが、そのうち12名の方に対しまして、再度パ ンフレット、それから文書をもって新規参入について募集を行いました。残念ながら、今のところそ れに応えていただけるような状況にはなっておりません。

以上です。

- ○議長(古川 稔) 田口議員。
- ○12番(田口廣之) やはり農業に魅力がないと言ったら変ですけれども、魅力は持っていても、やは りそういう職業というのですか、産業に働こうという踏み切れない状況なのかなと思います。

そんな中で、新規就農希望者の中で、生産法人とか農家で働いている人の就農希望状況というのは、 どうなっているか教えてください。

わかりづらかったかな。もう一回言います。わかりづらいこと言いました。

従業員として働いている人いますよね、農家とか、法人で、農家で。その中で、就農したいという 問い合わせとか、希望している人の問い合わせはあるかないか、ちょっとお伺いしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 経済部参事。
- ○経済部参事(須田明彦) 平成25年度の状況でございますが、現在のところ、道外も含めまして、それから他地区で畜産の経営に従事されていたという方も含めまして、現在ご相談いただいているのは、平成25年度で3件ございました。お問い合わせいただいたときには、当公社で行っております新規就農に係ります制度についてご説明をさせていただきまして、さらには研修に対して、研修が終わった後、就農するときの制度等も説明をさせていただきまして、就農参入に努めているところでございますが、現在、酪農に関していいますと、1人の方が短期の体験コースに現在入っておられまして、この後、手続を経まして、26年度中には順調に進めばフロンティアコースに進めて新規参入を目指しているものと考えております。

以上です。

- ○議長(古川 稔) 田口議員。
- ○12番(田口廣之) 何とか新規就農に向けて指導とか研修を含めて新規就農に導いていただきたいと 思います。

次に、就農するための方法、いろんなパターンがあって、僕らから見ればすごく何か煩雑な手続を とらないとできないのではないかなとは見られるのですけれども、今、やはり酪農家の人は高齢とか いろんな状況で離農される方いるのですけれども、土地は近隣の方なり、農業、酪農含めて、土地は 遊休農地にならないように近隣の人が買ったり、借りたりしていると思うのです。

そんな中で、酪農施設だけが家畜がいなくなった状態であいている状況が続いているのが見受けられるのですけれども、町内で酪農の遊休施設、どのぐらいあるか、お伺いしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 経済部参事。
- ○経済部参事(須田明彦) 酪農家が離農した後の遊休施設について実態の調査を行ったことはございませんので、現在お答えすることはできません。
- ○議長(古川 稔) 田口議員。
- ○12番(田口廣之) 固定資産税だけ払って施設は遊んでいるような状況は続いているとは思うのですけれども、農業委員会でもやられている家族協定ですか、営農する約束とか継承する約束で家族協定とかあるのですけれども、営農をやめる予定の方と新規就農者を結びつける協定みたいなものを結べないかどうか、検討いただけないかと思うのですけれども、どうでしょうか。
- ○議長(古川 稔) 経済部参事。
- ○経済部参事(須田明彦) ご質問のような制度については、いわゆる居抜き継承という制度がございます。これにつきましては、将来営農を続けることが困難なような状況になっている農家さんと新規参入を目指す方がハード面、それからソフト面について協定を結びまして、数年間の研修を受けた後にその施設、それから技術含めまして経営を継承するということでございますが、実際にその経営継承をするに当たっての方法といたしましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、土地の取得については保有合理化事業、それから施設等については公社へのリース事業など等を活用するということが考えられると思います。

以上です。

○議長(古川 稔) 田口議員。

○12番(田口廣之) ぜひともそういう制度もあるということを新規就農者にわかるように周知していただきたいと思います。

ただ、今は酪農の現場、土地がないと酪農ができないということはないと僕は思っています。それは TMR センターがあったり、例えば餌、牧草含めて今お金を出せば買える、流通がすごく広く行われています。そんな中で、牛乳を生産するためには何をしてもいいということにはなりませんけれども、そういう餌を買って牛の飼養施設があれば搾乳ができるというふうに自分は思っているのですけれども、そういうことも含めて新規就農者の方の指導に少しでもこういう方法もあるのだということで指導と関係機関との連携を図っていただきたいと思います。

それと、就農実践研修のほうで幕別町農業振興公社に登録している受け入れ農家の数、忠類、幕別、 札内地区で何件ぐらい登録されているか、その登録はどのような基準で登録されているか、お伺いし たいと思います。

- ○議長(古川 稔) 経済部参事。
- ○経済部参事(須田明彦) 申しわけありませんが、本日、実践受け入れ農家についての実数について は資料用意しておりませんので、お答えすることができませんが、実際に研修受け入れ先の農家につ いては、その時々の状況を見ながら、新規参入希望者が希望する農家さん等を町内の農家さんに直接 協議をさせていただきまして、またアカデミーにおきましては事業部会もございますので、事業部会 の方々とご相談をさせていただきながら、新規参入希望者の要望に沿った農家さんをその都度登録を させていただいているところでございます。

以上です。

- ○議長(古川 稔) 田口議員。
- ○12番(田口廣之) わかりました。そういうことも含めて、新規就農者に周知徹底、指導していただ きたいと思います。

次、また指導ということになるのですけれども、今現在、新規就農している方、皆さん順調に営農 しているかどうか、実態はどうなっているか、教えていただきたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 経済部参事。
- ○経済部参事(須田明彦) 新規就農を果たした11組のうち、現在、営農している8組につきましては、 現在も順調に営農を続けているものと報告を受けております。また、特に平成24年の3月に忠類地区 で就農いたしました酪農専業につきましては、また日も浅いことから農協等のほうにおきまして、経 営、それから技術指導も特に配慮をいただいているところでございます。 以上です。
- ○議長(古川 稔) 田口議員。
- ○12 番(田口廣之) 新規就農している方にも引き続き指導、実態の把握に努めていただきたいと思います。

次に、農業に従事するパート社員となっていますけれども、ヘルパー組合ありますね。今、聞くところによると、大変集まらないと、人が。それで、数も大変少なくて、人数ですね。利用したいときに利用できないのが実態だということを聞いております。その中で、町内のヘルパーの実態、どのようになっているか、お聞かせしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 経済部長。
- ○経済部長(田村修一) ヘルパー組合の実態ということなのですけれども、ただいま本日この場に資料持ってきておりませんので、ちょっとお答えできないのですけれども、確かに田口議員おっしゃられるように、ヘルパー組合の従業員、そういう方がなかなか定着しないとか、絶対的な要望数というか、酪農家の方、もう少しこういう仕事もしてほしい、作業量に対する人員数がやはり足りないということは伺っているところであります。
- ○議長(古川 稔) 田口議員。
- ○12番(田口廣之) ヘルパーも含めて、自然にもう減っていってしまっている酪農に歯どめをかける。

それの一番処方箋はやっぱり働く人、そこに従事する人間を減らさないこと。逆に、ふやしていくことがこれ発展につながっていくと思いますので、どうか町としてもヘルパー組合に補助金等出していますので、実態把握とどのようにしたらまたヘルパーの人員がふえるかということを模索していただきたいと思います。

それと、あと新和の研修施設ありますね。そこの利用状況を聞きたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 経済部参事。
- ○経済部参事(須田明彦) 幕別町農業担い手支援センターには、新規参入を目指す方、それから短期で就農研修を行いたい方を含めまして、その方々用に宿泊施設を用意しております。宿泊施設の内容といたしましては、単身者用が3室、それから世帯用が9室、合計12室、それから管理棟のほうに女性専用ではありますが、和室を3部屋用意しております。平成25年度の当初におきましては、宿泊棟のほうに5人入居しておりましたが、今現在は3人の入居にとどまっております。それから、和室のほうについては、平成25年度については入居者についてはゼロでございました。

以上です。

- ○議長(古川 稔) 田口議員。
- ○12番(田口廣之) その施設においてでも、もう少し利用率を上げるべく、アカデミーに入る人が利用すれば埋まっていくのだとは思いますけれども、その施設利用も考えて運営していただきたいと思います。

あと、第5期総合計画の中で、アカデミーの研修事業の予算の内訳、171万6,000円ついているのですけれども、その内訳、何に使われるか、伺いたいと思います。

○議長(古川 稔) 暫時休憩いたします。

11:43 休憩

11:44 再開

- ○議長(古川 稔) 田口委員、再質問。
- ○12番(田口廣之) 済みません、失礼しました。ちょっと予算委員会のほうで伺いたいと思います。 あと、単身者用の公営住宅の必要性ということを伺ったのですけれども、これは札内地区はほかの 業者との競合等々の話でしたが、札内地区で公営住宅は全て埋まっている状況かどうか、空き状況み たいなのを教えていただきたいと思います。
- ○議長(古川 稔) 都市施設課長。
- ○都市施設課長(笹原敏文) 現在、札内地区の公営住宅につきましては、20 戸あきがある状況になっています。
- ○議長(古川 稔) 田口議員。
- ○12 番(田口廣之) どのぐらいあいているというか、あいてる期間どのぐらいたっているというか、 何年もあいているのか、常時募集して埋まっていくものなのか、状況どうなっていますか。
- ○議長(古川 稔) 都市施設課長。
- ○都市施設課長(笹原敏文) 札内地区の 20 戸の空き住宅ですが、長いものでありますと、23 カ月ぐらいあいていたものがございます。23 カ月ですね。ただ、これらについては2カ月に1度の公募ですとか、また随時募集をかけた中にありまして、応募がなかったというものでございまして、ただ、その23カ月たったというようなものについても、既にこの3月に公募した中にありまして、入居が決定しているという物件もございます。
- ○議長(古川 稔) 田口議員。
- ○12番(田口廣之) 単身者用の公営住宅の利用とか必要性みたいなこと、質問させていただいていますけれども、酪農現場において、通いで従業員働いている人もいます。でも、外国人研修生の方がふえてくる現状の中で、やはり近くに住居必要になってくる状況にあります。

そんな中で、敷地内に生活する住居が必要になってくる中で、宿舎を例えば施設内に建てたとき、 住宅新築リフォーム処理事業とありますけれども、それを活用できるかどうか、ちょっと伺いたいと 思います。

- ○議長(古川 稔) 経済部長。
- ○経済部長(田村修一) ただいまのご質問はこれまでお持ちであった住宅をリフォームして従業員を 住まわせるということ。
- ○12番(田口廣之) 新築。
- ○経済部長(田村修一) 新築、宿舎を新築するということであれば、あくまでも一般住宅ということ になりますので、該当しないということになります。
- ○議長(古川 稔) 田口議員。
- ○12番(田口廣之) やはり町としても何らかの形でそういう手だてというのですか、自賄いで自分たちも、例えば研修生とか従業員の宿舎を建てていくようなことになっていった場合に、やはり町としても何らかの対応というか、していただきたいのですが、考えられるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。
- ○議長(古川 稔) 経済部長。
- ○経済部長(田村修一) 現在のところ、その宿舎を建てるための補助制度というのはないというような状況でございます。ただ、資金を活用するだとか、そういうような方法がないかと、できるだけ有利な方法で農業者の方がそういうものに対応できないかというようなことにつきましては、農協や何かと協議するとともに、さまざまな資金面でできないかどうか、町のほうでまた検討というか、探してみたいというふうに考えています。調査したいと思っております。
- ○議長(古川 稔) 田口議員。
- ○12番(田口廣之) 今回、酪農に偏ったというか、酪農関係の質問をさせていただきましたけれども、本当に、今、円安による購入飼料、資材、機械含めて、酪農現場、大変なことというか、経営をしていく上で大変な状況が起きております。そんな中で、町としてももう少し現場に目を向けて、対応できることは対応していただきたいと思っております。その中で、これで質問を終わらせていただきたいと思います。
- ○議長(古川 稔) 以上で、田口廣之議員の質問を終わります。 この際、13 時まで休憩いたします。

11:51 休憩

11:51 小川議員退場

11:51 斉藤議員退場

13:00 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○17番(増田武夫) 通告に従いまして、質問させていただきます。

無線のデジタル化と分離して、消防広域化を中止することについてであります。

北海道は、平成20年3月に北海道消防広域化推進計画を策定して、広域化を進めてまいりました。 しかし、平成21年4月1日に富良野広域連合消防本部が、平成24年4月1日に広域再編された砂川 地区広域消防組合消防本部があるだけでありまして、一向に広域化が進んでいない現状にあります。

道は、平成25年12月の第2次広域化推進計画で、「広域化が進まない地域事情」について「広大な本道においては、広域化によってもスケールメリットを見いだせない地域もある」として、一つには、本道においては消防本部の管轄面積が全国平均の3倍と広大で、消防署所間の距離が大きく、現場へ

の到着までに相当の時間を要するため、初動の出動体制増強、現場到着時間短縮が見込めない場合がある。二つ目として、本道においては、本部要員が警防要員を兼務し、専任の指令員等を配置していない消防本部が多いため、広域化を行っても本部要員の警防部門への配置や救急業務等の専任化が困難であり、人的スケールメリットが見込めない場合があるとしています。

十勝圏は、1万831平方キロの面積を有し、秋田県(約1万1,636平方キロ)、岐阜県(約1万621平方キロメートル)に匹敵する広大な地域であります。既にこの地域を帯広市と五つの事務組合に広域化されており、これ以上の広域化は道の言うように「スケールメリットを見いだせない地域」の典型ではないかといえます。

にもかかわらず広域化ありきの強引な進め方によって、道自身が懸念している事柄をしっかりと検証して納得いく答えを出さないまま広域化に突き進むべきではないと考えるものであります。

しかも、「自賄い方式」の解消、職員の均等待遇への移行など、懸案事項は先送りされ、解決の方向 さえ明らかにされていないではありませんか。

東日本大震災で明らかになったことは、地域に密着した消防力の重要性でありました。そのかなめとなるのが、地域の消防団や自主防災組織と自治体の消防組織が日ごろから連携をとって協力関係を構築することであります。こうした教訓を生かすことなく、広域化によって十勝を一つの指令塔にすることで、地域からますます遠ざかる組織に改編するということは、結果的に地域の防災力を弱めることになることは明らかではないかと考えるものであります。

以上のことから、次の点について伺いたいと思います。

一つ、広域化スケジュールによれば、十勝圏広域消防運営計画の成案化を3月末までに行おうとしておりますけれども、地域住民にとって安心・安全の確保に最も重要な消防組織の広域化を住民に説明責任を果たさないまま進めることは許されないのではないか。最低でも住民説明会の実施や議会での議論を尽くすべきではないかと思うがどうか。

二つ目、運営計画(案)では、メリットばかりを挙げているが、町長はデメリットをどう考えておられるか。 東西約 100 キロ、南北約 200 キロの広大な地域で、いざというときに、遠く離れた地域の状況を把握して適切な消防・防災活動が可能と考えるか、伺いたい。

三つ目、5年間は現状を維持するとしておりますけれども、その後はどうなるのか。自賄い方式などの解消はできないのではないか、伺いたい。

四つ目、スケールメリットを生かそうとすれば、忠類支署は最初に閉鎖の対象にされるのでないか。 忠類地域にとっては消防支署が生活の安全・安心のよりどころであるけれども、閉鎖しないという担保はあるのかどうか。

五つ目、無線のデジタル化の広域化と切り離して、十勝圏での消防広域化は中止すべきと考えるが、 いかがでありますか。

以上であります。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 増田議員のご質問にお答えいたします。

「無線のデジタル化と分離して、消防広域化計画を中止することについて」であります。

近年、急速な高齢化の進展の中、災害・事故の多様化や大規模化を初め、都市構造の複雑化や住民ニーズの多様化等を背景に、消防はこれらの環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うすることが求められております。

しかしながら、人口減少社会を迎え、小規模な消防本部においては出動態勢を維持し、保有する消防車両や要員を確保していくことに限界があることや、組織管理や財政運営面での困難さなど、今後に向け、消防の体制として十分な機能を維持していくために、十勝 19 市町村は消防の広域化の検討協議を進めてまいりました。

ご質問の1点目、「住民説明会の実施や議会への説明について」であります。

これまで十勝19市町村は、平成20年8月から十勝支庁の参加をいただき「十勝圏広域連携検討会

議」を発足し、翌21年4月に十勝圏複合事務組合内に設置した「消防広域推進室」が中心となり、市町村長会議、副市町村長会議、消防広域化担当課長会議、署長会議などで議論を重ねてまいりました。

十勝圏広域消防運営計画(素案)は、これらの会議での議論を経て、決定されたものであり、その内容につきましては、25年12月定例会中の総務文教常任委員会で報告させていただき、自賄い方式解消への懸念や広域化にならなかった場合のペナルティーの有無などについて質疑をいただき、お答えしてまいりました。

十勝圏複合事務組合では、各市町村の12月議会の状況を踏まえ、12月27日から1カ月間、十勝圏 広域消防運営計画(素案)に対するパブリックコメントを行い、2月4日に開催された副市町村長会 議において、その実施結果が報告され、原案どおり最終案を策定することが確認されたところであり ます。

パブリックコメントでは、3人の方から、市町村ごとのメリット・デメリットについて記載してほ しいことや広域化後の人事は役所間の縄張りを取り払うべきといった意見など6件が寄せられ、その 扱いは、今後の参考とするものが2件、意見としてお伺いするものが4件とし、計画の修正は行わな いことといたしました。

本町においては、広報1月号でパブリックコメントの実施の周知を行うに当たり、広域化の基本的な考え方やその方法、スケジュールなど、計画(素案)の概要を掲載いたしましたが、今後におきましても計画概要を広報紙やホームページを用いて、わかりやすく住民にお伝えしてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「デメリットをどう考えているか」についてであります。

北海道では、平成25年5月の消防庁告示「市町村の消防の広域化に関する基本方針」やこれまでの 広域化に関する地域論議、市町村の意向を踏まえ、25年12月に新たな「第2次北海道消防広域化推 進計画」を策定いたしました。

広域化に関して、「スケートメリットがない」あるいは「その効果が少ないため、広域化について賛同できない」と回答した後志、檜山、留萌地方の市町村の意見を踏まえ、道の推進計画の一部が見直されました。

その中では、「広域化が進まない地域事情」として、消防本部の管轄面積が広大で消防署所間の距離が長く、現場への到着までに相当の時間を要するため、初動の出動増強、現場到着時間の短縮が見込めない地域や専任の指令員等を配置していない消防本部にあっては、広域化を行っても本部要員の警防部門への配置や救急業務等の専任化が困難であり、人的スケールメリットが見込めない地域があると追加記載されたところであります。

一方、十勝圏においては、現在19市町村の消防本部や消防署ごとに行っている通信指令業務を一元化し、指揮命令系統の統一や指令業務の一元化を図ることにより、直近署所からの出動や携帯電話からの119番通報に係る転送回避による現場到着時間の短縮、加えて大規模災害等に対する初動出動態勢や応援出動態勢の強化や通信員の効率化による現場出動員の増強のほか、デジタル無線と指令センターの共同整備による財政負担の軽減などのメリットがあるものと認識いたしております。

実際の災害時の指令は、消防局指令センターに入電と同時に、これまでのように市町村の区域にこだわることなく、至近の署所からの出動となり、管轄消防署に予告指令が流れ、おおむね1分以内に自動的に災害種別、出動種別、住所といった本指令と地図を示した出動指令書が管轄消防署に伝送されます。

管轄消防署は、予告指令により出動態勢をとり、出動指令書が伝送された時点で出動するため、現場到着時間が現状より遅くなることはなく、かつ地図情報の活用が可能となりますことから、適切な消防・防災活動が可能となるものと考えております。

ご質問の3点目、「自賄い方式の解消について」であります。

これまで、消防広域化に向けて19市町村が、さまざまな論議を重ねてまいりましたが、「自賄いを全て解消し広域化をスタートすべき」、あるいは「自賄いを残すべき」など市町村間での温度差がある

ことから、それらの論議に多くの時間が必要な状況でありました。

そのため、24年6月4日の市町村長会議において、広域化の時期を平成28年4月とし、スタート時点では「どういう形が望ましいのか」という観点から、19市町村の全てが越えられるハードルの高さに調整した「十勝圏広域消防のスタート時の姿」、いわゆる調整案のたたき台を作成し、これをもとに論議をすることとし、10月30日に「スタート時の姿」が確認されたところであります。

「スタート時の姿」では、今後一定の投資を行う通信指令システムの効率的な運用を第一に考え、 消防本部を統一し、指揮命令系統の一元化を図ることを第1ステップとし、各市町村の署所の運営等 については、現行どおりスタートし、いわゆる「自賄い」の解消については、広域化後5年を目標に、 給料表の統一や広域人事異動を実施するなどの効率化を図り、人員、車両、水利などは広域化のメリットを最大限に生かせるよう、今後検討していくこととしたものであります。

十勝圏広域消防運営計画(素案)は、この「スタート時の姿」をもとに作成したものでありますことから、職員の処遇など組織管理上、早期に統一が必要な事項については、広域化後5年時点で帯広市の諸制度に合わせることを基本とし、その他の事項については、広域化後の検討を継続し、段階的な解消を目指すこととしたものであります。

ご質問の4点目、「忠類支署が閉鎖されるのでは」についてであります。

広域化スタート時においては、署所の運営は現行どおりの体制を維持することとしており、十勝圏 広域消防運営計画(案)の中でも、「地域における消防サービスを維持するため、現行のまま広域消防 に引き継ぐものとします」としたところであり、将来にわたって現署所体制を維持することを約束し たものとはなっておりません。

しかしながら、平成25年4月に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」には、広域化により消防力が低下するようなことはあってはならないこととしており、広域化後5年を目標として作成される「消防力の整備指針」では、現行の施設、車両、出動態勢を維持する水準を設定するものとなりますことから、地域の消防力については維持していくものと認識いたしております。

ご質問の5点目、「無線のデジタル化と分離し、消防広域化は中止すべき」についてであります。 消防救急無線は、平成15年10月の電波法関係審査基準の改正により、平成28年5月31日までに デジタル方式に移行しなければならないこととなり、消防庁では、整備費用軽減の観点から、消防救 急無線を広域化・共同化し、また消防指令業務も共同運用していくべきと考え、各都道府県に消防救 急無線の広域化・共同化や消防指令業務の共同運用の推進について通知したところであります。

デジタル化の整備に当たっては、システムの機能と整備費用のバランスをとった上で、当初の整備 費だけではなく、その後の長期にわたる保守費用も考慮する必要がありますことから、十勝圏での共 同設置と19市町村単位で整備した場合の比較検討を行ってまいりました。

平成 24 年度に実施した基本設計では、十勝圏で共同整備した場合、19 市町村がそれぞれ単独で整備した場合と比較し、整備費で約 13 億 9,000 万円、機器等の維持管理に係る毎年の保守運用費用につきましても、広域化後 10 年間の合計で約 2 億円の減額となり、合計で約 16 億円の削減効果があるとの報告がなされております。

また、通信指令業務を一元化し、指揮命令系統の統一や指令業務の一元化を図る高機能指令センターの整備は、先ほども申し上げましたが、直近署所からの出動や携帯電話からの 119 番通報に係る転送回避による現場到着時間の短縮のほか、大規模災害等に対する初動出動態勢と通信員の効率化による現場出動員の増強など大きな効果を発揮するものと認識いたしております。

この高機能指令センターの運用には、広域化し一部事務組合を設置し管理する方法のほか、消防本部が他の消防本部に司令管制業務等を委託する「事務委託方式」や、一つの消防本部に他の消防本部の通信員を加えて指令管制業務を共同で実施する「協議会方式」が考えられます。

いずれの方式も高度な設備を効率的に整備できるメリットはあるものの、一部事務組合方式以外の 方式では、責任はそれぞれの消防本部や市町村が有したままとなるため、指揮命令系統の一元化によ る効果に限界があり、管轄区域の撤廃もなされないことから現場到着時間の短縮にはつながらない結 果を招いてしまいます。

十勝圏では、指揮命令系統の統一による指令業務の一元化、それに伴い必要になる指令設備の高機能化によって、現場到着時間の短縮や初動態勢の強化、通信員の効率化などの消防力の充実強化と財政負担の軽減が図られるとし、広域化と同時に高機能指令センターを始動できるよう整備を進めてきたものでありますことから、このメリットを実のあるものとするためにも消防広域化を推進してまいりたいと考えております。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(古川 稔) 増田議員。
- ○17番(増田武夫) それでは、再質問させていただきます。

この消防広域化につきましては、この一般質問でも過去に取り上げられてまいりました。平成 23 年の9月には中橋議員が、23 年の12月には寺林議員が取り上げたわけであります。そのときに問題になったさまざまな懸案がなかなか解決に至っていない。そのとき、問題になったのは、一つには自賄い方式が今後どうなるのかという問題でありますとか、また地域住民に対する説明はしっかりと行われていかなければならないというようなことが問題にされていたところでありますけれども、なかなかそうした点での解決がおくれたこともあって、広域化そのものも先送りされてきたわけであります。

そうした中で、国が出した広域化に対する基本指針によりますと、推進計画を定める市町村の組み合わせ及び都道府県における必要な措置に関する基準という中で、自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項ということを定めておりまして、その中には広域化は市町村、住民、消防関係社等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めることと、国の指針でもそうされているわけであります。

そうしたことを考えますと、その1問目の質問にありますように、やはり住民とのコンセンサス、住民との理解を得ながら進めることが基本でなければならないと思うわけでありますけれども、残念ながら、これまで過去の一般質問の中では自賄い方式の合意なんかがとれないので、住民説明会は今の時点では開ける状態ではないというようなことを答弁されているわけですけれども、いまだに住民説明会などは開かれていないと。やはりそうした国や道の方針からいっても、きちんと住民の合意を得る手だてを踏まなければならないと思うわけであります。この1月に住民の意見を聞く機会を持ったということで、なかなか、3件ほどしか集まらなかったようでありますけれども、この背景にはやはり広域化そのものに対する説明が不足しているということも一因にあるのではないかと思います。今からでもしっかりと説明していく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 住民説明会、実は他町村の例を聞きましても、どこもほとんど現実的には行われていない状況にあります。おっしゃられるように、そういう意味ではまだまだ配慮が足りなかったかなという反省もありますけれども、往々にして必ずしも住民の皆さんに周知をし、理解をしていただく中では、全てが住民説明会にかかわるものでもなく、あるいは広報での周知ですとか、いろんな周知の方法もあったのだろうと思いますし、もちろん消防団の皆様を初めとする関係の方々にはこういったことについての説明もなされてきた経緯があります。もちろん今さらということですか、帯広市もこの間2月に実施したら、わずかに5名か6名しか集まらなかったというような実情も聞いておりますけれども、私どももう一つは帯広市の場合も担当者に聞きますと、やはり住民の皆さんからすると、広域化に対してそれほどの、いわゆる直接かかわってくるものがない、いわゆる関心度が少ないのではないかということもひとつ言われております。

今、住民の皆さんに広域化になるから、例えば皆さんの生活がこうこうこうこういうふうに変わります。今までの防災活動、今までの消防活動とはこういうふうに違いますというようなことが、なかなか直接本人、住民の皆さんには伝わらない部分があるのかなというようなことで、いわば住民の皆さんに対する私どもの説明あるいは理解を得るための努力というようなことが生かされていない、伝

わっていない部分があるのかなというふうに思っておりますけれども、一面ではなかなか関心が薄い という場面もあるやにも聞いております。

○議長(古川 稔) 増田議員。

○17番(増田武夫) この問題、広域化問題はそもそも住民の要望から出てきたものでないわけですよね。やっぱり国の組織編成、消防組織の法改正から始まって、やはり上から広域化を進めてきたことから住民の関心がないということにも結びついているわけで、そうした点ではやはりもう少し丁寧に説明してこの広域化を進めていく必要があるのではないかというふうに思うわけです。

2番目のメリット・デメリットの問題に移りますけれども、国の広域化に関する基本指針では、広域化のメリットといいますか、目的として、一つには災害発生時における初動態勢の強化、それから二つ目には統一的な指揮のもとでの広角的な部隊運用、それから本部機能統合の効率化による現場活動要員の増強などがありますと同時に、消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮などなどがその目的として挙げられているわけであります。こうしたものが本当に広域化によって達成されていくのかどうかということをやはり検証してみなければならないというふうに思います。

道では、平成20年3月に計画を策定して、富良野が平成21年4月、それから24年の4月に砂川地区の広域化がなされたわけでありますけれども、その広域化された富良野でありますとか、上砂川に研修に行かれた方々の話を聞きますと、広域化によるメリットを感じられないと、そういう説明はされていないという話も聞いているわけです。やはりそこではいまだに自賄い方式などは実現していないわけでありますし、今、広域化、国は広域化による規模の基準として、人口30万人以上の規模にすることが一つの目標として掲げられているわけですけれども、その中で面積の目標というのは持てないのですよね。なぜかといいますと、その中でも述べられておりますけれども、しかしながら、各市町村は管轄面積の広い狭い、それから交通事情、それから島嶼部などの地理的条件だとか、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組み合わせを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を事業に推進するいことが望ましいと。結局、30万人という目標は置くけれども、広さだとか、いろんな条件でそれにこだわらないでやらなければだめだということも国の指針の中でも出されているわけなのです。

ところが、この十勝の広域化の場合は、質問でも述べましたけれども、十勝の面積が1万平方キロを超えて、そして秋田県や岐阜県とほぼ同じような面積になっていると。富良野の広域化の面積を見ますと、2,183平方キロだと。現在の東十勝の消防の面積は2,116平方キロだと。富良野の広域と同じ面積なのです。全道の管轄面積の平均は1,264平方キロ、北海道を除く全国平均は420平方キロ。北海道は今でも全国の3倍の面積を有していますと。

町長の答弁にもありました、私の質問にもあるように、道はなかなか広域化のスケールメリットが出てこないようないろんな事情があって、初動の出動体制の増強や現場到着時間短縮が見込めない場合もあると。それから、人的なスケールメリットが望めない状況もあると。指令の部門なんかは、みんな兼務でやっているというようなこともありまして、通信要員などが。そういうような状況があると。やっぱり国や道が第2次の計画で指摘しているように、そうしたスケールメリットやいろんな効果が出てこられない、出せない最も典型がこの十勝の広域の合併でないかと。一つにすることによって岐阜県や秋田県と同じような地域を一気にカバーしなければならないというような、そういうことを道が心配するようなことの典型になっているのではないかと思いますけれども、それに関してはいかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 面積的なことについて今ご質問いただきましたけれども、確かに岐阜県に匹敵するぐらいの十勝の面積を一つの消防で対応していくということですから、当然困難な部分もあるのだろうというふうに思いますけれども、ただ、私どもはそうした、今、五つの事務組合、さらに帯広市を含めたものを一つにすることによって、さらに十勝の消防力を向上し、そして地域住民の皆さんの

安全・安心のために消防行政を消防の活動を続けていこうということで、いろんな困難を一つずつ乗り越えてよりよい消防広域化を成し遂げようと。それで、何年もかかって苦労をしてきたわけであります。

そんな中で、やっぱり一番多くのデメリットと言われたのが、やはり今ある自賄い方式の解消ですとか、署員を今後は一括採用してそれぞれの地域に配置するというような、いわゆる今はそれぞれの消防署がそれぞれの職員を採用しておりましたから、いわゆる消防署員と団とあるいは地域との密着というようなものがかなり強いものがあるわけですけれども、今度は帯広市で採用されたのが陸別に行ったり広尾に行ったりするわけですから、そういった面がデメリットとしてあるのではないかと、こういったことが言われておりますけれども、消防力ですとか、今言う救急業務に対してのデメリット、これは今の段階ではそうはないと。ないというよりは、逆によくなって、メリットが大きいという判断の中で今進められているわけでありますから、ましてや住民の皆さんに広域化になったから逆に不便になったとか迷惑をかけるというようなことには私はならないだろうというふうに思いますし、もちろんなってはいけないのだろうというふうには思っております。

- ○議長(古川 稔) 増田議員。
- ○17番(増田武夫) いろいろメリット、デメリットのお話、その組合のほうでも話されているようでありますけれども、3年前に東日本大震災が起こりまして、そのときにこの一番の教訓といいますか、その地域の人々の命などを救うのに一番重要だったのが、地域の助け合いだったと。地域の自主防災組織なんかも含めた消防力ですよね。それがやっぱり最大の重要な問題だったということがずっとこの間語られてまいりました。

そのことを考えますと、今回の広域化の最大のデメリットは、そうした地域との消防との結びつきをやはりそれでそれをそいでいくことになるのではないかと。そのことが一番のデメリットではないかというふうに思います。

そして、やはりこの広い19町村の、しかも1万平方キロメートルもあるようなこうしたところに組織を一つにして、そして指令を、指令塔を1カ所に集めて、そしてやっていくことが本当に隅から隅まで自主防災組織、消防団を初めとしたそういう地域の消防力をしっかりと生かして血の通った組織にしていくことができるのかどうか、ここがやはり一番大きな問題だというふうに思うのです。やはり今でも、先ほども言いましたように、東十勝の消防事務組合は2,000平方キロ超える広さを持っていまして、そういう中で協力しながら、例えばその面積も富良野の広域消防と同じ面積を持っているという中で、それをさらにそれだけ大きなものにして指令塔を一つにしていくということが、地域の自主防災組織や消防団との結びつきを弱めることになるのではないかと。現在でも広域なわけですけれども、そうした中で、しっかりと地域の消防団や自主防災組織との血の通った連携をとってやっていくことが将来大きな災害起きたときの一番大きな力になるのではないかとそう思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 地域の消防署あるいは消防団さらには自主防災組織、それらは広域化したからといって何ら変わるものではありません。あくまでも幕別消防署も忠類の消防署もそれぞれの消防署があり、それぞれの消防団は今のまま残るわけでありますから、そこと地域住民とのかかわりが、今言われるように連帯意識がそがれるとか、そういうことには私は結びつかないだろうと。住民にしても火事が起こって110番するのは今までと同じであります。ただ、受けるほうが一つになってそこから次の指令が出るということですから、そのことによって時間がおくれるとか、初動態勢に影響が出るとかということはないわけですので、面積が広いから決して消防を広域化して、さらに不利益になるようなことが住民の皆さんにはかかってくるということは私はないと思うし、逆言えば、消防団や消防署は今以上に地域住民の方々と密着な関係の中で消防団あるいは消防の活動をしていくことが求められてくるのかなと、そういう思いではおります。
- ○議長(古川 稔) 増田議員。

○17番(増田武夫) 理屈はそうだと思うのですけれども、だけれども、この十勝の広域の計画の中を見せてもらいましても、地域の消防団との連携の確保ということが問題になっているというか、1個挙げられておりまして、やはり広域消防組合との連携協力体制を確保するために、消防団と定期的な連絡会議をやっていくのだと。定期的というか、一月に1回やるのかどうかわからないですけれども。そうやって十勝全体を集めて、そして連携の会議をやっぱり定期的にやっていかなければならないような大きな組織になった中での対応だということなのです。だから、今までと消防団も自主防災組織も変わらないよと言っても、やっぱりそういう大きな組織になった中で、そしてしかも指令する人がトップが十勝全体を掌握していくということ、これはやはり相当な努力をしなければ地域の防災組織をしっかりと協力体制の中に組み込んでいくことはできないのではないかというふうに思うのです。

例えばこの中にも出てきますけれども、大きな災害なんかが起きたときに、もちろん市町村に防災会議があって、そういう体制起きたときに、市町村長を長としたそういう体制をつくって消防団などと連携してやっていくわけなのですけれども、この消防団への命令系統というものが町長からの命令と、それから消防局、この十勝一つの消防局からの命令系統と二つの命令系統ができるようになっているのですけれども、やっぱり私考えるのは、陸別から広尾、新得からこの浦幌というような広い状況の中で、それを消防団を指揮命令し、災害に対処していくのにやはり地元をしっかりと掌握したものがきちんと消防団なら消防団、消防の支署なら支署を指揮命令していく体制でないと、しっかりした指揮命令はできないのではないかと。その辺をすごく心配するわけです。そのことはスケールメリットだとかいろんなことで出てこないという心配と同時に、そういう図体が大きくなり過ぎたためにしっかりと機能していかない。これはその指揮命令するトップの人が万能ではないですので、あっちの町村もこっちの町村も全てを状況を把握した中で指揮をとっていくということは、恐らく不可能ではないかというふうに思うのです。

そうした点で、今でも広域化されている状況の中で、さらに大きな組織にしていくということのメリットがしっかりと出てこないのではないかと。その点についてはいかがでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋平明) 消防団に関しましては、本来、原則的に市町村長のもとで、市町村長が行う事務の範囲に含まれますので、現状では消防団、言ってみれば、消防団長の任命は市町村長が行うということです。広域化の中に消防団そのものは含まれませんので、あくまでも消防団が活動するのは、その市町村の範囲内ということであります。これは特別な大規模な災害となれば別ですけれども、ただそのときのために、消防局長が命令ができるようにするためには、消防団との事前協議による計画をつくってからでないと、消防局長は消防団に対する命令はできませんので、それはどんなことを想定しているかというと、これは言ってみれば、とても大きな大規模な災害が発生した場合には一元化をしてというようなことを今の場合は想定をしているわけでありまして、通常の災害あるいは消防活動に関しましては、現状と変わらず、市町村長の事務委任を受けております消防署長がその権限を持って発令するということですので、消防団がほかの町村の現場に行くということは現状では考えにくいというふうに考えております。
- ○議長(古川 稔) 増田議員。
- ○17番(増田武夫) こうして大きな組織になって、そしてそれが有機的に働いていけるかどうかというのは、非常に大きな課題だというふうに思うわけですけれども、さらに本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強が大きな課題としてあげられて、そうやって広域化することによって、現場の要員が増強されていくようなふうにもとれるのですけれども、しかしながら、今度の広域化のあれを見ますと、消防局の定員配置は89人から68人、これは89人というのは通信要員のカウントを3分の1ぐらいに絞ったといいますか、そうした中でのあれで、実質的には21人減ることになる計画になっているのですよね。そうして、通信要員などを中心に21人ほど合併したら減ることになるのですが、そのことによって道の心配の中にもあるように、結局、今の消防組織の中では、通信要員やほかの要員が兼務している状況の中で、通信要員を減らすということは兼務していますので、ほかの警防だと

かそういうところの実質的な人員削減になってくるわけなのですよね。だから、そのことを考えれば、 広域化が現場活動要員の増強にならない。逆に、減員されることに実質的にはなっていくわけで、そ ういうことを考えると、人的なスケールメリットがそれこそ見込めない合併になると思いますけれど も、いかがでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋平明) 確かに、通信員としての削減分の数で、東十勝で申しますと 12 人から 4 人、3 分の 1 で計算をしております。ただ、これは新しい十勝広域消防局になったときの通信員の必要数をもとに今現状で通信員としてカウントされている方の中から、では、計算をするとこういう形になりますよということでありますので、現実的に消防署員の総数が変わるということではありません。ただ、広域化されたときに、人数が減るのはどこかといいますと、現実的には東十勝で言うと、消防本部でいいますと職員数、これらは広域化されたときには、消防本部そのものが必要なくなりますので、その分の減員数のことも含めてカウントしていますので、現実的に消防職員が通信員が 3 分の 1 で計算されたとしても、現実今、勤務している消防署員の数そのものは減らないというふうに考えております。
- ○議長(古川 稔) 増田議員。
- ○17番(増田武夫) どっちにしても、増強にはならないということですよね、減らないにしても。増 強にはならない。

それから、初動態勢の強化といいますけれども、平成二十何年でしたかに消防署員に、平成22年でしたか、いろいろアンケートをとった結果、現状でも初動態勢をとるのが非常に困難な場合があるという、困難だということを4割の人が回答しているというようなことも聞いたわけですけれども、そうしたことを考えても、やはり初動態勢の強化だとか、現場活動要員の増強にはなかなか広域化が減らないにしても広域が結びついていかないということだというふうに思うのです。そういうことを考えますと、なかなか意図するような広域化の、道自身も認めているように、スケールメリットだとか、いろいろなメリットが出てこないという、その現実にはなかなか応えていかれない広域化だというふうに思うのです。

それから、温存せざるを得ないような自賄い方式が、その自賄い方式の検討のために広域化も少しずつ先延ばしになってきたような形だと思うのですけれども、それだけ協議しても合併後5年間は自賄い方式を温存したままいって、さらにその先はどうなるかということは、協議していかなければならないような状況ですよね。なかなかこの自賄い方式が町長自身の答弁にもありますように、いろいろな町村によって温度差があって、で、この自賄い方式の解消、これ組織を広域化してやっていく一番大きな方向としては、そういう自賄い方式なども全部解消して、組織が一つになっていくということが最終的な目標だと思うのですけれども、その一番大事なところといったらちょっと語弊があるかもしれませんけれども、組織をつくっていくのに一番大事な自賄い方式というものが温存されていったのでは、広域化のメリットというか、広域化の目標そのものがそれこそ曖昧になってしまう、ぼけてしまうのではないかと思いますけれども、いかがですか。

- ○議長(古川 稔) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋平明) 自賄い方式につきましては、確かに議員のおっしゃるとおり、全てを解消して 広域化された消防局になるのでしたら、全てが同じ条件で職員の給料含めて、スタートするのがこれ が当然の姿だというふうに私どもは認識をいたしております。ただ、現実的に町長からも答弁ありましたように、それぞれの市町村がそれぞれの消防職員に対する思いといいますか、温度差といいますか、ありまして、なかなか一度に自賄い全てを解消できるという状況にはありませんことから、まず はスタート時の姿という形で現状のまま広域化をして、まず5年間で給料、それから職員採用、職員 の身分、これらについては5年後をめどに自賄いの部分は解消していくと。それ以降、それ以外のものにつきましては、その後の検討、協議によって自賄いの解消を目指すことを最終目標としていますので、自賄いを解消する方向で協議を重ねるということで、今は19町村で統一した見解を持って進め

ているところでもあります。決して自賄いそのものが悪いというわけでもありませんし、その自賄いがあるから広域化ができないのかといったら、そういったこともありませんので、自賄いは解消できるものから順次解消していって、19 市町村による広域化の作業ですから、それぞれの地域の事情ですとか、それぞれの市町村の思いもございますので、そういった部分についてはやっぱりある程度の時間が必要かなというふうには思っております。

- ○議長(古川 稔) 増田議員。
- ○17番(増田武夫) これ広域化によるメリットというのが、誰の目にも明らかなような形ではなかなか示せないのが現状だと思うのです。例えば道が心配している広域化のスケールメリットだとか、初動態勢の強化だとか、それから現場活動要員の増強などというものは本当に示すことができない状況だというふうに思うのです。忠類消防支署の問題も取り上げさせていただきましたけれども、やはりスケールメリットを出そうとすれば、それはそうした組織にも、それは全然そのままでいいのだよというのであれば、別に広域合併する必要ないのだと思うのです。やっぱり何を問題にしてくるかといったら、忠類のような支署だとか、大樹から近いからこれ廃止だというような状況になりかねない。そして、そうならないよという担保もないと。5年間はあれだし、町長の答弁でもそういうふうにならないという保証はないけれども、保証はできないということも言われていましたけれども、そうした本当に地域住民にとっては消防支署というのが安心・安全のよりどころだと。救急車もあそこにきちっと配置されているということが合併してきたその地域の人たちにとっても、それが一つのよりどころだというふうに思うのですけれども、そうした忠類支署の存続というものについて、もう一度。
- ○議長(古川 稔) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋平明) 現状のままスタートするということでありますので、まず忠類の現状の支署がなくなるということはありませんし、将来的にわたって、これは決して保証されているというものではありませんけれども、今現状で認識する限り、忠類から消防支署がなくなるということはまず考えにくいことであります。必ず残るというふうに思っております。

このスケールメリットの話ですけれども、広域化をなぜやるといいのかというと、例えば現状でそれぞれの消防署、各町村で現有の消防車両、消防機器を抱えていますけれども、やはり最新のものに更新をしていくですとか、それからそういったときに、それぞれの市町村単独ではなかなか経費、消防車両そのものは高いですし、救急車ももちろん高いですから、大変な経費がかかってしまいます。これが広域化をやれば、広域化の中で計画的に車両の配分ではないですけれども、車両の整備計画もつくりやすいし、またそれに対する国からの財政的な支援のことも期待ができるという大きなメリットもあるというふうに考えていますので、そういった部分の消防力の強化、消防車両ですとか、消防設備ですとか、そういった部分に対する国からの財政的な援助も期待をしながら、進めていきたいというふうに思っております。

- ○議長(古川 稔) 増田さん、時間になりましたので、まとめてください。
- ○17番(増田武夫) 今、最後に言われたのは、自賄い方式なのです。それが解消されていく見込みがないわけですので、だから、その点はやはり広域化によってそういうものが各町村にしっかりと保証されていくということはないというふうに思いますので、自賄い方式の解消もできないような広域化はすべきではないと、そのことを申し上げて終わりたいと思います。
- ○議長(古川 稔) 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。 この際、14 時 15 分まで休憩いたします。

14:00 休憩

14:15 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、谷口和弥議員の発言を許します。 谷口和弥議員。

○10番(谷口和弥) 通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

働く人を大切にするまちづくりのために。

パワーハラスメントや長時間労働によって若者を初めとする働く人々を過酷な労働に追い立て、もののように「使い捨て」「使いつぶす」、「ブラック企業」が大きな社会問題となっています。厚生労働省は平成25年9月を「過重労働重点監督月間」とし、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への重点監督指導」と、9月1日に「無料電話相談」を実施しました。厚生労働省北海道労働局は、12月に北海道における監査指導状況を発表。197事業所に実施し、151事業所で違反があったこと、無料電話相談には70件の相談が寄せられたと報告がされました。

その後、北海道労働局は1月に「平成25年における道内の全労働基準監督署の労働基準法及び労働安全衛生法等違反にかかわる送検件数」を54件と発表しました。内訳は労働基準法違反が7件、労働安全衛生法違反が36件、最低賃金法違反が1件ということでありました。いずれも悪質・重大な法違反とされて送検に至った事件であります。北海道労働局は「今後とも悪質・重大な法違反に対して厳正に臨む」としていますが、二つの発表で明らかになった違反件数は氷山の一角だとする声も聞かれます。

働く人を大切にする社会をつくることこそ、消費と需要を支え、地域経済のしっかりとした基盤をつくることになります。働く人たちの生活と権利、人間としての尊厳が踏みにじられることのない社会にしていくことが求められています。

つきましては、以下の点について伺います。

- ①「過重労働重点監督月間」の「電話無料相談」において、相談内容が「長時間・過重労働」に関してでは、総時間外労働時間数が月80時間以上となる人が70%となっています。「賃金不払い残業」は相談者の50%が該当しているなど、悪質と判断されるような事例が示されています。この厚生労働省の監督指導結果についての町長の認識を伺います。
- ②幕別町として町内事業所の雇用状況などを一定把握すべきと考えますが、幕別町の考えを伺います。
- ③幕別町に雇用に関する労働相談窓口の有無を伺います。また、寄せられた相談に労働関連法に違 反する疑いがある場合、幕別町がどう対応するのか、伺います。
- ④労働関連法が遵守されるよう、幕別町としても町内の事業所に対して啓蒙活動を推進する必要が ありますが、どのような活動がなされているのか、伺います。
- ⑤幕別町として、ニート、ひきこもりなど社会に出ることに困難を抱える若者に向けた自立支援の 取り組みが必要と考えますが、幕別町の考えを伺います。
- ⑥季節労働者の方々が通年で雇用されるように国が実施する通年雇用促進支援事業を行うため、幕別町など十勝管内8町が集まり「十勝北西部通年雇用促進協議会」が、平成19年度に設立されています。季節労働者の雇用保険「特例一時金」制度は基本手当日額の30日分、当面は40日分とかつて90日分だったものが縮小されており、季節労働者の生活を支えられるような制度となってはいません。「十勝北西部通年雇用促進協議会」における幕別町にかかわる活動内容や幕別町としての季節労働者の就労対策についての考えを伺います。

以上です。

議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「働く人を大切にするまちづくりについて」であります。

近年、全国において過労死あるいは心労による自殺に対する労災認定を求める訴訟が増加しておりますが、過労死の多くが長時間の過重な労働によるものであることから、厚生労働省では、平成 13 年、時間外労働による脳血管疾患等の認定基準、いわゆる過労死等に関する労災認定基準を定めたところであります。

ご質問の1点目、「厚生労働省の監督指導結果について」であります。

ご質問にありますように、厚生労働省北海道労働局では、昨年9月に、長時間労働の抑制や賃金不 払い残業の解消、過重労働による健康障害防止を図るために、集中的な監督指導を実施するとともに 無料電話相談を実施いたしたところであります。

本監督指導につきましては、道内の 197 事業所を対象に実施し、151 事業所で違反があったと公表 されております。

主な違反内容といたしましては、法定労働時間に関する事項が87件、時間外労働等の割増賃金に関する事項が53件、労働条件の明示に関する事項が33件、1カ月の時間外労働時間数が100時間を超えるものが25件という結果が報告されたところであります。

労働基準法や労働安全衛生法などのいわゆる労働関係法には、雇用関係や労働条件等に関する事項が定められているほか、労働者の健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を目的として、事業者には労働者の健康と安全に配慮する義務が課せられております。

社会経済を構成する各事業所の事業活動は、個々の労働者に支えられているところが大きいものと 認識いたしているところであり、法令の定めにのっとり、労働者の健康に配慮することは企業として の当然の義務であり、公表された法令に違反する事例につきましては、速やかに是正されるべきもの であろうと考えているところであります。

ご質問の2点目、「町内事業所の雇用状況などの把握について」であります。

本町におきましては、町内企業における従業員の雇用実態を把握し、労働条件の改善や労働福祉などに関する今後の取り組みの参考とするために、「幕別町事業所雇用実態調査」を実施いたしております。

本調査は、雇用形態や労働条件、賃金等の支給状況、福利厚生、障がい者の雇用等について調査しており、平成25年度の調査におきましては、対象となる622事業所のうち、42.8%に当たる266事業所から回答をいただいたところであります。

今後も、調査項目を見直すとともに、調査方法等の検討を行い、回答率の向上を図り、より正確に 実態を把握できるよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「雇用に関する相談窓口の有無と労働関連法に違反する疑いがある場合の対応について」であります。

雇用に関する相談窓口につきましては、商工観光課に「雇用相談窓口」を設置しており、ご相談に対しましては、随時対応させていただく態勢を敷いておりますが、労働関連法の所管官庁は、労働基準監督署であるため、これまで町の窓口において、このような相談はほとんど寄せられていないのが実態であります。

しかしながら、町の相談窓口におきまして、相談内容が法に違反するような疑いのある場合には、 速やかに労働基準監督署へ連絡し、引き継ぐこととしているところであります。

ご質問の4点目、「労働関連法の遵守に関する啓蒙活動について」であります。

本町におきましては、これまで「幕別町事業所雇用実態調査」を事業所に送付する際、「最低賃金に関するお知らせ」や「労働契約法改正のポイント」など労働条件等に関するパンフレットを同封し、労働環境の確保・改善について周知してきたほか、広報紙における周知や役場窓口で関連チラシを配布してきたところであります。

今後においては、これらに加え、帯広労働基準監督署など関係機関と連携して情報収集を行い、商 工会等を通じて啓蒙活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「社会に出ることが困難な若者に向けた自立支援の取り組みについて」であります。 厚生労働省において、ニートとは「15歳から34歳の無業者のうち、就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない者」と、ひきこもりは「さまざまな要因の結果、義務教育を含む就学や家庭外での人間関係等の社会参加を回避し、原則6カ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態」というふうに定義しております。 厚生労働省では、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就労へ導くことを目的として「地域若者サポートステーション」を、全国 160 カ所に開設しており、道内には8カ所、十勝管内におきましても帯広市内に開設しているところであり、キャリアコンサルタントによる就職相談、コミュニケーション訓練や資格取得の支援、就労体験などによる就労に向けた支援を実施いたしております。

本町におきましては、平成17年度から、新規学校卒業者のスキルアップを図り、就職活動を支援する事業を実施いたしております。

本事業は、高校等を卒業してから3年以内の未就職者を対象に、町の臨時職員として一定期間雇用し、事務補助などの仕事を通じて社会人としての基礎的な素養を身につけていただくとともに、週1回を求職活動や自己研修を行っていただくという内容であり、これまで27名の方の参加を得ておりますが、平成24年度においては、民間企業への就労体験も実施したところであります。

今後も、本事業を引き続き実施するとともに、「地域若者サポートステーション」の周知を図り、将 来を担う若者の社会参加を促すことに努めてまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「『十勝北西部通年雇用促進協議会』における幕別町にかかわる活動内容や、町としての季節労働者の就労対策について」であります。

初めに、十勝北西部通年雇用促進協議会につきましては、平成19年度に実施された国の通年雇用促進支援事業のもと、本町のほか、音更町、芽室町、清水町など8町と各町の商工会、北海道により、平成19年8月に設立し、季節労働者の通年雇用化の促進を図ることを目的とし、雇用相談窓口の開設、雇用促進セミナーや能力開発・向上のための技能講習会、求人開拓のための企業訪問などのほか、協議会独自の事業として、資格取得費用の助成や冬期間季節労働者を雇用した事業所に対する助成などを実施してきたところであります。

通年雇用の実績についてでありますが、直近の平成24年度におきましては、8町全体で19名が通年雇用され、そのうち本町の住民3名が通年雇用に至っておりますが、本協議会の事業が始まった平成19年度から平成24年度までの6年間では、8町全体で82名、そのうち本町の住民は10名の方が通年雇用されたところであります。

このほか、人材育成事業として、季節労働者の能力開発や技能向上を図って通年雇用化を促進するために、移動式クレーン運転技能講習や玉掛け技能講習、建設車両運転技術講習などの9種類の技能講習を実施したほか、異業種への再就職による通年雇用化を図るためのホームヘルプ2級講座やパソコン講習などを実施し、平成24年度には、協議会全体で70名が受講し、そのうち本町からは19名が受講いたしております。

また、季節労働者自身のスキルアップの取り組みを支援するため、資格取得促進事業といたしまして、労働安全衛生法に基づく特別教育や安全衛生教育の受講経費に対する助成事業を実施し、18名へ17万8,000円を助成いたしましたが、本町では8名へ8万2,000円助成いたしております。

北海道では、大型特殊自動車運転免許や牽引免許などの取得に係る経費の助成事業を実施しており、 27名へ243万4,000円を助成されましたが、本町では8名へ75万7,000円助成されております。

このほかにも、労働安全衛生法に基づく特別教育や安全衛生教育の受講経費として本町の8名に対し8万2,000円を、大型特殊自動車運転免許や牽引免許などの取得に係る経費として8名に75万7,000円を助成したところであります。

次に、幕別町としての季節労働者の就労対策についてでありますが、これまで年2回、季節労働者の雇用相談会を開催しているほか、市街地歩道の除雪や町道の清掃、町道に隣接する支障木の伐採、町職員住宅の解体など就労対策事業を実施いたしております。

今後も、これらの事業を継続するとともに、さまざまな分野において、季節労働者の雇用の創出が 実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長(古川 稔) 谷口議員。

○10番(谷口和弥) それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

雇用をめぐる状況が大変厳しいと。その中で、善良な企業、事業所はたくさんあるのだけれども、 一部の中では大変な労働者を追い込むような事態が広がっている。そのことがこの調査結果などから 示されている、そのように思います。

最近、幕別高校の校舎の中で、中札内高等養護分校の生徒さんが幕別高校の先生と将来の進路について進路学習をする、そんな機会があったということを知りました。そこで大変、私自身が感動したお話、人間働くということはどういうことなのかと、そのことを本当に改めて考えさせられる、そんな機会があったので、ちょっとそのことを簡単に紹介させていただいて、行政としてどういうことができるのかということの問いかけをさせていただきたいというふうに思います。

2月25日に進路学習に取り組んだということが紹介されています。中札内高等養護幕別分校の7人の1年生に分校に進学した目的は何だという問いかけをすると、全員が就職するためだということの答えだったと。たくましい答えが返ってきた。そこで、先生は憲法第27条を紹介して、27条は全ての国民は勤労の権利を有し、義務を負うという中身でありますけれども、誰でもが働くことが保証されるということをまずは学んだと。そして、16歳の生徒たちにとって残された70年近くの人生をどのように過ごすかということ、それからその大半の40年を職業を持って働いて過ごすということの意味や価値を一緒に考えたのだということでありました。その中で四つの幸せ、そのことの講義も行ったと。2時間の授業ではあったけれども、大変子供たちの目が輝いていたということでありました。四つの幸せ、それは大変有名なお話でありますけれども、日本理化学工業株式会社という、本社は川崎にあって美唄にも工場があって、従業員の規模でいえば、76人というそんなに大きな企業ではありませんけれども、事務用品の製造販売をする会社なのです。黒板に書くチョーク、全国の3割のシェアを持つ76人の従業員だけれども、57人の知的障がい者の方がいるのだそうです。

この方がこういう体験をされたと。いろいろ前置きなのですけれども、省略して言いますけれども、養護学校卒業する生徒さんを2人就労体験させたと。一生懸命働く。だから、従業員さんがぜひ採用してくれということの中で採用が始まったと。ここで就労ができなければ、施設に入って3食食事つきで暮らせる、そういう条件もあったけれども、何で働くのだろうということが疑問だったのだそうです。法要のために訪れたある禅寺で、偶然隣り合った住職が、このことを聞いたときに、このことを話したときに、人間の究極の幸せは、1番、人に愛されること、2番、人に褒められること、3、人の役に立つこと、4、人から必要とされることでありますよと。障がい者の方たちが施設で保護されるより企業で働きたいと願うのは、本当の幸せを求める人間のあかしなのですという四つの言葉を紹介する中で、生徒さんたちの顔つきが変わっていったということが紹介されているところであります。

障がい者の方の例でありますけれども、これはこの日本理化学工業の現会長さんのエッセイの中から今読ませていただいていますけれども、「人間の究極の幸せとは」という、そういう表題の中でこのエピソードが紹介されているところであります。本当に働くということがどういうことなのか、本当感動してこの授業の中身を聞かさせていただきました。学校関係者の方にも許可をいただいてこのことを紹介させていただいているところであります。

この会社の会長さん、このように最後に締めくくっているのですけれども、人間らしい本来の豊かさや潤いを感じられる社会にしていくために、憲法第27条の勤労の権利や25条、これは生存権についての条項でありますけれども、社会に根づかせる姿勢が国や自治体に求められているのだということで締めくくられています。

ここで、今、町長からは冒頭、法規に違反するところがあればしっかりと是正されるものということでご答弁いただいたわけでありますけれども、この人間らしい生き方をする、その上で仕事がある。 自治体の役割がこのことについて、こういう授業が幕別の中で行われているということや四つの幸せのことなど、感想など述べていただけたらというふうに思っています。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 先ほど申し上げましたように、こうしたいわゆるブラック企業といわれるような 企業が最近盛んに社会問題とされて、あるいはマスコミなんかで取り上げられておりますけれども、 我が町にはそういった企業はもちろんないものと信じておりますし、こういった企業がこれから社会 から本当に認められるような企業となっていくように是正されたりいろんな改善をされて頑張ってい ただけるように期待をしたいというふう思います。

今、お話ありました四つの幸福ということだそうですけれども、四つどころではなくて六つでも八つでもまだまだいろんな幸福があるように私どもも頑張っていきたいというふうに思います。

○議長(古川 稔) 谷口議員。

14:39 小川議員入場

- ○10番(谷口和弥) きのう、3月11日、多くの国民が東日本大震災の震災の被災者の方々に心を痛めている、そういう中で、国会の中ではということになりますけれども、労働者派遣法の改正案が閣議決定されたということが紹介されています。本当にマスコミの報道もそういった震災関係のところで、大きな紙面をとっている中でこういったことが行われるということは大変遺憾だなというふうに思っているところであります。派遣労働者を無期限、無制限に使えるように労働者派遣法の改悪案が出されています。派遣の受け入れ期間は原則1年、延長しても3年が条件だったけれども、ずっと派遣でいられる、そういう非正規雇用の体制を企業側の都合で維持できる、そういう中身がここにあるわけであります。やっぱり仕事を通して、将来を見通すということがやはり人間として、心の安定にもつながっていくわけで、何としても私はこの法案が成立しないこと、このことを強く望んでいるわけでありますけれども、この改正法案のことはずっと政府のほうではこういうふうにしたいのだということは言ってまいりました。そのことがまるっきりそのまま反映されての法案なので、町長もよくご存知ではないかというふうに推察しますが、このことについて町長の思いを聞かせていただけますか。
- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 赤旗のきょうの1面のトップに出ていたと思いますけれども、詳しく読んでないのでわかりませんけれども、国でいろいろなことが決められる。これが私どもの町の住民の皆さんにどう影響していくかということが我々にとっては一番大切なことなのだろうというふうに思っております。ひとつ、我々からすれば、いろんなことが決まってまいりますけれども、そうした新たな法案なり新たな決めごとが住民にとって、町にとってよりよい方向に進むように私どもとしてはそれを願うだけでありまして、その法案のいいか悪いかというところまでは、もちろん私ども踏み込んで言うことにはならないのかもしれませんけれども、十分中身を見させていただきながら、研究させていただきたいというふうに思います。
- ○議長(古川 稔) 谷口議員。
- ○10番(谷口和弥) それでは、質問の二つ目に行きたいと思います。

町内の事業所の雇用状況の把握についてであります。

幕別町では幕別町事業所雇用実態調査を実施しているということのご答弁があったというところでありますけれども、622 事業所のうち 266 の事業所、42.8%であった。この数値でいえば、半分以上答えが返ってきてないのだということになるわけであります。答えが返ってくる事業所よりも返ってこない事業所のほうがより心配があるというのが正直な思いであります。なぜこういう回答率になったのか、お聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(森 広幸) 毎年のように雇用実態調査をやっているのでございますけれども、私の ほうでもより多くの方のご回答を得れるようにパンフレット等も全部挿入し、より多くの回答を得ら れるように努力はしているのですけれども、なかなかいかんせんそこまでいっていないという企業も

ございまして、これからも啓蒙活動等を通して回収率は上がるように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

- ○議長(古川 稔) 谷口議員。
- ○10番(谷口和弥) 回収率が上がるようにぜひ努力していただきたいというふうに思います。参考資料にはなるのだと思うのですけれども、統計資料にならないそんな数字ではないかなと、そのように思います。たくさんの企業にちゃんと回答もらう、そういう習慣といいますか、そういう位置づけのある調査にしていただくように、そうすべきだというふうに思います。

三つ目であります。相談の窓口の有無であります。商工労働観光課の中に雇用相談窓口があるということでありました。しかしながら、これまで町の窓口において労働関連法にかかわるような相談はほとんど寄せられないということの実態も今ご答弁でいただいたところであります。幕別町の1階フロアということになりますか、そこにそういう雇用にかかわる、労働相談にかかわる相談窓口があるのだということの周知のほうはどのようにされていらっしゃるのか、まずはお尋ねしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(森 広幸) 私どもの1階の事務所の入り口のところに雇用相談窓口という形で掲示をさせていただいて、それとあと広報等にも商工観光課で扱っていますという広報もやっております。 以上です。
- ○議長(古川 稔) 谷口議員。
- ○10番(谷口和弥) 私はこの労働相談ということについて、帯広のハローワークにもちょっと資料を もらいにもちろん行ってまいりましたけれども、帯広市でありますけれども、労働相談窓口のご案内 ということで、労基署の中にこういうパンフレットを置いてらっしゃる。このことにすごく意味があ るなというふうに感じて帰ってきたところであります。もちろん雇用にかかわる相談というのは、窓 口はハローワークになるのだ、労基署のほうになるのだというふうに思いますけれども、そこに相談 に行くということは相談者にとってはそこでやはり問題があるということになれば、法的な動きもあ るだろう。会社に対して何らかのアクションが当然あるだろう。そのことによっては犯人捜しのよう なそんなようなこともあるだろう。そのことを思えば、なかなか労基署の窓口に直接行ってというこ とにならない。そういう中でワンクッションというふうにおきますか、その労基署に相談に行ったほ うがいいのかどうなのかも含めて相談に行ける窓口が大変重要なのだというふうに思うのです。そし て、この帯広市の相談の窓口の案内でいいますと、庁舎内では毎日開庁時間全て受付時間というふう にしていて、そして、労働相談は決まった曜日、時間でありますけれども、労働相談員と言われる立 場の人がちゃんと対応するのだということ、そして帯広駅のエスタの中にも相談コーナーを設けてい て、これも毎日やっていて、電話相談も毎日受けますよと、そういう取り組みになっている。ここに 何件の相談件数ということまではお尋ねできなかったけれども、でもこういうことの中ではきっと相 談がほとんどないのだということはないのだというふうに思うわけであります。幕別町の中でもこの 相談の窓口についてしっかりと周知して、そしてしかるべく対応をする。そのことを心がけていただ きたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(古川 稔) 経済部長。
- ○経済部長(田村修一) ただいま帯広市の例を挙げられてご質問ありましたけれども、私どものところも同様に、毎日勤務時間帯であれば常に随時そういう相談があった場合には相談を受けるという体制をとっております。ただ、私ども帯広市みたく職員たくさんいるわけではないので、専門相談員というものを置いているわけではなくて、担当の職員が対応していると、窓口として対応しているという状況でございます。先ほど答弁の町長にありましたとおり、町の窓口に、先ほど言いましたけれども、犯人捜し的なことも心配して、なかなか窓口に相談に来るという実態はないというのが実態でございます。先ほど議員おっしゃられていましたとおり、ハローワークですとか、労働基準監督署、そういうところと連携いたしまして、例えば私どものパンフレットを置いて PR していただくとかそうい

うようなことを今後検討していきたいと思っております。

- ○議長(古川 稔) 谷口議員。
- ○10番(谷口和弥) 先ほどの案件にもなってきますけれども、幕別町としては労働関連法に違反する、 例えば賃金未払いのような、そんな事業所があるということの相談は実は私も個別に受けていたりす るのですけれども、そういう実態が町内の事業所にあるということは承知している、または承知する 仕組みはおありなのでしょうか。
- ○議長(古川 稔) 経済部長。
- ○経済部長(田村修一) 実際に未払いかどうかということは私ども確認したわけではないのですけれ ども、第三者の町民を通じてそのような状況ではないだろうかというご相談を受けたことはございま す。ただ、その際には一応事業所に対しましてこういうような相談、町民の方からありましたけれど も、大丈夫でしょうかと、そういう実態がある場合にはすぐ解消してくださいというような話をこち らから直接事業所に話をさせていただいたことはございます。
- ○議長(古川 稔) 谷口議員。
- ○10番(谷口和弥) その実態、そういった情報が入っていて、対応したということがわかりましたが、 やっぱり町は結局その事業所に対して、町内にあれば当然地方法人税がかかる、そういうところでも ありますよね。それは積極的に云々ということのお話ではないのですけれども、賃金未払い、これは 労働者にとっては本当に生き死ににかかわるような、生活の継続が困難になっていくような、そんな 事態になっていくわけであります。そういう実態を一方でつかみながら、ちゃんとその事業所として の税金も納めてもらわなければだめなのだけれども、もしそのことで少し未払いのほうが解決するよ うなことがあるのだとしたらば、それは猶予するようなそんなことだって考える余地のある中身にな ってくるのだと思うのです。町として相談者に対して親身になった、そして行って、そして事業所に 対して行動をちゃんと促せる、そういう姿勢でもって対応していただけたらいいなというふうに思っ ているところであります。これは指摘だけにさせていただいて、そしてあれします。

労働関連法案の啓蒙活動についてでありますけれども、パンフレットを同封して、関連チラシを配布してということがありました。それを読んでいるかどうか、それをちゃんと学んでいるかどうかについてはつかむ実態はないような、そんなご答弁であったかというふうに思いますけれども、そのことはどうでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(森 広幸) 一応、何種類かのパンフレットは雇用実態調査のときに送付して各企業 にお配りはしているのですけれども、それを熟知して読んで納得というのでしょうか、それとも俗に 言う全てわかっているかの実態把握については行ってないのが現状でございます。
- ○議長(古川 稔) 谷口議員。
- ○10番(谷口和弥) 多分そういうことになってしまうかなというふうに思いました。この労働相談の窓口の方とちょっとお話ししたところ、本当に悪意があって労働関連法を守ってないのだという、そういうケースでないものも随分あるのだということも聞いています。今、こういう法律が変わる中では1人でも、1人会社でも社会保険に入らなければならないし、一定人数がそろえば、就業規則も用意しなければだめだ。しかしながら、そういったことも知らないまま自分がたたき上げの中で事業を興して、そしてやっている、そんな方もいる。そんな実態もあって、いろいろ考えさせられる、そんなお話でありましたけれども、これまた帯広市の取り組みになりますけれども、その商工労働にかかわる係の中でビデオの貸し出しをやっているのだということを聞いたところであります。労働安全衛生映像機材を希望者に無料で貸し出している。災害防止、安全管理、労務管理といった分野で全67巻、事故の防止ということが中心のようですけれども、メンタルヘルスや労働関連法の知識、それからセクハラといった幅の広い分野にわたって用意して、そしてそれを貸し出している。それを貸せば、見たかどうかはまたわからないけれども、でもそういうチラシが届いたということだけではない、そんなことになってくるのだと思うのです。そういった取り組みのことなどは、どうでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 経済部長。
- ○経済部長(田村修一) 私どもパンフレット配ったりいろいろお話をさせていただいております。またさらに、今、帯広市でビデオを貸し出しているというようなことで、見たかどうかわからないという、見たかどうかということになると、町内の企業全部に対してこのチラシを見てくれましたかというようなことを調査するということもなかなか難しいことだと思っております。こういうようなことにつきましては、当然のことながら企業のコンプライアンスというのですか、法令遵守という意味では当然のことながら見ていただいているもの、また考えていただいているものというふうに私どもは思ってはおります。しかしながら、なかなか例えばビデオだと目に訴えるとか、気軽に取っつけるというようなこともあるので、帯広市の例なんかちょっと調査研究させていただきたいなと思っております。
- ○議長(古川 稔) 谷口議員。
- ○10番(谷口和弥) 5番目のニートやひきこもりなど社会に出ることが困難な若者に対しての自立 支援の取り組みついて質問させていただきたいと思います。

ご答弁では地域若者サポートステーションの取り組み、それから町の臨時職員としての一定期間の雇用ということの取り組みが答弁としていただいたところであります。平成25年度の国の補正予算の中で地域人づくり事業、こういったものが出されてきているところであります。若者の雇用だけではなしに、女性の雇用のことも含めてさまざまな施策を行うための予算だというふうに聞いておりますけれども、このことに対する手挙げなどは幕別町のほうではいかがだったでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(森 広幸) 26年度の事業として国の補正予算で国から道のほうに指示がありまして、本町のほうにもその事業を取り組んでいただけないかという要請が来まして、私どもといたしましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、失業者に対する就労活動ですとか、そういうことを目的にして、ただいま二つの事業に対して募集をしているところでございます。一つの事業と申しますのは、雇用拡大のプロセスという形で失業者を雇用した上での人材育成を行う事業の募集、もう一つは処遇改善プロセスという事業でございまして、これは在職者の賃上げ等の処遇改善を図る事業、こういう形でただいま町といたしましてはホームページ等で対象となる町内に本社がある企業、団体、NPO 法人等に公募している現状でございまして、ただいま5団体から問い合わせが来ております。

以上でございます。

- ○議長(古川 稔) 谷口議員。
- ○10番(谷口和弥) この国の事業が実際に民間企業に委託させて仕事づくりの掘り起こしをする、そういう中身の事業なのだというふうに思いますけれども、こういう仕事を民間に委託するということは、決して 100%歓迎できる、そういった中身ではないなというふうに感じているのです。やはり公的な機関でやるべきものだというふうに思うのですけれども、でも、そういう事業の中でそういう取り組みをするということは、それは一つの手法として成功させていただきたいというふうに思うわけであります。

それで、この民間に委託するということの中で懸念されることは、そういう会社の情報や個人の情報がちゃんと守られるか、ほかの目的に利用されるようなことがないのか、そのことの管理、監督がちゃんと必要なのだというふうに思うのですけれども、そのことについてはどのように考えてらっしゃるでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(森 広幸) 今、議員のおっしゃったとおりに、民間の今言ったような形については、 きちんと守れるかどうかの指示はきておりますし、そのとおりやっていこうと思っておりますので、 よろしくお願いします。
- ○議長(古川 稔) 谷口議員。
- ○10番(谷口和弥) 地域若者サポートステーションができたときに、これは 2011年だというふうに

思いますけれども、このときの厚生労働省の資料の中で、十勝管内には 2,006 人の 15 歳から 35 歳という年齢の中でひきこもりり、ニートがいるのだということが紹介されておりました。幕別町には町が把握しているひきこもり、ニート、そういうふうに分類されてしまう若者はどれぐらいいるというふうに把握されてらっしゃるのでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 経済部長。
- ○経済部長(田村修一) 町では今のところ人数何人かということは把握している状況ではございません。
- ○議長(古川 稔) 谷口議員。
- ○10番(谷口和弥) 人数の把握がやはり私は必要なのだというふうに思うのです。そうでないことには、では、次どういう施策を打つのかということがめどが立たない。そんなようなことになるのだと思うのです。とても難しい調査の中身なのだと思うのです。あなたはニートですか、ひきこもりですか、そういったことを問うということにはならないのだというふうに思うわけです。

ちょっと秋田県の藤枝町という自治体の中で、ひきこもりの就労に向けた独自の支援事業ということの中でこの数をつかむということの中でやったことの手法についてちょっと紹介をさせていただきたいというふうに思います。

この藤枝町の、藤里町でした、すみません。藤里町が社会福祉協議会に委託したと。今言ったような聞き方では、家族や本人がそういうふうに認識してなかったり、そういうふうに言いたくなかったりで答えがちゃんと正しくならないわけです。どう聞いたか。定職を持たず、2年以上経過していたらば、カウントさせてくださいという問いかけの中で何人いるかということの把握をやったと。1件1件ということなのかどうかまではちょっとわからなかったですけれども、結局足で調査に行って、そして数を確定させた。結局、対象年齢は小さい自治体でありますけれども、1,293人の中で113人該当する人がいたと。この数字に驚いたということが紹介されているところであります。繰り返しになりますけれども、やはりどれぐらいいるのかということについては、ちゃんと数を把握することが必要ではないかと思うのですけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 経済部長。
- ○経済部長(田村修一) 今、藤枝町でそういうような調査をしたということでございました。定職を持たず、2年間と言いましたけれども、この2年もどういう定義で2年間とやったのかということはちょっと不明でございます。というのは、やはり本当に実態と合っているのかどうかというようなことは疑問に感じられます。道でも今のところニートに関するそういう調査は行っておりません。町でやるとなりますと、それこそ全戸当たってそれぞれのご家庭にどういう状況かということを聞いていかなければ正確な数字は把握できないのかなと思っております。北西部通年雇用促進協議会では全体の失業者といいますか、季節労働者だとか、そういうものから恐らくこれぐらいではないかということで推計しているのだと思うのですけれども、この人数も確かに把握することも重要なことだと思うのですけれども、人数を把握するということよりも、根本的にはやはりこういうような状態を解決するためにはどうしたらいいのかと、どういうことを政策的にやっていけばいいのかということも重要だと思っております。ただ、そういう人数の把握につきましては藤枝町、先ほどご紹介されました藤枝町などについて調査研究してまいりたいと考えております。
- ○議長(古川 稔) 谷口議員。
- ○10番(谷口和弥) 藤里町、私が1回目言い間違ったので、そういうことになってしまったのですけれども、確かに数をつかむということは大変な作業であるのだなということで推察しますけれども、でもやはり施策は重要で、結局この方たちが将来このままいったらどうなるのかということを推察すれば、選択肢はそんなにないのだと思うのです。親御さんがちゃんと年金も払ってくれているとか、そして一定財産を残してくれていてだとか、兄弟に力があったとかということであれば、生活していかれるけれども、そういうことでなければ、もう幾つも選択肢がない、そういう町民が多くふえるのだということがないような、そんな目線でもってこのひきこもり対策を練っていっていただきたいな

というふうに思います。

6番目、季節労働者の雇用のことであります。

いろいろと町の独自の施策や十勝北西部通年雇用促進協議会の幕別町の取り組み、参加の人数のことなどはご答弁いただいたところであります。いろんな分野で町民が参加受講しながら通年雇用の努力をしているなということがわかりました。

それでお尋ねするのは、こうやって参加してくださる方、前向きな方というふうに言っていいでしょうか。この人数のほかに講習などの機会を受けてない人、受けたほうがいい、受けるべきなのに、そういうことに至ってない人というのはどれぐらいいるというふうに推察がされるでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 経済部長。
- ○経済部長(田村修一) どれぐらいいるかということは、正確な数はやはり私どもは把握しておりません。

ただ、このハローワークですとか、そういうようなところにこういうような協議会があるので、研修に参加していただけませんかというようなパンフレット、これは8町の連名、そして十勝北西部のこの協議会の名前で置かせていただいております。できるだけそういうような人の掘り起こしというか、そういう方……、失礼しました。季節労働者数は現在平成23年度調査したところで、幕別町は671名という数字になっております。失礼しました。

- ○議長(古川 稔) 谷口議員。
- ○10番(谷口和弥) 671人ということであれば、まだまだ対象となる人がたくさんいるということな のだというふうに理解をして聞いておりました。年2回幕別の札内福祉センターでもってこの促進協 議会の相談の日があります。あしたが2回目の日でありますけれども、いかがなのでしょうか。あし たの相談についての問い合わせや予約、どれぐらいこの促進協議会が周知されているかということの 中身を知る上でお尋ねしたいというふうに思うのですけれども。
- ○議長(古川 稔) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(森 広幸) 実際に移動相談窓口なものですから、協議会自体がやっているものですから、私どものほうに直接問い合わせはまだ来ておりません。ただ、昨年度行った雇用者の相談窓口に来られた方の実態は11名の方が来ております。あしたについてはちょっと何人とまでは把握しておりません。

以上です。

- ○議長(古川 稔) 谷口議員。
- ○10番(谷口和弥) この協議会の周知のこと、しっかりやっていただきたいというふうに思います。 季節労働者の雇用保険の特例一時金制度のことでありますけれども、基本手当日額の90日分あった ものが今は法律の上では30日となり、実際、今40日という経過措置の中でやっている。やっぱり季 節労働者の方が40日分のことで半年ぐらいもある冬期間をということになるのは、大変なことなのだ というふうに思います。90日に戻すべき、そういうふうに私は考えるわけでありますけれども、その ことについての考えをお話しいただきたいというふうに思います。
- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 季節労働者の問題で90日分の復活、これは私ども、毎年、十勝圏活性化推進期成会の中に、季節労働者雇用対策の充実強化という文面を持って要請を行っております。私も実は担当なものですから、最初のころは90日を復活ということを出したのですけれども、なかなかこれは現実的には厳しいのでということで、今のところは雇用保険特例一時金を拡充することというような書き方で引き続き要請活動は続けておりますけれども、今おっしゃられたように、何とかこれ一日も早く復活できるようにさらに我々としても努力してまいりたいというふうに思います。
- ○10番(谷口和弥) 終わります。
- ○議長(古川 稔) 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。 この際、15 時 25 分まで休憩いたします。

15:10 休憩

15:25 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

- ○16番(野原恵子) 通告に従いまして、2点について伺います。
 - 1、子どもの医療費を中学校卒業まで無料に。

幕別では、子育て支援として 2011 年 10 月から子供の医療費を小学校卒業まで無料として実施しています。子育て世代から「給料前でも安心して病院に行くことができる」「幕別に転居してきた」など大変喜ばれ、定住効果にもなっています。また、祖父母世代からも子育て応援の施策として評価されています。

十勝では大樹、上士幌、新得などが中学校卒業まで所得制限なしで医療費無料を実施しています。 保護者から幕別でも拡大してほしいと要望が出されています。

今、働く世代の労働環境は、総務省が2月18日発表した2013年の労働力調査によると、正規労働者が前年に比べ46万人減少し、非正規労働者が前年比93万人増加していると発表しています。不安定な雇用、相次ぐ増税、社会保障の負担増などで生活を圧迫しています。特に子育て中の若い世代の経済状況は厳しさを増し、少子化の要因にもなっています。

したがいまして、次の点について伺います。

- ①子供の医療費を中学校卒業まで無料にすること。
- ②所得制限を設けないこと。
- ③子供の医療費無料を中学校卒業まで、国の制度として確立することを求めていくこと。
- 2、発達支援センターの拡充を。

これまで、発達に問題がないと思われていた子供たちの中に、発達上のつまずきのある子供たちがいることが知られるようになってきました。これまでほとんどが家庭でのしつけの問題や親子関係の問題とされることが多かったのですが、今日では発達障がいは中枢神経系の何らかの機能不全で起こると推定されており、育て方や家庭環境が原因で起こるものではないことが明らかとなっています。そのため、発達障がいの子供の正しい理解がなされ適切な支援が大切です。

幕別町発達支援センターは、障がい児及び発達に支援が必要な児童に対し、その心身の発達を総合的に支援するとして、2012年4月からことばの教室の事業内容を拡大しスタートしています。

その内容は、発達相談はゼロ歳から 18 歳、発達支援はゼロ歳から 6 歳となっています。18 歳まで発達支援を行っていくには、施設の整備・専門職の配置・他の専門機関との連携などが課題であります。

以下、次の点について伺います。

- ①臨床心理士・言語聴覚士など専門職の配置を。
- ②専門機関との連携の現状と今後の方向性は。
- ③発達支援センターを計画的に拡充させていくこと。 以上です。
- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 野原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「子どもの医療費を中学校卒業まで無料に」についてであります。

本町における子供の医療費助成につきましては、従前から北海道医療給付事業にあわせて取り組んでまいりましたが、少子高齢化が進展する中で子育て世帯への経済的な支援を図ることを目的に、町独自の施策として小学校卒業までの医療費の無料化を平成23年10月から実施いたしております。

本制度の実施により、子育て世帯に係る経済的な負担の軽減が図られ、安心して子供を産み、育てることができる環境づくりの一助となったものと認識いたしており、定住促進の面におきましても波及効果を期待いたしているところであります。

ご質問の1点目、「中学校卒業まで無料にすること」についてであります。

十勝管内における子供医療費助成の状況につきましては、現時点におきまして、中学校卒業まで助成しているところは14町村であり、そのうち全額助成しているところが10町村、非課税世帯は全額で課税世帯は自己負担を1割とした助成をしているところが3町、入院のみを全額助成しているところが1町となっております。

また、小学校卒業まで助成しているところは5市町であり、そのうち全額助成しているところが本町を含む2町、非課税世帯は全額で課税世帯は自己負担を1割とした助成をしているところが1市1町、入院のみ全額助成しているところが1町となっております。

ご質問の中学校卒業まで無料にすることにつきましては、少子高齢社会におけるさらなる子育て支援につながるものと考えているところでありますが、新たな財政負担も伴いますことから、当面は現行の制度を維持していくことに努めることとし、今後、町の財政状況や近隣市町村の動向にも注視しながら、将来における検討課題として受けとめてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「所得制限を設けないこと」についてであります。

本町の子供医療費助成制度で所得制限を設ける理由につきましては、一つ目としては北海道医療給付事業においても所得制限を設けていること、二つ目として他の医療費助成事業や児童手当などの給付事業でも所得制限があること、三つ目として本制度が基本的には低所得者や中間所得者に対する助成であり、一定以上の高額所得者は対象外とさせていただくものであるということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

ご質問の3点目、「国の制度として確立することを求めていくこと」についてであります。

ご質問にもありますように、依然として経済状況の改善がなかなか感じられない状況のもとで、子育て世代を取り巻く環境は、厳しさを増しているものと認識いたしております。

少子高齢社会を迎えた我が国におきましては、将来を担う子供は国の宝であり、国、地方公共団体そして社会全体で子供の成長を支え育むことが必要であると考えているところであります。

今後、中学校卒業までの子供の医療費無料化を含めた国による子育て支援策の拡充について町村会 等を通じて国に働きかけていくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、「発達支援センターの拡充について」であります。

平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行され、国や地方公共団体の責務として、低年齢に発現する発達障がいに対して早期発見と発達支援を行うこととされたところであります。

本町におきましては、法の趣旨に沿って発達障がい者に対する支援施策の検討を重ね、平成 23 年 12 月「幕別町発達支援システム」を策定し、発達障がいにかかわる支援策などについて定め、平成 24 年度には保健福祉センター内に発達支援センターを設置して、教育委員会とも連携を図りながら、発達障がい者の早期発見、早期療育に取り組んでまいりました。

本年3月1日現在で通所している児童は58人でありますが、そのうち自閉症など発達障がいと診断された児童8人が在籍いたしております。

通所回数は、月2回から4回で、1回当たりの指導時間はおよそ50分、個別指導を基本といたしておりますが、あわせて年長児に対しては月1回のグループ指導も行っているところであります。

ご質問の1点目、「臨床心理士や言語聴覚士などの専門職の配置について」であります。

現在の職員体制につきましては、発達支援センター長1人、指導員5人、発達支援コーディネーター1人と臨時指導員1人の合計8人であり、センター長以外は専任といたしております。

指導員は、就学前の児童を対象として個々の特性に合わせた個別指導などに取り組んでおり、コーディネーターは、当センターに通所している児童の療育に当たり、保育所や幼稚園、学校、関係機関等と連携を図り、効果的な指導等ができるように調整することを主に担っております。

専門職による指導につきましては、児童の療育の必要性に応じて委託業務により帯広開西病院から作業療法士を週1回の割合で派遣していただくとともに、芽室町発達支援センターから臨床心理士を2カ月に1回の割合で派遣していただき療育指導に取り組んでおりますが、あわせて本町職員のスキルアップを図っているところであります。

本町職員としての配置につきましては、臨床心理士に関しては、児童の状況を医学的、心理的立場から診断・評価し、療育の必要性を判断するとともに、保護者の悩みなどの心のケアに取り組むためにも配置が必要であると認識いたしております。

また、言語聴覚士に関しても、発語器官に障がいを持つ児童や吃音症状の重い児童など難しいケースの本質的な問題を検査、評価し、助言をもとに指導を行えるように、また、口蓋裂や鼻咽腔閉鎖不全など器質的障がいを持つ児童への喉の緊張をほぐす、舌の動きや位置を修正するなどの直接的指導を行うために配置が必要であると認識しているところであります。

両専門職の配置につきましては、その必要性を認識いたしておりますので、今後、両専門職の配置 に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「専門機関との連携の現状と今後の方向性について」であります。

医療機関との連携につきましては、発達障がいの専門機関としての道立緑ヶ丘病院があり、保護者の希望に基づき受診することになりますが、その際には病院に対し、センターでの子供の様子を書面で伝えたり、保護者の希望に応じて病院への同行も行っております。

また、帯広開西病院には、委託事業として作業療法士を週1回派遣していただき、「体の使い方がぎこちない、バランスが悪い、手先が不器用など」に問題がある子供の評価や指導に取り組んでおりますが、指導後に町職員である指導員に対してのアドバイスも受けており、町職員による通常指導の中で活用しているところであります。

これらの医療機関との連携につきましては、療育の面で意義のあることでありますことから、今後 も継続してまいりたいと考えております。

また、発達障がいについての相談、知的なおくれの有無、発達の偏りの有無などの判定を行っている児童相談所や発達障がいについて専門的な支援を行える帯広児童養育センターなどの療育機関との連携を図っているところでありますが、今後も引き続き連絡調整などの体制強化に努めてまいりたいと考えております。

他町村の発達支援センターとの連携といたしましては、平成26年度から芽室町と新得町とともに十勝管内発達支援連絡協議会を立ち上げ、発達支援センターの先進地である滋賀県湖南市の発達支援システムをコーディネートした藤井先生を招き、発達支援システムの推進に関するアドバイスをいただくことを計画いたしております。

ご質問の3点目、「発達支援センターの拡充について」であります。

当センターを開設してから間もなく2年になりますが、現行では、相談支援の対象児童を18歳までとし、また、療育支援の対象児童を就学前の児童として個別に相談や療育に取り組んでいるところであります。

新年度からは、乳幼児健診において2歳児相談を加えることにより早期発見・早期対応に努めてまいりたいと考えております。

また、将来的には、各種の研修等を通じて職員のスキルアップに努めるとともに、態勢の充実を図ることにより、当センターの機能強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16 番(野原恵子) まず、子供の医療費の件についてですが、①の中学校卒業まで無料にすること。 このことについてはご答弁の中でもその子供の医療費、小学校まで助成しているというこのことには 定住対策につながり、町当局としても大いに評価している、そういうことが答弁の中でも明らかにな っております。そして、そのあかしといたしまして、幕別町の人口も増加しておりますし、それから

子供の医療費の対象年齢も多くなっている。今は平成24年度の決算資料、そのことを見ましても子供の数がこれは小学校6年生までの人数も入っているとは思うのですけれども、23年度と比較しましても、子供の数がふえてきている。そういう状況であると私は認識しております。

そういう中で、今、中学校まで助成するということは、若い世代の応援になるということは、これまた一歩前に進んだ施策でもあると思うのです。そういうことで、今、中学校まで医療費を助成するといたしますと、積算予算はどのぐらいになるとお考えか、お聞きしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 今の中学生の数が対象者と言ってもいいのでしょうけれども、およそ 900 人とすると、だんだん高学年に行くほど病院にかかる率は少なくなっていく。担当のほうで聞きますと、千五、六百万円、500 万円から 600 万円ぐらいが必要かなというような今の段階での試算が出ております。
- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16番(野原恵子) そうしますと、平成24年度は決算では9,246万円ということです。それから、 平成25年度の予算では9,810万円予算を立てまして、今回の補正で1,000万円の減額というふうに報告されて補正で示されております。そして、平成26年度の予算は9,500万円。そうしますと、平成25年度の予算から補正を引きますと8,810万円という数字になると思います。これは1,000万円の減額という補正を組んでいますので、この金額を中学校の無料まで充てるというふうに施策の一つとして考えれば、中学校卒業まで無料にするということは可能ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。
- ○議長(古川 稔) 民生部長。
- ○民生部長(川瀬俊彦) 子供の医療費の助成につきましては、これは年度によりまして医療費は変動いたします。やはりインフルエンザの流行とか、あとまた大きな病気にかかられた方が多い年度がありましたら、やはり医療費はふくらむ。そのような要因がありまして、今年度につきましては、医療費の伸びが例年から見て少ないという見込みが立ちましたので、補正予算では1,000万円ほど減額させていただいているという状況であります。
- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16番(野原恵子) 移動があるということは、承知します。それでも、それだけの予算を組んだといたしましても、その子育て世代の応援にもなりますし、定住効果が非常に大きくなると思います。そして、これはまちづくりとそれから子育て世代を支えていくということでは、幕別町の大きな施策の一つになると思うのです。今、15歳までの年齢が幕別町では管内6番目、14%ちょっとと先ほど他の議員の質問の中でも明らかになっておりまして、また9%まで下がるのではないかという予想もされているということでは、そういう点ではこの施策というのは、若い世代が幕別町に住みたい、そういう気持ちになる一つの大きな施策でもあると思うのです。そうすることによって、人口も若い世代がふえていくということは、そこに住んでもらえる一つの大きな要因でもあると思います。そういう点で、この医療費の助成というのは本当に大きな役割を果たすと思いますし、今、十勝管内では10の町村が既に実施されております。そういう点では、幕別町でも率先してこういう医療費の拡充をしていくことが必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。
- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) それぞれ市町村事情があって、いろんな施策を講じながら子供たちの医療費の問題ですとか、定住対策を持っていますけれども、どちらかというと、医療費の無料化は小規模の町村が多いのが現実であります。例えば、これ忠類地区だけの限りでいえば、これはやっても恐らく過疎債の対象になってほとんど持ち出しはない。ですから、中札内ですとか何かは非常に進んでいるといいつつも、そういう財源的な裏づけがあるということも言える思うのです。ただ、うちの場合は、管内的にいってもそれだけの今規模があるし、現実に今1市3町の中で小学生まで無料にしているのは我が町だけという現状でもあります。決して私は中学校の医療費を無料にすることはだめだとか反対

だとかというのはもちろんありませんし、やれればすぐにでもやるということが一番必要なのでしょうけれども、全体的な中で行くと、定住対策ももちろん大事な施策の一つではありますけれども、いろんな施策があって、定住施策につながっていくというふうに思っていますので、先ほどから申し上げておりますように、もちろんこれ否定するものではありませんし、今後十分検討させていただきながら対応していきたいと、そういう考えであります。

- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16 番(野原恵子) この施策の有効性というのは町長も十分に承知しているということでした。今、 答弁の中で将来における検討課題として受けとめてまいりたいというふうに答弁されております。こ の将来における検討課題というのは、長く考えるのか、短いスパンで考えるのか、その辺はどのよう にお考えなのか、お聞きしたいと思います。
- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 私の立場を察していただければ必然的にどの程度かということはおわかりになる のではないかと思いますので、そう長いとも言いませんし、いや、来年、再来年やるなどということ は決して今言えませんので、その辺はお察しいただければというふうに思います。
- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16番(野原恵子) その辺はお互いに十分に承知しておりますけれども、それであればこの決められた枠の中でやれる方向性をぜひ検討していただきたいと思います。

次、所得制限を設けないことということなのですが、今、答弁の中では一つ、二つ、三つとその理由をお答えになっております。それで、保護者にしますと、高額納税者という、一応そういう形で所得制限を設けているということなのですが、実際に子育てしている世代にとっては、医療費の負担、子供が1人、2人、3人、人数が多い場合もありますし、所得が高いからといって経済的に余裕があると必ずしも言えないという状況にあるということをひとつ押さえていただきたいと思うのです。

どうしてかと言いますと、所得制限があって、医療費の負担がある家庭でも、実際に子供が病気になったときには受診を控える、そういう状況が医療機関からもそういう事例を報告聞いておりまして、所得制限をなくしてもらえれば、安心して治療を受けられる世帯も実際に生まれているという、そういう報告もあります。そして、やはり高額な所得と一応押さえておりますけれども、所得制限を受けている家庭はそれなりの税を納めているわけですから、そういう点では所得制限をなくしていくということも考えられる。ぜひ所得制限を外していくということが必要ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 今、小学生の医療費無料化の中で、所得制限に該当して対象になってない方が71 名いらっしゃるということであります。私、先ほども言いましたように、もともとの医療費の無料化というのは、家庭のもちろん経済的な支援をするということもありますし、定住の問題だとか、いろんな課題を持ってこういう医療費の無料化に進んだわけですけれども、肝心の国なり、道なりという部分では依然としてこの所得制限というのは残っている制度であります。決して金持ちだからだめだとか、意地悪してだめだとかということでもないですけれども、やはり一つの制度があれば、我々もそれに合わせた制度設計がいいのかなということで、今日まで来ているわけでありますので、これらについてはもう少し様子を見させていただきたいなというのが実際の私の思いであります。
- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16番(野原恵子) 国とか道が所得制限を設けている。他町村でも所得制限を設けている自治体もありますし、所得制限のない自治体もあります。そういう点では、この医療費の無料化は先ほども言いましたけれども、まちづくりの政策、それから子育てを応援していく、そういう点では本当に評価されている制度でもありますので、そういう点ではここに住んでいる子供たちにそういう医療費を全額助成していく。そういうことがやはり光るまちづくりの一つだと思うのです。ですから、町長も先ほどおっしゃいましたけれども、長いスパンか短いスパンかわかりませんけれども、ぜひこれは一つの

まちづくりの施策として検討を深く深くしていただきたいと思います。

次ですが、国に対して、本当は国がこういうふうに子供の医療費助成していくのが私は当然ではないかというふうに考えております。子供の医療費もそうですし、高齢者の医療費もそうですけれども、 医療にかかわる一番安心して暮らせるというのは、特に老後なんかは本当に安心して暮らしたいという思いもあります。これはまた別ですけれども。

子供の医療費につきましては、他の国との比較をいたしますと、国の基準は今 0 歳児から就学前までは2割で小学生以上は大人と同じ、それを道とか自治体で本当にいろいろ財政のやりくりをして助成しているのです。ですから、国が本当にそこに本腰を入れて子供を育てていくという、社会で育てていくという視点に立てば、国がやらなければならないというふうに私は思っております。ちなみにイギリスやイタリアでは、通院とか入院とも 18 歳まで無料というふうになっております。ドイツでは18 歳まで通院が無料、それからフランスでは通院、入院とも16 歳まで無料、これは先進ヨーロッパのそういう国々なのですが、実際に無料にしております。そういう中で、国がそういうふうにして医療費助成、これは国がしていないというのは、本当に子供に対する国の姿勢が問われることではあると思うのです。そういう点では、さらに国にしっかりと意見を求めていくということが大事だと思います。そういう点では幕別町だけではなくて、十勝全体でそういう対応をしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 先ほどもちょっと話しましたけれども、十勝圏活性化推進期成会の要望事項の中では、さすがに具体的に中学生までとか小学生までとかというような表現はしておりませんけれども、児童福祉と子育て支援の中で全ての子供が平等に医療を受けられるように、国として乳幼児医療制度を拡充することという要望は毎年出している状況にあります。なかなか現実はご案内のとおり厳しいようですけれども、町村会としても、あるいは各町村連携をとりながら、こうした運動はこれからも続けていきたいというふうに思います。
- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16番(野原恵子) 次に、発達支援センターについて再質問をさせていただきます。

まず、一つ目の専門職の配置ということでは、今、幕別町では作業療法士さん、それを委託で実施されているということです。それで、今、臨床心理士さんも委託でこちらに来ていただいているということです。あと、言語聴覚士、ことばの教室ということでは、人数が一番多いのではないかと思うのですが、そういうところでも言語聴覚士、この専門職の配置というのは本当に重要だと思うのですけれども、これから必要性は認識しているということでしたけれども、どのように配置していくか、具体的に施策として考えているのか、お聞きしたいと思います。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 臨床心理士にしても言語聴覚士にしても、まず非常に資格者が少ないというのが現状であります。言語聴覚士なんかは調べてみますと管内で4人ぐらいしか資格持った人がいないということで、臨床心理士も先ほども答弁で申し上げましたように、芽室の支援センターに1人いらっしゃるものですから、そちらから来ていただいているようなことで、我々としては採用をしたい。かつて十勝愛育園があったときとかも何回かそういう募集をしたのですけれども、残念ながら来ていただけなかったと。あるいは、うちの保育士が身内の恥をさらすようですけれども、試験を受けたけれども残念ながら取れなかったというような、非常に厳しい現実があるものですから、なかなか人数がそろわないのが実情ですけれども、私どもとしては資格者が身近にいて、その方が我が町で働いていただけるような状況が整えば採用することはもちろんやぶさかではないというよりは、ぜひお願いしたいというような今対応をしております。
- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16 番(野原恵子) 今、言語聴覚士が管内で4人とお答えになりましたけれども、採用されるまでの間、そういうその期間に委託とかそういう形で幕別の発達支援センターで子供たちを支援していただ

く、そういう手だてはとれないのでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 民生部長。
- ○民生部長(川瀬俊彦) なかなか人材が探すのが難しいという現状の中で、町として今取り組めることは努力しております。答弁にもありましたように、臨床心理士につきましては、一定程度こうやってもらうとか、あと作業療法士もこれ関西病院との話の中で非常に療育面におきまして効果がありますので、そういうやれることをまずは取り組んでいくと。そして、少しでも向上するようにそういうような努め方を今はせざるを得ないということです。あとは、採用に向けてこれからも前向きに取り組んでいきますけれども、それまでの間はそういう形でやっていくということであります。
- ○16番(野原恵子) 言語聴覚士のことを言っているのです。
- ○民生部長(川瀬俊彦) 言語聴覚士につきましては、これはそれぞれのやっているところで、やはりローテーションとか仕事の時間とかいろいろあると思いますので、なかなか来てもらうのは難しいのが現状ではないかと思っております。
- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16番(野原恵子) 現状は難しいというお答えでしたが、委託の形でぜひ幕別町にも来ていただける ような手だてを引き続きとっていっていただきたいと思います。

そして、今、専門職のここのところで答弁されておりましたけれども、今年度からですか、平成 26 年度から芽室町、新得町とともに十勝管内発達支援連絡協議会を立ち上げるとお答えになっております。これは十勝全体の発達支援センターの方々がこの協議会に参加して発達支援のことについて協議を行うということなのでしょうか。全十勝が含まれているのですか。

- ○議長(古川 稔) 発達支援センター長。
- ○発達支援センター長(坂野松四郎) 発達支援コーディネーターを育てるということで、芽室町、新 得町と幕別町の3町で連絡協議会を立ち上げるということで動いております。
- ○議長(古川 稔) 民生部長。
- ○民生部長(川瀬俊彦) 十勝管内に広く呼びかけまして、そして賛同いただいた町村が全部で本町含めて3町だったということでありまして、その3町でとりあえず協議会を立ち上げて、そしていろいると職員のスキルアップを努めていこうと、そういうようなことでございます。
- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16番(野原恵子) そうしますと、忠類の子供たちは大樹町のほうに通所しておりますよね。大樹町 のこの発達支援センターはこの中に含まれるのでしょうか。
- ○議長(古川 稔) 民生部長。
- ○民生部長(川瀬俊彦) 忠類地区の子供さんにつきましては、南十勝のほうに通所しておりますけれども、今回の協議会という意味では幕別町の発達支援センターが芽室町と新得町と一緒にやるということですので、南十勝のほうについては、今のところ、この協議会には入ってはおりません。
- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16番(野原恵子) 大樹町の発達支援センターも本当に最初のスタートの時点から専門職の配置ですとか、そういうところでは専門的な発達支援センターの手だてをとっているというふうに聞いております。ですから、そういうところの大樹町の先進的な経験、それから養育をしっかり参考にして幕別町の発達支援センターも拡充していくということが必要だと思うのですけれども、こういうところにも大樹町もしっかり入っていただくということが大事ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。
- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長 (岡田和夫) 一昨年でしたでしょうか、南十勝発達支援センターの改修工事がありまして、私 も何回かお邪魔させていただきました。実は芽室町から発達支援センターの先生が来ているのですけ れども、もともとは大樹にいらした方が向こうへこう行ってしまったというようなことでありました。 先ほど来言いますように、数全体が少ないものですから、どうしても引き抜きというとちょっと語弊

があるかもしれませんけれども、移られたということで、それで南十勝は非常に広尾から始まって、中札、更別、大樹、忠類ですから、数も多いというような状況にあります。そういった意味では確かにうちらよりは随分早くからスタートしていますから、先進的な事業にも取り組まれていると思いますけれども、当然同じ町内の子が通っている部分もありますので、より密接な連携をとりながらこれからも進めてまいりたいというふうに思います。

- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16 番(野原恵子) 大樹町との連携はさらにこれからも努力していっていただきたいというふうに思います。

発達支援センターの拡充についてなのですけれども、今、相談業務というのは 18 歳まで、それから 養育は小学校に上がるまでですよね。この発達支援センターの役割としては、やはり学校に 18 歳まで 療育ということを目指していると思うのですが、その点お聞きしたい。

- ○議長(古川 稔) 民生部長。
- ○民生部長(川瀬俊彦) 平成23年に策定いたしました幕別町発達支援システムの中では、これは療育につきましては、当面小学校上がる前の子供さんを対象にするというふうにしております。基本的には、今はまだそういう形ですけれども、これからだんだん職員のレベルをアップし、そして専門職の配置等もかないましたら、これは小学校にまで今度は拡大していって、一歩一歩力をつけながらそういう療育につきましては、取り組むようにいたしたいと思います。

また、相談業務につきましても、まずは 18 歳ぐらいまでを一つのめどにして、相談業務には乗っていきますけれども、これもその後のまたそのつながり、連携を図ること、これは大切なことだと思いますので、年齢につきましても、18 歳にこだわらず、そういう相談が受けられるように、そのようなことを目指していきたいとは思っております。

- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16 番(野原恵子) 本当に早くそれが実現されるような対策というのは必要だと思うのですが、小学校に上がってからも療育をできるような、発達支援センターの中でできるような手だてというのは本当に大事だと思うのです。というのは、障がいの、発達支援センターでそこに通所している子供たちというのは、一見普通に見えるけれども、ちょっと障がいがあるとか、そういう子供たちですので、早く手だてをとって、それが親も、それからそこにかかわる保育所、幼稚園、それから学校連携とっていくことによりまして、手だてをきちっととっていくことができると思うのですよね。そういう点では、今、就学前まではそこで手だてがとれていると思うのですが、そして学校に行ったときに特別支援学級でそういう子供たちをきちっと対応してくれる先生もいると思うのですけれども、それでも療育という関係では発達支援センターにかかわる部分があると思うのです。だから、そういうところの手だてが大事だというふうに思います。

それで、当面、小学校に上がったときの長期の休み、夏休み、冬休み、春休み、そういうときのそ この手だてというのは必要ではないかと思うのですが、今はどのように対処しているのでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 発達支援センター長。
- ○発達支援センター長(坂野松四郎) 夏休み、冬休みの長期学校が休みのときには、日中一時支援事業所での預かりというふうになろうかと思います。
- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16 番(野原恵子) これ、日中一時支援といいますと、幕別町では民間のところに通所するという、 そういうことをされているということを、希望する子供たちはそういう手だてをとっているということなのですね。
- ○議長(古川 稔) 発達支援センター長。
- ○発達支援センター長(坂野松四郎) 今、申し上げましたのは、そういう町内で対象になる事業所については日中一時支援事業所とそれからあとは学童保育ということになろうかということであります。
- ○議長(古川 稔) 野原議員。

- ○16番(野原恵子) では、町内の事業所と学童保育所で対応しているということなのですね。そこと の発達支援センターのかかわり、それはどのようになっているのでしょうか。そこが大事だと思うの です。
- ○議長(古川 稔) 発達支援センター長。
- ○発達支援センター長(坂野松四郎) 学齢期におきましては、発達支援センターにおきましては、相談業務のみでありますので、そういう療育の関係の詳しい状況については把握といいますか、わかっていないという状況にありますけれども、ただ、コーディネーターが相談業務を実施しておりますので、その中で療育が必要な方につきましては、療育機関とか専門機関につなげるということであります。
- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16番(野原恵子) 私はその発達支援センターの役割として、学校に上がる前の子供たちは把握されていて状況は皆さん担当の方はつかまれていると思うのですけれども、把握していると思うのですけれども、小学校に通うようになってからの療育の部分というのは、これ本当に大事だと思うのです。そういう点では一歩でも二歩でも拡充していくことが大事だと思うのです。そういう点では、今、職員の配置の中でコーディネーターの役割というのは、これ本当に大きな役割を果たすと思うのです。このコーディネーターの役割、これは町の資料なのですけれども、幼児期におけるというのはもちろんなのですけれども、就学後の相談、学校等所属への相談支援、調整会議の主催、ここが本当に幕別町の発達支援センターでは、早急にここのところを拡充していくことが学校に通っているそういう子供たちへの手だてをとっていく上では、急いで手だてをとっていかなければならない部分だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。
- ○議長(古川 稔) 民生部長。
- ○民生部長(川瀬俊彦) まず、小学校に上がった場合につきましては、現段階におきましては、発達 支援センターのほうでは療育についてはまだそこまでは手がけられないということでありますので、 夏休み、冬休み等につきましても、これは発達支援センターでは今の段階ではちょっと指導等はでき ないと。ただ、相談につきましては、これはずっと受けております。

それと、コーディネーターの役割といたしましては、学校に行く前の子供さんについては発達支援センターで療育相談等受けておりますので、十分一人一人の個々の特性については捉えております。その子供さん方が学校に上がった場合につきましては、学校のほうでどのような指導がされるのかと、その点につきましては、そのコーディネーターが担当の先生方にその子供さん一人一人の特性をしっかりと伝えて、そしてそれがどのような療育が進んでいくのか、そういうものを発達支援センターとしても捉えながら見守っていくと、そういうような役割を果たしているところであります。

- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16番(野原恵子) それでは、その学校の療育という関係では、コーディネーターの果たす役割はこれから本当に大事な連携をとっていくという点では大事な役割を果たすと思うのです。そこのパイプが発達支援センターと学校との連携のパイプが太くなれば、発達支援センターの中でもコーディネーターを通じて学校に通っている子供たちの状況をしっかり把握をして、手だてをとっていくことができると思うのです。そういう体制を早い時期につくっていくということは、これ可能ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
- ○議長(古川 稔) 民生部長。
- ○民生部長(川瀬俊彦) 学校と連携というのは非常に大切だと、それは意を同じくするところでありますので、今までもそれは連携をとっておりますし、これからもさらに連携をしっかりと図っていくように努めていきたいと、そのようには思っております。
- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16 番(野原恵子) 今まで連携をとってきたという答弁ですけれども、それでは、今、長期休暇の子供たちの状況は発達支援センターでは把握していないとお答えになったと思うのです。そこのところ

をしっかりパイプが太くなっていれば、そこに通っている子供たちの状況もしっかり把握できて、療育の部分に足を踏み出すことができると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 発達支援センター長。
- ○発達支援センター長(坂野松四郎) コーディネーターの具体的な取り組みについてちょっと説明を させていただきます。

現在、コーディネーターのやっている関係でございますけれども、学校との連携におきましては、町内の小中学校、高校のほか、学童保育所等を訪問し、気になる子についての把握、そしてまっく・ざ・まっくだとか、町外の中札内高等養護学校だとか帯広養護学校、盲学校等を訪問し、情報交換もしているところであります。

今、相談件数が直接とそれから電話を合わせて 39 人、また学校訪問は実績で 43 回、診断や判定の相談の中で、診断や判定の必要な児童生徒につきましては、児童相談所につなげていると。また、医療機関でも帯広緑ヶ丘病院に同行して診断を受けたり、また札幌市のむすびめという医療機関あるのですが、そこのところにも紹介をして診断を受けているというような状況もあります。また、不登校の児童生徒について帯広の星槎高校があるのですが、そこに適用教室という教室がありますが、そこに小学生だとか中学生が通室している状況、そういうようなことでコーディネーターが学校との関連の中でそういう具体例も実際に出ている状況、そういう連携をとっているということであります。

先ほど民生部長もご答弁しましたように、療育につきましては、今のところ発達支援センターでは 相談業務を実施しているということであります。

- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16番(野原恵子) それは答弁の中でも一部分されております。

それで、そういうことを実際にされているのであれば、その発達支援センターの役割の中で、発達相談はゼロ歳から 18 歳、発達支援はゼロ歳から 6 歳までというふうになっております。ここの部分の発達支援のところに小学生、学齢期、少なくとも低学年まで実施してますですとか、小学校に通っている子供たちにはそういう手だてをとっていますだとか、しっかり明記するということが発達支援センターの事業を明らかにして保護者ですとかそういうところにきちっとアピールし、相談もし、支援もしていけるということになるのではないでしょうか。その点はいかがですか。

- ○議長(古川 稔) 民生部長。
- ○民生部長(川瀬俊彦) 先ほどもお答えさせていただいたのですけれども、まずは今の現状の中では 療育につきましては、小学生までの対応、そして相談業務については 18 歳を一つのめどにして対応し ていると。これは職員の体制とかもありますので、そういうものが職員の体制をさらに強化して、そ して職員の能力アップにも努めますので、そういうものがそろってきた段階で療育につきましては小 学生にも拡大をしていくと。相談業務につきましても、これは 18 歳を超えてそれ以上の年齢の方の相 談にも応じていくように、そのように段階的に発達支援センターを拡充しながら努めていきたいと、 そのようなことであります。
- ○議長(古川 稔) 野原議員。
- ○16番(野原恵子) それであれば、その見通しはどのぐらいとしているのか、お答え願いたいと思います。
- ○議長(古川 稔) 民生部長。
- ○民生部長(川瀬俊彦) いつの年度でこういうふうにできるということは今の段階では数字的なことでは明言できないのですけれども、なるべく早く体制を整えるように努めたいと。そして、職員もこれはいろいろな研修を受けるようにしております。やはりいろんな言語、療育相談とかいろいろな発達障がいにかかわるものも、いろいろと多種多様化してきておりまして、なかなか対応がデリケートな部分もあります。ですから、これは一定程度時間をいただきながら、職員のスキルアップに努めなければなりませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(古川 稔) 野原議員。

- ○16番(野原恵子) 今、そういう心や体、言葉の発達に心配がある、そういう子供たちが家庭の問題ですとか、そういう問題ではなくて、脳に障がいがあるということがだんだん明らかに、中枢神経ですか、明らかにされてきております。ですから、そういう子供たちが今2歳児健診もされると、2歳児からもきちっと対応していくということで、そういう子供たちも明らかにわかるようになってくると思うのです。そういう点では発達支援センターの役割というのは非常にこれから大事になると思うのです。ですから、小学校に上がってからも対応できるような体制を十分に考えながら対策をとっていっていただきたいと思います。そのことを最後に申しまして、終わりにいたします。
- ○議長(古川 稔) 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。 なお、あすの会議は午前10時から開会いたします。

16:20 散会

第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成26年第1回幕別町議会定例会 (平成26年3月13日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条) 議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

17 増田武夫18 斉藤喜志雄19 千葉幹雄(諸般の報告)

日程第2 一般質問(1人)

日程第3 議案第20号 幕別町行政財産使用料条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第21号 幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第22号 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第23号 幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第24号 幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第25号 幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第26号 幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第27号 幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第28号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

日程第12 議案第29号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第13 議案第30号 東十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について

会議録

平成26年第1回幕別町議会定例会

1 開催年月日 平成26年3月13日

2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂

3 開会・開議 3月13日 10時00分宣告

4 応集議員 全議員

出席議員 (19名) 5

議長古川稔

副議長 千葉幹雄

2 寺林俊幸 1 小川純文 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵

6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥

11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 15 中橋友子 16 野原恵子

副

企

画

農林

土 木

福 祉

町 長 高橋平明

室 長 伊藤博明

課 長 森 範康 課 長 湯佐茂雄

課 長 坂野松四郎

教 育 委 員 長 沖田道子

農業委員会会長 杉坂達男

教 育 部 長 羽磨知成

経 済 部 長 田村修一

忠類総合支所長 姉崎二三男

総 務 課 長 菅野勇次

糠内出張所長 妹尾 真

商工観光課長森広幸

こ ど も 課 長 山岸伸雄

17 増田武夫 18 斉藤喜志雄

6 欠席議員

14 成田年雄

地方自治法第121条の規定による説明員

長 岡田和夫

教 育 長 飯田晴義

代表監查委員 柏本和成

総 務 部 長 古川耕一

会 計 管 理 者 田井啓一

民 生 部 長 川瀬俊彦

建設部 長 佐藤和良

札 内 支 所 長 飛田 栄

企 画 室 参 事 細澤正典

地域振興課長 原田雅則

町 民 課 長 横山義嗣

都 市 施 設 課 長 笹原敏文

学校教育課長 川瀬康彦

水 道 課 長 田中光夫

保 健 課 長 境谷美智子

8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

17 増田武夫 18 斉藤喜志雄 19 千葉幹雄

議事の経過

(平成26年3月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長(古川 稔) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

「会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、17番増田議員、18番斉藤議員、19番千葉議員を指名いたします。

[諸般の報告]

- ○議長(古川 稔) 次に、事務局から諸般の報告をさせます。
- ○議会事務局長(野坂正美) 本日 14 番成田議員より欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告 いたします。

これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

- ○議長(古川 稔) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
 - 一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○15番(中橋友子) 通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

初めに、地方財政計画と町民の暮らしを支えるまちづくりについてです。

2014年度の地方財政計画が2月7日に閣議決定されました。

新年度の予算の最大の特徴は、「社会保障・税一体改革」に基づく消費税増税と本格的な社会保障の 改悪が始まる予算であり、かつてない国民負担が増大する予算となっています。

地方財政計画では、交付税の削減など厳しい面を持ちながらも、補正予算と合わせて「15 カ月予算」で見ると、財源は一定程度確保されており、これらを生かし、住民負担の軽減と暮らしを支える政策を進めていくことが必要です。

同時に地方財政計画に盛り込まれている各種事業に合わせ、地域内で経済が循環する事業に大いに 取り組み、税収の向上にも努める必要があります。

また、地方財政計画の中には、14年度から交付税算定の見直しを行い、行革や地域活性化の自治体の「努力」を査定し配分するということや、「公共施設等総合管理計画」や「連携協約に基づく新しい広域連携」などで新たな自治体の広域化の推進など問題も含まれており、これらに対する対応も含め、以下の点を伺います。

①補正予算「がんばる地方交付金」等の事業計画について。

- ②地域支援策である地域経済循環創造事業交付金等の事業を生かし、地元の食糧、木材等の資源の活用で「域内循環型」の経済推進。特に自然エネルギーの推進に本腰を。
- ③生活支援制度の充実、国保税の減免、窓口負担の減免、保険証の無条件交付、介護保険料・利用料の減免、上下水道料金の減免について。
- ④地方交付税の行革実績等の「査定」による配分、新たな広域化の推進等は地方自治の権限を越えるものであり、中止を求めるべき。
 - 2番目は、行き届いた教育の推進についてです。

国は2011年より小学校1年生の35人学級を法制化し、2年生については加配で対応してきました。 さらに拡充が求められていますが、今年度は定数を削減し、あとは自治体任せとされています。

また、小学校6年生と中学校3年生を対象に行われてきた全国学力テストについて、教育関係者の 反対を押し切ってことしから市町村名、学校名を明らかにした成績の公表を可能としています。

さらに異常な競争教育が加速されることになりかねません。

土曜授業も設置者の判断で可能とされています。

いずれの問題も子供たちに行き届いた教育を保障する上で大変大きな問題であり、次の点を伺います。

- ①国の責任で小学校、中学校の少人数学級を実現するよう求めていくこと。
- ②学力テストの公表は行わず、廃止に向けること。
- ③土曜の授業は子供の余暇、休息の保障、教職員のかかわりなど現場の声を尊重し、見切り発車は しないこと。

以上であります。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 中橋議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からはご質問の1点目につきましてご答 弁させていただきます。

「地方財政計画と町民の暮らしを支えるまちづくりについて」であります。

先般、国が閣議決定した平成 26 年度の地方財政計画の規模は、前年度に比べ 1.8% 増の 83 兆 4,000 億円で、近年では最大規模となったところであります。

歳出においては、社会保障費の増加や地域経済活性化対策の充実などに対応することとし、歳入においては、地方交付税を2年連続の減としたものの、地方税が大きく伸びた分、一般財源総額については、平成25年度水準を相当程度上回る額を確保したとされております。

しかしながら、この計画が財政力の弱い市町村にそのまま当てはまるのかどうか疑問が残るところであり、特に地方交付税の減額がどの程度になるか懸念されるところであります。

ご質問の1点目、「補正予算「がんばる地域交付金」等の事業計画について」であります。

国は、本年2月6日、4月からの消費税率の引き上げに伴い、引き上げ前の駆け込み需要とその反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するための経済対策として、臨時福祉給付金などを含めた総額5兆5,000億円規模の補正予算を成立させたところであります。

そのうち「がんばる地域交付金」につきましては、経済対策において、アベノミクス効果の全国への波及が求められる中で、景気回復が十分ではない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して交付金を交付することにより、歳出の追加に伴う地方負担の増加に必要な財政措置を講じようとするものであります。

交付金の算定の対象となる事業につきましては、国の補正予算に計上された公共事業であり本町の場合は、さきの補正予算で議決をいただきました道営畑総事業の2事業と橋梁長寿命化修繕に関する2事業で、いずれも平成26年度以降の事業として、総合計画3カ年実施計画に計上していたものを前倒しで実施するものであります。

交付金の交付限度額の算定は、当該事業に要する地方負担額に応じて算定されるものであり、現段

階では、約800万円程度になるものと見込んでおります。

また、交付金の充当対象事業につきましては、今後、市町村が策定する実施計画に掲載された地方 単独事業などに充当できるものであり、具体的には道路整備事業など、新年度予算に計上している既 存の単独事業に充当するよう考えているところであります。

対象となる事業が少ないことや交付金の算定率が低いことから、昨年の「地域の元気臨時交付金」 と比較いたしますと少額ではありますが、貴重な財源でありますので、有効に活用いたしたいと考え ております。

ご質問の2点目、「地元の食糧や木材等の資源活用による「域内循環型」の経済推進について」であります。

初めに、地域経済循環創造事業交付金等を生かした「域内循環型」の経済推進についてであります。 国は平成25年2月に、総務大臣を本部長とする「地域の元気創造本部」を設置し、地域力創造に向けた総務省の取り組みとして、地方圏からの衰退を食いとめ、自立的な地域活性化を推進するため、「地域経済循環創造事業交付金」を創設したところであります。

この交付金は、「あと一歩」で実現できるような地域活性化に資する事業について、その事業の初期 投資費用に充当されるものとし、その後の事業の状況・成果等について検証・研究を加え、産業界や 大学界、地域金融機関等との連携により、各自治体が将来に富を生み出す仕組みづくりにつなげることを目的に交付されるものであります。

具体的には、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、自治体が民間事業者に助成する経費に対し、国が自治体へ交付金として交付するものであり、産学金官がそれぞれの強みを生かして連携した、地域ラウンドテーブルを構築し、地域の「人材」「資源」「融資」、いわゆる「ひと」「もの」「かね」を活用して事業を起こし、雇用を生み出すモデルの構築を行う自治体を支援するものであります。

これまでに全国で、67 事業に対して、21 億 8,000 万円が交付決定されたところであり、北海道では、 北海道のエゾシカ製品オリジナルブランド化推進事業、芦別市のチップ製造事業などが交付決定され ております。

ご質問にありますように、地元農畜産物や木材資源の活用による域内循環型の経済推進のために有効な制度ではありますが、事業実施主体は民間でありますことから、先月、地域金融機関に対し、このような取り組みを進める民間事業者への融資を検討されている事業について照会するとともに、この交付金事業の周知をさせていただいたところであります。

しかしながら、現時点では、本事業に該当するような事業はなかったところであり、今後も引き続き、制度内容等につきまして、民間事業者や金融機関に対しまして、周知を図るとともに、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、「自然エネルギーの推進」についてであります。

本町では、「幕別町地域新エネルギービジョン」に基づき、本町の地域特性に適合した新エネルギーの導入に向けて取り組んでいるところでありますが、今後におきましても、先進事例などを参考にして、自然エネルギーの活用について努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「生活支援制度の充実について」であります。

初めに、国保税の減免についてであります。

国保税の減免につきましては、納税義務者の負担軽減を図るために所得に応じて7割、5割、2割の法定軽減措置を実施しておりますが、本年4月からは5割軽減と2割軽減に係る軽減判定所得の基準が見直されることとされております。

具体的には、5割軽減では対象となる軽減判定所得の算定におきまして、被保険者数と特定同一世帯所属者数に世帯主を含めることになりますとともに、2割軽減の対象となる軽減判定所得の算定におきましては、被保険者数と同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の35万円から45万円に10万円引き上げられることになります。

このことにより軽減措置が拡大されますので、現行よりも低所得者に配慮された改善が図られるものと考えているところであります。

また、幕別町国民健康保険税条例第29条第2項におきまして、「災害等により生活が著しく困難となった者若しくはこれに準ずると認められる者又は特別な事情がある者に対し、減免することができる」と規定されていることに基づき、従前から個別に相談を受けて対応しているところであり、所得のみに着目した基準を定めて一律に減免を行うことにつきましては、結果的に他の被保険者の負担になるなど公平性を欠くことにもつながるため、新たな減免制度を設けることは難しいものと考えております。

なお、今後とも親切、丁寧な相談対応に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、国保窓口負担の減免についてであります。

幕別町国民健康保険条例施行規則第 18 条の規定に基づき、過去 1 年以内に特別な事由により、収入が著しく減少し、資産などの活用を図ったにもかかわらず、一時的に保険医療機関や保険薬局に支払うことが困難なときに、一部負担金を減額、免除並びに徴収を猶予する基準を新たに定めて、平成 23 年 4 月 1 日から施行しているところでありますが、今後とも相談体制を充実させ適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、国保保険証の無条件交付についてであります。

国保の被保険者証の更新時におきまして、国保税の納入に関して過年度分に係る滞納がある世帯に対しましては、やむなく短期被保険者証を一斉交付しているところであります。

また、担当課職員との納税相談等にも応じてもらえず、特別な事情がないにもかかわらず更新時に おいて、納付期日より1年以上の間、保険料を滞納している世帯に対しましては、被保険者証資格証 明書を交付しているところであります。

滞納せざるを得ない理由もあろうかと思いますが、納税相談等をしていただくことにより、滞納状況が改善されていく事例もありますので、町といたしましても皆さんが一般被保険者証の交付となるように納税相談の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険料の減免についてであります。

介護保険料につきましては、所得に応じて保険料を設定するなど、所得の低い方に対して一定の軽減措置を行っているところであり、加えて平成24年度からの第5期介護保険料の設定に当たり、非課税世帯である「第3段階」に該当する方につきましては、所得に応じて2段階に分割し、基準保険料率を引き下げるとともに、全体として所得の高い方からは、応分の負担をいただくように所得段階をこれまでの「8段階9区分」から「9段階11区分」に設定したところであります。

町といたしましては、今後も現行の制度の中で対応いたしたいと考えているところであり、支払い が困難な状況の方につきましては、個別にご相談をさせていただき適切な対応に努めてまいりたいと 考えております。

次に、介護保険利用料の減免についてであります。

低所得者が介護サービスを利用する際の利用者負担につきましては、社会福祉法人が軽減を実施した場合にサービス利用料の 25%を軽減するほか、平成 21 年度からは、町独自の施策として社会福祉法人以外の事業に対しても利用者負担軽減を拡大したところであり、さらに平成 24 年度からは、訪問リハビリや訪問看護などの医療系在宅サービスも軽減を拡大しているところであります。

加えて、町独自の施策として、訪問介護を利用する際の利用者負担の軽減を行うなど、低所得の方でも必要な介護サービスを安心して受けることができるような制度設計に努めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、水道料金の減免についてであります。

上下水道料金につきましては、地方公営企業法に基づく公営事業として、独立採算、受益者負担を 原則として運営すべきものでありますことから、独自の減免につきましては、受益者以外の方からの 負担を求めることになり、負担の公平性の観点からも難しいものと考えているところであります。 ご質問の4点目、「地方交付税の行革実績等の「査定」による配分や新たな広域化の推進等の中止を 求めること」についてであります。

初めに、普通交付税の行革実績等による配分につきましては、今回の地方財政計画において、「地域の元気創造事業費」として普通交付税で措置されるものであり、地方交付税の総額確保という観点からは、一定程度、地方の要望に沿ったものであると認識いたしております。

算定に当たりましては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の職員数の削減率やラスパイレス 指数などを用いた行革努力、農業産出額や製造品出荷額などの指標を用いた地域経済活性化の取り組 み成果を反映するよう制度設計がなされているところであります。

現段階では、これらの算定要素が結果的に本町にとってどのように作用するのかは不透明な状況にありますが、国においては、平成27年度以降、地方法人課税の交付税原資化により生じる財源を活用して増額することも検討されているところであり、今後の状況を注視するとともに、場合によっては、町村会等を通じて、よりよい仕組みとなるよう国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、新たな広域化の推進についてであります。

国においては、昨年6月の第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を踏まえ、「基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会」を設置し、市町村が基礎自治体としての役割を持続可能な形で果たしていくため、「連携協約」に基づく地方公共団体間の新たな広域連携のあり方を検討してきたところであります。

研究会の報告の中では、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを制度化する必要性がうたわれ、それを受けて、国は地方自治法の改正など必要な措置の準備に着手したところであります。

連携協約制度の内容といたしましては、昼夜間人口比率1以上の政令指定都市や人口20万人以上の新中核市を「地方中枢拠点都市」と位置づけ、圏域における成長エンジンの核となって、「圏域全体の経済成長の牽引」「高次の都市機能の集積」などの役割を担い、近隣市町村と連携協約を締結し、具体的な取り組みを推進していくものであります。

北海道の場合、地方中枢拠点都市の要件を満たすのは札幌市と旭川市が想定されており、圏域では 十勝圏まで及びませんが、地方中枢拠点都市圏以外の地域では、定住自立圏構想の取り組みを一層推 進するため、地方交付税措置を拡充することとされております。

連携協約制度のメリットといたしましては、単に事務分担だけでなく、圏域全体を見据えたまちづくりの方向性など政策面での役割分担についても、自由に盛り込むことが可能となり、組合や協議会などの別組織をつくらずに、より簡素で効率的な相互協力の仕組みができることや地方交付税による財政措置が講じられることであります。

いずれにいたしましても、十勝圏全体としてメリットが受けられるような仕組みとなるよう、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「行き届いた教育の推進について」であります。

ご質問にもありましたように、平成23年度から小学1年生の35人学級が実現し、学習意欲が向上するといった効果とともに、入学したばかりの小学校1年生がなかなか席に着かなかったり、席に着いても落ちつかないなどの、いわゆる「小1プロブレム」への対応や教職員の負担軽減が図られるなど、子供たち一人一人にきめ細かな指導ができる環境づくりが徐々にではありますが、整ってきているところであります。

ご承知のとおり、新学習指導要領が小学校ではこの年から、中学校では翌平成24年度から全面実施となり、「知・徳・体」をバランスよく育成することを通じて、変化の激しいこれからの社会の中で「生きる力」をより一層育むことを目指して、さまざまな取り組みがなされてきているところであります。

ご質問の1点目、「国の責任で小学校、中学校の少人数学級を実現するよう求めること」についてであります。

公立の小・中学校の学級編制につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる「義務標準法」により定められており、平成23年の義務標準法等の改正により、小学校第1学年の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられ、教職員の基礎定数化が図られましたが、小学校第2学年については、教職員の基礎定数化は見送られ、加配措置にとどまっているところであります。

平成24年9月に文部科学省から示されました平成25年度から平成29年度までの5カ年計画である「子どもと正面から向き合うための新たな教職員定数改善計画」では、国の責任により教職員定数を確保し、今後5年間で、小学校第2学年から中学校第3学年までの36人以上学級の解消、さまざまな児童生徒の実態に対応できる加配定数措置、東日本大震災に係る教育復興支援を主な改善増の内容として盛り込んでおります。

その中でも 36 人以上学級の解消につきましては、少人数学級推進分として加配教職員数を、平成 25 年度から平成 26 年度までの各年度で 3,900 人ずつ、また、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度で 4,000 ずつをふやし、合計で 1 万 9,800 人を増員すると計画となっているものであります。

しかしながら、平成25年度予算では計画どおりの予算措置がされず、財務省と間で「今後の少人数学級の推進については、平成25年度全国学力調査等を活用し十分な検証を行い、教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方全般を協議する」とされたところであり、平成26年度予算においても少人数学級の推進に係る教職員定数の確保は見送られたところであります。

新学習指導要領の理念を踏まえ、必要な授業日数を確保しつつ、教員が個々の児童生徒と向き合いながら、きめ細かな教育を進めるためには、小学校並びに中学校の全学年における少人数学級の完全 実施が必要であると考えておりますことから、北海道教育委員会連合会等を通して、今後も国に強く 要望してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「学力テストの公表は行わず、廃止に向けること」についてであります。

小学校6年生と中学校3年生を対象とした「全国学力・学習状況調査」につきましては、平成19年度から全員参加の悉皆調査として始まり、平成22年度から平成24年度までの間は、3割抽出調査及び希望利用方式に変更されておりましたが、本年度からは全員参加の悉皆調査として実施されているところであります。

全国学力・学習状況調査へ参加につきましては、学校とともに多面的な分析を行い、教育及び教育 施策の成果と課題を把握・検証できること、学校では児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努める ことができ、教育指導等の改善に向けて取り組むことができることなど、当該調査結果を活用した取 り組みの効果は、非常に大きいものとして考えております。

ご質問では、「学力テストの廃止に向けること」ということでありますが、教育委員会といたしましては、引き続き当該調査へ参加し、調査結果を授業改善や児童生徒の生活習慣の改善などに生かしてまいりたいと考えております。

次に、調査結果の公表についてでありますが、文部科学省は昨年の11月に、「平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」を発表し、平成26年度から、市町村教育委員会において、それぞれの判断で、当該実施要領に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことが可能となりました。

本年まで続いてきた国の方針が大きく変わりますことから、来年度からは、都道府県間、あるいは 市町村間で、当該調査の公表方法にばらつきが出るものと考えられるところであります。

本町といたしましては、調査結果の公表が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすという重要な側面がありますものの、一つには調査により測定できるのは、学力の一部分であること、二つには学校の序列化や過度な競争が生じることが懸念されること、三つには小規模校においては、個人が特定されるおそれがあることなどから、今まで広報でお知らせしてまいりましたように、全国や全道

との差を「同程度」などの数値以外の表現を用いまして公表してまいりたいと考えております。 ご質問の3点目、「土曜の授業は見切り発車しないこと」についてであります。

平成4年9月から段階的実施を経て、平成14年度から本格的に始まった公立学校の完全週5日制でありますが、学力向上を目指した新学習指導要領では、小学校が6年間で計278時間増、中学校が3年間で計105時間増とそれぞれ授業時間数がふえたため、5日制のままでは平日の授業時間数が多くなり、子供たちの学習負担の増加が懸念されるという理由や、子供ともっと向き合う時間を確保したいという点から、土曜日の授業を実施している自治体が道外でふえている状況にあります。

文部科学省においては、土曜授業に関する検討チームを立ち上げ、検討した結果、学校教育法施行規則を一部改正し、公立小学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、土曜日に授業を行うことが可能とするなど、法的な環境を整えてきているところであります。

また、土曜授業の実施に関する基本的方向性につきましても検討されており、子供たちの成長にとって、土曜日をこれまで以上に充実したものとすることが肝要とし、学校、家庭、地域の三者が連携し役割分担しながら、学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実に取り組むべきと提言があり、全国一律での土曜授業の制度化は、今後、教育課程全体のあり方で検討するとされております。

一方、北海道教育委員会では、新年度において道内小中学校各 14 校と高校 5 校を土曜授業実践校に 指定し、実施に向けた課題の検討をすることとしております。

土曜授業の実施につきましては、土曜日に定着している少年団活動や部活動、行事等の日程調整、 教職員の勤務体制、教育課程全体の見直し、過密授業の加速化など課題も多くありますことから、現 段階では実施を考えてはおりませんが、国や北海道の動向や他市町村の取り組みの状況などについて、 今後も注視してまいりたいと考えているところであります。

以上で、中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(古川 稔) 中橋議員。
- ○15番(中橋友子) 地方財政計画のほうから再質問をさせていただきます。

町長は今回の行政執行方針におきまして、平成11年に就任して以来、町民主役のまちづくりを推進し、活力のある経済、安心して住める地域社会の実現ということを申されました。

同時に、任期の締めくくりの年ということでありますから、これまでもそういった政策に対しては 誠心誠意取り組んでいただいた、さらなる強い思いがこの1年には込められているのではないかとい うふうに思います。

したがいまして、私といたしましては、特にこの1年間の中で、今まで多面的な政策を展開されている中で、さらに力を入れていただきたい、この部分をもっと頑張っていただきたいのだということについてピックアップをした中身であります。

細かいことにつきましては、後段の予算審議もございますので時間の関係もありますから、姿勢と してだけ伺いたいと思うのですが、まず1点目、2点目、リンクして伺います。

今回、補正予算として提出された事業メニューはたくさんあるのですけれども、町長のお答えのようにそれほど金額的には効果がないということのように受けとめました。

それで特に、私は2点目の域内循環型の経済の推進という点では、幕別町は本当に頑張らなければいけないのではないかと、これまでも何度も質問をさせていただいてきましたが、つまり地元の資源を生かして、それが地元の雇用や、あるいは経済にきちっと効果を発揮して、そのことによって安心して住める町、この町そのものも豊かになるという方向性を見出してほしいという思いで取り上げてまいりました。

それで、この事業に、事業そのものは狭いものですから、これで全てなどということは思わないのですけれども、答弁ではそういうものがあって、せっかく提示はしたのだけれども、実際に取り組む企業がないのだということで、ここで愕然としてしまうといいますか、町長がここで答えられた、例えば芦別市あるいは江別市の小麦、それから北海道としてはシカ肉の事業というようなことで、それ

ぞれこの事業にリンクされているのですけれども、一体そのこういった民間の人たちに力を注いでいただく事業を、いわば背中を押すわけですよね。

しかしこういう事業があるのだというようなことについては、民間の方は金融機関等に行かない限り、そこにつながってこないということなのではないのでしょうか。

こういう事業、民間の力を大いにかりる、背中を押していく、そういったときの手法として、これまで町は金融機関を通じて、商工会を通じてと随分言われてきましたけれども、それだけでは広がってきてないのが現状ではないでしょうか。

その辺の問題意識はどのようにお持ちですか。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 今、域内循環型の事業、お話ありましたように、道内では2カ所だけしか現実にはできていない。これは民間主体で新たな事業を起こして、それを採算性をとって事業を円滑な運営をしていく。大変こう難しい問題があるのだろう、それぞれにあるのだろうというふうに思います。

これはいろんな面で周知はしますけれども、例えば今、ごく簡単にこれでやろうとすれば、いわゆるエネルギーのメガソーラーをやるだとか、あるいは木材を使った新たな問題、バイオプラントの問題、いろんなこともこうした施策の中でやれることにはなるのですけれども、ただそれを民間がやって採算をとって経営していくに当たっては、これそれぞれが大変大きな課題を抱えるというようなことで、少なくとも町がどうですか、あるいは町へ来てやりたいのだけれども、どうですか、あるいは金融機関や商工会も加わる、農協が加わる、そうした体制の中で新たな事業を構築していくということが大切なことなのだろうというふうに思っております。

決して逃げるつもりはありませんし、できる限り支援はしていかなければならないという思いでは おります。

- ○議長(古川 稔) 中橋議員。
- ○15番(中橋友子) 芦別の木材を活用したこの事業などは、その木材の量の違いは芦別と幕別といいましたら幕別のほうがずっと少ないとは思うのですが、きちっとやれば幕別だってできる事業だなというふうに思うのですよね。

あそこはホテルだとか公共施設のエネルギーをこれまで重油を使っていたのだけれども、それをそのチップに変えていった。チップ工場をつくり、そこで雇用をふやす、それから重油であったものを木材に変えていくことによって、お金に換算していくと地元に落ちる分が大変大きくなるというようなことが図式を示して今回の事業について説明の文章も出ていました。

で、私は下のほうにも自然エネルギーに本腰を入れてほしいということも入れたのですけれども、 これもたびたび議会では過去から含めて何人の議員も取り上げてこられている。

増田議員が平成23年、24年、25年ですか、続けて取り上げてきた、例えばこの芦別にリンクさせて考えた場合に、町内で幕別町が平成15年でしたか、自然エネルギーにかかわる冊子を出されましたね。その資料の中では、例えば灯油ですとか重油を一体どのぐらい使っているのだということで、現在のお金に換算いたしますと、灯油で15億円ぐらい、重油で五、六億円ぐらいといういうふうに、あの数字で、例えば灯油を今100円というふうに考えるのであれば、なっていくのだと思うのですよね。

それはもちろん、灯油業者さんもいらっしゃるし、そういった事業も守っていかなければならないということもありますが、それを外国から入ってくるお金、つまり外国にどんどん逃げていくと言いますか、流れていくわけですが、それを地元のエネルギー、熱源というふうになっていけば、その分が交換されていくのではないかと。そういうようなことで、結局そういうことはここにもありますけれども、要するに検証、研究を加えた上で産業界や大学界につながっていく、金融機関との連携ということでありますから、その検証や研究の部分がもう少し町が頑張らなければいけないのではないかというふうに思います。

このことを申し上げて、これは終わります。

それで、もう一つ、全体では5兆5,000億円の補正予算というお答えでありました。で、これ、幕

別は補正予算の総額、積極的に活用して幾らになって一般財源などの効果としてはどれぐらいあらわれてくるのか。つまり来年やる仕事を前倒しで本年度の補正でやるわけですから、その前倒しをやって一般財源でお金が相当生まれるのではないかと思いますが、どうですか。

- ○議長(古川 稔) 総務課長。
- ○総務課長(菅野勇次) 前倒しすることによって、有利な財源でできるということがございます。 この「がんばる地域交付金」に関して言いますれば、今800万円ほどに、最大で800万円程度にな ろうかと思いますので、その分については、新たな財源として町に収入される形になりますので、そ の分については一般財源が浮くということで考えてよろしいかと思います。
- ○議長(古川 稔) 中橋議員。
- ○15番(中橋友子) お尋ねしたのは、補正予算全体の中でどのぐらいになるのだ。例えば帯広市の場合にこの補正予算を使って、財政規模全然違いますからね、同じとは思いません。しかし、一般財源で57億1,100万円、これだけ生まれますよということが資料で出されておりました。で、幕別町は財政規模が違いますから、10分の1とは言わなくても、それなりのお金が生まれるのだろうと思うのです。

なぜお聞きするかというと、そういった生まれたお金が3番目の生活支援制度の充実につながっていかないかと。これは町の考え方がありますから、ストレートにお金が流れるということではありません。でも、いろんな要求をしても財政がなかったらできないというのは、私どもも十分承知しております。

それで、こういった補正が出されたときに有効な活用とあわせて、細かい支援の中身については予 算審議に回させていただきますが、考え方として、そういった有効活用ということはどうでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 岡田町長。
- ○町長(岡田和夫) 帯広市の事例が、今お話ありましたけれども、どういった積算根拠があるのかわかりませんけれども、私の町で先般議決をいただいた補正予算は国からの交付金ですとか、あるいは今回補正予算をやることによって補正予算債という新たな町債、これは後ほど交付税措置がある一般の起債よりは有利な起債だと、そういったものを活用して補正予算を組んだと。

そして、その事業には前倒しする部分があるということで、補正になったから交付税がその分ふえたとか、税がその分ふえたというようなことでは現実にはないわけですから、今言う交付金だとか、地方債だとかという新たなものはありますけれども、即補正を組んだ、特に大きいのは交付金なんかが入って、いわゆる福祉給付金だとかというのが入っていますが、これは言うなればツーツーみたいな感じですから、おっしゃられるように何億円、何十億円が今回の補正予算で財源が確保されたということにはちょっとなりづらいのかなと、まあ、精査させていただきます。

- ○議長(古川 稔) 中橋議員。
- ○15番(中橋友子) こういったデータもありますので、十分精査していただいて、そして町民のかつてない困難な時代に入っていくであろう、特にきのうから子育て支援のことありましたけれども、高齢者の部分もこれから年金の削減、そして医療費は70歳から2割負担になってきます。そういう中で、今、町長がいろんなその町としても頑張ってきたとことは私どもも理解はするところですが、さらなる困難な状況に追われていく状況の中で、今でもたくさんの滞納とかがあるわけですから、その辺をきちっと精査していただいて、支援をしていただく政策に取り組んでいただきたい、このように思います。

また、交付税の査定につきましても、本来は地方交付税というのは、もう私が申すまでもなく、どこに住んでいても公平な住民サービスを受けるというための国の財政配分措置でありますから、それが査定も本当に適切に行われるなら、それは考える余地もあるのかもしれないけれども、そんなことで動かされるものではないと思うのですよね。

町長は、いずれにしても自分たちにとって不利益をこうむらないようにということでありますから、 その点も十分留意していただきたいと思います。 以上で、教育のほうに入らせていただきます。

1点目の少人数学級、これは私は行き届いた教育の推進については、まずは少人数学級というのが本当に大きな効果をもたらす。うちの町もそれをきちっと受けとめていただいてきたからこそ、いきいきパートナー授業から始まって、特別支援にきたと。かなり努力されてきて、だから国に対しても期待は大きかったわけですよね。教育長もお答えのように、増員の人数を、人数まで示しながら今回になって、自然増の分まで若干の削減をしてくると。自然減の分ですね、ごめんなさい。そんな状況でありますから、改めて書きました。声を上げていかれるということでありますから、それを踏まえた上で、2番目の学力テストの問題です。この学力テストは、平成23年度に斉藤議員がその内容について、子供たちにもたらす影響について、必ずしもよいものではないというふうに私は受けとめて聞いてましたが、そういう質問もされておりました。それから3年が経過してことしで7年目です。一体、現場でどういうことが起きているのかということをまず押さえながら、このことを判断していかなければならないというふうに思います。

最初に、教育長、公表は行わないということでありましたから、ここは何ていうのですか、適切と いいますか、十分受けとめたいと思います。

その上で、学力テストというのは、今、国語、算数ですね、その上に今回から理科が入って、3教科ということでありますが、教育長はね、効果としていろいろ述べられておりました。子供たちの、いわゆる児童生徒の全般的な学習状況の改善というふうに押さえられていると思うのですけれども、現場の声からはこういうことの評価ではなくて、逆にその学力テストによる、実施することによって、大変な負担がやっぱりかけられているのですね。

一つには、当然、国会、よく言うのは、秋田が高いですとか、公表されてくわけですから、自分の学校が成績を上げていきたいという思いに当然立ちますよね。そのためには、そのための、試験のためのテスト、試験のための教育、過去問とかと言われて、1回出されたもの、類似の例、それをドリルでやっていくというようなことが、授業時間というのは限られてますからね、それをいろんな休み時間を利用するとか、プラス・アルファでやるというようなことで、逆に大変なストレスをためる。むしろ、そういうことに時間が割かれることによって、本来の教育に注ぐべきエネルギーがそがれてしまうというようなことまで含めて考えていけば、一体その全国的な平均をキャッチするために、ここまでやる必要があるのか。悉皆だったものがね、全部になってしまった。そこまでやる必要があるのか、疑問に思いますがどうですか。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 学力テストについては、日ごろの指導がどの程度行き届いているかということ を見定める、検証する一つの手法であるというふうに考えております。

しかも、全国的に 26 年度においては、公立の全小中学校において参加するわけですから、それらと 比較して、我が学校においてはどういう点が指導が欠けているのかということをしっかりと見定める、 あるいはその学力以外にも質問紙調査というのがありますので、学力に密接に結びつく子供たちの生 活習慣がどうであるか、家庭学習はどのぐらいやられているか、あるいは読書はどのぐらいやられて いるかという、そういったことも、学力・学習状況調査を通して把握ができるということで、私はこ れはしっかりこの試験結果というものを生かしていくべきだというふうに考えております。

- ○議長(古川 稔) 中橋議員。
- ○15番(中橋友子) 期待も含めて教育長おっしゃっておられると思うのですけれども、私、この全国 教職員組合の資料に基づいて、今、現場の声と言いましたけれども、そこで出された具体的な事例の 中に、アンケート調査をやってるのですね、組合でね。それで、これまで宿題がなかった春休みに、 小学校の5年生と中学2年生だけが宿題が出ると。これは春休みということは4月にテストあります から、そういったことになってきますよね。これが家庭の学習時間とされていくのかどうか、そして それが勉強して頑張ったねというふうに評価されるのかどうかということですよね。

これ、本当の意味の学力をつけるということは、教育長の考えとしても違うのではないかと私思う

のですけれども、今回の執行方針で随分その学力のこと言われてました。教育長の学力というのはど ういうことでしょうか。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 非常に厳しいお言葉でありますけれども、学校において、アンケートの中で、あたかも学力・学習状況調査に向けた傾向と対策が行われてるのだと。それがどこにおいても行われているのだということは、私は違うのだというように思っておりますし、少なくとも我が町の小学校あるいは中学校においては、そういった傾向と対策的な授業あるいは宿題を出すなんてことはやられてないと私は思っております。

学力ということでありますけれども、学力というのは、やはり知・徳・体が備わるということもあります。それと、思考力、判断力、表現力というものをきちっと身につけると。これがやはり社会に出たときに、表現力がない。表現力というのは思考、判断して自分で組み立てた上での表現をしていくということがないと、これはやはり社会に出て通用しないわけで、しっかり社会に出てコミュニケーションが図れる、自分の考えを言えるのが、そういったものを身につけることが私は学力であるというふうに思っております。

- ○議長(古川 稔) 中橋議員。
- ○15番(中橋友子) 子供にしっかりと判断力を身につけていく。私はやはり生きる力を育む、そのための基礎学力というようなことが、主としては同じではないかというふうに思います。

私、今、言ったようなことは、幕別町では行われていないだろうということで、それはだろうということなのだと思うのです。実際、教育長、この学力テストというのは歴史的経過があって、過去やられていましたよね。しかし、そこに学校差が出てくるものですから、何とかその学校の成績を上げようということで、成績の悪いお子さんは試験のときには休んでいただくと。これはね、お笑いになりますが、実際、国会で答弁されているのですよ。2006年3月1日、予算委員会、当時の文部科学大臣、小坂氏ですけれどもね、「そういった自校の成績を上げるために学力の差のある生徒に対して、受けさせないような事例が生じた」と、しっかりと言ってるのですよ。こういう経過があってね、それで、反対されていたのだけれども、取り入れられてきた。こういう流れもきちっと押さえて、実際に現場でどう、悩みも含めてね、教育長、これから掌握していただいて、取り組んで掌握をしていただいて、是正に向けていっていただきたい、このように思います。

過度の競争、何ていうのですか、そういうものを生み出すということについては、日本の教育については、国連の子どもの権利委員会から再三勧告を受けてるのですよ。直近では 2010 年に、「日本の教育制度について高度に競争主義的な性格がいじめ、精神障がい、不登校、登校拒否、中退及び自殺の原因になっている」というようなことがずっと指摘されている。これ、1回ではないのですよね、1998 年からずっとということですから。だからこういう状況がある中で実施されているということを踏まえて、現場の状況をよく掌握されて、子供に適切な対応をしていただきたい。公表はしないということでありますので、そこはしっかりと受けとめていきたいと思います。

最後なのですけれども、土曜の授業で十勝管内でも、実施に踏み切るところがあるということを聞きまして、本当に大丈夫かなという思いでいます。もともと子供たちにゆとりをということで、かなり準備して、試行期間も使いながら踏み切りましたよね、完全実施に。ところが、その後、日本の子供の学力が低いということで、授業時間数をふやされるのですよ。私、この間、今の授業時間数どんなものかということで調査してびっくりしたのですけれども、これは、今、年度末とこともありますから、小学校の1年生、2年生もびっちり5時間授業なのですね。それから、2年生、3年生、4年生、5年生も6時間授業が多くなってきています。そういう過密な状況の中に、現在、子供が置かれているということでありますから、当然、土曜どうするのだということにも、そりゃ考えが及ぶというのも理解できるのです。だけど、子供には子供のやはりゆとりの問題、あるいは社会的な週休2日制の問題、親子の関係、教育長言われるように、いろんな課外活動といいますか、少年団活動も含めてというふうになれば、やっぱりそういったものをきちっと検証した上で、現場の皆さんや一番は教

育者ですよね、それから保護者や社会的な状況も含めて議論を重ねることが大事ではないでしょうか。 どうですか。

- ○議長(古川 稔) 飯田教育長。
- ○教育長(飯田晴義) 学校における指導において一番大事なのは、指導というか教育活動において大事なのは、教師による指導と評価の一体化であると私は思っております。

つまり、指導、ずっと見きわめておいて、見きわめた結果、評価をして、さらにまた指導に生かしていくと。それが土曜授業をやったときに果たしてどうなっていくのか。これは教育課程内の授業ということになれば、これは労基法の問題があって、教員が果たして土曜日に教科担任であったり、学級担任がそこにつけるのか、指導できるのかという問題が出てきます。ついた途端に、今、38時間45分でありますので、40時間を超えてくるわけです。労基法違反ということになってきます。そうなると指導するかわりに、長期休業中にまとめて利用するという方法も実は一番現実的な対応として考えられるのかなと、そういうふうに思います。そうすることによって、指導と評価の一体化が唯一図れる方法なのかな。そうなったときに、やはり教師側の問題が出てくるのだろうと。やはりある程度子供に生活習慣をと言いますけれども、教員にとってもきちっと仕事をし、休んで仕事をしてという、きちっとした適当な適正な生活習慣がなければ、やはり校務能率も落ちてくるのだというように私は思っております。

校務能率が落ちるということは、きちっとした見取りができないと、子供たちを見取りができないのでないかと、そこに穴が開いてくるのではなかろうかということも心配されるわけで、結果、児童、生徒にとっていいことになるのかどうなのかなという疑問を持っております。したがって、その辺、どういう形で今の試行というものが行われるかということについて、十分私は見きわめしていきたいなというふうに思っております。

- ○議長(古川 稔) 時間です。
- ○15番(中橋友子) 時間が来ましたので、終わらせていただきますが、幕別町の子供たちの目が本当 に輝く、学びの場所が喜んで通えるというような学校づくりと、それから本当の意味の基礎学力をき ちっと身につけさせる教育に、これからも十分傾注していただきたい。

以上を申し上げて終わります。

○議長(古川 稔) 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、11時15分まで休憩いたします。

11:01 休憩

11:15 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

「付託省略」

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

日程第3、議案第20号から日程第13、議案第30号までの11議件については、会議規則第39条第3

項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第20号から日程第13、議案第30号までの11議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第3、議案第20号、幕別町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題 といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

〇副町長(高橋平明) 議案第20号、幕別町行政財産使用料条例の一部を改正する条例につきまして提 案の理由をご説明申し上げます。

議案書、議案説明資料、どちらも1ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、消費税及び地方消費税の税率が現行の5%から8%に改正されますことから、「消費税法施行令」第8条及び第16条の2の規定により、消費税等の課税対象となります貸付期間が1月に満たない場合の土地及び住宅に係る使用料について、所要の改正をするものであります。

議案説明資料をごらんいただきたいと思います。

第2条第2項ただし書き中の「100分の105」を「100分の108」に改めるものであります。

議案書にお戻りをいただき、附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成 26 年 4 月 1 日 からとするものであります。

経過措置として、第2項において、施行日前に許可された使用料については、従前の例によるものとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第21号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。 説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第21号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例について提案の 理由をご説明申し上げます。

議案書、議案説明資料ともに2ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、へき地保育所の通年開所及び保育時間の延長を実施することから、所要の 改正をするものであります。

議案説明資料をごらんいただきたいと思います。

以下、条文に沿ってご説明を、申し上げます。

第1条につきましては、保育を行う児童についての定義について文言の整理を行うものでございます。

第3条につきましては、保育時間及び休日についての規定でございますが、現行条例において保育を行うべく「開設期間」について規定していましたが、第3条第1項第2号において、保育所の休日を規定し、開設期間を通年開所とするべく改正するものでございます。

また、第1号の規定でございますが、これまでの保育時間につきましては、へき地保育所運営委員会において協議し、午前8時から午後5時までの9時間保育とし、運営を行ってまいりましたが、今後につきましては、通年開所に合わせ、安定的に保育を実施すべく基本となる保育時間について、午

前8時から午後5時30分までとし、現行に比べ30分間保育時間を延長しようとするものでございます。

第5条につきましては、文言の整理でございます。

3ページになりますが、第6条につきましては、保育料の徴収でございますが、月額保育料の徴収 に関する規定及び納付期日を定めるものでございます。

なお、徴収金額につきましては、後ほどご説明いたしますが、別表において規定するものでございます。

第9条につきましては、保育所の退所手続及び入所承諾に対する取り消しについての規定でございます。

次に、3ページから4ページにかけての別表でございますが、第6条に規定する保育料徴収金額で ございます。

現行条例では、保育児童1人につき、一律8,500円の保育料をご負担いただいておりますが、このたびのへき地保育所の通年開所及び基本となる保育時間につきましても、30分間延長することといたしますことから、それら保育サービスの向上分の一部について、利用者にご負担をいただきたく改正を行おうとするものでございます。

改正後の保育料につきましては、市町村民税の負担程度等に応じ、6段階に区分することとし、市町村民税非課税世帯で現行保育料と同額の8,500円とし、それ以降所得金額に応じ保育料を規定するものであり、市町村民税所得割課税額10万円以上の世帯を保育料上限世帯とし、月額保育料で1万2,000円、改正前保育料に比べ月額3,500円のご負担をお願いするものでございます。

次に、備考でございますが、保育料算定における算定方法及び2人以上の保育児童を入所させた場合の保育料の額について規定するものでございます。

議案書にお戻りをいただき、3ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成26年4月1日からとするものであります。 以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。 中橋議員。
- ○15番(中橋友子) 3点お伺いいたします。

季節保育所の通年開設は早くから地域の方たちの要望の強かったもので、期待される政策ではないかと思います。

その上で、まず1点目はこれまでも保育を必要とする児童の中に乳児が位置づけられておりました。 常設の保育所の場合は6カ月からというふうになっていると思うのですが、こちらはどのような規定 になるのでしょうか。

二つ目は、保母の待遇、処遇の問題ですが、季節保育所の保母はこれまで短期雇用という臨時職員 扱いでなかったかと思います。で、保育士の場合ですね。それで、今回から常設通年になっていくわ けですが、その辺の改善は測られるのでしょうか。

3点目は、保育料です。今まで一律8,500円だったものが、6区分ですか、2、4、6、改定されました。もちろんこれは、運営委員会と保護者の理解のもとに提示されているとは思うのですが、その議論の経過と、あとは、実際、今、常設の保育所の保育料、これはここに照らしたらどのようになるか示していただきたいと思います。

- ○議長(古川 稔) こども課長。
- ○こども課長(山岸伸雄) ご質問の1点目でございますか、乳幼児保育、いわゆる常設といいますと 6カ月保育から行っておりますが、それに対して取り組まないのかというご質問かというふうに思います。

へき地保育所につきましては、保育士、基本的には2名の保育士をもって保育を行わせていただい ておりますが、現在、保育所は、へき地保育所につきましては、満2歳児以上保育の対象児童という ことで定めて保育をさせていただいております。

常設並みの乳児、6カ月、1歳児といったところにつきましては、保育所の保育のまずはその施設面の改善が大きく必要であるということと、かつ、乳児になりますと、国で定めております用件等が大変厳しい条件がございますことから、そういう面から見ましても、今のところ乳児についてはそういう保育体制にはなかなか持っていくことができないということで、今回においては、今までどおり2歳以上の、満2歳からの保育ということで議論を推し進めさせていただきました。

また、2番目でございますが、保母、保育士の待遇の改善といったところでございますが、保育士の待遇の改善につきましては、今までと同様、基本的には臨時保育士ということで実施させていただきたいというふうに思います。

臨時保育士、今までは10カ月雇用ということでやらしていただきましたが、今後については、通年 雇用ということで、臨時保育士の形で対応してまいりたいというふうに思います。

で、また、賃金の面につきましては、昨年、平成25年度から保育士につきましては、全体的にへき 地保育士も含めまして賃金の改善等をさせていただきまして、へき地保育所の臨時保育士につきまし ても、昨年、賃金改定をさせていただいたところでございます。

今後の待遇につきましては、常設保育所との臨時職員も含めて待遇の改善、相対的に議論してまいりたいというふうに考えております。

次に、保育料の議論の経過についてでございますが、保育料につきましては、今ご提案にありましたとおり、このたびは6段階制ということでさせていただきました。

今までは一律ということでございましたが、保育料が約4割程度今までから比べますと上がるということもございまして、へき地保育所の保育児童の中には、農家世帯がほとんどでございますが、一部給与世帯の方もいらっしゃるということから、それらの所得等、またより保育所に預けていただけるような環境づくりという面から、もう少し減額できないのかというご議論も実を言いますとございました。

そういう面から私どもとしましては、給与所得者と農業所得との関係を調査させていただきまして、 やはり給与所得者に対しては若干値上げ幅が大きいということを鑑みまして、今回の6段階制という ことで所得区分によって整理させていただいたということでございます。

あと、常設保育所との関係でございますけれども、常設保育所でいきますと、今回の1 万 2,000 円 という区分になりますと、大体常設保育所で言うと5 の1 段階という段階に当たるのかなというふうに考えております。5 の1 段階といいますと、大体収入レベルで400 万程度ということでございまして、それらと比べますと5 の1 段階でいきますと3 歳未満児でいくと、3 万 6,350 円、3 歳以上児でいうと2 万 7,000 円という保育料でございます。

それら等を勘案しまして、また忠類のへき地保育所の保育料等も相対的に勘案しまして、今回の1万2,000円という保育料とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

- ○議長(古川 稔) 中橋議員。
- ○15番(中橋友子) 表現の中に乳児というふうにあるものですから、ですから、それでどの年齢から かなという率直に疑問に思ったのです。

で、そういう体制が整われてないということであれば、当然6カ月児は難しいということでありますし、今あのへき地保育所にそういう要望があるかどうかも私はわからないのですけれども、乳児というふうに一応うたう以上は、可能な体制は今後とっていかなきゃならないのではないかというふうに思いますが、どうですか。

それと、保母の待遇改善をされたということでありますが、具体的にどんなふうに改善されたので しょうか。

それと、保育料のことはわかりました。

これは最後に忠類のことも言われたのですけれども、今ある季節保育所全部にこれが適用されると

いうということですか。

そして戻ります。施設のことですけれども、今回、古舞が新しくなりましたよね。新しい保育所も 乳児対応はできないのですか。

- ○議長(古川 稔) こども課長。
- ○こども課長(山岸伸雄) 乳児保育、1歳未満の乳児保育という形になりますが、先ほどご答弁いた しましたとおり、施設面、また乳児になりますと、保育士の確保という面からも現状難しい状況にな っております。

この条例上に記載された部分の乳児という面でみますと、私どもも将来的な課題としては持っているものでございますけれども、現在、保護者の声を聞きますと、やはり小さい、本当に小さいときは、 やはり自分の手で面倒を見たいという意向が強いというのも現実でございます。

そういうことから考えまして、今回については乳児保育は行わないということで、将来的な課題ということでは受けとめています。

それと、保母の待遇の具体的にということでございますが、昨年、25年度において、へき地保育所で言いますと2%でございますが、処遇改善ということで給与を2%分値上げさせていただいたといったところが大きいというふうに思います。

なお、今回の通年化に向かいまして、保育時間を30分延長するということもございまして、そういう面から労働時間等を考えますと、労働基準法上の38時間45分というのを超えるということになりますことから、それらについては代替保育士をもって、シフト制をもって勤務に当たっていただくという面も考えているところでございます。

それと、古舞保育所におけるゼロ歳児という分についても、確かに今回施設の整備させていただきましたが、今回施設整備させていただいた分につきましては、遊戯室と午睡室という位置づけで整備させていただいております。乳児室、要は匍匐室とか乳児室というのはまた別途考えなければならないということで、今回の古舞保育所の整備という面においては入っておりません。

以上でございます。

- ○15番(中橋友子) へき地保育所、全部保育料統一されていないのですか。
- ○議長(古川 稔) こども課長。
- ○こども課長(山岸伸雄) 大変申しわけありません。答弁に漏れがありました。

今回のへき地保育所の通年化並びに時間延長というものは、全部の保育所が対象になるのかということでございますが、へき地保育所、旧幕別町の方でいうと5カ所の保育所ございます。全ての保育所で対象として実施していきたいというふうに考えております。

- ○議長(古川 稔) 民生部長。
- ○民生部長(川瀬俊彦) 保育料のあり方につきましては、これは幕別方面にあるへき地保育所5カ所ありますけれども、この5カ所については共通だということであります。

忠類のへき地保育所につきましては、これは別に定めておりますので、それは別な料金体系という ことになります。

- ○議長(古川 稔) 中橋議員。
- ○15番(中橋友子) 2%の引き上げということでありますが、保育士の賃金、平均は幾らなのでしょうか。幾らが幾らになってるのでしょうか。

また、忠類のへき地保育所につきましては、いろいろな過去の経過もあったりして、同じ運営基準にならないようなことをいろんな機会で聞いていたのですけれども、将来的には統一されていく考えなのでしょうか。

- ○議長(古川 稔) こども課長。
- ○こども課長(山岸伸雄) 具体的な賃金の改定でございますが、昨年度、保育士の有資格者でございますが、初めて勤務した方というふうに考えていただいてよろしいですが、もとが平成24年度については7,700円を平成25年度については7,860円、160円の改定額です。1年経験後については7,810

円を 7,970 円、これも 160 円の改定でございます。で、 2 年経験で言いますと 7,930 円を 8,090 円、これも 160 円です。 3 年以上というくくりになりますが、8,040 円の賃金単価を 8,200 円、これも 160 円ということで 2 %改定ということでございます。

- ○議長(古川 稔) 民生部長。
- ○民生部長(川瀬俊彦) 忠類地区のへき地保育所につきましては、忠類保育所運営委員会のほうに業務委託して実際は運営を行っているということでありますので、忠類へき地保育所、今後どのような形で運営していくかということにつきましては、これその協議会と十分町も話し合いをしながらその方向性を探っていく、そういうことになるかと思っております。
- ○議長(古川 稔) ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第22号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第22号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は4ページ、議案説明資料につきましては5ページをお開きいただきたいと思います。

本町のし尿処理手数料につきましては、幕別地域は平成 10 年度、忠類地域は平成 17 年度に改定を 行って以来、現在に至っております。

近年、下水道等の普及や合併処理浄化槽の設置が進み、し尿汲み取り件数及び収集量が減少傾向となっておりますことに加え、収集にかかる燃料費等の高騰や労務単価の上昇も重なり、し尿収集業者の経営状況は年々厳しい状況になっておりますことから、今後ともし尿収集業務を安定的に継続していくために、管内状況なども勘案し適正なし尿処理手数料への改定を行おうとするものであります。

改定内容についてでありますが、現在、幕別地域を下水道処理区域と除外区域の2地区ごとに、そして忠類地域も加えた3地区ごとに手数料を定めておりますが、市街地における収集箇所の点在化、収集時間帯の制約などの状況変化により、し尿処理手数料を地域を分けて設定する意義が薄れてきたことから、幕別町全域で統一化することにするものであります。

次に、改正後のし尿処理手数料の金額でありますが、本町を除いた十勝管内市町村のし尿処理手数料の平均額が1リットル当たり 5.75 円であることから、幕別地域につきましては、現行 4.2 円から 1.6 円、忠類地域につきましては、現行 5.7 円から 0.1 円をそれぞれ値上げし、1 リットル当たり 5.8 円とするものであります。

なお、し尿処理手数料改定に係る町民の皆さんへの周知につきましては、議決後、町広報誌、ホームページなどを通じて速やかに行いたいと考えているところであります。

議案説明資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

附則第4項につきましては、忠類地域における一般廃棄物の処理手数料を規定し、忠類地域のし尿処理手数料を定めておりますが、し尿処理手数料を一本化することから、忠類地域のし尿処理手数料の部と備考第2号及び第3号を削除するものであります。

6ページになりますが、別表第1に一般廃棄物の処理手数料を規定し、幕別地域のし尿処理手数料を定めておりますが、し尿処理手数料を一本化することから、し尿処理手数料について処理区域、除

外区域の区分を一本化し基本料金として 300 リットルまで 1,740 円、超過料金として 20 リットル増す ごとに 116 円と、それぞれ定めるものであります。

議案書の4ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、住民周知の期間を考慮し、本条例の施行期日を平成 26 年 5 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第23号、幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。 説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第23号、幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例につきまして提案 の理由をご説明申し上げます。

議案書は5ページ、議案説明資料につきましては7ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、土石採取料その他の河川産物採取料及び流水占用料について、北海道の河川法施行条例及び河川法施行細則に準拠しており、平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い改正されることから、本町の所要の改正を行うものであります。

説明資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

別表の2の土石採取料その他の河川産物採取料及び8ページになりますが、別表3の流水占用料につきまして、表のとおり改正するものであります。

次に、議案書にお戻りいただき、議案書6ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成26年4月1日とし、改正後の第21条第1項の規定につきましては、本条例の施行日以後に許可される占用料等について適用し、施行期日前に許可された占用料等については、なお従前の例によるものとする経過措置を規定するものであります。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第24号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例及び日程第8、議案第25号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

〇副町長(高橋平明) 議案第24号及び議案第25号につきまして一括して提案の理由をご説明申し上げます。

まず、議案第24号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は7ページ、議案説明資料につきましては9ページをごらんいただきたいと思います。

道路占用料については、地価水準等を勘案して算定されており、占用物件の種類ごと、所在区分ごとに定められておりますが、現行の所在3区分において、同じ区分の中でも地価の高い都市がある一方で、周辺自治体との合併によって、人口が多いながらも地価の低い都市が存在するなど、格差が生じていることから、現状の適正化を図るため、所在区分を5区分に見直しを行うなど、国では昨年11月の「道路法施行令の一部を改正する政令」に基づき、平成26年4月1日を施行期日とする道路占用料の額の改正を行っております。

北海道においても国に準拠し、北海道道路占用料徴収条例の改正を行うことから、道路占用料が国、 道、町それぞれ差異があることは、占用者にとって不合理な状況となりますことから、本町におきま しても、国、道に準拠すべく所要の改正をするものであります。

あわせて、消費税率の改正に伴う、占用期間が一月に満たない場合の占用料の額の規定を改正する ものであります。

9ページをごらんいただきたいと思います。

第2条第2項につきましては、消費税に関する条文になり、「100分の105」を「100分の108」に改めるものであります。

別表につきましては、占用料の額を定めたものでありますが、9ページから 10ページにつきましては、道路法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物関係で、電柱・電話柱などの占用料の改正であります。

なお、占用物件において一部変更を行っております。

次に、10ページ下段から12ページ中段になりますが、法第32条第1項第2号に掲げる物件関係で、 上下水道管やガス管などの占用料の改正であります。

なお、管の種類ごとを廃止し、1項目に統合しております。

次に、12ページ中段から 14ページ中段までは、法第 32 条第 1 項第 3 号から第 6 号関係の鉄道・日よけ・地下室・露店などに関するもの及び道路法施行令第 7 条第 1 号関係の看板・標識などに関するものであります。

なお、一部占用物件の文言の整理を行っております。

次に、14 ページ中段になりますが、施行令第7条第2号に掲げる工作物及び第3号に掲げる施設の占用料を新たに追加するものであります。

第2号に掲げる工作物とは、太陽光発電設備及び風力発電設備であり、また、第3号に掲げる施設とは津波から一時的な避難場所として機能を有する堅固な施設であります。

次に、14ページ下段から 15ページまでは、施行令第7条第4号から第13号関係で工事用施設・建築物などに関するものであります。

なお、追加による号数の修正や文言の整理を行っております。

次に、15ページ下段から16ページにつきましては、備考の文言の整理を行っております。

議案書の11ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成26年4月1日からとするものであります。 経過措置として、第2項では、施行日前に許可された条例第2条第2項の占用料については、従前の例によるものとするものであります。

また、第3項では、施行日前に許可を受けた1月以上継続する場合の占用料について、平成26年度 以降については、改正後の占用料を適用し、新占用料額が当該既存占用物件に係る前年度分の占用料 に1.2を乗じて得た額を超える場合は、その1.2を乗じて得た額とするものであります。

続きまして、議案第25号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書は12ページ、議案説明資料につきましては17ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、消費税率の改正とあわせて、先にご説明いたしました幕別町道路占用料に関する条例で定めております占用料に準拠している都市公園の使用料につきまして、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 17 ページをごらんいただきたいと思いますが、第 9 条第 2 項につきましては、消費税に関する条文になり、「100 分の 105 」を「100 分の 108 」に改めるものであります。

次に、17ページから 20ページにかけて、別表第3につきましては、都市公園の占用についての使用料を定めておりまして、準拠いたします道路占用料の改正に合わせて改正するものであります。

議案書にお戻りいただき、13ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成26年4月1日からとするものであります。 経過措置として、第2項では、施行日前に許可された条例第9条第2項の使用料については、従前 の例によるものとするものであります。

また、第3項では、施行日前に許可を受けた1月以上継続する場合の使用料については、平成26年度以降については、改正後の使用料を適用するとしたものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。 (質疑ありの声あり)
- ○議長(古川 稔) 増田議員。
- ○17番(増田武夫) 大分大幅な値下げになるわけでありますけれども、町の収入としてどのぐらいの 影響が出てくるのか。主に大きなのは北電の電柱などだと思うのですけれども、道内ほとんどの町村 がこのような改定が行われるのか、その辺いかがでしょうか。
- ○議長(古川 稔) 土木課長。
- ○土木課長(湯佐茂雄) まずあの、収入への影響額ということでございますけれども、ただいま電話、 電柱ですとか電話柱が大きなものということもありますけれども、今現在、許可している現在調定し ている額と今回改正する額を比較いたしますと、現在見込みでありますけれども、計算見込みといた しましては、約1,067万円の収入見込みでございます。

今回この改正を当てはめまして今の許可を計算いたしますと、収入額が約 638 万円ということになりまして、約 425 万 7,000 円の減、率にいたしますと約 40%の減ということになってございます。 道内の市町村ということですけれども、ちょっと全道的には調べておりませんが、帯広市さん、それと音更町さん、芽室町さんも変更されるというふうに伺っております。

- ○議長(古川 稔) 増田議員。
- ○17番(増田武夫) 北電にしても、電話、NTT などにしても、赤字で困ってるような企業ではないわけで、そうした点では 40%もの大幅な値下げというのは、現在の状況に合わないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(古川 稔) 建設部長。
- ○建設部長(佐藤和良) 今回の改正につきましては、背景としまして道路法の中で占用の額を、使用料を設定することができると。

今回、区分が今までは全国で3区分と大まかな区分でございましたけれども、国が地価等を考慮して、現状を見て5区分に区分をいたしました。

幕別町については一番最後の第5、第5級地ということで、地価の一番安いところというところで 市町村名が該当しております。そういった中身で、今までの3区分から5区分にすることで、その地 価がより実勢に近い形での区分ということになります。

確かに北電柱、それから電話柱、かなりの本数がございます。北電柱ですと 8,700 本、電話柱でありますと 5,500 本とかなり大きな占用額も占めておりますけれども、中には民間の方の看板ですとかあるいは埋設管でありますとか、そういうったものも今回の改正に伴って減額というか安くなっていくということでございます。全般的な地価をもとに基づいた価格の設定でございますので、これが妥

当であるというふうに考えております。

- ○議長(古川 稔) 増田議員。
- ○17番(増田武夫) 今、帯広、音更、芽室、それに続いて幕別が引き下げるということですね。そのほかの町村はそれに準じてやらないわけですよね。で、こうやって貴重な財源でもあるわけですし、やはり財政が厳しい中で率先して引き下げていくというのはいかがなものかと思います。やはりきちんと確保するものは確保するという姿勢でいくべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(古川 稔) 建設部長。
- ○建設部長(佐藤和良) ちょっと道内的な市町村の関係については、近傍のところだけ調査しておりまして、全体的な市町村についてはちょっと把握しておりませんでしたが、国ですとか道については、このとおり引き下げされるということで、我が町につきましては、国に道に準拠していると。

結局、大きな北電さんあるいは NTT さん、そういう電波事業者っていうのでしょうかね、通信事業者ですか、そういったところにつきましては、全道的あるいは全国的にそういう占用料を払っているわけでございますけれども、例えば国の用地、それから道の用地あるいは町の用地がそれぞれに価格が違うというのは、いかがなものかなというふうに考えております。

事業者から言えば、同じ土地の価値であるのではないかというところで考えれば、そこに差異が出るというのはいかがかなということで、町としましては国、道に準拠した形でそれを設定させていただいたということでございます。

- ○議長(古川 稔) ほかに質疑ありますか。中橋議員。
- ○15番(中橋友子) それぞれの市町村は、それぞれの道路管理は責任を持ってやる、それぞれの事情があってやる。国や道に準拠しなければならないというようなその縛りというものは、基本的にはないのだと思うのですよね。で、相手側から何らかの事情があって、これ以上負担ができないのだとか、そういうお話があれば、それは当然相談に乗ることにもなるでしょうけれども、そういうものも何にもないのに率先して国と道に合わせるっていう、そして町の収入を減らすっていうことがどうも理解できないのですが、そのところはもう一度ご説明いただけますか。
- ○議長(古川 稔) 建設部長。
- ○建設部長(佐藤和良) 占有料の賃料の算定基礎というのが、地価水準、固定資産税の評価額をもと にして、国も道も定めてございます。

たくさんの収入を得るということは、確かに大事かと思いますけれども、一つの積算のもとになるものがこういったものでございますので、そういったものに5区分、今回、区分がされましたので、それに基づいて変更したものであります。

- ○議長(古川 稔) 中橋議員。
- ○15番(中橋友子) なぜ、今の時期に取り組まれたのでしょうか。 過去からずっと同じだったと思うのですけれども、国や道が今変えたのですか。
- ○議長(古川 稔) 建設部長。
- ○建設部長(佐藤和良) 国、道におきましても、この平成 26 年の 4 月 1 日からということでございます。
- ○議長(古川 稔) 中橋議員。
- ○15番(中橋友子) 国や道は同じように引き下げを行ったということなのでしょうか。 それにしても、その何て言うのですか、ほかの市町村、4市町村以外は情報もないということでありますから、準じたということなのでしょうけれども、わざわざ今急ぐ必要性というのは見当たらないのですけれども、どういう必要性から今提案されたのですか。
- ○議長(古川 稔) 建設部長。
- ○建設部長(佐藤和良) 国、道が地域を見直した中で、固定資産評価をもとに5地域に分けております。その平成26年4月、来月からですけれども、全国的にそういった形で対応されるということです

ので、町もそれに合わせたというところでございます。

○議長(古川 稔) ほかにありませんか。

(なしの声あり)

ほかにないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

それでは日程第7、議案第24号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第8、議案第25号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例につきましては、 原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第26号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。 説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第26号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は14ページ、議案説明資料につきましては21ページをお開きいただきたいと思います。 本条例につきましては、福島復興再生特別措置法の改正に伴い、引用条項を改正するものであります。

なお、同法に規定する入居者資格の特例については、従前と変更はないものであります。

議案説明資料の 21 ページになりますが、第 6 条中の「第 20 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に改めるものであります。

議案書にお戻りをいただき、14ページになりますが、附則についてでございます。

本条例の施行期日を平成26年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 27 号、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第27号、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について 提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は15ページ、議案説明資料につきましては22ページをお開きいただきたいと思います。 特定公共賃貸住宅については、若年労働者が少ない幕別本町地区、忠類地区に単身者向け住宅を、 また、忠類地区については定住促進を行う目的から一般世帯向けの住宅をそれぞれ供給するため建設 を行い、管理を行ってきたものであります。

家賃については、民間賃貸住宅の家賃との均衡を考慮し、管理開始後20年間を限度として減額を行うことができると本条例制定時に定めており、入居者からの申請により減額した入居者負担額の納付を求めてまいったところであります。

平成 26 年度になりますと、当初に建設した住宅が管理開始後 20 年を経過することから、通常の月額家賃の納付を求めることとなり、急激な家賃の上昇によって入居者の負担増が生じることとなることから、若年労働者の確保及び定住促進の観点から、これまでと同様に引き続き家賃を減額できるよう、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 22 ページになりますが、第 13 条につきましては、「当該特公賃住宅の管理開始後 20 年間を限度として、」を削り、第 15 条中「、特公賃住宅の管理を開始した日からの経過年数等」を 削るものであります。

議案書にお戻りをいただき、15ページになりますが、附則についてでございます。

本条例の施行期日を平成26年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。 (なしの声あり)
- ○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第28号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。 説明を求めます。

高橋副町長。

〇副町長(高橋平明) 議案第28号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の16ページをごらんいただきたいと思います。

今回の変更は、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定によります過疎地域とみなされる 区域に係る「幕別町過疎地域自立促進市町村計画」、いわゆる過疎計画でありますが、この過疎計画に 登載されていない事業を新たに追加するものであります。

17ページになりますが、別紙、「幕別町過疎地域自立促進市町村計画(変更)」でありますが、過疎計画の具体的な変更内容についてでありまして、表の上段が変更前、下段が変更後となります。

今回、追加する事業は3事業でありまして、一つ目として、区分3「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の(3)計画の表の事業名(1)市町村道の事業内容に「公親線道路整備事業」を追加するものであり、二つ目が同じく区分3の(3)計画の表の事業名(2)農道の事業内容に「道営農業競争力基盤整備事業(農地整備事業(畑地帯担い手支援型))忠類地域」を追加するものであります。

次に、18ページになりますが、三つ目として、区分7「教育の振興」の(3)計画の表の事業名(4)「過疎地域自立促進特別事業」の事業内容に「忠類小学校改修事業」を追加するものであります。

これらの3事業につきましては、過疎対策事業債の対象であり、起債事業とするためには、過疎計画への登載が必要となりますことから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、 議決を求めるものでございます。

なお、北海道との事前協議につきましては、3月3日をもって協議を終え、異議がない旨の回答を いただいておりますことをご報告申し上げます。 以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 29 号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。 説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第29号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明申し上げます。

議案書は19ページ、議案説明資料につきましては23ページをお開きいただきたいと思います。

組合市町村職員の退職手当の支給に関する事務を共同処理するため道内市町村等で組織している北海道市町村職員退職手当組合から、「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」が平成 26 年 3 月 31 日付で解散脱退することに伴い、事務組合の規約に変更が生じるため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づく変更に係る協議依頼がありましたことから、地方自治法第 290 条の規定に基づき議決を求めるものであります。

説明資料をごらんいただきたいと思います。

規約の変更内容でありますが、別表(上川)の項中「上川中部消防組合」と、同表(胆振)の項中「伊達・壮瞥学校給食組合」を削るものでございます。

議案書にお戻りをいただき、附則についてでございますが、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 30 号、東十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

〇副町長(高橋平明) 議案第30号、東十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について提案 の理由をご説明申し上げます。

議案書は20ページ、議案説明資料につきましては24ページをごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、 平成26年4月からは「障害程度区分」の文言が「障害支援区分」の文言に改められることに伴い、東 部4町にて共同設置している東十勝障害程度区分認定審査会の規約に変更が生じるため、地方自治法 第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議決を求めるも のであります。

説明資料をごらんいただきたいと思います。

題名中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改めるとともに、第1条及び 第2条中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改めるものであります。

議案書にお戻りをいただき、附則についてでございますが、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。 (なしの声あり)
- ○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。 したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議事の都合により、明 14 日から 19 日までの 6 日間は、休会いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。 したがって、明14日から19日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。 なお、議会再開は3月20日午後2時からであります。

12:13 散会

第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成26年第1回幕別町議会定例会 (平成26年3月20日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘

(諸般の報告)

日程第2 発議第1号 幕別町議会基本条例

日程第3 発議第2号 幕別町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第4 発議第3号 幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第5 発議第4号 幕別町議会広報広聴委員会条例の一部を改正する条例

日程第6 発議第5号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書

日程第7 議案第31号 平成25年度幕別町一般会計補正予算(第8号)

日程第8 議案第2号 平成26年度幕別町一般会計予算

日程第9 議案第3号 平成26年度幕別町国民健康保険特別会計予算

日程第10 議案第4号 平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算

日程第11 議案第5号 平成26年度幕別町介護保険特別会計予算

日程第12 議案第6号 平成26年度幕別町簡易水道特別会計予算

日程第13 議案第7号 平成26年度幕別町公共下水道特別会計予算

日程第14 議案第8号 平成26年度幕別町個別排水処理特別会計予算

日程第15 議案第9号 平成26年度幕別町農業集落排水特別会計予算

日程第16 議案第10号 平成26年度幕別町水道事業会計予算

(日程第8~第16、平成26年度各会計予算審查特別委員会報告)

日程第17 陳情第1号 「地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する

意見書」の提出を求める陳情書

(総務文教常任委員会報告)

日程第18 陳情第3号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る陳情書

(産業建設常任委員会報告)

日程第18の2 発議第6号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関

する意見書 日程第18の3 発議第7号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書

日程第19 議案第32号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議員の派遣について 日程第20

日程第21 常任委員会所管事務調查報告

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

閉会中の継続調査の申し出 日程第22

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会

会議録

平成26年第1回幕別町議会定例会

1 開催年月日 平成26年3月20日

2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂

3 開会・開議 3月20日 14時00分宣告

4 応集議員 全議員

出席議員 (19名) 5

議長古川稔

副議長 千葉幹雄

1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵

6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥

12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子 16 野原恵子

17 増田武夫 18 斉藤喜志雄

6 欠席議員

11 芳滝 仁

地方自治法第121条の規定による説明員

長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明

育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子 教

代表監查委員 柏本和成 農業委員会会長 杉坂達男

総 務 部 長 古川耕一 教 育 部 長 羽磨知成

会 計 管 理 者 田井啓一 経 済 部 長 田村修一 民 生 部 長 川瀬俊彦 画 室 長 伊藤博明

建 設 部 長 佐藤和良 忠類総合支所長 姉崎二三男

企

札 内 支 所 長 飛田 栄

総 務 課 長 菅野勇次

企 画 室 参 事 細澤正典 糠内出張所長 妹尾 真

地域振興課長 原田雅則 こ ど も 課 長 山岸伸雄 税 務 課 長 中川輝彦 経済建設課長 天羽 徹

土 木 課 長 湯佐茂雄

8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘

議事の経過

(平成26年3月20日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長(古川 稔) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

「会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、1番小川議員、2番寺林議員、3番東口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

- ○議長(古川 稔) この際、諸般の報告を事務局からさせます。
- ○事務局(野坂正美) 本日、11 番芳滝議員より欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いた します。
- ○議長(古川 稔) これで、諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

日程第2、発議第1号から日程第7、議案第31号までの6議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、発議第 1 号から日程第 7、議案第 31 号までの 6 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第2、発議第1号、幕別町議会基本条例を議題といたします。 提出者の説明を求めます。

牧野茂敏議員。

○9番(牧野茂敏) 発議第1号、幕別町議会基本条例の提案説明をします。

提案理由であります。

町議会では、平成22年3月から議会運営委員会において議会改革を進めるべきとの認識により、議会運営のあり方24項目について検討を行い、その中の1項目である議会基本条例の制定についての討議を重ねてまいりました。

平成23年11月22日付で、議長から議会運営委員会に対し、議会基本条例の制定に向けた検討を行うよう諮問がなされ、平成25年3月25日に議会運営委員長から議長に議会運営の基本的事項を定めた仮称幕別町議会基本条例を制定することについては、平成25年度中に議会基本条例を制定し、平成26年度から執行すべきものとの答申をいたしました。

これまでパブリックコメント及び議会報告会での町民等からの意見を受け、議会運営委員会並びに 全員協議会で協議を重ね、議会及び議員活動の活性化と議会改革を後退することなく、さらなる発展 をさせ、町民の皆様に信頼される開かれた議会運営を目指し、議会が担うべき役割を果たすため、議会運営の基本項目を定める幕別町議会基本条例案を、去る3月4日に議長へ報告したところであります。

議会基本条例は、町民にわかりやすく、開かれた議会を目指すもので、積極的な情報の提供、公開と議会活動への多様な町民参加の推進、政策立案、政策提言等の強化、議会報告会の開催などを想定し、町民の付託に応えるための議会の最高規範として制定するものであります。

議案書をごらんください。

発議第1号

平成 26 年 3 月 20 日

幕別町議会議長古川稔様

提出者、幕別町議会議員牧野茂敏

賛成者、幕別町議会議員中橋友子

幕別町議会基本条例

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

1ページをごらんください。

議会基本条例は、前文を初め、第1章から第8章まで、条文は、第1条から第20条までの構成であります。

2ページになります。

第1条は「目的」です。

議会の役割を明らかにし、議会に関する基本的な事項を定め、町民に身近で信頼される住民福祉の 向上を目指すことを規定しています。

第2条は「基本理念」であります。

議会運営の基本理念は、町民に開かれた議会を目指し、住民に信頼され、住民とともに進む議会に取り組むことを規定しています。

第3条から第5条は、「議会及び議員の活動原則」であります。

議会は、町民の代表議決機関であることを自覚し、常に町民に信頼される開かれた議会を目指すことなどを規定しています。

3ページになります。

第6条及び第7条は、「町民と議会との関係」であります。

議会の果たすべき重要な責任として情報の公開、町民に対する説明責任の履行及び町民に対し、意見交換の場として議会報告会を開催するなどを規定しています。

第8条、次のページになります第9条は、「町長等と議会との関係」であります。

本会議における質問または質疑及び答弁は、町政上の論点及び争点を明確にして、質疑は一問一答方式、または一括方式で行うこと。

町長等は、議員から質問等を受けたときは、その論点を整理するため、答弁に必要な範囲内で反問 することができることなどを規定しています。

第10条から第12条は、「委員会の活動」であります。

議会運営は、委員会において審査及び調査を行った後に、本会議で審議することなどを規定しています。

5ページになります。

第13条から第15条は、「議会及び事務局の組織体制整備」であります。

議会は、議員の政策形成等の能力向上のため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させ、実現できるよう努めることなどを規定しています。

第16条から次のページになります第18条は、「議員の政治倫理、身分及び待遇」であります。

議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くこ

とのないよう行動することなどを規定しています。

第19条及び第20条は、「最高規範性及び見直し手続」であります。

議会基本条例は、議会における最高規範であること、この条例の目的が達成されているかを速やかに議会運営委員会で検討することなどを規定しています。

附則ですが、本条例は、平成26年4月1日から施行するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第1号、幕別町議会基本条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第2号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則から日程第5、発議第4号、幕 別町議会広報広聴委員会条例の一部を改正する条例までの3議件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

牧野茂敏議員。

○9番(牧野茂敏) 発議第2号から発議第4号まで一括して説明をいたします。

初めに、発議第2号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則の提案を説明いたします。

議案書をごらんください。

発議第2号

平成 26 年 3 月 20 日

幕別町議会議長古川稔様

提出者、幕別町議会議員牧野茂敏

賛成者、幕別町議会議員中橋友子

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由ですが、全国町村議会議長会が示しております標準町村議会会議規則に合わせ、文言の整理を行うため規則の一部を改正するものであります。

別冊でお配りしております発議説明資料の1ページをごらんください。

第14条第1項中の「2人」を「発議者以外の1人」と改めるものです。

第47条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加えるものです。

第63条中「第59条(質疑又は討論の終結)第1項」を「第55条(質疑の回数)及び第59条(質疑又は討論の終結)第1項」に改めるものです。

説明資料の2ページになります。

第101条中「、委員会付託」を「、委員会の付託」に改めるものです。

第103条中「帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機、携帯電話機及び録音機の類」を「議事進行の妨害及び他の傍聴人に迷惑になるようなもの」に改め、同条ただし書中「病気その他」を「特別」に改めるものです。

第124条の見出しとして「(会議録の記載事項)」を付するものです。

議案書にお戻りください。

附則ですが、この規則は、公布の日から施行するものです。

次に、発議第3号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案を説明します。

議案書をごらんください。

発議第3号

平成 26 年 3 月 20 日

幕別町議会議長古川稔様

提出者、幕別町議会議員牧野茂敏

賛成者、幕別町議会議員中橋友子

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由ですが、全国町村議会議長会が示しております標準町村議会委員会条例に合わせ、文言の 整理を行うため条例の一部を改正するものです。

説明資料の3ページをごらんください。

第20条の見出し中「処置」を「措置」に改めるものです。

議案書にお戻りください。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行するものです。

次に、発議第4号、幕別町議会広報広聴委員会条例の一部を改正する条例の提案説明をします。 議案書をごらんください。

発議第4号

平成 26 年 3 月 20 日

幕別町議会議長古川稔様

提出者、幕別町議会議員牧野茂敏

賛成者、幕別町議会議員中橋友子

幕別町議会広報広聴委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由ですが、平成24年地方自治法の改正に伴い、条例の委任条項が変更になりましたことから 条例の一部を改正するものです。

説明資料、4ページをごらんください。

第1条中「第111条」を「第9項」に改めるものです。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- ○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。ありませんか。 (なしの声あり)
- ○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第2号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第3号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第4号、幕別町議会広報広聴委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、発議第5号、「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書を議題といたします。 提出者の説明を求めます。

中橋友子議員。

○15番(中橋友子) 朗読をもって、提案にかえさせていただきます。

発議第5号

平成 26 年 3 月 20 日

幕別町議会議長古川稔様

提出者、幕別町議会議員中橋友子

賛成者、幕別町議会議員斉藤喜志雄

賛成者、幕別町議会議員前川雅志

賛成者、幕別町議会議員藤原孟

賛成者、幕別町議会議員田口廣之

賛成者、幕別町議会議員牧野茂敏

「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「手話言語法 (仮称)」の制定を求める意見書

手話とは、音声ではなく、手指や体の動き、表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。

「音声が聞こえない」「音声で話すことができない」など、ろう者にとって、日常生活や社会生活を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。しかしながら、我が国で手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くの学校で手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

国連総会において、平成18年12月に採択された「障害者権利条約」の第2条に、「『言語』とは、 音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語に含まれることが明記 された。

我が国は、権利条約批准に当たり必要な国内法の整備が必要なため、平成23年7月、障害者基本法の改正を行い、手話が言語であることを明確に位置づけ、平成26年1月、権利条約を批准したところである。

今後さらに、音声言語中心の社会から、ろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力を十分なものとするために、権利条約で「言語」に関連して置かれているさまざまな規定に対応し、手話言語に関する「手話を獲得する」「手話で学ぶ」などの権利を保障するための専門法である「手話言語法」の制定が必要である。

よって、国においては、「手話言語法(仮称)」を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 20 日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣以上であります。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第31号、平成25年度幕別町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。 説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第31号、平成25年度幕別町一般会計予算補正予算(第8号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,214 万 2,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 146 億 3,293 万 7,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載をしております「第1表 歳入 歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

変更でありますが、3款民生費、2項児童福祉費、札内南保育園建設費補助金等事業につきましては、労務単価の引き上げに伴い、建設費補助金を追加するもので、既定予算と同様に全額翌年度へ繰り越すものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、2項児童福祉費、3目常設保育諸費1,114万2,000円の追加でございます。

19 節の札内南保育園建設費補助金につきましては、本年1月31日に一般会計補正予算(第6号)にて議決をいただいたところでありますが、翌日の2月1日から労務単価が北海道で7.5%引き上げることに伴う建設費への影響額に関しましては、当時、時間的な制約等により金額に反映ができなかったところであります。

その後、町と事業者にて、労務単価の引き上げ分を建設費に反映させるべく設計費の見直しを行うことで協議が調い、見直し後の設計費をもとに3月17日に入札が執行されたところであります。この入札結果を踏まえ、町が補助すべき額を積算いたしましたところ既定予算額に不足を生じますことから追加を行おうとするものであります。

なお、入札結果につきましては、建設本体及び平成 26 年度の外構部分を含め、5 億 8,914 万円 (消費税込)となり、さきに入札がなされた実施設計と工事管理に係る金額 2,142 万円を加えますと、総事業費は6 億 1,056 万円となったところであります。このうち町が負担する金額につきましては、国庫補助金法人負担分 (5 %相当分)及び町補助対象外経費を除き平成 26 年度分を含めて、4 億 2,127 万 9,000 円となる予定であります。

次に、8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費2,100万円の追加でございます。

13 節、14 節、いずれも除雪に係る費用でありますが、3月9日から10日にかけての降雪及び3月13日から14日にかけての降雪に対しまして、除雪出動を実施したことにより、現計予算に不足が生じておりますことから、このたび追加させていただくものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページになります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 2,273 万 6,000 円の追加でございます。現年課税分の追加であります。

2項1目固定資産税940万6,000円の追加でございます。現年課税分の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第8、議案第2号、平成26年度幕別町一般会計予算から日程第16、議案第10号、平成26年度幕別町水道事業会計予算の9議件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長乾邦廣議員。

○8番(乾 邦廣) 朗読をもって報告をさせていただきます。

平成 26 年 3 月 20 日

幕別町議会議長古川稔様

予算審查特別委員長乾邦廣

予算審查特別委員会報告書

平成26年3月4日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記

1、委員会開催日

平成 26 年 3 月 17 日、 3 月 18 日 (2 日間)

2、審査事件

議案第2号、平成26年度幕別町一般会計予算

議案第3号、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計予算

議案第4号、平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算

議案第5号、平成26年度幕別町介護保険特別会計予算

議案第6号、平成26年度幕別町簡易水道特別会計予算

議案第7号、平成26年度幕別町公共下水道特別会計予算

議案第8号、平成26年度幕別町個別排水処理特別会計予算

議案第9号、平成26年度幕別町農業集落排水特別会計予算

議案第10号、平成26年度幕別町水道事業会計予算

3、審査の結果

議案第2号、平成26年度幕別町一般会計予算から議案第10号、平成26年度幕別町水道事業会計予算までの9議件の原案を「可」とすべきものと決しました。

○議長(古川 稔) 報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑 は省略いたします。

これより、討論を行います。

まず、議案第2号、平成26年度幕別町一般会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○15 番(中橋友子) 日本共産党幕別議員団を代表して、議案第2号、平成26年度幕別町一般会計予 算に対する反対討論を行います。 安倍政権が誕生して1年3カ月となりました。消費税の増税、社会保障の改悪、TPP 推進など、暴走する政治の犠牲が、地方政治に深刻な影響を与えています。

また、地方財政削減、社会保障などの最低基準を定めた義務づけや枠づけなどの見直しによって、 住民福祉の基幹としての自治体の機能と役割の弱体化、地域経済の衰退が加速しています。

本町の町民の暮らしは、25年3月末で年間収入は100万円以下が、給与収入においては27.3%、年金収入においては57.9%になっており、その後の経済対策として進められてきたアベノミクスの経済効果の実感はなく、経済の低迷と貧困に直面しているのが現状です。

4月からは、さらに消費税の3%の増税を初め、年金の2度目の削減 0.7%削減など、追い打ちがかけられます。こういうときだからこそ、町政は地域と暮らしを守るために、町民の立場から国に対して積極的に発信を行うとともに、自治体としてでき得る施策を可能な限り取り組んでいく必要があります。

そこで、平成26年度の一般会計予算でありますが、歳入歳出総額は134億8,522万1,000円で提案されました。この提案の中には、長い間の町民の要望でありましたへき地保育所の通年化、あるいは保育所の待機児の解消や障害者の新たに設けたチャレンジ雇用事業、また就学援助制度の準要保護世帯に対する給付額の維持など、新たな事業もしくは拡充等に取り組み、要望に応えたものと評価するものであります。

その上に立って、次の改善を求めたいと思います。

一つは、議案審議の中で何度も討論をしてまいりました滞納整理機構の委託の問題であります。今年度は、13 件分を予算化されました。賦課徴収義務は、その始まりから完結まで町民に責任を持つ町職員が直接行うべきものと考えております。心ならずも滞納している人に一人一人寄り添い相談することで、執行停止のことも含め解決を見るべきものと思います。この滞納整理機構、十勝市町村滞納機構として 2007 年に発足し、これまで 7 年を経過いたしました。その発足時に自主性を損なうと、当初の提案を否決する自治体もあり、再提案でスタートしたという経過もあります。委託に委ねていない自治体もあるとのことであり、今後、見直しも含め、町から積極的に提言を行っていくべきではないでしょうか。

二つ目は、これら滞納に至る背景です。

担税能力を越えた賦課があるということはいなめません。国保税、介護保険料、水道料などなど、 町独自の軽減、減免制度を設けることをこれまでも強く訴えてまいりましたが、低所得者に対する支 援をやはり行っていくべきものと考えます。

審議の中で、国保料の滞納者のうち不納欠損に至ったのは、平成 24 年度で 252 件、金額で 2,562 万 6,000 円と言われました。そして、そのうちの低所得者がどのぐらい占めるかということについては、252 件のうちの件数では 249 件、実に 98.8%、また金額では 2,558 万 550 円に上り、全体の 99.8% を占めています。不納欠損も結果的には、被保険者、保険者の負担になり、支援策を行って不納欠損に至らない、あるいは減らしていくという方向性が必要ではないでしょうか。このことを強く求めたいと思います。

3点目は、学校給食費についてであります。

今回の提案は、1食当たり5円から7円の引き上げで提案されました。そして、町が負担する地元食材費を3円から8円に引き上げてという提案でありましたが、この引き上げが15円から16円ということで、現状を保つことが計算上はできます。つまり、これらの手だてをとって、総額で510万円程度の不足だという説明でありましたから、この510万円程度の不足分は、子供たちの教育の一環と考えて、包み込んでいける範囲のものではないかというふうに判断いたします。

また、奨学資金の給付において、学力を条件とすることを、これは即刻中止すべきものと考えます。 どんな状況の児童生徒にも、教育を受ける機会をひとしく保障していくことこそ、行政、教育行政 の役割ではないでしょうか。こういう保障をすることによって、学力を高める道につながります。こ のことを繰り返し申し上げ、学力を条件とすることは中止を求めます。 要望の最後としては、消防の広域化についてであります。

東日本の大震災から3年を経過し、防災に向けたたくさんの教訓が生まれています。その一つが、 地域のコミュニティであり、また顔の見える防災体制、防災組織づくりが大切だということです。こ の教訓を生かし、北海道から示された無理な消防の広域計画に進むことを改めて、これからも東十勝 消防組合として東部4町村での連携で、町民の生命、財産を守る方向に進むことが大事だと思います。

以上、5点申し上げましたが、経済状況は大変厳しく、今後もその状況が続くと思います。

しかし、「入るをはかりて出るを制す」と、この立場で、財政が厳しくても必要な財源を知恵で工夫、 工面する。その手法として、豊富な町の農林水産あるいは商工、これらの関係の資源を生かし、付加 価値をつける研究や自然エネルギーの開発、活用など地域循環型の経済の確立を目指す努力が必要だ と思います。そのことが、雇用の拡大や税収を上げていくことにつながっていくのではないでしょう か。このことに、町の総力を挙げて、町民の皆さんと一緒に取り組むことを求め、反対討論といたし ます。

- ○議長(古川 稔) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 牧野茂敏議員。
- ○9番(牧野茂敏) 議案第2号、平成26年度幕別町一般会計予算について、私は予算審査特別委員長の報告に対して賛成の立場で討論を行います。

国政では、自民党・公明党の連立政権によりアベノミクス、三本の矢を柱とした経済再生に向けた 政策が打ち出されたことにより、徐々にではありますが、経済市場は株高、為替の円安方向に動き、 明るさを取り戻しつつあるとの報道もされているところであります。

しかしながら、財政健全化や社会保障制度改革の取り組みに加え、消費税の引き上げ、TPP 交渉への参加交渉など、今後の国家財政を考慮すると予断を許さない状況にあるものと考えております。

このような中、政府は、平成25年度において補正予算5.5兆円を編成し、26年度予算と合わせ経済再生、デフレ脱却と財政健全化を合わせて目指すとともに、社会保障と税の一体改革を実現する最初の予算と位置づけ、切れ目のない経済対策で景気の底上げをしていくという措置をとりました。

地方交付税の削減や町税の大幅な伸びが期待できない中、本町においてはこの措置に敏感に対応し、 25年度の補正予算に可能な限りの公共事業費を前倒しして予算を計上し、有効な財源確保を進めたことは高く評価したいと思います。

一般会計の新年度予算は 134 億 8,522 万円ほどで、前年度当初予算と比較いたしますと 1 億 1,942 万円余り、率にして 0.9%の増となっているところであり、庁舎建設事業などの大型事業の補正が予定されている中にあって、本町の地域経済の活性化に配慮した予算編成となっていることに期待しているところであります。

さて、本予算に計上されている各種施策につきましては、先般の予算特別委員会において十分議論 されましたことから、特徴的なものについてのみ述べさせていただきたいと思います。

初めに、歳出でありますが、総務費におきましては、幕別本町地区と忠類地区で進めている定住対策事業による効果が好調に推移しており、平成26年度予算は前年度同額の3,700万円が計上され、定住人口の増加に期待しているところであります。

防災においては、防災マップの作成、防災対策備品、避難所看板の設備など、今後においても防災 整備が図られていくものと考えております。

民生費におきましては、へき地保育所の通年開所、保育時間の延長や子育て支援センターの一時保育室を活用したゼロ歳から1歳児の入所定員の拡大、新たに札内南保育園の運営委託や建設費補助など、子育て支援にかかわる事業の充実が図られるものと考えております。

農林業費におきましては、道営畑総事業を初め、土づくり、有害鳥獣など、農業経営の確立のため に対策を講じているものと考えております。

商工費におきましては、平成24年度から開始した住宅新築リフォーム奨励事業の実施による経済波及効果が、今後においてもその効果に期待するところであります。

教育費においては、地産地消材料費への増額により、地元食材が多く活用できることが期待されているところであります。

一方、歳入におきましては、自主財源である町税収入の確保のために、町民の皆さんが税金を納めやすい環境となるよう配慮されているところでありますが、今後においても引き続き、滞納者へのきめ細やかな対応によって、収納の公平を担保するなど最大限の努力を払っていただきたいと思います。

市町村の財政を取り巻く環境が依然として厳しい状況の中、予算編成には苦慮されたものと拝察するところでありますが、町長を先頭として、今後とも職員の人材育成と政策形成能力の向上に努められ、町民との協働の理念に基づいた安全・安心なまちづくりを確実に進めていただくことを願っているところであります。

本予算は、こうしたまちづくりを進める上で大きな力となるものと確信しており、委員長報告のと おり可とすることについて賛成するものであります。

以上を申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長(古川 稔) ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号、平成26年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成26年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするも

のであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成26年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成26年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とする ものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成26年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成26年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第10号、平成26年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、陳情第1号、地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長前川雅志議員。

○13番(前川雅志) 朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成 26 年 3 月 20 日

幕別町議会議長古川稔様

総務文教常任委員長前川雅志

総務文教常任委員会報告書

平成26年3月4日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 26 年 3 月 13 日 (1 日間)

2、審查事件

陳情第1号「地方自治体の臨時·非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書」 の提出を求める陳情書

3、趣旨

自治体の臨時・非常勤職員は、今や3人に1人となり、全国では約70万人にも上る。それらの職員の多くは、年収が約200万円以下であるため官製ワーキングプアとも言われ、雇いどめに不安を感じながら日々の業務に当たっている。

臨時・非常勤職員の職種は、行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、図書館職員など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務についており、地方自治体は、臨時・非常勤職員の労働をなくして一日たりとも回らない状況である。

しかしながら、自治体の臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法などが適用されないなど、 待遇や雇用について保護する制度が整備されていないため、民間労働法制と地方公務員制度のはざま に置かれた存在となっている。

ついては、行政サービスの質の確保、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定、そして持続可能な 経済社会に向けて、パート労働法の趣旨を臨時・非常勤職員に適用させるなど、格差社会が増大しな いための法整備を強く要望する。

4、審査の経過

審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長(古川 稔) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第1号、地方自治体の臨時·非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書」 の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第18、陳情第3号、TPP交渉等国際貿易交渉に係る陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長藤原孟議員。

○7番(藤原 孟) 朗読をもって報告にかえさせてもらいます。

平成 26 年 3 月 20 日

幕別町議会議長古川稔様

産業建設常任委員長藤原孟

産業建設常任委員会報告書

平成26年3月11日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成26年3月11日(1日間)

2、審査事件

陳情第3号、TPP 交渉等国際貿易交渉に係る陳情書

3、陳情の趣旨

TPP は、例外なき関税撤廃を原則としていることに加え、国民一人一人の暮らしや地域社会の将来に、極めて大きな禍根を残す問題であること。また、全ての国際貿易交渉において重要品目等の関税維持が不可欠なことから、「TPP 交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守」及び「全ての国際貿易交渉における重要品目等の関税維持」について政府に求めるものであります。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長(古川 稔) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第3号、TPP 交渉等国際貿易交渉に係る陳情書についての委員長の報告は、採択であります。 本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

14:58 休憩

14:59 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程·付託省略]

- ○議長(古川 稔) ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり意見書案が追加されました。 この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
- ○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第18の2、発議第6号、地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安 定のための法改正に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、 質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第6号、地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書は、 原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

日程第18の3、発議第7号、TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書を議題といたします。 お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、 質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第7号、TPP 交渉等国際貿易交渉に係る意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第32号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。 ここで乾邦廣議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

15:02 休憩

15:02 乾議員退場

15:03 再開

○議長(古川 稔) 説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 議案第32号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして提案の理由を ご説明申し上げます。

本件は、現監査委員であります斉藤喜志雄氏より、3月13日に3月31日をもって辞職したい旨の辞職願が提出され、同日付で承認をいたしましたことから、後任として、幕別町字途別439番地の9、乾邦廣氏を選任いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、追加でお配りいたしました議案説明資料1ページに記載い

たしておりますので、ご参照いただきご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(古川 稔) 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。 本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。 ここで、除斥議員の入場のため、暫時休憩いたします。

15:04 休憩

15:04 乾議員入場

15:05 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[議員の派遣]

日程第20、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

5月15日から16日までの2日間、道内先進地視察調査に民生常任委員7人を派遣いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、5月15日から16日までの2日間、道内先進地視察調査に民生常任委員7人を派遣することに決定いたしました。

[常任委員会所管事務調查報告]

○議長(古川 稔) 日程第21、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛て に提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長(古川 稔) 日程第22、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査にかかわる事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長(古川 稔) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成26年第1回幕別町議会定例会を閉会いたします。